

# 事務事業現況調書

相模原市・津久井町・城山町・相模湖町・藤野町

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

## 事務事業現況調書 目次

協議第 9 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	1
協議第 10 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	2
協議第 16 号	行政連絡機構の取扱いについて	3
協議第 19 号	町名・字名の取扱いについて	11
協議第 20 号	土地利用の取扱いについて	12
協議第 21 号	上下水道事業の取扱いについて	15
協議第 22 号	地方税の取扱いについて	70
協議第 23 号	国民健康保険事業の取扱いについて	78
協議第 24 号	介護保険事業の取扱いについて	117
協議第 25 号	保健衛生事業の取扱いについて	132
協議第 29 号	清掃事業の取扱いについて	245
協議第 30 号	消防業務及び消防団の取扱いについて	305
協議第 31 号	防災事業の取扱いについて	358

報告第 8 号 各種事務事業の取扱いについて ( B ランク )

企画部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7 4
総務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7 7
財務部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7 9
保健福祉部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8 1
市民部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8 7
経済部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9 1
環境保全部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9 3
都市部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9 5
管理部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0 4
生涯学習部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0 8

# 協議第9号

## 議会議員の定数 及び任期の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
5	議会議員の定数及び任期の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	議会議員の定数及び任期の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会議員定数条例	城山町議会議員の定数を定める条例	津久井町議会議員定数条例	相模湖町議会の議員の定数を定める条例	藤野町議会議員の定数を定める条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<b>【議員定数】</b> 法定上限数 56人 条例定数 46人 現員数 46人  <b>【議員任期】</b> 平成19年4月29日	<b>【議員定数】</b> 法定上限数 26人 条例定数 16人（ 1） 現員数 16人  （ 1）次の一般選挙より14人とする。  <b>【議員任期】</b> 平成19年5月7日	<b>【議員定数】</b> 上限数 26人 条例定数 18人 現員数 18人  <b>【議員任期】</b> 平成17年10月25日	<b>【議員定数】</b> 上限数 22人 条例定数 12人 現員数 12人  <b>【議員任期】</b> 平成19年12月31日	<b>【議員定数】</b> 上限数 22人 条例定数 14人 現員数 14人  <b>【議員任期】</b> 平成19年9月19日

# 協議第10号

## 農業委員会委員の定数 及び任期の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					専門部会名				
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					農業委員会部会				
事務事業番号	事務事業名					協議ランク				
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町					
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局					
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会に関する法律	農業委員会等に関する法律						
歳出予算額（平成16年度）										
歳入予算額（平成16年度）										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 20人 選任による委員 4人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 3人）</p> <p>任期 平成14年7月20日～平成17年7月19日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 11人 （選挙による委員の定数）</p> <p>在任委員数 選挙による委員 8人 選任による委員 3人 （農協推薦 1人） （議会推薦 2人）</p> <p>任期 平成15年5月1日～平成18年4月30日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 16人 選任による委員 6人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 5人）</p> <p>任期 平成15年5月10日～平成18年5月9日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 10人 選任による委員 5人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 4人）</p> <p>任期 平成16年1月1日～平成18年12月31日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 11人 選任による委員 2人 （農協推薦 1人） （議会推薦 1人）</p> <p>任期 平成15年9月20日～平成18年9月19日</p>					

# 協議第16号

## 行政連絡機構の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	行政連絡機構の取扱い	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課	総務課・企画課
根拠法令等		城山町地区行政委員設置規則	津久井町補助金等にかかる予算の執行に関する規則	相模湖町行政委員設置規則	藤野町行政委員設置規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	3,108千円	6,541千円	2,839千円	5,611千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構の取扱い
	<p>【名称】 相模原市自治会連合会</p> <p>【構成】 18地区自治会連合会 432自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 159,478世帯（4/1現在） 加入率 63.3%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償によるもの</li> <li>  社協さがみはら「みんないいひと」</li> <li>  配布手数料 2.8円×3回/年×世帯数</li> <li>・無償によるもの</li> <li>  暮らしのガイド・各種チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会広報担当に業者委託等により送達して、依頼している。</li> <li>  18地区連単位で、年19回発行している地域情報紙に行事及び催物等の周知記事の掲載を依頼している。（地区自治会連合会発行）</li> <li>  広報さがみはら、市議会だよりは、新聞折込み又は郵送により配布している。</li> <li>  相模原市自治会連合会に対して、自治会等活動推進奨励金 自治会連合会運営助成金 コミュニティ助成事業助成金を交付している。</li> </ul> <p>【参考】 市世帯数 252,039世帯(4/1現在)</p>	<p>【名称】 城山町自治会連合会</p> <p>【構成】 12自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 6,231世帯（4/1現在） 加入率 76.4%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償によるもの…単位自治会への支出</li> <li>  町広報紙 9円×12回/年×世帯数</li> <li>  議会だより 9円×12回/年×世帯数</li> <li>  広報こういき 9円×12回/年×世帯数</li> <li>・無償によるもの</li> <li>  各種回覧、チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会へ送達して、依頼している。</li> <li>  町広報紙15日号は、新聞折込みにより配布している。</li> <li>  町自治会連合会に対しての助成はない。</li> </ul> <p>地区行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに地区行政委員を置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布</li> <li>・町行政に必要な各種の調査及び報告</li> <li>・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等</li> <li>・報酬（年額） 均等割額 225,000円 世帯割額 50円</li> </ul> <p>【参考】 町世帯数 8,155世帯(4/1現在)</p>	<p>【名称】 津久井町自治会連合会</p> <p>【構成】 6地区自治会連合会 62自治会</p> <p>【対象】 加入世帯数 8284世帯（15.4.1現在） 加入率 85.7%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償によるもの</li> <li>  広報つくい</li> <li>  配布手数料 15円×12回/年×世帯数 （広報に付随して配布するもの～平成16年度予定）</li> <li>  広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・町制50周年記念誌・環境基本計画概要版・その他各地区発行物等</li> <li>  広報つくい15日号は、新聞折込みにより配布している。</li> <li>  津久井町自治会連合会に対して、津久井町自治会連合会助成金を交付している。</li> </ul> <p>津久井町行政連絡員</p> <p>【目的】 町行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のために、住民で組織する自治会毎に置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行政に係る文書等の配布、周知</li> <li>・町行政に必要な各種の調査及び報告</li> <li>・町行政に関する住民の要望、意見等の伝達</li> <li>・報酬（年額） 均等割額 52,750円 世帯割額 394.5円</li> </ul> <p>【参考】 町世帯数 9,663世帯(15.4.1現在)</p>	<p>【名称】 町全体としての連合会はなし 内郷地区のみ連合会あり</p> <p>【構成】 35自治会（4/1現在） （自治会未組織数 17（4/1現在））</p> <p>【対象】 加入世帯数 2,805世帯（4/1現在） 加入率 76.5% 自治会未組織数の198世帯を加えた対象率 81.9%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償によるもの…自治会・未組織への支出</li> <li>  毎月1日号 50円×12回×世帯数 （広報に付随して配布するもの）</li> <li>  広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・その他各課発行物等</li> <li>・無償によるもの</li> <li>  1日号以外で依頼するもの。</li> <li>  町広報紙おしらせ版（15日号）は、新聞折込みにより配布している。</li> <li>  自治会連合会に対しての助成はない。</li> </ul> <p>行政委員</p> <p>【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布</li> <li>・町行政に必要な各種の調査及び報告</li> <li>・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等</li> <li>・報酬（年額） 均等割額 19,000円 世帯割額 110円</li> </ul> <p>【参考】 町世帯数 3,666世帯(4/1現在)</p>	<p>【名称】 自治会連合会は組織されていない。</p> <p>【構成】 55自治会（4/1現在）</p> <p>【対象】 加入世帯数 3,036世帯（4/1現在） 加入率 85.5%</p> <p>【行政連絡事務の依頼状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償によるもの</li> <li>  なし</li> <li>・無償によるもの</li> <li>  毎月1日号(広報に付随して配布するもの)</li> <li>  広報こういき、議会だより、体育協会だより、ゴミカレンダー、その他各課発行物</li> <li>  町広報紙おしらせ版(15日号)は新聞折込により配布している。</li> <li>  自治会に対しての助成はない。</li> </ul> <p>行政委員</p> <p>【目的】 町行政の円滑な推進と集落、地域の振興と住民福祉の増進を図るため、集落の住民が組織する自治会ごとに置く。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町行政に係る文書等の配布及び情報の周知等</li> <li>・町行政に必要な各種の調査及び報告</li> <li>・町行政に係る住民の要望、意見の伝達</li> <li>・報酬（年額） 基本額 26,800円 加算額 1270円/世帯</li> <li>・自治会数 55自治会</li> <li>・行政委員数 64人（100世帯以上の集落は複数の行政委員を設置）</li> </ul> <p>【参考】 町世帯数 3,550世帯(4/1現在)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	地域振興嘱託員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市地域振興嘱託員設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	8,131千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>地域の自治活動の円滑な運営に資するため、出張所が併設されていない独立公民館のうち、9館に各1名の地域振興嘱託員を配置して、地区自治会連合会等の事務局事務及び地域市民まつり事務、ふれあい広場事務等に従事している。</p> <p>【担当する職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治団体との連絡に関すること。</li> <li>・地域の行政に係る要望等の取り次ぎに関すること。</li> <li>・その他、市長が必要と認めること。</li> </ul> <p>【平成16年度配置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9名</li> </ul> <p>【服务内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身分 非常勤特別職</li> <li>・任期 1年</li> <li>・勤務日数 週3日</li> <li>・勤務時間 6時間/日</li> <li>・報酬 74,300円/月</li> </ul>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>* 公民館設置状況</p> <p>中央公民館（生涯学習課所管 / 文化福祉会館内に併設）</p> <p>青根公民館（生涯学習課所管）</p> <p>* 地域センター設置状況</p> <p>烏屋地域センター（烏屋支所所管 / 支所併設）</p> <p>青根コミュニティセンター（青根支所所管 / 青根中学校併設）</p> <p>三井会館（町民課所管）</p> <p>小網地域センター（町民課所管）</p> <p>串川地域センター（串川支所所管 / 支所併設）</p> <p>串川ひがし会館（串川支所所管）</p> <p>中央地域センター（中央出張所所管 / 出張所併設）</p> <p>西青山会館（串川支所所管）</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	自治会活動助成事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室	企画財政課	まちづくり課 (総務課提出分)
根拠法令等	自治会等活動推進奨励金交付要綱・相模原市自治会活動推進奨励金交付基準・自治会活動功労者等感謝状贈呈要領	城山町コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱・城山町コミュニティ保険取扱要綱	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額(平成16年度)	90,315千円	8,985千円	3,300千円	2,500千円	2,500千円
歳入予算額(平成16年度)	2,500千円	2,400千円	2,500千円	2,500千円	2,500千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会連合会及び単位自治会の円滑化、同会との連絡調整並びに意見の集約等の地域活動の推進を支援する方策の一つとして、本市及び同会と連携して活動する相模原市自治会連合会に奨励金を交付するとともに、功労者の表彰を行い、個性豊かなコミュニティづくりの推進を図る。</p> <p>【自治会等活動推進奨励金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付基準 400円×自治会加入世帯数 ・予算額 64,400千円</p> <p>【自治会連合会運営助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金(9,660千円) 地域情報紙発行補助金(13,376千円) ・予算額 23,036千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 相模原市自治会連合会 ・交付内訳 400千円×6地区 100千円×市連 ・予算額 2,500千円</p> <p>【自治会活動功労者表彰費】 ・表彰対象 地区自治会連合会長 3年以上 自治会長 5年以上 地区自治会連合会役員 5年以上 自治会役員 10年以上 ・予算額 205千円</p> <p>【自治会関係事務費】 ・予算額 174千円</p> <p>歳入の説明(各市町共通) 財団法人 自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れた受託事業収入を財源として、コミュニティ助成事業実施要綱に定める「一般コミュニティ助成事業」の適用により交付されたものである。</p>	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとともに、広報紙の配布など、町の事務に協力していただくことに対する謝礼金を交付する。 また、自治会活動に伴う、賠償責任及び傷害を負った場合に、コミュニティ保険によりこれを補償し、自治会活動の健全な発展を図る。</p> <p>【コミュニティ施設等整備事業補助金】 ・補助基準 備品整備(500千円限度) 総事業費×1/2 ・本年度予算額 5,343千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 小倉自治会 ・予算額 2,400千円</p> <p>【自治会協力謝礼】 ・交付団体 城山町内12自治会 ・算出方法 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 自治会館火災保険料 35,000円 自治会館運営費 50,000円 ・予算額 2,932千円</p> <p>【コミュニティ保険】 ・交付対象事業 自治会活動全般 ・補償内容 賠償責任 1事故1億円 傷害 死亡300万円 入院 基礎日額 5,000円 通院 " 2,000円 手術補償金 30,000円 後遺傷害補償金 9万円~300万円 傷害見舞金 住民の親族で他の地域に生活の本拠を有する方が、自治会活動参加中にケガや死亡した場合。 死亡 10万円 後遺障害 3千円~10万円 入院 8日~14日 5,000円 15日~30日 10,000円</p>	<p>【目的】 積極的な町民参加を促していくために、地域と町行政の役割分担を明確にし、自治会活動を含めたコミュニティ組織への助成を行っている。</p> <p>【自治会連合会助成金】 ・交付団体 津久井町自治会連合会 ・交付内訳 運営補助金 800千円 ・予算額 800千円</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各地域振興協議会、各地区体育振興会、各地区自治会連合協議会等 自治総合センターの実施要綱に基づき交付 ・予算額 事業の採択結果により予算計上(H16は2,500千円)</p>	<p>【目的】 積極的な自治会活動及び文化活動等を促進し、地域の健全な発展に尽力している組織に助成している。</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・交付団体 各種団体・自治会・文化団体 ・交付内訳 上限2,500千円 (自治総合センターの実施要綱) ・予算額 事業採択により計上(16年度2,500千円)</p>	<p>【目的】 住民が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るために、組織・団体等に対し助成を行う。</p> <p>【コミュニティ助成事業助成金】 ・事業名 一般コミュニティ助成事業 ・交付団体 網子ホテルとアジサイの里づくりの会 ・事業内容 アジサイ広場の整備(ベンチ・階段・歩道等の整備) ・予算額 2,500千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
12	行政連絡機構の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	自治会活動助成事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<small>31日以上 20,000円</small> ・予算額 710千円			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	自治会集会所建設等助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	市民生活課 相模原市自治会等集会所建設補助金交付要綱・ 相模原市自治会等集会所建設資金融資要綱	町民課 城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	企画政策室 津久井町自治会集会所建設補助金交付要綱・ 津久井町自治会集会所用地取得等資金融資要綱・ (地域振興特別事業補助金交付要綱)	総務課 相模湖町立集会所等の設置及び管理に関する条 例・	総務課
歳出予算額(平成16年度)	86,508千円	0千円	19,967千円	827千円	1,680千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の福祉向上に寄与するため</li> <li>・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため</li> </ul> <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所用地、建物を購入等する場合、事業を補助するもの。</p> <p>【歳出予算】</p> <p>32,500千円</p> <p>【金額等】</p> <p>土地の購入の場合 購入額の1/2、対象面積200㎡まで</p> <p>建物の購入、新築の場合 購入額(建設費)の1/2、対象面積140㎡まで 対象単価140千円/㎡まで</p> <p>【特記事項】</p> <p>土地の補助については1自治会1回。 補助を受ける自治会は、自治会の法人化をしてもらう。</p> <p>その他 自治会集会所建設事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】 相模原市自治会等集会所建設資金融資</p> <p>【歳出予算】 54,008千円(預託金)</p> <p>【目的】 自治会集会所の取得支援のため</p> <p>【内容等】 相模原市農業協同組合と相模原市との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、市は市農協に対し融資額の7割を預託。自治会等は、市農協から年利2%かつ10年間の均等払いにて利用できる。 なお、市は、年度末にいったん預託金の全額を市に返還してもらい、年度当初に改めて融資額の7割を預託する。</p>	<p>【目的】</p> <p>地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準</li> </ul> <p>集会所新築 経費の1/3以内で15,000千円限度(用地取得費は含まない)</p> <p>集会所増改築及び修繕 経費の1/2以内で2,500千円限度</p> <p>集会所改築(身体障害者用のスロープ、トイレ、てすり等の増改築及び修繕) 経費の2/3以内で2,000千円限度</p> <p>集会所付帯設備整備 経費の1/2以内で1,000千円限度</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の福祉向上に寄与するため</li> <li>・豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため</li> </ul> <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、用地、建物を購入する場合に補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>土地購入の場合 購入額の1/2以内、限度額1,000万円 対象面積200㎡まで、全額財産区負担</p> <p>建物の購入、新築、増築、改築等の場合 購入額(建設費)の1/3、対象面積30㎡以上 限度額・一般財源400万円(50万円以上) 財産区負担400万円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所の補助については、2以上の自治会が共同集会所を新築する場合は加算措置あり。</li> <li>・集会所の補助については、他に地域振興特別事業補助金の交付あり。</li> </ul> <p>(事務事業一元化調書18「地域振興」に記載)</p> <p>その他 自治会集会所用地取得等事業費の融資として以下の制度がある。</p> <p>【名称】 津久井町自治会集会所用地取得等資金融資</p> <p>【歳出予算】 10,000千円(貸付料)</p> <p>【目的】 自治会集会所用地取得等の促進整備のため</p> <p>【内容等】 津久井郡農業協同組合と津久井町との契約により、自治会等が集会所建設等の事業を実施するにあたり融資を受けたい場合は、町は郡農協に対し予算の範囲内において預託。自治会等は、郡農協から年利3%以内かつ10年以内の均等払いにて利用できる。 なお、町は、年度末にいったん預託金の全額をいったん町に返還してもらい、年度当初に改めて予算の範囲内で預託する。</p>	<p>本町では町立の集会所が各地域に設置されている他、町立でなくとも古い建築物を地域がそのまま集会所として活用されている例もある。したがって、建築費を補助する目的の規定はない。加えて修繕に関する経費負担に関する規定も定められていない。</p> <p>町立集会所の管理は全て自治会に契約により委託しており、各施設毎に年額20,000円を管理委託助成金として支出している。(対象15件)</p> <p>また、元来町立ではない建物を集会所として活用しているものについても、自治会に補助金として年額15,000円を支出している。(対象7件)</p> <p>歳出予算の内訳 需用費 150千円(応急修繕など) 役務費 272千円(建物共済、浄化槽法定検査) 補助金 405千円(地域集会所管理補助金)</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の福祉向上に寄与するため</li> <li>・豊かで個性ある地域のコミュニティを形成するため</li> </ul> <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所の新築・増築・改築等、建物を建設する場合に補助するもの。 (藤野町地区集会所建設事業補助金交付要綱)</p> <p>【金額等】</p> <p>建物の新築、増築、改築等の場合 補助額 建設費の70%以内 限度額・新築 2,000万円 増改築等 500万円 (100万円以上の事業が対象) 平成16年度は60%の補助とした</p> <p>対象外事業 ・用地取得費 ・借地料 ・備品購入費 対象建築面積 ・1世帯あたり3㎡を限度</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	自治会集会所賃借料助成事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市自治会等集会所賃借料補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	2,628千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の福祉向上に寄与するため</li> <li>・「ふれあいのあるまちづくり」を推進するため</li> </ul> <p>【内容等】</p> <p>自治会集会所専用利用に供するため、借地及び借家の賃借料の一部を補助するもの。</p> <p>【金額等】</p> <p>家賃の1/2、床面積140㎡まで、限度単価2,450円/㎡/月まで補助期間10年間。なお、自治会集会所取得計画のある場合は、3年間の範囲で延長を認める。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物個人名義のもの 3件</li> <li>・土地個人名義のもの 34件（H4年度調査より）</li> </ul>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	防犯灯の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱	防犯灯等整備対策要綱・ (昭和36年8月31日閣議決定)	防犯灯維持管理交付金要綱		
歳出予算額(平成16年度)	105,393千円	6,343千円	9,993千円	5,332千円	6,587千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、市と自治会が共同して地域ぐるみの防犯活動を推進して行くとの考え方にに基づき、自治会が設置し、維持管理を行なう防犯灯に対して、電気料及び管理費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 年間電気料の90%及び1灯につき年700円 (2) 事業費(H16予算) 防犯灯維持管理費補助金 105,393千円 【内訳】 ・電気料 80,962千円 電気料(4月分×12ヶ月)×90% ・管理費 24,431千円 @700円×34,901灯(見込み) (3) 防犯灯数 34,431灯(H15実績)</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理(H16予算)】 ・管理灯数 2,591灯 ・管理費 9,523千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として設置した防犯灯の機能維持を図る。電気料は町が全額負担。軽微な修繕(蛍光灯・グローランプの交換)については、自治会に委託。その他の修繕(器具交換等)については、町が実施。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) ・電気料 3,867千円 @190円×1,693灯×12ヶ月(既存分) @190円×6灯×6ヶ月(新設予定分) ・防犯灯維持管理業務委託料 1,355千円 @800円×1,693灯 ・防犯灯施設修繕料 1,071千円 @17,850円×60灯 (2) 防犯灯数 1,693(H15実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いても安全な町の実現をめざして設置した防犯灯の維持を図る。町が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、その管理に要する経費(球の交換、軽微な修繕)を交付する。電気料は町が全額負担。</p> <p>2 事業内容 (1) 交付額 1灯につき年800円 (2) 事業費(H16予算) ・防犯灯維持管理交付金 2,356千円 @800円×2,945灯 ・電気料 7,532千円 @190円×1,730灯×12ヶ月(蛍光灯) @245円×1,210灯×12ヶ月(水銀灯) @245円×10灯×12ヶ月(新設等) ・防犯灯修繕料 105千円 @5,000円×20灯 (3) 防犯灯数 2,942灯(H15実績)</p> <p>3 その他 防犯灯は、全て町が管理している</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、全て町で行なっており、電球、グローランプの交換についても町が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 街灯・防犯灯維持費 5,148千円 (2) 常時点滅器取替事業費 184千円 (3) 防犯灯数 1,430基</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている</p>	<p>1 概要 地域の夜間等の安全及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的としており、防犯灯の設置及び維持管理は、町が業者委託しており、電球、グローランプの交換等の修繕は町防犯協会(消防団)が行っている。</p> <p>2 事業内容 (1) 防犯灯維持管理費 6,587千円 ・防犯活動報償・消耗品・電気料・修繕料 (2) 防犯灯数 1,830基</p> <p>3 その他 防犯灯の管理は、全て町が行なっている</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
12	行政連絡機構の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	防犯灯の設置・指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	産業環境課	総務課
根拠法令等	防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付要綱・ 開発行為等指導要綱	防犯灯等整備対策要綱・ (昭和38年8月31日閣議決定)・ 城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町街灯・防犯灯設置基準	
歳出予算額(平成16年度)	38,000千円	198千円	1,482千円	243千円	375千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	30千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯灯は、地域の主体性を尊重しながら、市と自治会が共同して、地域ぐるみの防犯活動を推進していくとの考え方にに基づき、自治会が設置する防犯灯の設置費を補助する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助率等 設置費の90%</p> <p>(2) 事業費(H16予算) 防犯灯設置費補助金 38,000千円 ・新設、再設 1,400灯(見込み)</p> <p>(3) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議件数 168件 ・設置指導数 41件 ・設置協議灯数 113灯(予定含む)</p> <p>3 その他 自治会境や行政界等、自治会による設置が困難な場合については、連合防犯協会が設置及び管理を行っている。 【連合防犯協会管理(H16予算)】 ・設置費 3,384千円</p>	<p>1 概要 夜間における犯罪防止等を目的として、防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行う。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 防犯灯設置費 196千円 ・共架式 @27,825円×5灯 ・独立式 @56,606円×1灯</p> <p>(2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議件数 未集計 ・設置指導数 2件 ・設置協議灯数 37灯(予定含む)</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行っている。</p>	<p>1 概要 夜一人で歩いてても安全な町の実現をめざして防犯灯を設置する。 また、開発行為に伴う防犯灯の設置指導を行なう。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 防犯灯工事費 1,482千円 ・電柱添架 @40,000円×20灯(更新) ・電柱添架 @39,000円×8灯(新設) ・単独柱 @110,500円×2基(新設)</p> <p>(2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議申請件数 11件 ・設置灯数 8灯</p> <p>3 その他 開発行為以外の防犯灯の設置は、全て自治会からの要望に基づき、町が行なっている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯灯を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 街灯・防犯灯新設改良費 ・電柱等に共架 2基 77,000円 ・単独柱新設 2基 126,000円</p> <p>(2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議申請件数 7件 ・設置頭数 2件</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>	<p>1 概要 町内に街灯・防犯灯を設置することにより、地域の夜間等の安全確保及び防犯効果を高め、もって住環境の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業費(H16予算) 街灯・防犯灯新設改良費 ・電柱等に共架 7基 154,350円 ・単独柱新設 5基 220,500円</p> <p>(2) 開発行為に伴う防犯灯設置指導(H15実績) ・協議申請件数 0件 ・設置頭数 0件</p> <p>3 その他 防犯灯は、自治会及び防犯協会(消防団)からの要望に基づき、町が設置、維持管理を行なっている。</p>

# 協議第19号

町名・字名の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
15	町名・字名の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	町名、字名に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	戸籍住民課 地方自治法第260条	町民課 地方自治法第260条	総務課 地方自治法第260条	総務課 地方自治法第260条	総務課 地方自治法第260条
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>付属機関 相模原市住居表示審議会 町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 2年</li> <li>・委員 20名以内</li> <li>・内訳 関係行政機関の職員 学識経験のある者</li> </ul> <p>町の数 293 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>町の数 21 字の区域の数 15</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 11</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 6</p>	<p>【内容】</p> <p>市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときの一連の事務</p> <p>字の区域の数 7</p>

# 協議第20号

土地利用の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	6,000千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</li> </ul> <p>市町村マスタープラン（平成11年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。</li> <li>市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成13年度 16,034千円（うち県交付金11,000千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 平成14年度 24,675千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</li> </ul> <p>市町村マスタープラン（平成10年5月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。</li> <li>市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 7,382千円（うち県交付金1,800千円） 都市計画基礎調査解析業務委託 平成16年度 6,000千円</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</li> </ul> <p>市町村マスタープラン（平成10年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。</li> <li>市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査等（区域マ素案作成を含む） 平成14年度 4,935千円（うち県交付金2,300千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</li> </ul> <p>市町村マスタープラン（平成10年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。</li> <li>市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 5,040千円（うち県交付金1,700千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>	<p>【目的】</p> <p>○都市計画の策定とその実施を適切に遂行するため、都市の現状、都市化の動向等について把握する。（都市計画基礎調査）</p> <p>○各市町村が土地利用、各種施設の整備の目標等について、将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針として定める。（市町村マスタープラン）</p> <p>【内容】</p> <p>都市計画に関する基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づき、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就労人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。</li> </ul> <p>市町村マスタープラン（平成9年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定める。</li> <li>市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定められなければならない。</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>都市計画基礎調査 平成14年度 3,371千円（うち県交付金1,400千円） 都市計画基礎調査結果集計・解析業務委託 未実施</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項</p> <p>・都市計画の目標</p> <p>・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針</p> <p>・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定 同時変更 ・区域区分 ・都市再開発の方針 ・住宅市街地の開発整備の方針</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項</p> <p>・都市計画の目標</p> <p>・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、区分する場合はその方針</p> <p>・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成13年11月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項</p> <p>・都市計画の目標</p> <p>・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び、土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項</p> <p>・都市計画の目標</p> <p>・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>	<p>【目的】 都市計画区域を一体的都市として総合的に整備、開発、及び保全することを目的に、必要なものを一体的、総合的に定めるものである。</p> <p>【内容】 都市計画区域マスタープラン ・都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を定める。平成12年の都市計画法の改正により、線引きしない都市計画区域を含め、すべての都市計画区域について定めることとし、法律上の位置付けを明確化されている（都市計画法第6条の2）。</p> <p>・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、都市計画の基本的な方針を定めている。</p> <p>都市計画区域マスタープランの記載事項</p> <p>・都市計画の目標</p> <p>・市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>【経過】 平成16年3月決定</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
16	土地利用の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】</p> <p>都市計画区域（都市計画法第5条）                  区域区分（都市計画法第7条）                  地域地区（都市計画法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、緑地保全地区、生産緑地地区等</li> <li>都市施設（都市計画法第11条）</li> <li>・道路、公園、下水道等</li> <li>地区計画等（都市計画法第12条の4）</li> </ul> <p>○市街地開発事業（都市計画法第12条）                  地区計画等（都市計画法第12条の4）</p> <p>【都市計画の決定（変更）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度：公園の変更（3箇所）、用途地域の变更、生産緑地地区の变更</li> <li>・平成15年度：公園の変更（1箇所）、生産緑地地区の变更</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】</p> <p>都市計画区域（都市計画法第5条）                  区域区分（都市計画法第7条）                  地域地区（都市計画法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、準防火地域、緑地保全地区等</li> <li>都市施設（都市計画法第11条）</li> <li>・道路、公園、下水道等</li> <li>地区計画等（都市計画法第12条の4）</li> </ul> <p>【都市計画の決定（変更）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度：用途地域の变更</li> <li>・平成15年度：なし</li> <li>・平成16年度：公園の変更（2箇所）</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】</p> <p>都市計画区域（都市計画法第5条）                  地域地区（都市計画法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域、準防火地域</li> <li>都市施設（都市計画法第11条）</li> <li>・道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等</li> <li>地区計画等（都市計画法第12条の4）</li> </ul> <p>【都市計画の決定（変更）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度：用途地域の变更</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。</p> <p>【内容（主な都市計画）】</p> <p>都市計画区域（都市計画法第5条）                  地域地区（都市計画法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域</li> <li>都市施設（都市計画法第11条）</li> <li>・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等</li> </ul> <p>【都市計画の決定（変更）実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度：用途地域の变更</li> </ul>	

# 協議第21号

上下水道事業の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	水道事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	土木計画課	環境防災課	上下水道課 水道法 町青根簡易水道条例	産業環境課	上下水道課 水道法 藤野町給水条例 簡易水道事業等補助規則
歳出予算額（平成16年度）			83,800千円		108,080千円
歳入予算額（平成16年度）			83,800千円		59,030千円
【事務事業の内容】	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p> <p>県水平均（家事用） 1ヶ月 2,300円 （H14水道事業統計、平成15年9月発行）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局及び青根地区のみ簡易水道事業を実施。</p> <p>町営青根地区簡易水道事業 【内容】 1 給水区域 津久井町大字青根 2 給水人口 (1) 給水区域内現在人口 680人 (2) 給水区域内将来人口 930人 (3) 給水普及率 100% 3 給水量 (1) 計画1日当たり給水量 平均 750立方メートル/日 最大 1,100立方メートル/日 (2) 浄水場1日最大給水量 1,100立方メートル/日</p> <p>【施設】 取水施設 1ヶ所 導水管 浄水場(膜ろ過方式) 送水管 排水施設(3配水池)</p> <p>【使用料等】 ・水道使用料(定額制) 1 給水装置 1,680円/月 給水装置設置数 343件 (休止中34件) ・給水納付金(新設) 1件 100,500円 ・手数料(主なもの) 設計審査手数料 1件 1,000円 検査手数料 1件 2,000円 事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 1 4社指定</p> <p>・県水平均（家事用）1ヶ月平均 2,849円 （H14水道事業統計より）</p>	<p>該当なし ・上下水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施。</p>	<p>【目的】 ・上下水道事業については、県企業庁水道局 ・町営簡易水道事業5地区 ・組合簡易水道事業2地区 ・組合専用水道事業1地区 ・施設専用水道事業1地区 町営簡易水道事業 【内容】 1 給水区域 葛原 藤原 牧野中央 馬本・吉原 伏 馬田 2 給水人口 (1) 給水区域内現在人口 225人 124人 308人 142人 70人 (2) 給水区域内将来人口 300人 175人 310人 142人 70人 (3) 給水普及率 100% 3 給水量 (1) 計画1日当たり平均給水量（立法メ ートル） 60 34 85 35 18</p> <p>【施設】 取水施設 各1ヶ所 導水管 浄水場(滅菌のみ) 送水管 排水施設(配水池) 各1ヶ所</p> <p>【使用料等】 ・水道使用料(従量制) 1 給水装置 1,000円/月 給水装置設置数 336件 87 57 113 47 32 ・給水納付金(新設) 1件150,000円 ・手数料(主なもの) 設計審査手数料 1件 5,000円 検査手数料 1件 500円 事業者指定申請手数料 1件 10,000円</p> <p>【指定給水工事事業者】 11社指定</p> <p>・県水平均（家事）1ヶ月平均 2,849円 （H14水道事業統計より）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p><b>【町営簡易水道統合・移管事業】</b>            統合簡易水道整備計画に基づき、牧野中央簡易水道と周辺水道施設を統合し、安全な飲料水の安定供給に資する。</p> <p>統合水道事業名            牧野中央簡易水道            川上・皆窪小規模水道            堂地専用水道</p> <p>計画給水人口    550人            計画年度平成16年度～平成20年度            総事業費            ・国庫補助金    64,355千円            ・県費補助金    12,413千円            ・起債額        113,000千円            ・町費         46,232千円            16年度        50,000千円                          特定財源42,200千円</p> <p><b>【県営水道への移管事業】</b>            県営水道への円滑な移管のため、町営葛原簡易水道の老朽管を布設替えや切り回しを実施している。            また、町営馬本・吉原簡易水道においては、県道山北藤野線の改良に併せて管路の布設替えを実施しているが、近年は県道の改良が遅延されているので整備を見合わせている。</p> <p>平成16年度工事費            5,000千円            平成15年度実績            3,000千円</p> <p><b>【町営簡易水道拡張事業】</b>            水道法の定める町の責務に鑑み、町営篠原簡易水道の給水区域を周辺小規模水道区域に拡張し整備する。平成17年度に施設概要、財源措置等調査し、実施時期等結論を出すことになっている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	水道事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【簡易水道・小規模水道補助事業】 水道法の定める町の責務にかんがみ、規則で定める事業主体が実施する水道事業及び給水事業に対して、補助金を交付し、清潔な水の供給を図り、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。 《平成16年度工事予算》 4,730千円 対象：田貫岡水道組合 内容：配水池築造工事 事業費：6,760千円 補助率：70%以内 《平成16年度水質検査予算》 450千円 対象：奥牧野簡水、牧郷簡水、堂地専水 内容：水質検査費の一部補助 事業費：150千円×3組合=450千円 《平成15年度実績》 2,500千円 小舟水道組合 井戸ポンプ交換工事 日影原水道組合 導水管改修工事 中尾日向水道組合 配水管布設替工事 堂地開戸水道組合 貯水タンク交換工事 新和田水道組合 送水管布設替等工事 《平成15年度水質検査実績》 450千円</p> <p>【専用水道町営化整備事業】 水道法の定める町の責務に鑑み、地元水道組合と移管協定に、将来の町営移管を根拠に地元負担金を徴収し、町が配水管の敷設替えや切り直し工事を実施する。 《平成16年度事業概要》 名称：堂地水道配水管敷設替工事 工事費：20,000千円 概要：配水管 100～75 L=381m</p> <p>《平成15年度実績》 工事費：7,000千円 概要：配水管 75 L=138m</p> <p>《全体計画》 施工目的：町営移管に向け、民地に敷設されている老朽管を公道内に敷設替えする。 整備期間：平成15年度～平成21年度 整備概要：100～50 L=1,680m 総事業費：77,000千円 財源内訳：国 27,000千円 町 35,000千円 財産区 10,000千円 地元 5,000千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		
事務事業番号 7	事務事業名 公共下水道事業受益者負担金		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	都市計画法第75条および市受益者負担金条例	都市計画法第75条および城山町都市計画下水道事業受益者負担金条例 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）	都市計画法第75条 町公共下水道受益者負担に関する条例（負担金と分担金を同時に規定） 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則（負担金と分担金を同時に規定）
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	22,755千円	4,635千円	14,330千円	3,602千円	3,900千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり270円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免（単位：%） 条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 国、公立学校施設用地 75 2 国、公立の社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けのあるものを除く。)用地 50 6 有料の道路、公園 100 7 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり300円</p> <p>賦課年度 整備年度の翌年度</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者) 1 道路、公園 100 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 100</p> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 50 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者負担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位負担金額 1平方メートルあたり 第1負担区 430円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>減免（単位：%） 条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者) 1 学校施設用地 75 2 社会福祉施設用地 75 3 警察、法務収容施設用地 75 4 一般庁舎用地 50 5 病院用地 25 6 有料の公務員宿舍用地 25 7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地 50</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者) 1 企業用財産用地 25</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名				
7	公共下水道事業受益者負担金	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2.5</p> <p>2 国立病院用地 2.5</p> <p>3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2.5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地 300平方メートルまでの面積に係る負担金の額の7.5%</p> <p>2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地 7.5%以内で市長の定める率</p> <p>3 その他下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となつている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>2 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7.5</p> <p>3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5.0</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地及び同条第6項に定める納骨堂用地 1.0</p> <p>5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地 (1) 線路用地 1.0 (2) 駅前広場 1.0 (3) その他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3.0</p> <p>6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>7 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条の規定により近郊緑地特別保全地区に指定された土地 1.0</p> <p>8 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>9 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>10 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p>	<p>7 図書館、公民館、体育施設その他これらに準ずる施設用地 5.0</p> <p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>2 公共企業体施設用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(全各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地のみに係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条に定める宗教法人がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第45号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公道から公道へ通ずるために設けられ、かつ、公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項又は第2項の規定により施行する土地区画整理事業区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長が定める率</p> <p>11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により施行する開発区域の土地で下水道事業のため土地又は物件を提供したものが受益者となつている土地 8.0%以内で町長の定める率</p> <p>12 その他実情に応じ減免が必要があると認められる土地 状況に応じ町長が定める率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。)</p> <p>1 現況が田または畑である土地 1.0%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼または雑種地等(田、畑、山林、原野、または池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認められる雑種地等に限る。)である土地</p>	<p>の企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2.5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情が認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く。) 5.0</p> <p>2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く。) 7.5</p> <p>5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供されている私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>	<p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免が必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>	<p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <p>1 道路、公園 1.0</p> <p>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となつている土地 1.0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5.0</p> <p>2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1.0</p> <p>3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7.5</p> <p>5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1.0</p> <p>6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1.0</p> <p>7 消防団が使用する消防用施設用地 1.0</p> <p>8 公衆の用に供している私道路敷 1.0</p> <p>9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5.0</p> <p>10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>11 その他、実情に応じ減免が必要があると認められる土地 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1.0</p> <p>徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地</p> <p>3 係争地</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公共下水道事業受益者負担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>11 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 50</p> <p>12 市長が別に定める基準により認定した公園、広場その他これらに準ずると認められるもので、不特定多数の者の利用に供されている土地 100</p> <p>13 私有地で広場、公園等公共の用に供している土地 30%以内で市長の定める率</p> <p>14 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現に耕作の用に供されている土地(土地の状況により宅地と認められるものを除く。) 100%の率で、耕作の用に供されなくなるまで。</p> <p>2 低地、急傾斜地、無道路地等のため、宅地として使用することが困難な土地 100%の率で、宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまで。</p> <p>3 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)第4条第1項の規定により保存樹林として指定されている土地 100%の率で、保存樹林としての指定が解除されるまで。</p> <p>5 1住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る負担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>5 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により負担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 市長の認定する率を、3年以内で、市長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 市受益者負担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>	<p>100%の率で、宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまで</p> <p>条例第7条第2号(受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害または盗難により負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%の率を3年以内で、町長の認定する期間</p> <p>2 その他町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの 町長の認定する率を、3年以内で、町長の認定する期間。</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p>	<p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に属する。)である土地 100%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 100%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5% ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について 年7.25%</p>	<p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p>徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認められたもの</p> <p>延滞金の取扱 町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5% ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について 年7.25%</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会																																																																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																		
6	公共下水道事業受益者分担金		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																																
根拠法令等	地方自治法第224条および市受益者分担金条例		地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)	地方自治法第224条 町公共下水道受益者負担に関する条例(負担金と分担金を同時に規定) 町公共下水道受益者負担に関する条例施行規則(負担金と分担金を同時に規定)																																																																
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円	0千円																																																																
歳入予算額(平成16年度)	61,437千円		0千円	0千円	0千円																																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に対して、その受益の限度において整備事業費の一部負担をしていただく事を目的とする。</p> <p>【内容】 市街化調整区域内における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり490円</p> <p>納付期日 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年2月1日～2月末日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第11条第1号(国又は地方公共団体が公共施設の用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第11条第2号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 国、公立学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 国、公立の社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 国、公立学校施設用地	75	2 国、公立の社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50	該当なし	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>納付義務者 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>単位分担金額 1平方メートルあたり378円</p> <p>納付期日 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・9月1日～9月30日 第3期・・・11月1日～11月30日 第4期・・・翌年1月1日～1月30日</p> <p>減免(単位：%)</p> <p>条例第8条第2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 道路、公園</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> </table> <p>条例第8条第2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table>	1 道路、公園	100	2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	50	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 398円 第2負担区に流入する土地 411円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位：%)】 条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供ししている土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 企業用財産用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	25	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	1 企業用財産用地	25	<p>【目的】 公共下水道が整備されることにより、特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただく。</p> <p>【内容】 都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道に係る整備事業について受益者分担金を徴収することを定めるもの。</p> <p>【納付義務者】 公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</p> <p>【単位分担金額】 1平方メートルあたり 第1負担区に流入する土地 430円</p> <p>【納付期日】 第1期・・・6月10日～6月30日 第2期・・・9月10日～9月30日 第3期・・・11月10日～11月30日 第4期・・・翌年1月10日～1月31日</p> <p>【減免(単位：%)】 条例第8条2項第1号(国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 学校施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>2 社会福祉施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>3 警察、法務収容施設用地</td><td style="text-align: right;">75</td></tr> <tr><td>4 一般庁舎用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>5 病院用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>6 有料の公務員宿舍用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供ししている土地に係る受益者)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 企業用財産用地</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> </table> <p>条例第8条2項第3号(国又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者)</p>	1 学校施設用地	75	2 社会福祉施設用地	75	3 警察、法務収容施設用地	75	4 一般庁舎用地	50	5 病院用地	25	6 有料の公務員宿舍用地	25	7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50	1 企業用財産用地	25
1 道路、公園	100																																																																				
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																																				
1 国、公立学校施設用地	75																																																																				
2 国、公立の社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 その他の行政財産(企業用財産、宿舍用地その他の有償で貸し付けてあるものを除く。)用地	50																																																																				
1 道路、公園	100																																																																				
2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地	100																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	50																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	25																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 企業用財産用地	25																																																																				
1 学校施設用地	75																																																																				
2 社会福祉施設用地	75																																																																				
3 警察、法務収容施設用地	75																																																																				
4 一般庁舎用地	50																																																																				
5 病院用地	25																																																																				
6 有料の公務員宿舍用地	25																																																																				
7 図書館、公民館、体育施設その他これに準ずる施設用地	50																																																																				
1 企業用財産用地	25																																																																				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	公共下水道事業受益者分担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p><b>【事務事業の内容】</b></p>	<p>6 有料の道路、公園 1 0 0 7 有料の公務員宿舍用地 2 5</p> <p>条例第11条第3号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 国の経営する企業用財産用地 2 5 2 国立病院用地 2 5 3 地方公共団体の経営する企業(病院を含む。)用財産用地 2 5</p> <p>条例第11条第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法第12条の規定により生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 免除又はその都度状況を調査して決定する。</p> <p>条例第11条第5号(事業のため土地又は物件を提供した受益者)</p> <p>1 私設下水道組合区域の土地 2 その他公共下水道事業のため土地又は物件を提供した者が受益者となっている土地 その状況に応じ、その都度決定する。</p> <p>条例第11条第6号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校で国及び地方公共団体以外の者が設置するもの並びに私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に定める学校法人が設置する学校教育法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条に定める各種学校の用に供している土地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5 2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 7 5 3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的を達成するために必要とする施設用地(住居に使用する建物の敷地を除く。) 5 0 4 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に定める納骨堂用地 1 0 0 5 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者がその事業の用に供している土地の内、線路用地、駅前広場を除くその他の用地(その本来の事業の用に供しているものに限る。) 3 0 6 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財(無形文化財を除く。)で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0 7 自治会等が所有し、又は使用する集会場用地 8 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0 9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0 10 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p>	<p>条例第8条第2項第2号(国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者)</p> <p>1 企業用財産用地 2 5</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる特別の事情が認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体がその本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0 2 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に定める施設の用地 1 0 0 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5 4 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5 5 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財で国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0 6 自治会等が所有し、又は使用する集会所用地 1 0 0 7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0 8 公衆の用に供されている私道路敷 1 0 0 9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0 10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供した受益者に係る土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>11 その他実情に応じ減免することが必要と認められる土地 その状況に応じ決定する。</p> <p>徴収の猶予 条例第7条第1号(受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずるもので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る。)である土地 1 0 0%を宅地として使用し又は使用できる状況にあると認められるまでの期間猶予する。</p> <p>3 係争地 1 0 0%を受益者が決定(判定)するまでの期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難その他事故が生じたことにより</p>	<p>1 道路、公園 1 0 0 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0 2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1 0 0 3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5 4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5 5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0 6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1 0 0 7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0 8 公衆の用に供している私道路敷 1 0 0 9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0 10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1 0 0 徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>	<p>1 道路、公園 1 0 0 2 下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設用地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第4号(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者)</p> <p>1 生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が受益者となっている土地 1 0 0</p> <p>条例第8条第2項第5号(前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた土地に係る受益者)</p> <p>1 宗教法人法第2条に定める宗教団体が、その本来の目的のために使用する施設用地(住居に使用する土地を除く) 5 0 2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に定める施設の用地 1 0 0 3 社会福祉事業法第2条に定める社会福祉事業を国及び地方公共団体以外の者が行う場合に、当該事業の用に供する社会福祉施設用地(住居に使用する土地を除く) 7 5 4 私立学校法第3条に定める学校法人が、設置し管理する学校の用に供する土地(住居に使用する土地を除く) 7 5 5 文化財保護法第2条に定める文化財で、国又は地方公共団体が指定したものに係る土地 1 0 0 6 自治会が所有し又は使用する集会所施設用地 1 0 0 7 消防団が使用する消防用施設用地 1 0 0 8 公衆の用に供している私道路敷 1 0 0 9 特別高圧架空電線下に係る土地で地役権が設定されているもの 5 0 10 公共下水道事業のために土地又は施設を提供したところに係る土地 その状況に応じその都度町長が決定する率 その状況に応じその都度町長が決定する率</p> <p>【徴収の猶予】 条例第7条第1号(受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>徴収猶予率 1 0 0 徴収猶予期間 宅地として使用しまたは使用できる状況にあると認められるまでの期間</p> <p>1 現況が田又は畑である土地 2 現況が山林、原野、池沼又は雑種地等(田、畑、山林、原野、又は池沼に準ずる土地もので、特に町長が徴収猶予の必要があると認める雑種地等に限る)である土地</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	公共下水道事業受益者分担金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>1 1 住居当たりの宅地面積が1,000平方メートルを超えることとなる土地 1,000平方メートルを超える部分に係る分担金の額の100%を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第2号(受益者が災害等の理由により当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 災害又は盗難により分担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地 100%の率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p>2 その他市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの 市長の認定する率を3年以内で、市長の認定する期間猶予する。</p> <p style="text-align: center;">延滞金の取扱 市受益者分担金条例に基づく延滞金割合 年10.95%</p>	<p>負担金を納付することが困難であると認められる土地 100%を3年以内で、町長の認定する期間猶予する。</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p>1 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認められる場合 町長が認定する率を町長が認定する期間猶予する。</p> <p style="text-align: center;">延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道受益者負担に関する条例に基づく延滞金割合 年14.5%</p> <p>・ 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.25%のいずれか少ない割合</p> <p>・ 特例基準割合 前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合 平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</p>	<p>3 係争地</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p style="text-align: right;">徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p style="text-align: right;">徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>	<p>3 係争地</p> <p>条例第7条第2号(受益者が、災害等の理由により当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。)</p> <p style="text-align: right;">徴収猶予率 100 徴収猶予期間 3年以内で町長が認定する期間</p> <p>1 災害、盗難又はその他の事故により負担金を納付することが困難であると認められた受益者の土地</p> <p>条例第7条第3号(前各号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき)</p> <p style="text-align: right;">徴収猶予率 町長が認定する率 徴収猶予期間 町長が認定する期間</p> <p>1 町長が、その状況により特に徴収猶予の必要があると認めたもの</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名																																																																																																																																														
17	上下水道事業の取扱い				土木部会																																																																																																																																														
事務事業番号	事務事業名				協議ランク																																																																																																																																														
8	公共下水道使用料				A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																														
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																																																																																																														
根拠法令等	下水道法20条 相模原市公共下水道使用料徴収条例 相模原市公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法20条 城山町公共下水道使用料徴収条例 城山町公共下水道使用料徴収条例施行規則 城山町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例	下水道法第20条 津久井町公共下水道使用料徴収条例 津久井町公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法第20条 相模湖町公共下水道使用料徴収条例 相模湖町公共下水道使用料徴収条例施行規則	下水道法第20条 藤野町公共下水道使用料徴収条例 藤野町公共下水道使用料徴収条例施行規則																																																																																																																																														
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																														
歳入予算額(平成16年度)	7,549,864千円	219,318千円	91,200千円	34,810千円	14,134千円																																																																																																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただく。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成16年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">5 5 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 0 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>9 5 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 0 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 2 0 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 4 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td><td>1 6 0 円</td></tr> <tr><td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td><td>1 9 0 円</td></tr> <tr><td>1,000 m3を超える分</td><td>2 2 5 円</td></tr> <tr><td>公衆浴場汚水</td><td>1 m3あたり 5 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,737円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定件数</td><td style="width: 50%;">1,646,783件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>7,652,521千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>7,543,838千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>108,683千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>98.58%</td></tr> </table> <p>平成16年5月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p>	8 m3以下の分	5 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円	1,000 m3を超える分	2 2 5 円	公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円	調定件数	1,646,783件	調定額	7,652,521千円	収入額	7,543,838千円	収入未済額	108,683千円	収納率	98.58%	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただくもの。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成14年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">6 5 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 8 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>1 0 4 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 5 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 2 7 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 5 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3</td><td>1 6 7 円</td></tr> <tr><td>3 0 1 m3 ~ 1,000 m3</td><td>2 0 1 円</td></tr> <tr><td>1,000 m3を超える分</td><td>2 3 6 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,948円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定件数</td><td style="width: 50%;">41,505件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>210,084千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>204,493千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>5,591千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>97.3%</td></tr> </table> <p>平成16年4月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p>	8 m3以下の分	6 5 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円	1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円	3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円	1,000 m3を超える分	2 3 6 円	調定件数	41,505件	調定額	210,084千円	収入額	204,493千円	収入未済額	5,591千円	収納率	97.3%	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただくもの。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その元金分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成15年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3以下の分</td><td style="width: 50%;">6 6 0 円</td></tr> <tr><td>9 m3 ~ 1 5 m3</td><td>9 2 円</td></tr> <tr><td>1 6 m3 ~ 2 0 m3</td><td>1 0 2 円</td></tr> <tr><td>2 1 m3 ~ 3 0 m3</td><td>1 1 7 円</td></tr> <tr><td>3 1 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 3 7 円</td></tr> <tr><td>5 1 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 5 7 円</td></tr> <tr><td>1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 8 2 円</td></tr> <tr><td>5 0 1 m3を超える分</td><td>2 0 7 円</td></tr> </table> <p>公衆浴場汚水 1 m3あたり 6 円</p> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,904円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定件数</td><td style="width: 50%;">15,104件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>88,443千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>87,009千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>1,434千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>98.4%</td></tr> </table> <p>平成16年4月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定見込額</td><td style="width: 50%;">93,000千円</td></tr> </table>	8 m3以下の分	6 6 0 円	9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円	1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円	2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円	3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円	5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円	1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円	5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円	調定件数	15,104件	調定額	88,443千円	収入額	87,009千円	収入未済額	1,434千円	収納率	98.4%	調定見込額	93,000千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただくもの。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成9年4月に料金改定を実施)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3まで</td><td style="width: 50%;">5 6 0 円</td></tr> <tr><td>8 m3 ~ 2 0 m3</td><td>7 5 円</td></tr> <tr><td>2 0 m3 ~ 3 0 m3</td><td>8 5 円</td></tr> <tr><td>3 0 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 0 0 円</td></tr> <tr><td>5 0 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 2 0 円</td></tr> <tr><td>1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 5 0 円</td></tr> <tr><td>5 0 0 m3以上</td><td>1 8 0 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,533円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算見込額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定件数</td><td style="width: 50%;">6,419件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>33,482千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>33,430千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>53千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>99.80%</td></tr> </table> <p>平成16年5月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定見込額</td><td style="width: 50%;">34,810千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>34,810千円</td></tr> </table>	8 m3まで	5 6 0 円	8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円	2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円	3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円	5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円	1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円	5 0 0 m3以上	1 8 0 円	調定件数	6,419件	調定額	33,482千円	収入額	33,430千円	収入未済額	53千円	収納率	99.80%	調定見込額	34,810千円	当初予算額	34,810千円	<p>【目的】 下水道を整備することにより生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることを考慮し、原則として下水道整備に要する汚水部分について、その受益に応じて適正に費用負担していただく。</p> <p>【内容】 下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理にかかる下記のような費用について、公共下水道使用料として負担していただくもの。 汚水処理の維持管理費 下水道の整備において借入した公債費・その利子分の返済金</p> <p>納付義務者 公共下水道に汚水を排除する者</p> <p>料金体系(1か月当たり・消費税抜き) (平成12年12月1日施行)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">8 m3まで</td><td style="width: 50%;">6 0 0 円</td></tr> <tr><td>8 m3 ~ 2 0 m3</td><td>8 0 円</td></tr> <tr><td>2 0 m3 ~ 3 0 m3</td><td>9 0 円</td></tr> <tr><td>3 0 m3 ~ 5 0 m3</td><td>1 0 5 円</td></tr> <tr><td>5 0 m3 ~ 1 0 0 m3</td><td>1 2 5 円</td></tr> <tr><td>1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3</td><td>1 5 5 円</td></tr> <tr><td>5 0 0 m3以上</td><td>1 9 0 円</td></tr> </table> <p>一般世帯(20m3/月使用)における使用料 1,638円(消費税込み)</p> <p>平成15年度の決算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定件数</td><td style="width: 50%;">2,636件</td></tr> <tr><td>調定額</td><td>11,877千円</td></tr> <tr><td>収入額</td><td>11,846千円</td></tr> <tr><td>収入未済額</td><td>31千円</td></tr> <tr><td>収納率</td><td>99.74%</td></tr> </table> <p>平成16年5月末日現在</p> <p>平成16年度の当初予算額(現年度分)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">調定見込額</td><td style="width: 50%;">14,134千円</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>14,134千円</td></tr> </table>	8 m3まで	6 0 0 円	8 m3 ~ 2 0 m3	8 0 円	2 0 m3 ~ 3 0 m3	9 0 円	3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 5 円	5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 5 円	1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 5 円	5 0 0 m3以上	1 9 0 円	調定件数	2,636件	調定額	11,877千円	収入額	11,846千円	収入未済額	31千円	収納率	99.74%	調定見込額	14,134千円	当初予算額	14,134千円
8 m3以下の分	5 5 0 円																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 0 円																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	9 5 円																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 0 円																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 0 円																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 4 5 円																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 0 円																																																																																																																																																		
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	1 9 0 円																																																																																																																																																		
1,000 m3を超える分	2 2 5 円																																																																																																																																																		
公衆浴場汚水	1 m3あたり 5 円																																																																																																																																																		
調定件数	1,646,783件																																																																																																																																																		
調定額	7,652,521千円																																																																																																																																																		
収入額	7,543,838千円																																																																																																																																																		
収入未済額	108,683千円																																																																																																																																																		
収納率	98.58%																																																																																																																																																		
8 m3以下の分	6 5 0 円																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 8 円																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 4 円																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 5 円																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 2 7 円																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 5 円																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 3 0 0 m3	1 6 7 円																																																																																																																																																		
3 0 1 m3 ~ 1,000 m3	2 0 1 円																																																																																																																																																		
1,000 m3を超える分	2 3 6 円																																																																																																																																																		
調定件数	41,505件																																																																																																																																																		
調定額	210,084千円																																																																																																																																																		
収入額	204,493千円																																																																																																																																																		
収入未済額	5,591千円																																																																																																																																																		
収納率	97.3%																																																																																																																																																		
8 m3以下の分	6 6 0 円																																																																																																																																																		
9 m3 ~ 1 5 m3	9 2 円																																																																																																																																																		
1 6 m3 ~ 2 0 m3	1 0 2 円																																																																																																																																																		
2 1 m3 ~ 3 0 m3	1 1 7 円																																																																																																																																																		
3 1 m3 ~ 5 0 m3	1 3 7 円																																																																																																																																																		
5 1 m3 ~ 1 0 0 m3	1 5 7 円																																																																																																																																																		
1 0 1 m3 ~ 5 0 0 m3	1 8 2 円																																																																																																																																																		
5 0 1 m3を超える分	2 0 7 円																																																																																																																																																		
調定件数	15,104件																																																																																																																																																		
調定額	88,443千円																																																																																																																																																		
収入額	87,009千円																																																																																																																																																		
収入未済額	1,434千円																																																																																																																																																		
収納率	98.4%																																																																																																																																																		
調定見込額	93,000千円																																																																																																																																																		
8 m3まで	5 6 0 円																																																																																																																																																		
8 m3 ~ 2 0 m3	7 5 円																																																																																																																																																		
2 0 m3 ~ 3 0 m3	8 5 円																																																																																																																																																		
3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 0 円																																																																																																																																																		
5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 0 円																																																																																																																																																		
1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 0 円																																																																																																																																																		
5 0 0 m3以上	1 8 0 円																																																																																																																																																		
調定件数	6,419件																																																																																																																																																		
調定額	33,482千円																																																																																																																																																		
収入額	33,430千円																																																																																																																																																		
収入未済額	53千円																																																																																																																																																		
収納率	99.80%																																																																																																																																																		
調定見込額	34,810千円																																																																																																																																																		
当初予算額	34,810千円																																																																																																																																																		
8 m3まで	6 0 0 円																																																																																																																																																		
8 m3 ~ 2 0 m3	8 0 円																																																																																																																																																		
2 0 m3 ~ 3 0 m3	9 0 円																																																																																																																																																		
3 0 m3 ~ 5 0 m3	1 0 5 円																																																																																																																																																		
5 0 m3 ~ 1 0 0 m3	1 2 5 円																																																																																																																																																		
1 0 0 m3 ~ 5 0 0 m3	1 5 5 円																																																																																																																																																		
5 0 0 m3以上	1 9 0 円																																																																																																																																																		
調定件数	2,636件																																																																																																																																																		
調定額	11,877千円																																																																																																																																																		
収入額	11,846千円																																																																																																																																																		
収入未済額	31千円																																																																																																																																																		
収納率	99.74%																																																																																																																																																		
調定見込額	14,134千円																																																																																																																																																		
当初予算額	14,134千円																																																																																																																																																		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
17	上下水道事業の取扱い			土木部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
8	公共下水道使用料			A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>調定見込額 7,600,933千円 当初予算額 7,323,941千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり5立方メートルとする。</li> <li>地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の態様(以下「使用の態様」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。</li> <li>水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり2.5立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</li> <li>製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の事業で、その事業に使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。</li> <li>公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、市長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。</li> </ol> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者</li> <li>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者及び療育手帳A又はA2の交付を受けている者</li> <li>障害者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者</li> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者</li> <li>介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受け、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規程する要介護4又は同項第5項に規定する要介護5に該当するもの。 1月分ごとの排水量により使用料を計算した</li> </ol>	<p>調定見込額 219,170千円 当初予算額 216,978千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり6立方メートルとする。</li> <li>地下水等を家事以外の用途に使用する場合は、使用の態様を勘案して認定する。</li> <li>水道水と地下水等を併用して家事のみに使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり3立方メートルとする。)を加えたものとする。</li> <li>雪雪製造業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水量と排水量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。</li> </ol> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者</li> <li>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者及び療育手帳A又はA2の交付を受けている者</li> <li>障害者手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者</li> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する者</li> </ol> <p>災害その他特別の理由がある者。 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく延滞金割合 指定の期日の翌日より 年10.95%</p> <p>督促手数料の取扱 町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づく督促手数料 1通60円</p> <p>その他</p>	<p>当初予算額 91,000千円</p> <p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地下水等を家事にのみ使用する場合は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとする。</li> <li>地下水等を家事及び家事以外の用途に使用する場合は、業種、事業の規模等使用の態様(以下「使用の態様」という。)を勘案して認定する。この場合において、水量の申告があったときは、その内容を併せて勘案するものとする。</li> <li>水道水及び地下水等を併用して使用する場合は、水道水に係る排水量(水道水の使用量とする。)に地下水等に係る排水量(世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとする。)を加えたものとする。量水器の点検が毎月行われる場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</li> <li>製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が著しく異なるものを営む使用者は、当該排水量及びその算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は、その申告の内容を勘案して排水量を認定するものとする。</li> <li>公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、その排水量が明らかでないときは、町長は、条例等の規定にかかわらずその排水量を認定することができる。</li> </ol> <p>減免 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。 全額を免除</p> <p>次に掲げる者が世帯に在るとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている者</li> <li>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者</li> <li>国民年金法(昭和34年法律第141号)第37条の規定により遺族基礎年金の支給を受けている者</li> <li>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害と判定された者</li> <li>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたものであって、当該手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の者</li> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の者</li> <li>次の各号のうち二以上に該当する者 (1)児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的</li> </ol>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <p>条例第4条第1項(水道水又は地下水等を使用する場合の排水量は、次の各号に定めるしころにより算定する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。</li> <li>水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。</li> <li>地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。</li> </ol> <p>条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとす。ただし、前項第3号ただし書に規定する使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。)</p> <p>条例第4条第3項(製氷業、その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排水する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより毎月の排水量及び算出の根拠を町長に申告することができる。この場合において、町長は前各項の規定にかかわらずその申告の内容を勘案して、排水量を認定する。)</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 水道水を家事のみに使用し、前年中の使用実績が6月末満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>規則第3条第1項第1号(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 水道水を家事のみに使用し、前年中の使用実績が6月末満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p>	<p>排水量の認定 排水量の認定基準は、次のとおり。</p> <p>条例第4条第1項(水道水又は地下水等を使用する場合の排水量は、次の各号に定めるところにより算定する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水道水を使用した場合において、本町で前年中に6月以上の水道水を使用した使用者については、1月当たり平均水道使用水量を1月当たりの排水量とみなす。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときはそれぞれの使用者の使用実態を勘案して町長が認定する。</li> <li>水道水を使用した場合において、前号に掲げる以外の使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。</li> <li>地下水等を使用した場合においては、計測装置による使用水量を排水量とする。ただし、計測装置を設置していない使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。</li> </ol> <p>条例第4条第2項(水道水と地下水等を併用して使用した場合の排水量は、それぞれの使用水量を合計したものとす。ただし、前項第3号ただし書に規定する使用者については、規則で定める基準に基づき町長が認定する。)</p> <p>規則第3条第1項(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 水道水を家事のみに使用し、前年中の使用実績が6月末満の場合において排水量は、世帯人員一人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>規則第3条第1項第1号(条例第4条第1項第2号に規定する排水量の認定基準は、次に定めるところとする。)</p> <p>1 地下水等を家事のみに使用する場合は、排水量は、世帯人員1人につき1月当たり8立方メートルとみなす。</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるところとする)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会																			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																			
8	公共下水道使用料	A協議会 B幹事会 C専門部会																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>場合にあつては、排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額、2月分ごとの排水量により使用料を計算した場合にあつては、排水量16立方メートル以下の分の使用料に相当する額(ただし、減免前の使用料が減免額に満たないときは、減免前の使用料に相当する額)を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると市長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>市諸収入金に対する延滞金徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>最初の1か月まで</td> <td style="text-align: right;">4.1%</td> </tr> <tr> <td>それを超えた場合</td> <td style="text-align: right;">年14.5%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	最初の1か月まで	4.1%	それを超えた場合	年14.5%	<p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	<p>障害者更正相談所において中低度の知的障害と判定された者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害の等級が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級の者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、当該手帳に記載されている障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級の者</p> <p>8 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規程により要介護認定を受けた者であつて、該当する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省省令第58号)第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5の者</p> <p>1月当たりの排水量8立方メートル以下の分の使用料に相当する額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年</td> <td style="text-align: right;">14.6%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合または年7.3%のいずれか少ない割合</p> <p>・特例基準割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合</td> <td style="text-align: right;">平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年	14.6%	前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合	平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%	<p>1 地下水等を家事のみに使用する場合の排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合の排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>減免</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、 全額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年</td> <td style="text-align: right;">14.6%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年</td> <td style="text-align: right;">7.30%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年	14.6%	年	7.30%	<p>を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第3項(条例第4条第2項ただし書に規定する排水量の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。)</p> <p>1 地下水等を家事のみに使用する場合の排水量は、世帯人員1人につき1月当たり4立方メートルとみなす</p> <p>2 前号に規定する用途以外の用途に使用する場合の排水量は、使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>条例第3条第4項(町長は、特に必要と認めるときは前各項の規定にかかわらず、排水量を認定することができる)</p> <p>減免</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、 全額を免除</p> <p>災害その他特別の理由があると町長が認めたとき、 一部又は全額を免除</p> <p>延滞金の取扱</p> <p>町公共下水道使用料徴収条例に基づく延滞金割合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年</td> <td style="text-align: right;">14.6%</td> </tr> </table> <p>・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年</td> <td style="text-align: right;">7.30%</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>平成15年4月検針分より、徴収事務を神奈川県企業庁水道局へ委託</p>	年	14.6%	年	7.30%
最初の1か月まで	4.1%																				
それを超えた場合	年14.5%																				
年	14.6%																				
前年11月30日における公定歩合に年4%を加算した割合	平成16年度中の特例基準割合は、平成15年11月30日を経過する時点における公定歩合が0.1%であったことから4.1%																				
年	14.6%																				
年	7.30%																				
年	14.6%																				
年	7.30%																				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	下水道普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	123千円	0千円	181千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道展」及び「夏休み親子下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する市民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 下水道展(10月下旬) 相模原麻溝公園において開催されるリサイクルフェア会場に「下水道展」ブースを開設し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・下水道クイズ及びアンケートの実施 ・啓発用ポスターの掲示 ・パンフレット等の配布 夏休み親子下水道処理場見学会(8月5日) 市内在住の小学生及びその保護者を対象に見学会を開催する。 【見学場所】市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市)</p> <p>【事業費の概要】 ・旅費・・・・・・・・12千円 ・需要費・・・・・・48千円 ・委託費・・・・・・63千円 合 計 123千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道展(10月19日) 「リサイクルフェア2003」会場に「下水道展」ブースを開設 ・ブース来場者 約1,000人 ・クイズ・アンケート参加者 250人 夏休み親子下水道処理場見学会(8月7日) 【見学場所】市内深堀ポンプ場及び相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市) 参加者30人(児童等19人、保護者11人)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、町広報誌を利用し下水道に対する理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ 【平成15年度の事業の概要(実績)】 ・町広報誌9月号に掲載 適切な利用方法 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「ミニ下水道展」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>小学生に啓発物品を配布。下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ミニ下水道展(9月中旬) 9月10日の下水道の日にあわせ開催し、次のとおり下水道の啓発を実施する。 ・下水道器材、パネル及び写真の展示 ・啓発ビデオの上映 ・啓発用懸垂幕、横断幕の掲示 ・パンフレット等の配布 ・啓発物品(花の種、球根等)の配布 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集をし、啓蒙を図る。</p> <p>【事業費の概要】 ・報償費・・・・・・・・6千円 ・需要費・・・・・・・・172千円 ・使用料及び賃借料・・・・3千円 合 計 181千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 ミニ下水道展(9月9日～9月12日) ・会 場 生涯学習センター ・来場者 約400人 小学生に啓発物品(まんが読本)を配布。 下水道公社主催の下水道作品コンクールへの作品募集 ・ポスター 4点 ・書道 22点(うち1点入賞)</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に係る下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ 【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道施設見学会 (6月17日・19日・20日) 【見学場所】相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内) 参加者90人(児童) (下水道公社のコンクール募集の前)</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道施設見学会 (6月24日、7月11日) 町内3小学校4年生69人参加 相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内)</p> <p>【16年度は全校参加】</p>	<p>【目的】 「下水道の日」に限っていないが、下水道啓発事業の一環として、「下水道処理場見学会」を開催し、下水道に対する町民の理解と関心を深め、下水道の適切な利用を促進する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・町広報誌に掲載 相模川流域下水道「ふれあいまつり」のお知らせ ・下水道施設見学会の開催 対象：町内7小学校4年生113人 場所：相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内) 実施日：6月22日 (下水道公社のコンクール募集の前)</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道施設見学会 (6月24日、7月11日) 町内3小学校4年生69人参加 相模川流域下水道左岸処理場(茅ヶ崎市内)</p> <p>【16年度は全校参加】</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		
事務事業番号 12	事務事業名 下水道事業審議会経費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	附属機関の設置に関する条例 相模原市下水道事業審議会規則	城山町下水道運営審議会条例	津久井町下水道審議会設置条例	相模湖町下水道審議会条例	藤野町下水道審議会条例
歳出予算額(平成16年度)	406千円	156千円	271千円	25千円	67千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 15人(公募委員3人) 開催予定回数 2回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・378千円(12,600円×15人×2回) ・旅費・・・21千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月7日 出席 14名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 7人 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・147千円 (会長7,400円×1人×3回 委員6,900円×6人×3回) ・旅費・・・7千円 ・役務費・・・2千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年8月18日 出席 7名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【内容】 【平成16年度の事業】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 11人(公募委員7人) 開催予定回数 3回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・246千円((会長8,000円+委員7,400円×10人)×3回) ・旅費・・・18千円 ・需要費・・・7千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成16年2月24日 出席 11名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 10人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・25千円(4,100円×6人×1回) ・旅費・・・0千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 下水道事業審議会の開催(1回) 期日 平成15年5月27日 出席 9名</p>	<p>【目的】 下水道事業の運営にあたり、必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として下水道事業審議会を設置する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】 下水道事業審議会の開催 審議会委員数 8人 開催予定回数 1回</p> <p>【事業費の内訳】 ・報酬・・・66千円 (8,600+8,100円×7人×1回) ・通信運搬費・・・1千円 ・需要費・・・0千円</p> <p>【平成15年度の事業の概要(実績)】 審議案件が特になかったため開催なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	相模川流域下水道維持管理負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2
歳出予算額（平成16年度）	1,936,072千円	62,542千円	22,172千円	15,919千円	8,874千円
歳入予算額（平成16年度）	1,853,595千円	59,915千円	22,172千円	15,919千円	8,497千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 相模原市負担率 33.06%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 1,936,072千円</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>【事業費の内訳（1,936,072千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金・・・1,936,072千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 相模原市負担率 36.07%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 2,300,669千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 1,853,595千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 城山町負担率 1.00%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 62,542千円</li> </ul> <p>【事業費の内訳（62,542千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金・・・62,542千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 城山町負担率 1.03%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 66,590千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 59,915千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 津久井町負担率 0.45%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 22,172千円</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>【事業費の内訳（22,172千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金・・・22,172千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 津久井町負担率 0.47%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 23,962千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 22,172千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 相模湖町負担率 0.32%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 15,919千円</li> </ul> <p>【事業費の内訳（15,919千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金・・・15,919千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 相模湖町負担率 0.23%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 9,625千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 15,919千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道の施設維持管理費を関連市町の実績汚水量の比率に基づき負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 藤野町負担率 0.18%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 8,874千円</li> </ul> <p>【事業費の内訳（8,874千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金・・・8,874千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 藤野町負担率 0.11%</li> <li style="padding-left: 20px;">予算額 4,946千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 4,946千円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	隣接市町下水道施設利用負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定 町田市と相模原市との下水の排除及び処理事務の相互委託に関する協定 座間市と相模原市に係る公共下水道幹線等の維持管理に関する協定	相模原市と城山町との汚水相互排除に関する基本協定			
歳出予算額（平成16年度）	3,280千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	3,280千円	424千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[城山町及び町田市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。</li> <li>・[座間市分]（15年度から新規） 本市汚水が流入している座間市公共下水道座間中央幹線等の維持管理費を負担する。</li> </ul> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町分 予算額 424,137円</li> <li>・町田市分 予算額 2,429,644円</li> <li>・座間市分 予算額 426,000円</li> </ul> <p>【事業費の内訳（3,280千円）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金、補助及び交付金 3,280千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町分 予算額 307,552円</li> <li>・町田市分 予算額 3,382,390円</li> <li>・座間市分 予算額 500,000円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道使用料 3,280千円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>[相模原市分] 行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対し、実績汚水量比により負担する。</p> <p>相模原市支出額と同額を城山町では収入に見込んでおります。（諸収入）</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市分 予算額 424,137円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市分 予算額 307,552円</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	相模川流域下水道建設負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	下水道法第31条の2 相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書
歳出予算額(平成16年度)	443,388千円	17,406千円	8,384千円	2,466千円	2,516千円
歳入予算額(平成16年度)	434,500千円	10,400千円	8,384千円	2,466千円	2,516千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模原市負担率 既幹線分 29.7%</li> <li style="padding-left: 20px;">処理場分 27.9%</li> <li>・ 負担金額 従来事業分 441,282千円</li> <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 2,371千円</li> <li style="padding-left: 20px;">14年度精算分 265千円</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>【平成16年度の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度 予算額 443,388千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度 予算額 507,994千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 434,500千円</li> <li style="padding-left: 20px;">起債充当率 100%</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城山町負担率 既幹線分 1.1%</li> <li style="padding-left: 20px;">処理場分 1.1%</li> <li>・ 負担金額 従来事業分 17,322千円</li> <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 94千円</li> <li style="padding-left: 20px;">14年度精算分 10千円</li> </ul> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度 予算額 17,406千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度 予算額 19,955千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営企業債(相模川流域下水道建設負担金) 10,400千円</li> <li style="padding-left: 20px;">起債充当率 100%</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津久井町負担率 既幹線分 津久井町、相模湖町、藤野町分の61.2%</li> <li style="padding-left: 20px;">処理場分 1.0%</li> <li>・ 負担金額 従来事業分 8,333千円</li> <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 57千円</li> <li style="padding-left: 20px;">14年度精算分 6千円</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>【平成16年度の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度 予算額 8,384千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度 予算額 7,843千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 8,384千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模湖町負担率 既幹線分 21.3%</li> <li style="padding-left: 20px;">処理場分 0.3%</li> <li>・ 負担金額 従来事業分 2,451千円</li> <li style="padding-left: 20px;">サテライト分 17千円</li> <li style="padding-left: 20px;">14年度精算分 2千円</li> </ul> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度 予算額 2,466千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度 予算額 2,198千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,466千円</li> </ul>	<p>【目的】 相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を相模川流域の16市町が計画汚水量の比率により負担する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度 予算額 2,516千円</li> </ul> <p>【平成15年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度 予算額 2,352千円</li> </ul> <p>【特財】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湖・津久井湖周辺の相模川流域下水道事業に係る助成金 2,516千円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	下水道基本計画策定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	土木計画課	施設管理課	上下水道課	下水道課	下水道課
根拠法令等	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条	都市計画法第19条 都市計画法第59条 下水道法第4条
歳出予算額（平成16年度）	37,430千円	0千円	5,000千円	10,000千円	5,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本市の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 8,593ha 都市計画決定 6,197ha 都市計画法事業認可 6,197ha 下水道法事業認可 6,613ha 区画割施設平面図作成 6,613ha</p> <p>【平成16年度の事業内容】 下水道基本計画変更設計委託 予算額 37,430千円</p> <p>・概要 下水道基本計画 都市計画決定 都市計画法事業認可の延伸 下水道法事業認可の延伸 区画割施設平面図の電子データ化</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 569ha 都市計画決定 270ha 都市計画決定事業認可 270ha 下水道法事業認可 280ha 区画割施設平面図作成 280ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 1,138ha 都市計画決定 206ha 都市計画決定事業認可 206ha 下水道法事業認可 215ha 区画割施設平面図作成 215ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、本町の下水道基本計画を見直し、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 545ha 都市計画決定 223ha 都市計画決定事業認可 221ha 下水道法事業認可 221ha 区画割施設平面図作成 221ha</p> <p>【平成16年度の事業内容】 下水道事業変更認可作成業務委託 予算額 10,000千円</p> <p>・概要 下水道基本計画の見直し 545 603ha 下水道事業認可の延伸</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道基本計画・事業認可の変更に伴い、都市計画法・下水道法による事業認可期間を延伸するもの。</p> <p>【内容】 下水道基本計画 381ha 都市計画決定 215ha 都市計画決定事業認可 215ha 下水道法事業認可 216ha</p> <p>【平成16年度の事業内容】 下水道事業変更認可作成業務委託 予算額 5,000千円</p> <p>・概要 下水道事業認可の延伸（2カ年）</p> <p>その後の認可手続き 下水道基本計画の見直し 381ha 308ha</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	登録等手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市下水道条例	城山町下水道条例	津久井町下水道条例	相模湖町下水道条例	藤野町下水道条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	560千円	15千円	461千円	25千円	244千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額  指定工事店登録手数料（1件につき）  新規 10,000円  更新 3,000円  責任技術者登録手数料（1件につき）  2,000円  再交付手数料（1件につき）  相模原市指定下水道工事店証  3,000円  相模原市指定下水道工事店標示板  7,000円  相模原市排水設備工事責任技術者証  2,000円</p> <p>平成15年度末現在  指定下水道工事店 413店  排水設備工事責任技術者 855名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額  指定工事店指定手数料（1件につき）  新規 3,000円  更新 3,000円  責任技術者登録手数料（1件につき）  新規 2,000円  更新 2,000円  再交付手数料（1件につき）  指定下水道工事店証  3,000円  排水設備工事責任技術者証  2,000円</p> <p>平成15年度末現在  指定下水道工事店 91店  排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額  指定工事店登録手数料（1件につき）  新規 3,000円  更新 3,000円  責任技術者登録手数料（1件につき）  2,000円  再交付手数料（1件につき）  津久井町指定下水道工事店証  3,000円  津久井町排水設備工事責任技術者証  2,000円</p> <p>平成15年度末現在  指定下水道工事店 96店  排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額  指定工事店登録手数料（1件につき）  新規 3,000円  更新 3,000円  責任技術者登録手数料（1件につき）  2,000円  再交付手数料（1件につき）  相模湖町指定下水道工事店証  3,000円  相模湖町排水設備工事責任技術者証  2,000円</p> <p>平成15年度末現在  指定下水道工事店 50店  排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【目的】 排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うため事務</p> <p>【内容】 指定下水道店及び責任技術者に関する申請に伴う手数料徴収</p> <p>【参考】</p> <p>手数料の額  指定工事店登録手数料（1件につき）  新規 3,000円  更新 3,000円  責任技術者登録手数料（1件につき）  新規 2,000円  更新 2,000円  再交付手数料（1件につき）  藤野町指定下水道工事店証  3,000円  藤野町排水設備工事責任技術者証  2,000円</p> <p>平成15年度末現在  指定下水道工事店 32店  排水設備工事責任技術者 68名</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	都市下水路等維持補修管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	488,206千円	4,452千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水対策施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する雨水調整池及び、姥川の清掃・浚渫委託、除草委託や施設(ポンプ等)の保守点検委託、修繕を行う。 又、雨水調整池の賃借や、用地取得事務も行う。</p> <p>【参考】 雨水調整池 9 箇所(借地雨水調整池 6 箇所含む)</p>	<p>【目的】 雨水対策施設（調整池）の維持管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する雨水調整池の賃借や、除草委託業務を行う。</p> <p>【参考】 雨水調整池 2 箇所(借地雨水調整池 1 箇所含む)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	雨水浸透施設設置助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市雨水浸透ます設置助成金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	2,400千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 雨水の流出抑制や地下水の涵養、保全を図ること等により自然環境への水の還元に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 市が認定した雨水浸透ますを設置していただく方に、設置費用の一部を、市が助成</p> <p>【参考】 雨水浸透ます1基あたりの助成額 新築家屋の場合---1基7,000円（建替えを含む） 既存家屋の場合---1基10,000円（増改築を含む） 一つの助成事業の助成対象は、2基以上4基まで</p> <p>平成15年度実績 新築家屋の場合 69件 既存家屋の場合 7件 助成合計金額 2,059千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で165件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 平成15年度実績 （専用・併用・共同）住宅新築家屋数 153件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 事業の実施はないため、助成金額及び実績件数の計上は出来ません。</p> <p>参考事項 本町における平成15年度建築確認申請の経由件数は、新築の家屋で43件</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	水洗化促進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	16,987千円	639千円	3,460千円	0千円	5,101千円
歳入予算額（平成16年度）	13,330千円	0千円	338千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務  個別訪問（未水洗世帯の実態把握及び指導）、水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 3,072千円 責任技術者登録手数料 45千円 指定工事店登録手数料 136千円 参考図書 44千円 水洗化工事資金融資預託金元金収入10,000千円 労働保険被保険者負担金 33千円</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 水洗化普及員（非常勤特別職、勤務日：月曜から金曜まで・勤務時間：午前9時～午後4時までの1日6時間）による個別訪問指導を実施、対象家屋全体を3年ごとに訪問している。 ・平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 5500世帯 義務期間経過世帯 4600世帯 水洗化率 97.8% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん...銀行が融資した額の70%を市が預託している 平成15年度実績：融資件数1件、融資額2.6万円 融資あっせんの額 大便器1個あたり50万円まで 限度額300万円まで イ.水洗化工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間（3年間）内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 水洗便所改造等奨励金 ・奨励金額 4千円～32千円まで(3段階) 水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせん 平成15年度実績：なし 融資あっせんの額（限度額） 自家 35万円 アパート等 70万円 水洗便所改造等工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化促進事務  水洗化工事資金の援助</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 338千円</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導 未水洗化世帯への接続依頼勧告及びアンケート調査による実態調査を実施。  ・平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 626世帯 義務期間経過世帯 261世帯 水洗化率 29.5% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策） ア.水洗化工事資金融資あっせん...銀行が融資した額の利子分を町が補給している 平成15年度実績：融資件数5件、補給額1.5万円 融資あっせんの額 限度額（自家）40万円まで （貸家）80万円まで イ.水洗化工事費助成...水洗化工事費の額に応じて、助成金を交付している 平成15年度実績：助成件数101件、助成額1,921千円 助成金額 (工事費) (助成金額) 5万円以上10万円未満 4,000円 10万円以上15万円未満 8,000円 15万円以上20万円未満 12,000円 20万円以上25万円未満 16,000円 25万円以上30万円未満 21,000円 30万円以上40万円未満 25,000円 40万円以上 33,000円 ウ.水洗化工事費特別助成...生活扶助世帯の水洗化工事費を助成している 平成15年度実績：なし</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 供用開始世帯の水洗化事務</p> <p>【参考】 未水洗家屋の指導（水洗化義務期間3年間を経過した世帯に対する施策） 未水洗化世帯への接続依頼を実施。 平成15年度末現在の実績 未水洗家屋数 2352世帯 義務期間経過世帯 769世帯 水洗化率 29.1% 水洗化工事資金援助（水洗化義務期間内の支援施策）  融資あっせんの額 限度額 一戸建住宅 450千円 集合住宅等 900千円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 水洗化義務期間（3年間）内の水洗化促進事務</p> <p>【参考】 水洗便所改造等奨励金 ・奨励金額 水洗便所改造等の工事における費用の10/100で限度額50千円を助成している。 【平成16年度予算】 4,725千円 【平成15年度実績】 167件 5,375千円 水洗便所改造等資金融資あっせん ・町が契約した金融機関からの融資をあっせんし、利子補給する。 【平成16年度予算】 26千円 【平成15年度実績】 0千円 融資あっせんの額（限度額） 自家 400千円 貸家 800千円 水洗便所改造等工事費特別助成...生活保護法による保護を受けている者の水洗化工事費を助成している 【平成16年度予算】 350千円 【平成15年度実績】 0千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	水質管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成16年度）	13,590千円	612千円	346千円	1,001千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	1,196千円	306千円	346千円	1,001千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【特別財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,196千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：374検体延5,538項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 306千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：19検体延289項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として） 「相模川流域下水道の水質管理に関する基本的な考え方」に基づき神奈川県下水道公社に業務委託している。</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 346千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：10検体延べ118項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ0件</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】 （財）神奈川県下水道公社に検査を委託</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,001千円</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：6検体延252項目 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場等の排水検査、立入調査、窓口指導等（水質関係全体として）及び水質測定結果報告書徴収</p> <p>【公共的団体】</p> <p>【特定財源の内訳等】</p> <p>【参考】 ・事業場等の排水検査として水質測定 平成15年度実績：なし ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い		専門部会名 土木部会		
事務事業番号 11	事務事業名 公共下水道施設維持管理補修事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額(平成16年度)	455,958千円	21,873千円	14,613千円	6,912千円	13,807千円
歳入予算額(平成16年度)	374,375千円	21,873千円	14,613千円	6,912千円	4,794千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 市が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、コンピュータによる維持管理システムの事務や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 374,018千円 隣接市町下水処理負担金 357千円</p> <p>【参考】 合流管 98,218m 污水管 1,464,855m 雨水管 189,465m 排水管 344,139m 汚水マンホ-ルポンプ 30箇所 雨水マンホ-ルポンプ 4箇所 汚水中継ポンプ場 6箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、汚水中継ポンプ場等の管理委託や施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 21,873千円</p> <p>【参考】 污水管 73,819m 雨水管 18,041m 汚水マンホ-ルポンプ 7箇所 汚水中継ポンプ場 1箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・浚渫委託、除草委託、及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託、下水道台帳整備を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 14,613千円</p> <p>【参考】 污水管 41,912m 汚水マンホ-ルポンプ 10箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託や目視等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 6,912千円</p> <p>【参考】 污水管 32,603m 汚水マンホ-ルポンプ 13箇所</p>	<p>【目的】 下水道施設の維持補修管理を行う事業</p> <p>【内容】 町が管理する下水道施設の清掃・及び施設(ポンプ等)の保守点検委託やTVカメラによる等の施設調査委託や下水道台帳整備を行う。又、ポンプ場の施設の保守点検委託、自家用発動発電機の保守委託、修繕を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 4,794千円</p> <p>16年度污水管点検調査(TVカメラ調査) 委託延長 1,679m 汚水マンホ-ルポンプ 20箇所</p> <p>【参考】 15年度未現在 污水管 25,515m マンホ-ルポンプ 25箇所</p>

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	公共下水道不明水浸入対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	12,223千円	3,087千円	4,253千円	0千円	1,307千円
歳入予算額（平成16年度）	12,223千円	1,543千円	4,253千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 12,223千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 1,543千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 4,253千円</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p> <p>現時点としては、「TVカメラ調査」を実施している。</p>	<p>【目的】 汚水施設に流入する、不明水削減を行う事業</p> <p>【内容】 下水道施設の詳細調査委託によって、不明水流入箇所を特定し、補修を行う。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市公共汚水ます設置要綱	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例	下水道法 相模湖町下水道条例 相模湖町公共汚水ます設置要綱	下水道法 藤野町下水道条例
歳出予算額（平成16年度）	435,253千円	7,800千円	10,000千円	3,700千円	1,000千円
歳入予算額（平成16年度）	337,415千円	7,757千円	9,248千円	3,700千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 管きよ建設事業受益者負担金 21,956千円 公共下水道施設移設補償金 7,359千円 公営企業債 308,100千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 1,423個 平成14年度 1,335個 平成15年度 1,453個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 331千円 地方公営企業債（下水道整備債） 7,400千円 県費補助金 26千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 40個 平成14年度 44個 平成15年度 29個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、基準にもとづいて設置する。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 2,165千円 地方公営企業債（下水道整備債） 3,500千円 県費補助金 3,583千円</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 21個 平成14年度 37個 平成15年度 23個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合、要綱にもとづいて設置する。</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成13年度 23個 平成14年度 20個 平成15年度 18個</p>	<p>【目的】 公共下水道整備済区域内の未設置箇所や土地利用の変更により必要となった箇所の公共汚水ますを設置する。</p> <p>【内容】 公共下水道整備済区域内で土地利用形態の変更により、公共汚水ますが必要となった場合や土地の分割により公共汚水ますが必要となった場合設置する。</p> <p>【参考】 過年度公共汚水ます設置個数 平成14年度 16個 平成15年度 12個</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 相模原市排水設備設置義務の免除に関する要綱 相模原市排水設備指針	下水道法 城山町下水道条例	下水道法 津久井町下水道条例 津久井町下水道条例施行規則	下水道法 相模湖町下水道条例	下水道法 藤野町下水道条例
歳出予算額(平成16年度)	670千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	318千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道使用料 296千円 責任技術者登録手数料 5千円 指定工事店登録手数料 13千円 参考図書 4千円</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---3,920件 完了検査件数---4,009件 (内 現場件数1,038件) 平成16年度予算額の670千円はコンピューターシステム保守とパート人件費</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---171件 完了検査件数---180件 (内 現場件数180件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---167件 完了検査件数---179件 (内 現場件数179件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---100件 完了検査件数---148件 (内 現場件数 148件)</p>	<p>【目的】 排水設備の審査並びに工事の指導及び検査により、構造基準に適合する排水設備を設置させること。</p> <p>【内容】 排水設備新設等確認申請書類を審査指導する。 排水設備新設等工事完了届により完了検査をする。</p> <p>【参考】 平成15年度 確認申請件数---198件 完了検査件数---198件 (内 現場件数 198件)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	相模原市下水道条例 相模原市指定下水道工事店規則	城山町下水道条例 城山町指定下水道工事店規則	津久井町下水道条例 津久井町下水道排水設備指定工事店規則	相模湖町下水道条例 相模湖町指定下水道工事店規則	藤野町下水道条例 藤野町下水道排水設備指定工事店規則
歳出予算額（平成16年度）	361千円	10千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	361千円	10千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う。</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 90千円 指定工事店登録手数料 271千円</p> <p>【参考】 平成15年度末現在 指定下水道工事店 413店 排水設備工事責任技術者 855名 指定下水道工事店標示板購入価格 3,500円</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【特定財源の内訳等】 責任技術者登録手数料 2千円 指定工事店登録手数料 3千円 更新手数料 5千円</p> <p>【参考】 平成15年度末現在 指定下水道工事店 91店 排水設備工事責任技術者 224名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度末現在 指定下水道工事店 96店 排水設備工事責任技術者 297名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度末現在 指定下水道工事店 50店 排水設備工事責任技術者 104名</p>	<p>【目的】 優良な排水設備工事が施工されるよう、一定の技術水準を有する指定工事店及び排水設備工事責任技術者の審査・登録を行う</p> <p>【内容】 指定下水道工事店の新規指定及び更新（5年ごと）に伴う審査並びに登録事項の変更などの申請に伴う登録事務 排水設備工事責任技術者の登録及び更新（5年ごと）、登録事項の変更などの申請に伴う登録事務</p> <p>【参考】 平成15年度末現在 指定下水道工事店 32店 排水設備工事責任技術者 68名</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	排水施設の指導及び検査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則 相模原市ディスプレイキッチン排水処理システム等取扱要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱 都市計画法施行規則	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ351件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付（データ入力）及び水質関連項目の確認 平成15年度実績：受付件数329件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ1件 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場 ・都市計画法の規定に基づく開発行為に関する書類受付（データ入力）及び水質関連項目の確認 平成15年度実績：受付件数0件 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例等に基づく事業場指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ10事業場 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ0件 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場 ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>	<p>【目的】 工場・事業所排水を監視・指導し排除基準内で排出させることにより、都市基盤である下水道管の機能及び構造を保守し公衆衛生の向上に寄与し、併せて流域下水道からの放流水の適正管理が行われることにより公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例等に基づく事業場指導、開発行為に関する書類受付及ディスプレイ等の排水設備指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：なし ・ディスプレイキッチン排水処理システム指導</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	除害施設の指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 相模原市下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 城山町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 津久井町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 相模湖町下水道条例 流域下水道維持管理要綱	下水道法 藤野町下水道条例 流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道法及び相模原市下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模原市下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ351件 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ113事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ164件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ81事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び城山町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、城山町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ1件 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ0事業場 ・法、条例に基づく届出事務 平成15年度実績：延べ1件 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ0事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び津久井町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、津久井町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への窓口指導等（水質関係全体として） 平成15年度実績：延べ10件 ・事業場等への立入調査 水質検査については、神奈川県下水道公社に業務委託している。</p>	<p>【目的】 下水道法及び相模湖町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、相模湖町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：延べ1事業場 ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：延べ1事業場</p>	<p>【目的】 下水道法及び藤野町下水道条例に基づき、除害施設（事業場の排水処理施設）の設置、管理等指導をしている</p> <p>【内容】 下水道法、藤野町下水道条例に基づく事業場排水等の規制指導</p> <p>【参考】 ・事業場等への立入調査 平成15年度実績：なし ・事業所からの水質測定結果報告書徴収 平成15年度実績：なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	流域下水道に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱	下水道法 神奈川県流域下水道維持管理要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 公共下水道整備面積 6,189ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 256.1ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 162.6ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 165.2ha</p>	<p>【目的】 相模川流域下水道に流入する汚水について流域下水道の管理者に報告する。</p> <p>【内容】 公共下水道から流域下水道への流入にともなう流域下水道管理者への、汚水の流入申請並びに流入下水量及び、水質等の報告を行うもの。</p> <p>【参考】 平成15年度未整備面積 138.0ha</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	私設下水道組合の指導、工事の検査等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法 下水道条例 私設下水道組合施行要領				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道に接続する、私設下水道組合が施工する下水道工事等について、公共下水道整備計画に整合が取れるよう指導、工事の検査等を行う。</p> <p>【内容】 私設下水道工事に関する物件設置申請等の手続きや、工事の施工に係る指導、及び工事の完成検査、施工後の管理区域の確認を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	私設下水道施設の移管事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私設下水道組合が設置した下水道施設を受取る事務</p> <p>【内容】 円滑な公共下水道の整備を行っていくため、組合下水道施設を公共下水道整備計画に合わせて市に移管をしていただき、できる限り有効利用を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																										
17	上下水道事業の取扱い		土木部会																										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																										
23	相模川流域下水道事業助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																								
根拠法令等			相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書	相模湖・津久井湖周辺地域下水道(相模川流域下水道)の建設に関する協定書																								
歳出予算額(平成16年度)			8,384千円	2,466千円	2,516千円																								
歳入予算額(平成16年度)			8,384千円	2,466千円	2,516千円																								
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 8,384千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 7,731千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 8,384千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 2,466千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 2,198千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 2,466千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%	<p>【目的】 相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者が水源地域の住民に感謝の意を表するため、町に助成することを目的とする。</p> <p>【事業の範囲】 1 幹線管渠、終末処理場、ポンプ場及びこれらの施設を付帯する施設の建設 2 流域下水道施設の建設に係る用地取得及び物件移転補償 3 流域下水道施設の建設に係る事業損失補償 4 流域下水道施設の調査設計</p> <p>【内容】 相模川流域下水道事業負担金のうち、建設費負担金に相当する金額を利水者(県企業庁)が負担する。</p> <p>【負担割合】  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県企業庁</td><td style="text-align: right;">17.9%</td></tr> <tr><td>横浜水道</td><td style="text-align: right;">37.8%</td></tr> <tr><td>川崎水道</td><td style="text-align: right;">34.3%</td></tr> <tr><td>横須賀水道</td><td style="text-align: right;">10.0%</td></tr> </table> </p> <p>【平成16年度の事業の内容】 ・平成16年度 予算額 2,516千円</p> <p>【平成15年度の事業の内容】 ・平成15年度 予算額 2,386千円</p> <p>【助成金】 ・助成金(相模川流域下水道建設負担金) 2,516千円</p>	県企業庁	17.9%	横浜水道	37.8%	川崎水道	34.3%	横須賀水道	10.0%
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												
県企業庁	17.9%																												
横浜水道	37.8%																												
川崎水道	34.3%																												
横須賀水道	10.0%																												

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	水洗便所改造等利子補給金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等		城山町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	津久井町水洗便所改造等資金融資あっ旋に関する規則	相模湖町水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則	藤野町下水道排水設備の水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則
歳出予算額（平成16年度）		11千円	38千円	4千円	26千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度実績：融資件数5件 利子補給額15千円 融資あっ旋の限度額 自家...40万円 貸家...80万円</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 処理区域内に所在する所有者又は、占用者で当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合その利子分を町がこれを補給する。</p> <p>・平成15年度 1件</p>	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用効率を向上させる。</p> <p>【内容】 排水設備工事に要した費用について町内の金融機関から融資をあっ旋し、そのあっ旋額に係る利子分を町が負担する。 平成15年度実績：融資件数0件 利子補給額 自家8千円、貸家17千円 融資あっ旋の限度額 自家...40万円 貸家...80万円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	私設汚水ポンプ設置助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課	施設管理課	上下水道課 津久井町私設汚水ポンプ設置助成金交付要綱	下水道課	上下水道課 藤野町私設汚水ポンプ設置助成金交付要綱
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			1千円		1,800千円
歳入予算額（平成16年度）			0千円		1,800千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 地勢等により自然流下で公共下水道に汚水排除できない場合、私設汚水ポンプを設置する者に対し工事を助成している 平成15年度実績：なし 平成14年度実績：助成件数1件、助成額752千円 助成金額 現に要した額 限度額90万円</p> <p>当初予算額は1千円となっているが、申請があった場合に補正予算で必要額を計上する。</p>	該当なし	<p>【目的】 衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させる</p> <p>【内容】 地勢等により自然流下で公共下水道に汚水排除できない場合、私設汚水ポンプを設置する者に対し工事を助成している 平成16年度実績：1件 878千円 平成15年度実績：1件 532千円 助成金額 現に要した額 限度額90万円</p> <p>当初予算額は2件分1,800千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																														
17	上下水道事業の取扱い		土木部会																																																														
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																														
9	上下水道料金管理システム経費負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																												
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課																																																												
根拠法令等																																																																	
歳出予算額（平成16年度）	44,000千円	1,652千円	1,400千円	755千円	592千円																																																												
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 18%;"> <p><b>【目的】</b> 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p><b>【内容】</b> このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本市負担額は213,671,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">43,955,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">37,848,600円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: right;">213,671,000円</td></tr> </table> </div> <div style="width: 18%;"> <p><b>【目的】</b> 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p><b>【内容】</b> このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は8,031,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成16年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成17年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成18年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,652,000円</td></tr> <tr><td>平成19年度の負担額</td><td style="text-align: right;">1,423,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: right;">8,031,000円</td></tr> </table> </div> <div style="width: 18%;"> <p><b>【目的】</b> 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p><b>【内容】</b> このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は6,940,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,427,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">1,229,600円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: right;">6,940,000円</td></tr> </table> </div> <div style="width: 18%;"> <p><b>【目的】</b> 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p><b>【内容】</b> このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は3,668,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">754,600円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">649,600円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: right;">3,668,000円</td></tr> </table> </div> <div style="width: 18%;"> <p><b>【目的】</b> 今まで請求が別であった水道料金と下水道使用料を合わせて上下水道料金として賦課徴収し、その事務管理、運営するための電算システム開発費に充当するもの。</p> <p><b>【内容】</b> このシステムは神奈川県企業庁が開発を行ったが、開発経費を神奈川県企業庁と下水道使用料の徴収事務を神奈川県企業庁に委託する12市10町で負担している。平成15年1月に上下水道料金管理システムの開発経費の負担に関する協定書を締結し、その中で、本町負担額は2,875,000円とした。この負担額を平成15年度から平成19年度までの5年年賦で支払うことになっており、今年度はその2年目である。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成15年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成16年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成17年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成18年度負担額</td><td style="text-align: right;">591,400円</td></tr> <tr><td>平成19年度負担額</td><td style="text-align: right;">509,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td style="text-align: right;">2,875,000円</td></tr> </table> </div> </div>					平成15年度負担額	43,955,600円	平成16年度負担額	43,955,600円	平成17年度負担額	43,955,600円	平成18年度負担額	43,955,600円	平成19年度負担額	37,848,600円	合計	213,671,000円	平成15年度の負担額	1,652,000円	平成16年度の負担額	1,652,000円	平成17年度の負担額	1,652,000円	平成18年度の負担額	1,652,000円	平成19年度の負担額	1,423,000円	合計	8,031,000円	平成15年度負担額	1,427,600円	平成16年度負担額	1,427,600円	平成17年度負担額	1,427,600円	平成18年度負担額	1,427,600円	平成19年度負担額	1,229,600円	合計	6,940,000円	平成15年度負担額	754,600円	平成16年度負担額	754,600円	平成17年度負担額	754,600円	平成18年度負担額	754,600円	平成19年度負担額	649,600円	合計	3,668,000円	平成15年度負担額	591,400円	平成16年度負担額	591,400円	平成17年度負担額	591,400円	平成18年度負担額	591,400円	平成19年度負担額	509,400円	合計	2,875,000円
平成15年度負担額	43,955,600円																																																																
平成16年度負担額	43,955,600円																																																																
平成17年度負担額	43,955,600円																																																																
平成18年度負担額	43,955,600円																																																																
平成19年度負担額	37,848,600円																																																																
合計	213,671,000円																																																																
平成15年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成16年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成17年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成18年度の負担額	1,652,000円																																																																
平成19年度の負担額	1,423,000円																																																																
合計	8,031,000円																																																																
平成15年度負担額	1,427,600円																																																																
平成16年度負担額	1,427,600円																																																																
平成17年度負担額	1,427,600円																																																																
平成18年度負担額	1,427,600円																																																																
平成19年度負担額	1,229,600円																																																																
合計	6,940,000円																																																																
平成15年度負担額	754,600円																																																																
平成16年度負担額	754,600円																																																																
平成17年度負担額	754,600円																																																																
平成18年度負担額	754,600円																																																																
平成19年度負担額	649,600円																																																																
合計	3,668,000円																																																																
平成15年度負担額	591,400円																																																																
平成16年度負担額	591,400円																																																																
平成17年度負担額	591,400円																																																																
平成18年度負担額	591,400円																																																																
平成19年度負担額	509,400円																																																																
合計	2,875,000円																																																																

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	下水道法に規定する供用開始及び処理開始		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道管理課下水道料金室	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地 名称 相模川流域下水道左岸処理場</p> <p>ただし、隣接する町田市と協定を結び、町田市側に汚水を排除している一部の地域については次の処理場に接続している。</p> <p>位置 東京都町田市南成瀬8丁目1番地1 名称 町田下水処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地 名称 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地 名称 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1,900番地 名称 相模川流域下水道左岸処理場</p>	<p>【目的】 供用開始及び処理開始の公示が行われた排水区域内の土地所有者、使用者又は占有者に遅滞なく、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を法的に生じさせることを目的とする。</p> <p>【内容】 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規程により、下水道事業認可区域内で汚水を排除することができるよう整備された土地に対し、整備翌年度の当初に供用及び下水の処理を開始する告示を行っている。 下水の処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称は次のとおり。</p> <p>位置 神奈川県茅ヶ崎市柳島1900番地 名称 相模川流域下水道左岸処理場</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	都市下水路等調査測量設計委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
歳出予算額（平成16年度）	1,275千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。（事業認可区域外）</p> <p>【内容】 平成16年度当初予算事業費内訳 ・委託料 1,275千円</p> <p>平成15年度当初予算事業費内訳 ・委託料 1,500千円</p> <p>【参考】 公共下水道整備状況（平成16年度未予定） 行政区域内人口 625,900人 （257,300世帯） 整備区域内人口 614,100人 （253,900世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 98.1% 市街化区域下水道法事業認可面積 6,197.0ha 市街化区域整備面積 6,181.0ha 市街化区域整備率（ / ） 99.7% 市街化調整区域整備計画面積 330.0ha 市街化調整区域整備面積 100.9ha 市街化調整区域整備率（ / ） 30.6% 整備面積合計（ + ） 6,281.9ha</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年1月1日の「統計さがみはら」（平成12年国勢調査ベース）を基に算出した推計値である。</p> <p>市街化調整区域の下水道法事業認可面積は416.2haであるが、区域外流入済（大規模施設等）86.2haを除いた整備計画面積は330haである。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公共下水道整備状況（平成16年度未予定） 行政区域内人口 23,797人 （8,521世帯） 整備区域内人口 19,749人 （7,072世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 83.0% 市街化区域下水道法事業認可面積 270.0ha 市街化区域整備面積 266.3ha 市街化区域整備率（ / ） 98.6% 市街化調整区域整備計画面積 6.0ha 市街化調整区域整備面積 6.0ha 市街化調整区域整備率（ / ） 100.0% 整備面積合計（ + ） 272.3ha</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年5月1日の「城山町人口統計調査表」を基に算出した推計値である。</p> <p>市街化調整区域の下水道法事業認可面積の6.0haは、すべて公共施設用地で区域外流入により接続した後、認可面積に含まれているため、現在の市街化調整区域整備率は100%となっております。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公共下水道整備状況（平成16年度未予定） 行政区域内人口 30,100人 （10,400世帯） 整備区域内人口 9,300人 （3,300世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 30.9% 市街化区域下水道法事業認可面積 205.8ha 市街化区域整備面積 166.3ha 市街化区域整備率（ / ） 80.1% 市街化調整区域整備計画面積 843.0ha 市街化調整区域整備面積 4.6ha 市街化調整区域整備率（ / ） 0.5% 整備面積合計（ + ） 170.9ha</p> <p>市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は1,138ha 用途地域（市街化区域）面積は295ha 下水道法事業認可面積は215ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公共下水道整備状況（平成16年度未予定） 行政区域内人口 9,724人 （3,513世帯） 整備区域内人口 4,790人 （1,161世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 49.2% 市街化区域下水道法事業認可面積 221.0ha 市街化区域整備面積 165.2ha 市街化区域整備率（ / ） 74.8% 市街化調整区域整備計画面積 324.0ha 市街化調整区域整備面積 5.0ha 市街化調整区域整備率（ / ） 1.5% 整備面積合計（ + ） 170.2ha</p> <p>市街化区域の下水道法事業認可面積は221.0haであるが、区域外流入済（大規模施設）5.0haを含むと整備済面積は170.2haである。</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。</p> <p>市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は545ha 用途地域（市街化区域）面積は223ha 下水道法事業認可面積は221ha</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公共下水道整備状況（平成16年度未予定） 行政区域内人口 10,500人 （3,550世帯） 整備区域内人口 3,700人 （1,269世帯） 整備区域内人口普及率（ / ） 35.2% 市街化区域下水道法事業認可面積 215.0ha 市街化区域整備面積 145.2ha 市街化区域整備率（ / ） 66.2% 市街化調整区域整備計画面積 136.0ha 市街化調整区域整備面積 0.9ha 市街化調整区域整備率（ / ） 0.7% 整備面積合計（ + ） 146.1ha</p> <p>市街化区域の下水道法事業認可面積は215.0haであるが、区域外流入済0.9haを含むと整備済面積は145.2haである。</p> <p>行政区域内人口（世帯）は、平成16年3月31日の「住民基本台帳人口」を基に算出した推計値である。 市街化区域は用途地域として、市街化調整区域は用途地域外とした値である。 下水道全体計画面積は351ha 用途地域（市街化区域）面積は215.0ha 下水道法事業認可面積は215.9ha</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	排水路整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,976千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域等における浸水被害の解消のための事業。（事業認可区域外）</p> <p>【内容】 平成16年度当初予算事業費内訳 ・工事請負費 2,976千円</p> <p>平成15年度当初予算事業費内訳 ・工事請負費 3,500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共下水道測量設計等委託		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	147,870千円	0千円	3,400千円	1,000千円	8,300千円
歳入予算額（平成16年度）	113,600千円	0千円	3,000千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託等を市単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計25.92ha ・延長 計7,730m ・事業費 29,790千円 地下埋設物調査委託 ・委託 3件 ・試掘 計168箇所 ・事業費 14,340千円 市内一円測量設計等委託 ・委託 2件</p> <p>（市街化調整区域分） 設計委託 ・委託 2件 ・面積 計169.48ha ・延長 計16,627m ・事業費 45,060千円 地下埋設物調査委託 ・委託 2件 ・試掘 計84箇所 ・事業費 17,850千円</p> <p>測量委託 ・委託 2件 ・面積 計113.96ha ・事業費 30,830千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 起債充当率：95% （ただし起債割れを加味し、充当率は約80%前後）</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査を実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 平成16年度については、予算的な対応はありませんが、職員により測量・設計・調査を実施します。現状で事業量が少なく、整備工事の内容も簡易なためこのような対応で行っています。今後も予定整備箇所の整備内容、条件等を把握した中で技術的に職員での対応が困難な場合には、専門業者への業務委託にて対応を行う。</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 家屋補償調査委託 ・家屋事前事後調査 ・事業費 3,400千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道整備事業債 3,000千円 起債充当率：95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 設計委託料 ・委託 2件 ・面積 計 0.32ha ・延長 計 80m ・事業費 1,000千円</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託を町単独費で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 設計委託料 ・委託 2件（うち1件はMP） ・面積 計 0.78ha ・延長 計 450m ・事業費 8,300千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	公共下水道整備補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	1,989,490千円	33,000千円	190,000千円	89,000千円	120,000千円
歳入予算額（平成16年度）	1,534,554千円	31,069千円	169,633千円	84,483千円	114,000千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 設計委託料 ・委託 10件 ・延長 計7,350m ・事業費 129,510千円 地質土質調査委託 ・委託 7件 ・土質調査 計27箇所 ・事業費 24,020千円 地下埋設物調査委託 ・委託 9件 ・試掘 計89箇所 ・事業費 18,540千円 工事請負費 ・工事 16件 ・延長 4,032m ・事業費 1,754,360千円 （市街化調整区域分） 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 742m ・事業費 63,060千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 714,154千円 補助率：1/2 水質改善下水道事業補助金 60,000千円 補助率：1/2 下水道整備債 820,400千円 起債充当率：国庫裏債90% 市単独分管渠95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 164m ・事業費 33,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 14,200千円 補助率：1/2 県公共下水道事業費補助金 200千円 下水道整備債 16,669千円 起債充当率：国庫裏債90% 町単独分管渠95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 5件 ・延長 1,866m ・事業費 190,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 70,000千円 補助率：1/2 県費補助金 2,333千円 下水道整備債 97,300千円 起債充当率：国庫裏債90% 市単独分管渠95%以内</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 632m ・事業費 89,000千円 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 44,500千円 補助率：1/2 下水道整備債 38,500千円 起債充当率：国庫裏債90% 町単独分管渠95%以内 県費補助金 1,483千円 資本費平準化債 38,000千円 （平成16年度より導入）</p>	<p>【目的】 公共下水道の整備に係る測量・設計・地下埋設物調査委託や工事等を国庫補助事業で実施するもの。（事業認可区域内）</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 5件 ・延長 853m ・事業費 120,000千円 （国道管理者路面復旧費含む） 【特定財源の内訳等】 公共下水道事業費補助金 60,000千円 補助率：1/2 下水道整備債 52,000千円 起債充当率：国庫裏債90% 町単独分管渠95%以内 県費補助金 2,000千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	面整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	913,810千円	4,800千円	10,000千円	20,000千円	134,150千円
歳入予算額（平成16年度）	842,737千円	4,571千円	9,248千円	18,966千円	121,616千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街化調整区域内の公共下水道（汚水）の整備のため、市単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （市街化調整区域分） 工事請負費 ・工事 15件 ・延長 10,732m ・事業費 913,810千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 61,437,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 781,300,000円</p>	<p>【目的】 市街化区域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 工事請負費 ・工事 1件（一円費） ・延長 40m ・事業費 4,800千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者負担金 204,000円 県公共下水道事業費補助金 16,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 4,351,000円</p>	<p>【目的】 公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 工事請負費 ・工事 1件 ・延長 100m ・事業費 10,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 公共下水道事業受益者分担金 2,165,000円 地方公営企業債（下水道整備債） 3,500,000円 県費補助金 3,583,000円</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 2件 ・延長 96m ・事業費 9,000千円 ・公共分の単独費 11,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等】 地方公営企業債（下水道整備債） 12,300千円 県費補助金 6,666千円</p>	<p>【目的】 用途地域内の公共下水道（汚水）の整備のため、町単独費で実施するもの。</p> <p>【内容】 （用途地域分） 工事請負費 ・工事 4件 ・延長 460m ・事業費 134,150千円 （設計委託費含む）</p> <p>【特定財源の内訳等】 地方公営企業債（下水道整備債） 113,400千円 県費補助金 8,216千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	負担金、補償費等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法	下水道法
歳出予算額（平成16年度）	111,400千円	1,340千円	2,775千円	800千円	2,058千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、県道自費復旧事務費負担金、又、踏み荒らし等の補償を行うための経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（市街化区域）分 ・負担金、補助及び交付金 51,500千円 ・補償、補填及び賠償金 13,000千円</p> <p>下水道整備工事（市街化調整区域）分 ・負担金、補助及び交付金 39,000千円 ・補償、補填及び賠償金 6,000千円</p> <p>公共汚水ます設置工事分 ・負担金、補助及び交付金 1,800千円 ・補償、補填及び賠償金 100千円</p>	<p>【目的】 下水道整備事業（工事）に係る切回し・移設・自費復旧費等の負担金等の町が負担すべき経費。</p> <p>【内容】 （市街化区域分） 負担金、補助及び交付金 ・内容 水道管やガス管等の地下埋設物移設等に係る負担金 ・事業費 1,340千円</p> <p>・補償、補填及び賠償金については、予算的な対応はありません。また、補償、補填及び賠償金の算定のための基準等も設けておりません。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事分 ・負担金 2,775千円 ・工事の施工に伴う踏み荒らし等の補償については工事費により対応している。</p>	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（用途地域）分 ・負担金、補助及び交付金 300千円 ・補償、補填及び賠償金 500千円 ・土地賃貸借料 0千円</p>	<p>【目的】 下水道整備工事及び公共汚水ます設置工事に伴い、地下埋設物（水道、ガス、電気等）切回し負担金や、国県道自費復旧事務費負担金の経費。</p> <p>【内容】 下水道整備工事（用途地域）分 ・負担金、補助及び交付金 0千円 ・水道、NTT切回し負担金 2,000千円 ・補償、補填及び賠償金 0千円 ・土地賃貸借料 3件 58千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	雨水幹線整備補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	上下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額(平成16年度)	566,000千円				
歳入予算額(平成16年度)	541,146千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 浸水被害地区解消に向け、幹線を整備するもの。 なお当事業については「下水道整備補助事業」で記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 延長・管径が長く大きいため、1つの工事を継続事業として実施するもの。</p> <p>溝上大野台雨水幹線整備工事(1工区) ・平成15～17年度継続事業 ・工事延長: 945.2m ・管径: 3,750mm ・工事契約額: 1,330,132千円</p> <p>麻溝台地区雨水幹線整備工事(1工区) ・平成16～18年度継続事業 ・工事延長: 1,090m ・管径: 3,500mm・3,000mm ・全体設計額: 1,090,000千円</p> <p>【特定財源の内訳等(平成16年度分)】 公共下水道事業補助金 274,846千円</p> <p>公営企業債 266,300千円 (県貸付金29,000千円を含む)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	合流式下水道の改善		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	下水道整備課	施設管理課	上下水道課	下水道課	下水道課
根拠法令等	下水道法				
歳出予算額(平成16年度)	156,370千円				
歳入予算額(平成16年度)	114,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 合流式下水道区域(A = 393ha)を分流式に改善するもの。 なお当事業については「公共下水道測量設計等委託」及び「下水道整備補助事業」で記載・計上済であるが、別項目として再掲したもの。</p> <p>【内容】 委託料 ・相模原系統設計・地下埋設物調査委託</p> <p>工事費 ・中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区) ・氷川汚水幹線整備工事(1工区)</p> <p>【特定財源の内訳等】 水質改善下水道事業補助金 60,000千円  地方公営企業債 54,000千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 0	農業集落排水事業(水洗化・助成金)	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水設備の水洗化便所改造等助成金交付規則  藤野町農業集落排水設備の水洗便所改造等工事費特別助成規則
歳出予算額(平成16年度)					50千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】					<p>処理区域において、排水施設に接続する工事を行う者に対し、水洗便所改造等助成金を交付し、水洗化の促進を図る。</p> <p>標準工事費の10/100(限度額50,000円)          【平成16年度予定】 1件50,000円          【平成15年度実績】 3件96,000円</p> <p>特別助成金については、生活保護法による保護を受けている者に対して助成を行う。</p> <p>次により施工した工事費と付随する金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗便所に改造する工事費</li> <li>・浄化槽を廃止し排水設備に接続する工事費</li> <li>・排水設備を設置する工事費</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 2 1	農業集落排水事業(不明水浸水対策)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					6,000千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】					建設後、10年程度経過したので不明水の 浸入や老朽管路の確認のため管路等点検清 掃業務を委託実施する。 【平成16年度内容】 本管TV調査：3,800m 取付管TV調査：115箇所 管渠内洗浄：3,800m 記録編集：DVD-R 7枚収録 【今後の方針】 今後は20年程度を目安に再調査

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 2	農業集落排水事業(整備・測量・公共汚水ます設置)	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					300千円
歳入予算額(平成16年度)					300千円
【事務事業の内容】					処理区域内の新築住宅のため公共汚水ますを設置する。 【平成16年度予算】 1件300千円 【平成15年度実績】 2件284千円

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 3	農業集落排水事業(排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導・検査)	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、条例施行規則 藤野町農業集落排水設備工事業者の指定及び工事の施行に関する規則 藤野町農業集落排水設備の設計及び施工基準に関する規程
歳出予算額(平成16年度)					0千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】					処理区域内の建築物を所有している者又は使用している者は、供用開始から3年以内に排水設備を設置し、新設等の場合にはあらかじめ町長の承認を受け、定められた構造基準により町長が指定する業者が施工し、完成検査を受けなければならない。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 4	農業集落排水事業(指定業者及び責任技術者の審査、登録等事務)	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 藤野町農業集落排水設備工事業者の指定及び工事の施行に関する規則
歳出予算額(平成16年度)					0円
歳入予算額(平成16年度)					1千円
【事務事業の内容】					<p>条例に基づき、排水設備の新設等の設計及び工事を行う排水設備工事業者を指定する。</p> <p>新規の指定事務と指定の有効期間5年がたった者には、更新手続きが必要となる。</p> <p>【平成16年度予定】 0件 【平成15年度実績】 0件</p> <p>【更新日】 18年度</p> <p>【登録手数料】 業者登録手数料 新規 8,000円 更新 3,000円</p> <p>責任技術者試験手数料 1,000円</p> <p>責任技術者登録手数料 新規 2,000円 更新 1,000円</p> <p>再交付手数料 指定証 1,000円 標示板 8,000円 責任技術者証 1,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 2 5	農業集落排水事業(分担金)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					地方自治法第224条 藤野町農業集落排水事業分担金徴収条例
歳出予算額(平成16年度)					67千円
歳入予算額(平成16年度)					300千円
【事務事業の内容】					<p>建設費の一部として、計画区域内建物に対し、分担金を賦課、徴収する。 納期前納付者に交付する報償費(前納報奨金)と納付者に発行する納付書、調査書類を作成する需用費(印刷製本費)が経費となる。</p> <p>分担金の額: 建設事業費の2%負担(1建物あたり1公共汚水ますで150千円)</p> <p>【平成16年度事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費(前納報奨金)</li> <li>・需用費(印刷製本費等) 納付書・督促状印刷</li> </ul> <p>【平成15年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費 0千円</li> <li>・需用費 0千円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
17	上下水道事業の取扱い	土木部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 6	農業集落排水事業(施設使用料)	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					地方財政法第6条 藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第12条 藤野町農業集落排水処理施設使用料徴収条例
歳出予算額(平成16年度)					40千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】					規定に基づき使用料を賦課、徴収する。 納付書等の印刷製本費等の費用 【平成16年度事業】 ・需用費(印刷製本費等) 納付書・督促状 印刷 【平成15年度実績】 ・需用費(印刷製本費等) 42千円 【平成16年度使用料見込額】 3,252千円 【平成15年度使用料調停額】 3,157千円(調停額)

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 17	合併協議事項 上下水道事業の取扱い	専門部会名 土木部会			
事務事業番号 藤野 2 7	事務事業名 農業集落排水事業(施設維持管理)	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、施行規則
歳出予算額(平成16年度)					16,997千円
歳入予算額(平成16年度)					3,212千円
【事務事業の内容】					大久和排水処理施設の維持管理及びマンホールポンプの維持管理を実施している。 【平成16年度概要】 消耗品：消毒剤、脱臭剤、機械部品代 燃料費：非常用自家発電施設、マンホールポンプ燃料費 光熱費（電気）：排水処理施設、マンホールポンプ電気料 光熱費（水道）：外水道分、槽と管内清掃水道料 修繕費：管路修繕、ポンプ交換、機械修理 通信運搬費：電話料 手数料：水質検査費 保険料：建物火災保険料、機械保険料 委託料：施設保守点検、運転操作監視（汚泥調整、水質管理、沈砂槽引抜清掃等） 汚泥処理費：余剰汚泥 清掃 搬出 その他

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
17	上下水道事業の取扱い		土木部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 2 8	農業集落排水事業(その他)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					上下水道課
根拠法令等					藤野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、施行規則
歳出予算額(平成16年度)					10,251千円
歳入予算額(平成16年度)					0千円
【事務事業の内容】					総起債額 208,660千円 15年度未償還額 20,950千円 起債残高 187,710千円 【企業庁から借入償還】

# 協議第 2 2 号

地方税の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	個人の市・県民税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成16年度）	11,258千円	7,187千円	7,569千円	5,663千円	7,879千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 個人の市県民税の課税</p> <p><b>【内容】</b> 税率 ・均等割 市民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 市民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 市民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 市民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算22万円 以下の人</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 納税義務者数 281,515人 ・特別徴収 165,832人 ・普通徴収 115,683人 年税額 32,511,527千円 ・均等割額 740,868千円 ・所得割額 31,770,659千円</p>	<p><b>【目的】</b> 個人の町県民税の課税</p> <p><b>【内容】</b> 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月15日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 32万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算20万円 以下の人</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 納税義務者数 9,005人 ・特別徴収 5,124人 ・普通徴収 3,881人 年税額 1,184,908千円 ・均等割額 18,010千円 ・所得割額 1,166,898千円</p>	<p><b>【目的】</b> 個人の町県民税の課税</p> <p><b>【内容】</b> 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 納税義務者数 12,825人 ・特別徴収 6,280人 ・普通徴収 6,545人 年税額 1,187,647千円 ・均等割額 22,304千円 ・所得割額 1,165,343千円</p>	<p><b>【目的】</b> 個人の町県民税の課税</p> <p><b>【内容】</b> 税率 ・均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 1月16日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 納税義務者数 4,407人 ・特別徴収 2,223人 ・普通徴収 2,184人 年税額 399,731千円 ・均等割額 7,376千円 ・所得割額 392,355千円</p>	<p><b>【目的】</b> 個人の町県民税の課税</p> <p><b>【内容】</b> 税率 ・均等割 町民税3,000円、県民税1,000円 ・所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 3% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3%</p> <p>納期 ・普通徴収 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 1月16日～同月31日 ・特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで 条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 納税義務者数 4,929人 ・特別徴収 2,519人 ・普通徴収 2,410人 年税額 440,470千円 ・均等割額 8,158千円 ・所得割額 432,312千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	法人市民税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班	税務課・課税班
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成16年度）	830千円	197千円	100千円	430千円	73千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法人市民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 13,690法人 均等割 1,346,089千円 法人税割 4,539,961千円 合計 5,886,050千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 450法人 均等割 39,568千円 法人税割 34,714千円 合計 74,282千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 848法人 均等割 64,645千円 法人税割 66,458千円 合計 131,103千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 237法人 均等割 18,398千円 法人税割 5,625千円 合計 24,023千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 201法人 均等割 16,085千円 法人税割 21,854千円 合計 37,939千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	固定資産税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	藤野町
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例
歳出予算額（平成16年度）	103,785千円	23,323千円	17,441千円	5,880千円	9,558千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 115,371人 税額 18,936,628千円 家屋 納税義務者 151,159人 税額 14,472,244千円 償却資産 納税義務者 4,736人 税額 6,174,421千円 計 納税義務者 271,266人 税額 39,583,293千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数（免税点以上） 248,665筆 面積（"） 56,571,694㎡ 家屋（平成15年度概要調査） 棟数（免税点以上） 140,460棟 床面積（"） 25,758,351㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 6,713人 税額 664,901千円 家屋 納税義務者 6,383人 税額 431,426千円 償却資産 納税義務者 222人 税額 156,935千円 計 納税義務者 13,318人 税額 1,253,262千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数（免税点以上） 21,992筆 面積（"） 11,736,543㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 8,233棟 床面積（"） 942,413㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月28日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 9,665人 税額 595,656千円 家屋 納税義務者 9,349人 税額 601,490千円 償却資産 納税義務者 300人 税額 217,932千円 計 納税義務者 19,314人 税額 1,415,078千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数（免税点以上） 47,945筆 面積（"） 9,345,958㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 12,795棟 床面積（"） 1,381,582㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 2月16日～2月末日</p> <p>【参考】 課税の状況税額（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 2,825人 税額 184,177千円 家屋 納税義務者 3,071人 税額 183,117千円 償却資産 納税義務者 140人 税額 120,824千円 計 納税義務者 6,036人 税額 488,118千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数（免税点以上） 15,915筆 面積（"） 10,625,485㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 4,597棟 床面積（"） 490,933㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税</p> <p>【内容】 税率 1.4%</p> <p>納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 3,597人 税額 203,292千円 家屋 納税義務者 3,323人 税額 236,641千円 償却資産 納税義務者 172人 税額 109,118千円 計 納税義務者 7,092人 税額 549,051千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数（免税点以上） 34,628筆 面積（"） 32,276,921㎡ 家屋 棟数（免税点以上） 5,075棟 床面積（"） 546,894㎡</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	軽自動車税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班	税務課・課税班
根拠法令等	地方税法、市税条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税の税率の特例に関する条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額(平成16年度)	2,880千円	696千円	295千円	735千円	344千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<b>【目的】</b> 軽自動車税の課税 <b>【内容】</b> 納期 5月11日～31日 税率 原付 50cc ミニカー 2,500円 その他 1,000円 50超90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 軽自 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,000円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 ・米軍構成員等の所有するもの 原付 500円 軽自 二輪・三輪 1,000円 四輪以上 3,000円 二輪小型自動車 1,000円 <b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 原付 36,171件 37,964千円 軽自動車 54,414件 296,803千円 小型特殊 1,626件 4,046千円 二輪の小型自動車 6,527件 26,108千円 小計 98,738件 364,921千円 米軍関係 132件 191千円 合計 98,870件 365,112千円	<b>【目的】</b> 軽自動車税の課税 <b>【内容】</b> 納期 5月11日～31日 税率 原付 50cc ミニカー 2,500円 その他 1,000円 50超90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 軽自 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪～乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 <b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 原付 2,020件 2,111千円 軽自動車 3,823件 21,389千円 小型特殊 190件 468千円 二輪の小型自動車 269件 1,075千円 合計 6,302件 25,044千円	<b>【目的】</b> 軽自動車税の課税 <b>【内容】</b> 納期 5月16日～31日 税率 原付 50cc ミニカー 2,500円 その他 1,000円 50超90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 軽自 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪～乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 <b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 原付 2,711件 2,917千円 軽自動車 7,150件 40,346千円 小型特殊 261件 619千円 二輪の小型自動車 428件 1,712千円 合計 10,550件 45,594千円	<b>【目的】</b> 軽自動車税の課税 <b>【内容】</b> 納期 5月16日～31日 税率 原付 50cc ミニカー 2,500円 その他 1,000円 50超90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 軽自 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪～乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 <b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 原付 795件 834千円 軽自動車 1,931件 10,680千円 小型特殊 91件 251千円 二輪の小型自動車 139件 556千円 合計 2,956件 12,321千円	<b>【目的】</b> 軽自動車税の課税 <b>【内容】</b> 納期 5月16日～31日 税率 原付 50cc ミニカー 2,500円 その他 1,000円 50超90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 軽自 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪～乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 <b>【参考】</b> 平成15年度課税状況 原付 1,340件 1,391千円 軽自動車 2,242件 12,818千円 小型特殊 70件 205千円 二輪の小型自動車 345件 1,076千円 合計 3,997件 15,490千円

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	事業所税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例				
歳出予算額（平成16年度）	66千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 事業所税の課税</p> <p>【内容】 課税団体 人口30万人以上の市等 納税義務者 事務所又は事業所において事業を行う法人若しくは個人 税率 資産割 事業所床面積 1㎡当り600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25% 免税点 資産割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 従業者割 従業者100人以下</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況（新增設分を除く） 資産割 527法人 1,996,007千円 従業者割 120法人 421,012千円 合計 517法人 2,417,019千円</p>	課税対象外	課税対象外	該当対象外	該当対象外

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
18	地方税の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	市たばこ税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
歳出予算額（平成16年度）	363千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 18社 旧3級品以外 1,226,933千本 旧3級品 9,001千本 12,276千円 合計 1,235,994千本 3,534,856千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 42,408千本 旧3級品 121,850千本 297千本 407千円 合計 42,705千本 122,257千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 5社 旧3級品以外 50,150千本 旧3級品 139,756千本 532千本 707千円 合計 50,682千本 140,463千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 3社 旧3級品以外 18,222千本 旧3級品 52,214千本 285千本 390千円 合計 18,507千本 52,604千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 19,444千本 旧3級品 54,392千本 138千本 184千円 合計 19,582千本 54,576千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 18	合併協議事項 地方税の取扱い	専門部会名 財務部会			
事務事業番号 追加分	事務事業名 入湯税の取扱い	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課 地方税法、市税条例		税務課 地方税法、町税条例		税務課 地方税法、町税条例
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者</p> <p>課税実績なし</p>	課税対象外	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者</p> <p>課税実績なし</p>	課税対象外	<p>【目的】 入湯税の課税</p> <p>【内容】 税率 入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>【参考】 平成15年度課税状況 総利用者数 134,127人 （内課税利用者数 123,997人） 特別徴収義務者 3人 課税総額 18,599,550円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
18	地方税の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	都市計画税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例			
歳出予算額（平成16年度）	23,120千円	4,514千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 税率 0.3%</p> <p>納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 110,988人 税額 5,758,167千円 家屋 納税義務者 147,357人 税額 3,234,446千円 計 納税義務者 258,345人 税額 8,992,613千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数(免税点以上) 191,651筆 面積( " ) 43,342,000㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 135,883棟 床面積( " ) 25,001,987㎡</p>	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 税率 0.3%</p> <p>納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 課税状況（平成15年度課税状況） 土地 納税義務者 5,459人 税額 162,068千円 家屋 納税義務者 5,286人 税額 80,307千円 計 納税義務者 10,745人 税額 242,375千円</p> <p>土地、家屋の状況（平成15年度概要調査） 土地 筆数(免税点以上) 11,520筆 面積( " ) 1,874,000㎡ 家屋(H15年度概要調査) 棟数(免税点以上) 6,206棟 床面積( " ) 741,828㎡</p>	課税なし	課税なし	

## 協議第23号

国民健康保険事業の取扱いについて

# 事務事業現況調査書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	国民健康保険税の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	国民健康保険課 地方税法、相模原市税条例	町民課・収納課・税務課 地方税法、城山町国民健康保険税条例	保険年金課 地方税法・ 津久井町国民健康保険税条例	町民課 地方税法・ 相模湖町国民健康保険税条例	町民課 地方税法・ 藤野町国民健康保険税条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	17,374,132千円	1,799,000千円	995,225千円	356,846千円	356,846千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の5.7% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の13.2% 均等割額（1人当たり年間） 21,900円 平等割額（1世帯当たり年間） 22,660円 平等割額（1世帯年間） 22,200円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.0% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の3.5% 均等割額（1人当たり年間） 4,500円 平等割額（1世帯当たり年間） 4,800円 課税限度額 7万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 12,715,600千円 所得割 課税標準 165,060,223千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 9,408,433千円 超過額 1,769,169千円 調定額 7,639,264千円 賦課割合 60.8%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.65% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の35.03% 均等割額（1人当たり年間） 22,660円 平等割額（1世帯年間） 19,810円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.05% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.10% 均等割額（1人当たり年間） 6,200円 平等割額（1世帯年間） 3,800円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 554,968千円 所得割 課税標準 5,962,854千円 税率 6.65% 調定見込額 税額 389,880千円 超過額 76,023千円</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.0% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の39.0% 均等割額（1人当たり年間） 21,500円 平等割額（1世帯年間） 25,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.1% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.9% 均等割額（1人当たり年間） 4,700円 平等割額（1世帯年間） 5,300円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 729,151千円 所得割 課税標準 7,613,283千円 税率 6.0% 調定見込額 税額 456,796千円 超過額 49,559千円 調定額 407,237千円 賦課割合 61.8%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者となり、それぞれ医療分と介護分がある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の6.5% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の40.0% 均等割額（1人当たり年間） 25,200円 平等割額（1世帯年間） 25,900円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の1.05% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.0% 均等割額（1人当たり年間） 6,000円 平等割額（1世帯年間） 6,000円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 262,496千円 ・介護納付金現年課税分 一般被保険者分 24,377千円 ・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 8,000千円 ・介護納付金滞納繰越分 一般被保険者分 200千円 ・医療給付費現年課税分 退職被保険者分 55,465千円</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをされたとき、安心して医療が受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者となる。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の - の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の5.7% 基礎控除 330,000円 資産割 固定資産税（土地・家屋）の39.5% 均等割額（1人当たり年間） 18,200円 平等割額（1世帯年間） 20,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） 所得割 （前年中の総所得金額 - 基礎控除）の0.85% 資産割 固定資産税（土地・家屋）の9.87% 均等割額（1人当たり年間） 3,900円 平等割額（1世帯年間） 4,600円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 223,293千円 所得割 課税標準 2,470,053千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 140,793千円 超過額 12,593千円 調定額 128,200千円 賦課割合 65.4%</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>資産割 課税標準 8,885,837千円 税率 13.2% 調定見込額 税額 1,172,931千円 超過額 217,252千円 調定額 955,679千円 賦課割合 60.8%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 188,878人 均等割額 21,900円 調定見込額 税額 4,136,428千円 軽減額 476,807千円 調定額 3,659,621千円 賦課割合 39.2%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 98,770世帯 平等割額 22,200円 調定見込額 税額 2,192,694千円 軽減額 318,813千円 調定額 1,873,881千円 賦課割合 39.2%</p> <p>合計 税額 16,910,486千円 超過額等 2,782,041千円 調定額 14,128,445千円 収納率 90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 903,990千円</p> <p>所得割 課税標準 75,127,752千円 税率 1.0% 調定見込額 税額 751,278千円 超過額 168,064千円 調定額 583,214千円 賦課割合 61.6%</p> <p>資産割 課税標準 2,650,048千円 税率 3.5% 調定見込額 税額 92,752千円 超過額 21,053千円 調定額 71,699千円 賦課割合 61.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 55,905人 均等割額 4,500円 調定見込額 税額 251,573千円 軽減額 25,598千円 調定額 225,975千円 賦課割合 38.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 41,965世帯 平等割額 4,800円 調定見込額 税額 201,432千円 軽減額 18,803千円 調定額 182,629千円 賦課割合 38.4%</p> <p>合計 税額 1,297,035千円 超過額等 233,518千円 調定額 1,063,517千円 収納率 85.00%</p>	<p>調定額 313,857千円 賦課割合 50.90%</p> <p>資産割 課税標準 319,589千円 税率 35.03% 調定見込額 税額 111,952千円 超過額 21,829千円 調定額 90,123千円 賦課割合 14.62%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 7,313人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 165,713千円 軽減額 15,174千円 調定額 150,539千円 賦課割合 24.41%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 3,548世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 70,286千円 軽減額 8,173千円 調定額 62,113千円 賦課割合 10.07%</p> <p>合計 税額 737,831千円 超過額等 121,199千円 調定額 616,632千円 収納率 90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 51,332千円</p> <p>所得割 課税標準 3,545,035千円 税率 1.05% 調定見込額 税額 37,223千円 超過額 3,742千円 調定額 33,481千円 賦課割合 58.70%</p> <p>資産割 課税標準 124,128千円 税率 7.10% 調定見込額 税額 8,814千円 超過額 886千円 調定額 7,928千円 賦課割合 13.90%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,952人 均等割額 6,200円 調定見込額 税額 12,102千円 軽減額 1,142千円 調定額 10,960千円 賦課割合 19.22%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,381世帯 平等割額 3,800円 調定見込額 税額 5,248千円 軽減額 581千円 調定額 4,667千円 賦課割合 8.18%</p> <p>合計 税額 63,387千円 超過額等 6,351千円</p>	<p>資産割 課税標準 300,000千円 税率 39.0% 調定見込額 税額 117,000千円 超過額 12,681千円 調定額 104,319千円 賦課割合 61.8%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 10,706人 均等割額 21,500円 調定見込額 税額 230,179千円 軽減額 25,659千円 調定額 204,520千円 賦課割合 38.2%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 5,177世帯 平等割額 25,000円 調定見込額 税額 129,425千円 軽減額 17,860千円 調定額 111,565千円 賦課割合 38.2%</p> <p>合計 税額 933,400千円 超過額等 105,759千円 調定額 827,641千円 収納率 88.10%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 63,976千円</p> <p>所得割 課税標準 4,049,909千円 税率 1.1% 調定見込額 税額 44,549千円 超過額 5,045千円 調定額 39,504千円 賦課割合 63.2%</p> <p>資産割 課税標準 106,354千円 税率 7.9% 調定見込額 税額 8,402千円 超過額 966千円 調定額 7,436千円 賦課割合 63.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,551人 均等割額 4,700円 調定見込額 税額 16,690千円 軽減額 1,404千円 調定額 15,286千円 賦課割合 36.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 2,530世帯 平等割額 5,300円 調定見込額 税額 13,409千円 軽減額 1,330千円 調定額 12,079千円 賦課割合 36.8%</p> <p>合計 税額 83,049千円 超過額等 8,744千円 調定額 74,305千円 収納率 86.10%</p>	<p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者分 6,107千円 ・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者分 200千円 ・介護納付金滞納繰越分 退職被保険者分 1千円</p> <p>当初予算算定時に使用しない数値については、平成15年度本算定時の数値を用いている。</p> <p>・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 262,496千円</p> <p>所得割 課税標準 2,201,553千円 税率 6.5% 調定見込額 税額 143,101千円 超過額 18,046千円 調定額 125,055千円 賦課割合 42.4%</p> <p>資産割 課税標準 130,675千円 税率 40.0% 調定見込額 税額 52,270千円 超過額 8,324千円 調定額 43,946千円 賦課割合 14.9%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,667人 均等割額 25,200円 調定見込額 税額 92,431千円 軽減額 9,848千円 調定額 82,583千円 賦課割合 28.0%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,853世帯 平等割額 25,900円 調定見込額 税額 47,995千円 軽減額 4,639千円 調定額 43,356千円 賦課割合 14.7%</p> <p>合計 税額 335,797千円 超過額等 40,857千円 調定額 294,940千円 収納率 89.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 24,377千円</p> <p>所得割 課税標準 1,438,571千円 税率 1.05% 調定見込額 税額 15,105千円 超過額 983千円 調定額 14,122千円 賦課割合 50.4%</p> <p>資産割 課税標準 48,171千円 税率 7.0% 調定見込額 税額 3,372千円 超過額 289千円 調定額 3,083千円</p>	<p>資産割 課税標準 84,364千円 税率 39.5% 調定見込額 税額 33,323千円 超過額 2,725千円 調定額 30,598千円 賦課割合 65.4%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,570人 均等割額 18,200円 調定見込額 税額 64,974千円 軽減額 10,094千円 調定額 54,880千円 賦課割合 34.6%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,779世帯 平等割額 20,000円 調定見込額 税額 35,580千円 軽減額 6,548千円 調定額 29,032千円 賦課割合 34.6%</p> <p>合計 税額 274,670千円 超過額等 31,960千円 調定額 242,710千円 収納率 92.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 18,502千円</p> <p>所得割 課税標準 1,360,941千円 税率 0.85% 調定見込額 税額 11,568千円 超過額 1,049千円 調定額 10,519千円 賦課割合 64.3%</p> <p>資産割 課税標準 29,702千円 税率 9.87% 調定見込額 税額 2,931千円 超過額 235千円 調定額 2,696千円 賦課割合 64.3%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,191人 均等割額 3,900円 調定見込額 税額 4,645千円 軽減額 685千円 調定額 3,960千円 賦課割合 35.7%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 883世帯 平等割額 4,600円 調定見込額 税額 4,062千円 軽減額 679千円 調定額 3,383千円 賦課割合 35.7%</p> <p>合計 税額 23,206千円 超過額等 2,648千円 調定額 20,558千円 収納率 90.0%</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 480,000千円 調定見込額 3,200,000千円</p> <p>収納率 15.00% 収入見込額 480,000千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 30,000千円 調定見込額 250,000千円 収納率 12.00% 収入見込額 30,000千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 2,956,744千円</p> <p>所得割 課税標準 32,050,426千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 1,826,874千円 超過額 121,895千円 調定額 1,704,979千円 賦課割合 62.5%</p> <p>資産割 課税標準 1,478,790千円 税率 13.2% 調定見込額 税額 195,200千円 超過額 13,024千円 調定額 182,176千円 賦課割合 62.5%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 34,122人 均等割額 21,900円 調定見込額 税額 747,272千円 軽減額 37,076千円 調定額 710,196千円 賦課割合 37.5%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 20,230世帯 平等割額 22,200円 調定見込額 税額 449,106千円 軽減額 29,371千円 調定額 419,735千円 賦課割合 37.5%</p> <p>合計 税額 3,218,452千円 超過額等 201,366千円 調定額 3,017,086千円 収納率 98.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 270,598千円</p> <p>所得割 課税標準 14,511,898千円 税率 1.0% 調定見込額 税額 145,119千円 超過額 13,146千円 調定額 131,973千円 賦課割合 54.6%</p> <p>資産割 課税標準 589,686千円 税率 3.5% 調定見込額 税額 20,639千円 超過額 1,870千円</p>	<p>調定額 57,036千円 収納率 90.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 21,340千円 調定見込額 296,506千円</p> <p>収納率 7.20% 収入見込額 21,340千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 1,554千円 調定見込額 16,696千円 収納率 9.30% 収入見込額 1,554千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 122,466千円</p> <p>所得割 課税標準 986,996千円 税率 6.65% 調定見込額 税額 65,635千円 超過額 5,006千円 調定額 60,629千円 賦課割合 49.01%</p> <p>資産割 課税標準 48,443千円 税率 35.03% 調定見込額 税額 16,970千円 超過額 1,294千円 調定額 15,676千円 賦課割合 12.67%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,468人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 33,265千円 軽減額 1,084千円 調定額 32,181千円 賦課割合 26.02%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 802世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 15,888千円 軽減額 670千円 調定額 15,218千円 賦課割合 12.30%</p> <p>合計 税額 131,758千円 超過額等 8,054千円 調定額 123,704千円 収納率 99.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 16,210千円</p> <p>所得割 課税標準 740,470千円 税率 1.05% 調定見込額 税額 7,775千円 超過額 188千円 調定額 7,587千円 賦課割合 46.33%</p> <p>資産割 課税標準 34,315千円 税率 7.10% 調定見込額</p>	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 37,526千円 調定見込額 341,148千円</p> <p>収納率 11.00% 収入見込額 37,526千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 2,856千円 調定見込額 25,964千円 収納率 11.00% 収入見込額 2,856千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 146,656千円</p> <p>所得割 課税標準 1,298,616千円 税率 6.0% 調定見込額 税額 77,916千円 超過額 2,035千円 調定額 75,881千円 賦課割合 66.2%</p> <p>資産割 課税標準 60,648千円 税率 39.0% 調定見込額 税額 23,652千円 超過額 615千円 調定額 23,037千円 賦課割合 66.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,721人 均等割額 21,500円 調定見込額 税額 37,002千円 軽減額 2,185千円 調定額 34,817千円 賦課割合 33.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 666世帯 平等割額 25,000円 調定見込額 税額 16,650千円 軽減額 1,040千円 調定額 15,610千円 賦課割合 33.8%</p> <p>合計 税額 155,220千円 超過額等 5,875千円 調定額 149,345千円 収納率 98.20%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 13,906千円</p> <p>所得割 課税標準 96,716千円 税率 1.1% 調定見込額 税額 5,803千円 超過額 192千円 調定額 5,611千円 賦課割合 51.2%</p> <p>資産割 課税標準 21,556千円 税率 7.9% 調定見込額 税額 1,703千円 超過額 55千円</p>	<p>賦課割合 11.0%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,106人 均等割額 6,000円 調定見込額 税額 6,637千円 軽減額 445千円 調定額 6,192千円 賦課割合 22.1%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 836世帯 平等割額 6,000円 調定見込額 税額 5,013千円 軽減額 390千円 調定額 4,623千円 賦課割合 16.5%</p> <p>合計 税額 30,127千円 超過額等 2,107千円 調定額 28,020千円 収納率 87.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 8,000千円 調定見込額 67,054千円</p> <p>収納率 11.9% 収入見込額 8,000千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 200千円 調定見込額 4,961千円 収納率 4.00% 収入見込額 200千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 55,465千円</p> <p>所得割 課税標準 458,631千円 税率 6.5% 調定見込額 税額 29,811千円 超過額 992千円 調定額 28,819千円 賦課割合 50.4%</p> <p>資産割 課税標準 21,808千円 税率 40.0% 調定見込額 税額 8,723千円 超過額 203千円 調定額 8,520千円 賦課割合 14.9%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 585人 均等割額 25,200円 調定見込額 税額 14,744千円 軽減額 620千円 調定額 14,124千円 賦課割合 24.7%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 233世帯 平等割額 25,900円 調定見込額 税額 6,034千円 軽減額 316千円 調定額 5,718千円</p>	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 9,237千円 調定見込額 88,647千円</p> <p>収納率 10.42% 収入見込額 9,237千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 425千円 調定見込額 4,075千円 収納率 10.43% 収入見込額 425千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 42,459千円</p> <p>所得割 課税標準 391,264千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 22,302千円 超過額 742千円 調定額 21,560千円 賦課割合 66.5%</p> <p>資産割 課税標準 17,707千円 税率 39.5% 調定見込額 税額 6,994千円 超過額 41千円 調定額 6,953千円 賦課割合 66.5%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 605人 均等割額 18,500円 調定見込額 税額 11,011千円 軽減額 1,056千円 調定額 9,955千円 賦課割合 33.5%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 246世帯 平等割額 20,000円 調定見込額 税額 4,920千円 軽減額 500千円 調定額 4,420千円 賦課割合 33.5%</p> <p>合計 税額 45,227千円 超過額等 2,339千円 調定額 42,888千円 収納率 99.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 3,455千円</p> <p>所得割 課税標準 144,706千円 税率 0.85% 調定見込額 税額 1,230千円 超過額 0千円 調定額 1,230千円 賦課割合 48.7%</p> <p>資産割 課税標準 4,770千円 税率 9.87% 調定見込額 税額 471千円 超過額 0千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	国民健康保険税の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>調定額 18,769千円 賦課割合 54.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 16,735人 均等割額 4,500円 調定見込額</p> <p>税額 75,308千円 軽減額 2,651千円 調定額 72,657千円 賦課割合 45.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 12,535世帯 平等割額 4,800円 調定見込額</p> <p>税額 60,168千円 軽減額 7,447千円 調定額 52,721千円 賦課割合 45.4%</p> <p>合計 税額 301,234千円 超過額等 25,114千円 調定額 276,120千円 収納率 98.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 16,000千円 調定見込額 80,000千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 16,000千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 1,200千円 調定見込額 6,000千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 1,200千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>税額 2,436千円 超過額 59千円 調定額 2,377千円 賦課割合 14.52%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 744人 均等割額 6,200円 調定見込額</p> <p>税額 4,613千円 軽減額 92千円 調定額 4,521千円 賦課割合 27.61%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 509世帯 平等割額 3,800円 調定見込額</p> <p>税額 1,934千円 軽減額 45千円 調定額 1,889千円 賦課割合 11.54%</p> <p>合計 税額 16,758千円 超過額等 384千円 調定額 16,374千円 収納率 99.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者等 16年度予算額 1千円 調定見込額 6,763千円 収納率 見込まず(科目設定)</p> <p>収入見込額 1千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 退職被保険者等 16年度予算額 1千円 調定見込額 380千円 収納率 見込まず(科目設定)</p> <p>収入見込額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>調定額 1,648千円 賦課割合 51.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 876人 均等割額 4,700円 調定見込額</p> <p>税額 4,118千円 軽減額 131千円 調定額 3,987千円 賦課割合 48.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 572世帯 平等割額 5,300円 調定見込額</p> <p>税額 3,032千円 軽減額 102千円 調定額 2,930千円 賦課割合 48.8%</p> <p>合計 税額 14,656千円 超過額等 480千円 調定額 14,176千円 収納率 98.10%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 1,027千円 調定見込額 6,849千円 収納率 15.0%</p> <p>収入見込額 1,027千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 127千円 調定見込額 635千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 127千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS2 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>賦課割合 10.0%</p> <p>合計 税額 59,312千円 超過額等 2,131千円 調定額 57,181千円 収納率 97.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 6,107千円 所得割 課税標準 260,190千円 税率 1.05%</p> <p>調定見込額</p> <p>税額 2,732千円 超過額 0千円 調定額 2,732千円 賦課割合 43.4%</p> <p>資産割 課税標準 12,057千円 税率 7.0%</p> <p>調定見込額</p> <p>税額 844千円 超過額 0千円 調定額 844千円 賦課割合 13.4%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 273人 均等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 1,639千円 軽減額 40千円 調定額 1,599千円 賦課割合 25.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 191世帯 平等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 1,150千円 軽減額 29千円 調定額 1,121千円 賦課割合 17.8%</p> <p>合計 税額 6,365千円 超過額等 69千円 調定額 6,296千円 収納率 97.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 200千円 調定見込額 2,432千円 収納率 15.0%</p> <p>収入見込額 200千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 1千円 調定見込額 160千円 収納率 0.6%</p> <p>収入見込額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー (一括処理時にはオフコンを併用) 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>調定額 471千円 賦課割合 48.7%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 266人 均等割額 3,900円 調定見込額</p> <p>税額 1,037千円 軽減額 68千円 調定額 969千円 賦課割合 51.3%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 192世帯 平等割額 4,600円 調定見込額</p> <p>税額 883千円 軽減額 63千円 調定額 820千円 賦課割合 51.3%</p> <p>合計 税額 3,621千円 超過額等 131千円 調定額 3,490千円 収納率 99.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 174千円 調定見込額 870千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 174千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 3千円 調定見込額 3千円 収納率 100.0%</p> <p>収入見込額 3千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	証明手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市手数料条例	城山町手数料条例	津久井町手数料徴収条例	相模湖町手数料条例	藤野町手数料条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	30千円	1千円	1千円	1千円	1千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は国民健康保険課窓口のみ発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC クライアントサーバー 保守NECフィールドینگ 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は収納課窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明項目は、「納付すべき税額」、「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で、必要年度別に記載。</p>	<p>【内容】 国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課及び各支所が窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「納期限未到来額」、「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>国民健康保険資格証明手数料 1件100円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」、「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>国民健康保険資格証明手数料 1件100円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算(株) 納税通知書の発行</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	各種国民健康保険組合補助金	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	健康福祉課	健康福祉課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法	
歳出予算額（平成16年度）	3,525千円			30千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合（7組合）に対して、国民健康保険法第75条（都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる）に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助金の概要】 相模原市における各種国保組合への補助金助成は、昭和54年度から開始された。本市の補助金交付の算定根拠として、各種国保組合被保険者が毎年、保険料算定のため組合に提出する課税証明手数料（100円）分を組合員数に乘じた額を補助することとした。</p> <p>平成7年度からは、県下各市町村の補助金交付状況等をふまえ、250円へ増額変更を行い、現在に至っている。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本市に住所を有する者、若しくはその従事者に単備を乗じた額 補助金額＝当該年度4月1日現在の被保険者数×250円 （建設連合国民健康保険組合神奈川支部は125円）</p> <p>【参考】 精算根拠 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数8,504×250円 神奈川県医師国民健康保険組合 組合員数810×250円 神奈川県歯科医師国民健康保険組合 組合員数870×250円 神奈川県建設業国民健康保険組合 組合員数2,280×250円 神奈川県薬剤師国民健康保険組合 組合員数220×250円 神奈川県食品衛生国民健康保険組合 組合員数1,300×250円 建設連合（神奈川支部）国民健康保険組合 組合員数247×125円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数288×150円＝43,200円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数850×150円＝127,500円</p>	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合に対して、国民健康保険法第75条（都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる）に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本町に住所を有する者、若しくはその従事者に単備を乗じた額</p> <p>【参考】 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数194×150円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 ・平成15年度の補助金交付実績 神奈川県建設連合国民健康保険組合 組合員数85人×150円＝12,750円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	診療報酬明細書点検嘱託員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市診療報酬明細書点検嘱託員設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	13,815千円	1,000千円	1,374千円	984千円	1,920千円
歳入予算額（平成16年度）	26千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険の医療費適正化を図ることを目的に、専門的な知識を要するレセプトの内容審査・点検体制の更なる充実を図るため、有資格者や経験のある診療報酬明細書点検嘱託員（平成9年度から非常勤特別職）の任用に要する経費</p> <p>【特定財源の内訳】 ・労働保険被保険者負担金 26千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・報酬 12,884千円   非常勤特別職員報酬   嘱託員報酬   6人×日給8,800円×244日 ・共済費 667千円   社会保険料 666,300円   社会保険料常勤2人分 613,900円   労働保険料常勤2人分 52,400円 ・旅費 211千円   報酬明細書点検嘱託員研修旅費   連合会研修（横浜）   2,420円×9人=21,780円   県研修（関内）   2,580円×9人=23,220円   診療報酬明細書点検嘱託員旅費166千円 ・需用費53千円   参考図書 50,000円   診療報酬明細書点検事務用消耗品   3,000円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料 1,000千円 積算根拠 66,617件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料 1,374千円 積算根拠 91,600件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料984千円 積算 21円×3,900件×12月</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会及び民間専門業者に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料1,920千円 積算 160千円×12月</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	国民健康保険団体連合会負担金	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成16年度）	7,149千円	403千円	516千円	237千円	237千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	403千円	516千円	237千円	247千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1市=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 7,048,500円 保険者割100,000+被保険者割 7,048,500=7,148,500円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 8,781人×34円50銭=302,944円 合計（保険者割+被保険者割） 402,944円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 403千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 414,000円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000+被保険者割 414,000+診療施設2,000 =516,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 516千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 134,550円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000円+被保険者割 134,550+診療施設2,000円 =136,550円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 237千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 144,900円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000円+被保険者割 144,900+診療施設2,000円 =146,900円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 247千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関すること 国保に関する調査研究 その他必要な事業</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	保険税収納率向上特別対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課	保険年金課	町民課	町民課・税務課
根拠法令等	相模原市国民健康保険収納推進員設置要綱	城山町国民健康保険税を滞納している世帯に係る被保険者等の取扱いに関する要綱	津久井町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱		藤野町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱
歳出予算額（平成16年度）	51,467千円	0（一般会計から歳出）	747千円		2,046千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		2,046千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>平成4年度から事務費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納推進員による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納率向上対策本部会議の設置</li> <li>・ 休日納税相談 年6回</li> <li>・ 休日臨戸訪問 年3回（管理職2回）</li> <li>・ 夜間納税相談 年3回（12日）</li> <li>・ 夜間臨戸訪問 年1回（6日）</li> <li>・ 滞納整理強化月間 年3回</li> <li>・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月</li> <li>・ 短期被保険証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬 39,756千円</li> <li>未納分徴収給 15,600,000円</li> <li>訪問調査給@300円×78,000件 = 23,400,000円</li> <li>口座振替推進給@1,000円×756 = 756,000円</li> <li>・ 共済費 4,386千円</li> <li>・ 旅費 777千円</li> <li>収納推進員 667,000円</li> <li>遠隔地滞納整理 100,000円</li> <li>・ 需用費 781千円</li> <li>・ 使用料及び賃借料（サーバー端末機借料） 5,218千円</li> </ul> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種NEC 保守NECフィールドینگ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠損判定</li> <li>・ 交渉記録の管理</li> <li>・ 処分の管理</li> <li>・ 再発行、分割納付書の発行</li> <li>・ 資格証対象者の抽出</li> <li>・ 各種統計資料</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>平成4年度から事業費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち「保険税収納率向上特別対策」に対して、補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間来庁納付約束のみ夜間対応</li> <li>・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 6月及び12月</li> <li>・ 短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料 滞納管理システム保守業務委託 108,150円×12ヶ月 = 1,297,800円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>平成4年度から事務費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納対策特別班による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納対策会議設置</li> <li>・ 休日臨戸訪問 毎月1回4名（2班）</li> <li>・ 夜間徴収及び夜間窓口開設 年6回（1回につき1週間）</li> <li>・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月及び12月</li> <li>・ 短期被保険証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料 570千円</li> <li>滞納管理システム保守管理委託料 542,400円×1.05 = 569,520円</li> <li>・ 使用料及び賃借料 177千円</li> <li>滞納管理システムクライアント借上料 14,000円×1台×12月×1.05 = 176,400円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>主として、税務課管理収納班による保険税未納者の個人情報管理を行い税務課及び全課の課長、課長補佐、主幹で構成された特別収納対策班により滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>国民健康保険収納率向上特別対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納対策会議設置</li> <li>・ 休日臨戸訪問 毎月1回4名（2班）</li> <li>・ 夜間徴収及び夜間窓口開設 年6回（1回につき1週間）</li> <li>・ 滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月及び12月</li> <li>・ 短期被保険証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。</li> </ul> <p>短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収費 徴収車の購入費等 2,046千円</li> </ul>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	運営協議会経費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成16年度）	506千円	229千円	179千円	166千円	313千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	229千円	179千円	166千円	313千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</li> </ul> <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部負担金</li> <li>保険料の賦課割合</li> <li>給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> </ol> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任（任期2年、定数13名）</li> <li>公益代表各種団体から推薦4名</li> <li>被保険者代表被保険者の中から市長が選任（2名は公募）4名</li> <li>保険医代表4名</li> <li>被用者保険等被保険者を代表する委員1名</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 5 0 6千円</li> <li>運営協議会委員報酬 12, 6 0 0千円×40人 = 5 0 4, 0 0 0千円</li> <li>旅費 2, 0 0 0千円</li> <li>会長研修会旅費 1, 0 0 0千円×1人 = 1, 0 0 0千円</li> <li>会長研修会随行旅費 1, 0 0 0千円×1人 = 1, 0 0 0千円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</li> </ul> <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部負担金</li> <li>保険料の賦課割合</li> <li>給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> </ol> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任（任期2年、定数6名）</li> <li>公益代表各種団体から2名</li> <li>被保険者代表被保険者の中から町長が選任2名</li> <li>保険医代表2名</li> </ul> <p>【参考事項】</p> <p>委員任期は、平成17年12月16日まで</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 2 1 5千円</li> <li>会長 年額 3 7, 5 0 0円</li> <li>委員 年額 3 5, 5 0 0円×5名 = 1 7 7, 5 0 0円</li> <li>交際費 1 0千円</li> <li>需用費 2千円</li> <li>消耗品費（事務用品代） 2千円</li> <li>役務費 2千円</li> <li>通信運搬費（会議通知等）</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <p>一般会計繰入金 2 2 9千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</li> </ul> <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部負担金</li> <li>保険料の賦課割合</li> <li>給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> </ol> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任（任期2年、定数12名）</li> <li>被保険者を代表する委員4名</li> <li>保険医又は保険薬剤師を代表する委員4名</li> <li>公益を代表する委員4名</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 1 7 9千円</li> <li>運営協議会委員報酬 1 7 8, 8 0 0円</li> <li>会長 8, 0 0 0円×2回×1人 = 1 6, 0 0 0円</li> <li>委員 7, 4 0 0円×2回×11人 = 1 6 2, 8 0 0円</li> <li>旅費 1 6, 9 0 0円</li> <li>大会出席旅費 3, 7 8 0円×1人×1回 = 3, 7 8 0円</li> <li>1, 9 0 0円×1人×1回 = 3, 8 0 0円</li> <li>運協出席旅費（交通費支給該当者分） 4, 6 6 0円×1人×2回 = 9, 3 2 0円</li> <li>需用費（運協会議費） 1 2人×2回×7 0円×1. 0 5 = 1, 7 6 4円</li> </ul> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>一般会計繰入金 1 7 9千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</li> </ul> <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部負担金</li> <li>保険料の賦課割合</li> <li>給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> </ol> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任（任期2年、定数6名）</li> <li>被保険者を代表する委員2名</li> <li>保険医又は保険薬剤師を代表する委員2名</li> <li>公益を代表する委員2名</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 1 3 5千円</li> <li>会長年額 3 4, 0 0 0円</li> <li>委員年額 3 2, 0 0 0円</li> <li>ただし、議員の場合は1回につき1, 1 0 0円</li> <li>旅費 5千円</li> <li>4, 1 0 0円×1回</li> <li>需用費 2 6千円</li> <li>国保新聞購読料 4, 2 5 0円×6部</li> </ul> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>一般会計繰入金 1 6 6千円</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。</li> </ul> <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部負担金</li> <li>保険料の賦課割合</li> <li>給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。</li> </ol> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の選任（任期2年、定数9名）</li> <li>被保険者を代表する委員3名</li> <li>保険医又は保険薬剤師を代表する委員3名</li> <li>公益を代表する委員3名</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 2 8 1千円</li> <li>会長年額 3 5, 7 0 0円</li> <li>委員年額 3 0, 6 0 0円</li> <li>旅費 2 2千円</li> <li>需用費 1 0千円</li> </ul> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>一般会計繰入金 3 1 3千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	療養給付費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・	国民健康保険法	国民健康保険法・	国民健康保険法・	国民健康保険法・
歳出予算額（平成16年度）	27,159,037千円	1,025,160千円	1,397,480千円	422,700千円	440,640千円
歳入予算額（平成16年度）	16,353,563千円	531,656千円	856,871千円	236,393千円	270,804千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 6,668,574千円 特別調整交付金 200,000千円 一般被保険者療養給付費補助金 8,000千円 一般被保険者療養給付費繰入金 840,019千円 一般被保険者療養給付費繰入金 248,325千円 合計 7,980,918千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）8,368,645千円 <b>【16年度予算の積算内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 16年度予算額 17,759,267千円 （支出内訳） 被保険者 150,000人 件数 1,438,535件 保険者負担額 17,759,267,000円 保険者負担額（1件当り）12,345円 保険者負担額（1人当り）118,395円 受診率 9.59 ・1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）1,438,535件 ・1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 150,000人 ・受診率＝件数÷平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 16年度予算額 9,399,770千円</p>	<p><b>【目的】</b> 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 293,625千円 国保運営強化事業促進対策補助金 3,953千円 合計 297,578千円 （退職被保険者等療養給付費） 療養給付費負担金（現年度分） 234,078千円 <b>【16年度予算の積算内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 16年度予算額 711,610千円 （支出内訳） 被保険者 5,746人 件数 48,984件 保険者負担額 711,610,000円 保険者負担額（1件当り）14,527円 保険者負担額（1人当り）123,844円 受診率 8.52 ・1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）48,984件 ・1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 5,746人 ・受診率＝件数÷平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 16年度予算額 313,550千円 （支出内訳） 被保険者 1,468人 件数 23,756件</p>	<p><b>【目的】</b> 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 385,183千円 普通調整交付金 10,000千円 一般会計繰入金 119,463千円 基金繰入金 20,000千円 合計 534,646千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）322,225千円 <b>【16年度予算の積算内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 16年度予算額 1,003,800千円 （支出内訳） 被保険者 10,000人 件数 67,020件 保険者負担額 902,065,693円 保険者負担額（1件当り）13,460円 保険者負担額（1人当り）90,207円 受診率 6.70 ・1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）67,020件 ・1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 10,000人 ・受診率＝件数÷平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 16年度予算額 393,680千円 （支出内訳） 被保険者 2,000人 件数 27,228件</p>	<p><b>【目的】</b> 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 115,874千円 普通調整交付金 8,000千円 一般会計繰入金 39,580千円 国保運営強化促進対策補助金 500千円 合計 1,800千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）165,254千円 合計 71,118千円 諸収入 21千円 合計 71,139千円 <b>【16年度予算の積算内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 16年度予算額 300,000千円 （支出内訳） 被保険者 2,257人 件数 19,038件（H15年報C表） 保険者負担額 300,000,000円 保険者負担額（1件当り）15,758円 保険者負担額（1人当り）132,920円 受診率 ・1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）19,038件 ・1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 2,257人 ・受診率＝件数÷平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 16年度予算額 122,700千円</p>	<p><b>【目的】</b> 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間（治ゆ、中止、死亡）まで。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 一般被保険者療養給付費等負担金 109,700円 一般会計繰入金 17,564千円 国保運営強化促進対策補助金 500千円 合計 127,764千円 （退職被保険者等療養給付費） （現年度分）143,040千円 合計 143,040千円 <b>【16年度予算の積算内訳】</b> （一般被保険者療養給付費） 16年度予算額 282,840千円 （支出内訳） 被保険者 2,554人 件数 21,159件（H15年報C表） 保険者負担額 314,105,000円 保険者負担額（1件当り）14,845円 保険者負担額（1人当り）122,986円 受診率 ・1件当たり保険者負担額＝保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数（老健対象者を除く）21,159件 ・1人当たり保険者負担額＝保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者（老健対象者を除く）見込み 2,554人 ・受診率＝件数÷平均被保険者数 （退職被保険者等療養給付費） 16年度予算額 157,800千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	療養給付費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者 37,000人            件数 610,174件            保険者負担額 9,399,770,000円            保険者負担額(1件当り) 15,405円            保険者負担額(1人当り) 254,048円            受診率 16.49</p> <p>・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数            16年度退職被保険者等見込み総件数 617,276件</p> <p>・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数            16年度退職被保険者等数見込み 37,000人</p> <p>・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数</p>	<p>保険者負担額 313,550,000円            保険者負担額(1件当り) 13,199円</p> <p>保険者負担額(1人当り) 213,590円            受診率 16.18</p> <p>・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数            16年度退職被保険者等見込み総件数 23,756件</p> <p>・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数            16年度退職被保険者等数見込み 1,468人</p> <p>・受診率 = 件数 ÷ 平均平均被保険者等数</p>	<p>保険者負担額 361,905,979円            保険者負担額(1件当り) 13,292円            保険者負担額(1人当り) 180,953円            受診率 13.61</p> <p>・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数            16年度退職被保険者等見込み総件数 2,150件</p> <p>・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数            16年度退職被保険者等数見込み 2,000人</p> <p>・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者数</p>	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者 595人            件数 9,560件(H15年報C表)            保険者負担額 122,700,000円            保険者負担額(1件当り) 12,835円            保険者負担額(1人当り) 206,218円            受診率</p> <p>・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数            16年度退職被保険者等見込み総件数 件</p> <p>・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数            16年度退職被保険者等数見込み 595人</p> <p>・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者</p>	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者 585人            件数 9,008件(H15年報F表)            保険者負担額 178,254,000円            保険者負担額(1件当り) 19,788円            保険者負担額(1人当り) 304,708円            受診率</p> <p>・1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数            16年度退職被保険者等見込み総件数 件</p> <p>・1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数            16年度退職被保険者等数見込み 585人</p> <p>・受診率 = 件数 ÷ 平均被保険者</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課 国民健康保険法	町民課 国民健康保険法	保険年金課 国民健康保険法	町民課 国民健康保険法	町民課 国民健康保険法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	374,844千円	14,910千円	14,650千円	4,100千円	5,236千円
歳入予算額（平成16年度）	194,934千円	5,153千円	10,563千円	2,137千円	3,054千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金 99,321千円 （退職被保険者療養費） 現年度分 95,613千円 【16年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 16年度予算額 2,711,804千円 被保険者数150,000人 件数38,678件 保険者負担額 2,711,804千円 保険者負担額1件当り7,027円 保険者負担額1人当り1,812円 （退職被保険者療養費） 16年度予算額 103,040千円 被保険者数37,000人 件数112,226件 保険者負担額 103,040千円 保険者負担額1件当り8,428円 保険者負担額1人当り2,785円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合、必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 療養給付費負担金 2,605千円 国保運営強化事業促進対策補助金 47千円 （退職被保険者等） 療養給付費交付金（現年度分）2,501千円 【16年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 16年度予算額 9,160千円 被保険者数 5,746人 件数 1,342件 保険者負担額 9,160千円 保険者負担額1件当たり6,826円 保険者負担額1人当たり1,594円 （退職被保険者等療養費） 16年度予算額 5,750千円 被保険者数 1,468人 件数 687件 保険者負担額 5,750千円 保険者負担額1件あたり8,370円 保険者負担額1人あたり3,917円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金5,135千円 一般会計繰入金 1,792千円 （退職被保険者療養費） 現年度分 3,636千円 【16年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 16年度予算額 10,850千円 被保険者数10,000人 件数 1,857件 保険者負担額 13,013,181円 保険者負担額1件当り 6,970円 保険者負担額1人当り 1,301円 （退職被保険者療養費） 16年度予算額 3,800千円 被保険者数 2,000人 件数 578件 保険者負担額 4,536,076円 保険者負担額1件当り 7,848円 保険者負担額1人当り 2,268円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金1,347千円 その他一般会計繰入金 145千円 （退職被保険者療養費） 現年度分 645千円 【16年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 16年度予算額 2,900千円 被保険者数2,257人 件数 542件 保険者負担額 2,900千円 保険者負担額1件当り5,351円 保険者負担額1人当り1,285円 （退職被保険者療養費） 16年度予算額 1,200千円 被保険者数595人 件数1,797件 保険者負担額 1,200千円 保険者負担額1件当り 670円 保険者負担額1人当り2,016円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき（主として旅行中の急病）その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 （一般被保険者療養費） 一般被保険者療養給付費等負担金1,265千円 （退職被保険者療養費） 現年度分 1,789千円 【16年度予算の積算内訳】 （一般被保険者療養費） 16年度予算額 3,262千円 被保険者数2,554人 件数 3,606件 保険者負担額 3,262千円 保険者負担額1件当り9,061円 保険者負担額1人当り1,277円 （退職被保険者療養費） 16年度予算額 1,974千円 被保険者数585人 件数1,055件 保険者負担額 1,974千円 保険者負担額1件当り18,800円 保険者負担額1人当り3,374円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		
事務事業番号 15	事務事業名 診療報酬審査支払手数料		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成16年度）	110,861千円	4,880千円	5,238千円	1,793千円	2,648千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	4,000千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）187,000人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）2,130,889件 審査手数料総額110,861,000円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を神奈川県国民健康保険団体連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）7,214人 *被保険者数は、老健給付対象者を除いた数 件数（一般+退職）74,772件 件審査手数料総額4,880,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 特別調整交付金 4,000千円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）9,700人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）116,400件 審査手数料総額5,238,000円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）2,852人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）39,844件 審査手数料総額1,793,000円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）3,139人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）58,844件 審査手数料総額2,648,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	高額療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課 国民健康保険法	町民課 国民健康保険法	保険年金課 国民健康保険法・ 津久井町高額療養費貸付基金条例	町民課 国民健康保険法・ 相模湖町国民健康保険高額医療費貸付条例	町民課 国民健康保険法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,374,871千円	106,710千円	136,800千円	51,900千円	50,162千円
歳入予算額（平成16年度）	2,214,643千円	61,586千円	124,277千円	33,813千円	35,752千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とするとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 580,138千円 一般被保険者高額療養費交付金 992,327千円 合計 1,572,465千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 642,178千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 1,586,667千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者（若人） 150,000人 件数 21,376件 保険者負担額 1,586,667,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 788,204千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者 37,000人 件数 9,900件 保険者負担額 788,204,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とするとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 32,849千円 高額療養費共同事業負担金 19,436千円 合計 52,285千円 ・退職被保険者等高額療養費 療養給付費交付金（現年度分） 9,301千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 80,020千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者数（若人） 5,746人 件数 712件 保険者負担額 80,020,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 被保険者数（老健該当者を除く） ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 26,690千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者等数 1,468人 件数 312件 保険者負担額 26,690,000円</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とするとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 51,357千円 一般被保険者高額療養費交付金 22,801千円 一般会計繰入金 24,661千円 合計 98,819千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 25,458千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 110,400千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者（若人） 10,000人 件数 1,050件 保険者負担額 110,400,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 26,400千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者 2,000人 件数 300件</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とするとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 17,516千円 一般被保険者高額療養費交付金 10,000千円 一般会計繰入金 2,225千円 合計 29,741千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 4,072千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 44,500千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者（若人） 2,257人 件数 379件（H15年報） 保険者負担額 44,500,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 7,400千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者 595人</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とするとともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 12,288千円 高額療養費共同事業負担金 6,712千円 合計 19,000千円 ・退職被保険者等高額療養費 療養給付費交付金（現年度分） 16,752千円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 31,682千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者数（若人） 2,554人 件数 391件 保険者負担額 31,682,000円 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 ÷ 退職被保険者数（老健該当者を除く） ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 18,480千円</p> <p>（支出内訳） 被保険者等数 585人 件数 257件 保険者負担額 18,480,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	高額療養費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人に限って適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受け取るべき高額療養費に相当する金額を保険者(市)が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p><b>【電算システムの概要】</b> 機種NEC ACOS4 保守NEC 資格の判定 滞納の有無の判定 対象者の判定</p>	<p>1件当たり保険者負担額 = 保険者負担額 - 件数 1人当たり保険者負担額 = 保険者負担額 - 被保険者等数</p> <p>受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人に限って適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受け取るべき高額療養費に相当する金額を保険者(町)が直接医療機関へ支払う制度。 (参考) 15年度 実績 全931件 92,405,898円のうち 60件 7,714,350円 (8医療機関、被保険者21人)</p> <p>高額療養費資金貸付を実施 <b>【目的】</b> 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 <b>【内容】</b> 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割 利息 無利息 15年度実績 なし 15年度未現在 1件 25千円 15年度未現在高 3,140,063円 *現在、受領委任払が主流になっていて、貸付は休止に近い状態である。</p>	<p>保険者負担額 25,400,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 <b>【目的】</b> 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 <b>【内容】</b> 基金の額 5,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の範囲以内 平成15年度貸付件数 113件 平成15年度貸付額 20,405千円</p>	<p>件数 124件(H15年報) 保険者負担額 7,400,000円 1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 <b>【目的】</b> 国民健康保険法第57条の2の規定による高額医療費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 <b>【内容】</b> 基金の額 3,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の10分の8 平成15年度貸付件数 20件 平成15年度貸付額 4,217千円</p>	<p>1件当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 件数 1人当り保険者負担額 = 保険者負担額 - 退職被保険者等数</p> <p>受領委任払制度及び高額医療費資金貸し付けは実施していない。</p>

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>		
17	移送費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>担当課名</b>	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
<b>根拠法令等</b>	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
<b>歳出予算額（平成16年度）</b>	1,500千円	80千円	100千円	2千円	60千円
<b>歳入予算額（平成16年度）</b>	374千円	30千円	0千円	0千円	39千円
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 一般被保険者療養給付費等負担金 3 7 4 千円 ・退職被保険者移送費 現年度分 4 6 2 千円</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費 1,000千円 退職被保険者等移送費 500千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 療養給付費等負担金 20千円 ・退職被保険者等移送費 療養給付費交付金 10千円</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 50千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費 1千円 退職被保険者等移送費 1千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費 30千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	出産育児一時金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、相模原市国民健康条例	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・津久井町国民健康条例・津久井町国民健康保険出産費貸付基金条例	国民健康保険法・相模湖町国民健康保険条例	国民健康保険法・藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成16年度）	397,500千円	13,500千円	18,000千円	4,500千円	6,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	9,000千円	12,000千円	3,000千円	4,000千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付【16年度予算の積算内訳】300千円×1,325件</p> <p>受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】15年度実績全1,237件371,100千円のうち 252件 75,600千円を受領委任払い</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【目的】平成6年、国民健康保険法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付。【16年度予算の積算内訳】300千円×45件</p> <p>【特定財源の内訳】一般会計繰入金9,000千円</p> <p>受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受け取るべき出産育児一時金の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】15年度実績 全60件 18,000千円のうち 6件 1,800千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付【16年度予算の積算内訳】300千円×60件</p> <p>【特定財源の内訳】一般会計繰入金12,000千円</p> <p>出産費貸付制度を実施 国民健康保険税の世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の10分の8の範囲以内で、資金を貸付することにより、被保険者の福祉の向上に寄与する制度。</p> <p>・基金の額1,000千円 ・平成15年度貸付件数13件 ・平成15年度貸付金額3,020千円</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付【16年度予算の積算内訳】300千円×15件</p> <p>【特定財源の内訳】一般会計繰入金3,000千円</p> <p>受領委任払い制度を実施 国民健康保険税の未納のない世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【参考】15年度実績 全12件 3,600千円のうち 2件 600千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付【16年度予算の積算内訳】300千円×20件</p> <p>【特定財源の内訳】一般会計繰入金4,000千円</p> <p>【参考】15年度実績 全18件 5,400千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	葬祭費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・ 相模原市国民健康保険条例	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・ 津久井町国民健康保険条例	国民健康保険法・ 相模湖町国民健康保険条例	国民健康保険法・ 藤野町国民健康保険条例
歳出予算額（平成16年度）	187,760千円	5,600千円	7,800千円	3,120千円	3,000千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @ 80千円×2,347件</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円を支給する。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 80千円×70件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @ 60千円×130件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @ 60千円×52件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @ 60千円×49件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	精神・結核医療付加金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、 相模原市国民健康保険条例				
歳出予算額（平成16年度）	38,121千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年7月に「精神保健法」が改正されたことに伴い、従来の当該公費負担医療にかかる一部負担金免除の相模原市国民健康保険条例を廃止し、任意給付としての付加金制度を創設したものの。</p> <p>【内容】 被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神または結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。 これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。</p> <p>なお、医療機関の窓口で、これらの公費負担医療に係る一部負担金を被保険者が支払った場合は、申請に基づき当該一部費用相当額の精神・結核医療付加金を世帯主に支給する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 被保険者数（一般+退職）老健を除く 187,000人 件数41,581件 給付費総額38,121,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	老人保健拠出金	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	11,962,000千円	385,549千円	655,042千円	202,316千円	180,471千円
歳入予算額（平成16年度）	4,019,085千円	170,931千円	264,013千円	105,484千円	61,805千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">老人保健医療費拠出金負担金</li> <li style="padding-left: 40px;">4,019,085千円</li> </ul> <p>【16年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">11,837,000千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    36,000人</li> <li>加入割合                        16.1%</li> <li>医療費拠出金                    11,837,000,000円</li> <li>・老人保健事務費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">125,000千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    36,000人</li> <li>加入割合                        16.1%</li> <li>事務費拠出金                    125,000,000円</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102条）が平成14年10月1日施行され、同日から上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">老人保健医療費拠出金負担金</li> <li style="padding-left: 40px;">124,811千円</li> <li style="padding-left: 20px;">療養給付費等負担金</li> <li style="padding-left: 40px;">46,120千円</li> <li style="padding-left: 20px;">合計</li> <li style="padding-left: 40px;">170,931千円</li> </ul> <p>【16年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">380,496千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    1,567人</li> <li>加入割合                        17.8%</li> <li>医療費拠出金                    380,496,000円</li> <li>・老人保健事務費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">5,053千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    1,567人</li> <li>加入割合                        17.8%</li> <li>事務費拠出金                    5,053,000円</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養給付費負担金</li> <li style="padding-left: 20px;">219,013千円</li> <li>・一般会計繰入金</li> <li style="padding-left: 20px;">20,000千円</li> <li>・基金繰入金</li> <li style="padding-left: 20px;">25,000千円</li> </ul> <p>【16年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">649,002千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    2,005人</li> <li>加入割合                        17.1%</li> <li>医療費拠出金                    649,002,000円</li> <li>・老人保健事務費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">6,040千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    2,005人</li> <li>加入割合                        17.1%</li> <li>事務費拠出金                    6,040,000円</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【老人医療拠出金制度の概要】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養給付費負担金</li> <li style="padding-left: 20px;">69,404千円</li> <li>・一般会計繰入金</li> <li style="padding-left: 20px;">9,980千円</li> <li>・療養給付費交付金</li> <li style="padding-left: 20px;">26,100千円</li> </ul> <p>【16年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">199,662千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    1,020人</li> <li>加入割合                        26.30%</li> <li>医療費拠出金                    199,661,580円</li> <li>・老人保健事務費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">2,645千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    1,020人</li> <li>加入割合                        26.20%</li> <li>事務費拠出金                    2,653,494円</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【老人医療拠出金制度の概要】</p> <p>老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来からの制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。</p> <p>なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。</p> <p>拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第1102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養給付費負担金</li> <li style="padding-left: 20px;">61,805千円</li> </ul> <p>【16年度予算の精算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">180,471千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    982人</li> <li>加入割合                        24.97%</li> <li>医療費拠出金                    180,470,165円</li> <li>・老人保健事務費拠出金</li> <li style="padding-left: 20px;">2,658千円</li> </ul> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般（老人）                    982人</li> <li>加入割合                        24.97%</li> <li>事務費拠出金                    2,657,600円</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	介護納付金	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課 介護保険法	町民課 介護保険法	保険年金課 介護保険法	町民課 介護保険法	町民課 介護保険法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,899,000千円	127,749千円	188,447千円	50,410千円	59,121千円
歳入予算額（平成16年度）	1,159,527千円	47,894千円	117,559千円	20,322千円	24,048千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【16年度予算の積算内訳】 2号被保険者数 67,729人 介護納付金額 2,899,000千円 【特定財源の内訳】 介護納付金負担金 1,159,527千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【16年度予算の積算内訳】 介護納付金額 127,449千円 2号被保険者数 2,696人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 41,894千円 普通調整交付金 6,000千円 合計 47,894千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【16年度予算の積算内訳】 介護納付金額 188,447千円 2号被保険者数 4,196人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 71,903千円 普通調整交付金 12,367千円 一般会計繰入金 28,289千円 基金繰入金 5,000千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【16年度予算の積算内訳】 介護納付金額 50,410千円 2号被保険者数 1,163人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 20,322千円</p>	<p>【内容】 医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。 支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。 納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。 【16年度予算の積算内訳】 介護納付金額 59,121千円 2号被保険者数 1,328人 【特定財源の内訳】 療養給付費負担金 22,310千円 一般会計繰入金 1,738千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	高額医療費共同事業医療費拠出金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	995,050千円	38,876千円	57,654千円	17,840千円	17,898千円
歳入予算額（平成16年度）	497,436千円	31,100千円	57,654千円	8,920千円	17,898千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 248,718千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 248,718千円 合計497,436千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について「80万円を超える額」から「70万円を超える額」に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、神奈川県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金 31,100千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業交付金 57,654千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 4,460千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 4,460千円 合計8,920千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業交付金17,898千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	退職者医療共同事業拠出金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	50千円	5千円	5千円	1千円	5千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者高額医療費共同事業医療費拠出金</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。  <math>5,000 \text{ 件} \times \text{単価} 10 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円}</math></p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費          社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。          国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者高額医療費共同事業医療費拠出金</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>神奈川県国民健康保険団体連合会に拠出するもので、年金受給権者一覧表の作成件数が毎年異なることから、同額を見込み名目計上。  <math>700 \text{ 件} \times \text{単価} 6 \text{ 円} = 4,200 \text{ 円}</math></p> <p>【特定財源】</p> <p>職員給与費等繰入金 5千円</p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費。          社会保険庁が所有する年金受給者データを神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、参照するための経費。          神奈川県国民健康保険団体連合会が、作成する年金受給者一覧表の件数に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者高額医療費共同事業医療費拠出金</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。  <math>258 \text{ 件} \times \text{単価} 8 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} = 4,128 \text{ 円}</math></p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費          社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。          国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者高額医療費共同事業医療費拠出金</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。  <math>57 \text{ 件} \times \text{単価} 6 \text{ 円} = 342 \text{ 円}</math></p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費          社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。          国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職者高額医療費共同事業医療費拠出金</li> </ul> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。  <math>500 \text{ 件} \times \text{単価} 10 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円}</math></p> <p>【参考】</p> <p>退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費          社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。          国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 25	事務事業名 健康診査等委託事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	7,912千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 30歳代の加入者を対象とした健康審査(費用1,000円)保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 需用費49千円 健康診査票70.0円×700枚 =49,000円 委託料7,863千円 ・健康審査等委託の内訳 一般審査 550人×@11,768円(消費税込み) =6,472,400円 精密検査料275人×@3,000円(消費税込み) =825,000円 精密検査指導料275人×@1,100円(消費税込み1,155円)=317,625円 事務費(考察料)247,695円 合計 7,862,720円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	人間ドック助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	相模原市国民健康保険人間ドック事業実施要綱	城山町国民健康保険人間ドック事業実施要綱	津久井町国民健康保険一日人間ドック施設運営要綱	相模湖町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱	藤野町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱
歳出予算額(平成16年度)	75,037千円	5,019千円	7,536千円	900千円	2,000千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	2,404千円	900千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 40歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。 【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 37千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費 37千円</li> </ul> </li> <li>・委託料 62,500千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック助成委託(市内8医療機関に委託)</li> <li>2,500人×25,000円 = 62,500,000円</li> </ul> </li> <li>・負担金、補助及び交付金 2,500千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費等補助金</li> <li>100人×25,000円 = 2,500,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の判定</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 満35歳以上72歳未満の被保険者(老健対象者を除く)を対象者として、人間ドック検診料の一部助成を実施。 【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 3千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷製本費 3千円</li> </ul> </li> <li>・消耗品費</li> <li>・役務費 16千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費</li> </ul> </li> <li>・委託料 5,000千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック受検料助成(4指定医療機関)</li> <li>200人×25,000円 = 5,000,000円</li> </ul> </li> </ul>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 35歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。 【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 16千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷製本費 16千円</li> </ul> </li> <li>・役務費 20千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費 20千円</li> </ul> </li> <li>・委託料 7,500千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック助成委託(町内外3医療機関に委託)</li> <li>300人×25,000円 = 7,500,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>【特定財源の内訳】 国保運営強化事業促進補助金(県支出金) 2,404千円</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて相模湖町の被保険者で、35歳以上の被保険者(老人保健法による医療受給対象者は除く。)を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。 【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料 750千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>町外2医療機関に委託</li> <li>50人×15,000円 = 750,000円</li> </ul> </li> <li>・負担金補助及び交付金 150千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>契約医療機関外受検者</li> <li>10人×15,000円 = 150,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 900千円</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて藤野町町の被保険者で、35歳以上の被保険者(老人保健法による医療受給対象者は除く。)を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。 【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック助成委託 20,000円×100名</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 27	事務事業名 疾病分類調査委託事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	500千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】                      疾病分析の国民健康保険事業運営上の基礎資料とするため、医科分については毎年5月分の診療報酬明細書を全件調査し、柔道施術分については、3か月分(11月・2月・8月分)の療養費支給申請書の抽出を行いそれぞれの内容分析を実施。                      【16年度予算の積算内訳】                      委託料500千円                      疾病分類調査委託 416,430円                      柔道施術疾病分類調査委託83,160円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>&lt; 70歳未満 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>&lt; 70歳以上 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p>自己負担限度額 市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 15,000円</p> <p>入院時食事代 市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>&lt; 70歳未満 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」を交付する。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額780円）の負担額が次のように軽減される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 90日まで 650円 90日を超えたとき 500円</p> <p>&lt; 70歳以上 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」を交付する。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額780円）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p>自己負担限度額 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 15,000円</p> <p>入院時食事代 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 90日まで 650円 90日を超えたとき 500円 世帯主と加入者全員が町民税非課税で、いずれの人も一定基準以下の場合、入院1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>&lt; 70歳未満 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>&lt; 70歳以上 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p>自己負担限度額 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 15,000円</p> <p>入院時食事代 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>&lt; 70歳未満 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>&lt; 70歳以上 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p>自己負担限度額 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 15,000円</p> <p>入院時食事代 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>	<p>【内容】</p> <p>&lt; 70歳未満 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p>&lt; 70歳以上 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。</li> </ul> <p>自己負担限度額 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 24,600円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 外来（個人ごと） 8,000円 外来+入院（世帯） 15,000円</p> <p>入院時食事代 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	国民健康保険事業に係る一部負担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法第42条	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。                      一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満の乳幼児 = 2割</li> <li>・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割</li> <li>・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割）</li> </ul>	<p>【目的】                      濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用される制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。                      一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満の乳幼児 2割</li> <li>・ 3歳以上70歳未満の人 3割</li> <li>・ 高齢受給者証のある人 1割（所得の状況により2割）</li> </ul>	<p>【目的】                      濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。                      一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満の乳幼児 = 2割</li> <li>・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割</li> <li>・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割）</li> </ul>	<p>【目的】                      濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。                      一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満の乳幼児 = 2割</li> <li>・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割</li> <li>・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割）</li> </ul>	<p>【目的】                      濫受診の防止と保険財政に対する負担の軽減を意図して採用されている制度であり、被保険者は療養の給付に要する費用の一部を負担する。                      一部負担の方法は、療養の給付に要する費用の一定率を負担させる方法を取り、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満の乳幼児 = 2割</li> <li>・ 3歳以上70歳未満の人 = 3割</li> <li>・ 高齢受給者証のある人 = 1割（所得の状況により2割）</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	国民健康保険事業に係る特定疾病に係る認定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則
歳出予算額（平成16年度）	(注) 高額療養費総予算額に含まれる。	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1ヶ月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気のいずれかにあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H i v 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与えている後天性免疫不全症候群（H i v 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること（義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある（法第6条の適用除外者を除く））。</p> <p>また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証等障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国保被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送）</p> <p>(2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、配達記録郵便にて有効期限1週間前に届けることができるように送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること（義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある（法第6条の適用除外者を除く））。</p> <p>また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が写真付証明書等（運転免許証、パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済の国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、加入者と同一住所でない場合は郵送）</p> <p>(2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、郵送にて返還させるようとする。</p> <p>2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、配達記録郵便にて有効期限1週間前に届けることができるように送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること（義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある（法第6条の適用除外者を除く））。</p> <p>また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国保被保険者証を原則）を持参した場合。 (ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送）</p> <p>(2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 N E C</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること（義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある（法第6条の適用除外者を除く））。</p> <p>また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国保被保険者証を原則）を持参した場合。 (ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送）</p> <p>(2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となること（義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定を必要とする必要がある（法第6条の適用除外者を除く））。</p> <p>また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済国保被保険者証を原則）を持参した場合。 (ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送）</p> <p>(2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。</p> <p>2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC ACOS4          保守 NEC          対象者の抽出          保険証の発行</p>	<p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC IPX7300          保守 NEC          対象者の抽出          保険証の発行</p>	<p>保守 NEC          対象者の抽出</p>	<p>保守 日本電子計算(株)          資格認定          被保険者証の発行</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会			
事務事業番号 32	事務事業名 国民健康保険診療所管理運営事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等			津久井町国民健康保険診療所条例・津久井町国民健康保険診療所規則・津久井町国民健康保険診療所の使用料及び手数料・徴収条例・津久井町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例	相模湖町国民健康保険診療施設条例・相模湖町国民健康保険診療施設施行規則・相模湖町国民健康保険施設の使用量及び手数料に関する条例・相模湖町国民健康保険施設の使用量及び手数料に関する条例施行規則	藤野町国民健康保険診療所条例・藤野町国民健康保険診療所施行規則・藤野町国民健康保険診療所の使用料及び手数料に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例・藤野町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する規則
歳出予算額（平成16年度）			57,800千円	101,508千円	51,500千円
歳入予算額（平成16年度）			8,219千円	17,993千円	7,627千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行なうため、診療施設を津久井町青根に設置。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【15年度決算】 年間診療日数 249日 年間診療人数 5,680人 （1日当たり23.0人） 年間診療収入 39,985千円 （1日当たり15.6千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 3,000千円 事業勘定繰入金 5,219千円 （半径4キロ以内に医療機関が無い場合、国からへき地診療施設に指定されており、調整交付金でへき地診療分の補助金を交付されている。当該補助金は、国保事業勘定会計で受け国保診療所勘定に繰出している。）</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 死体の処置 1体につき4,200円 健康診断</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【15年度決算見込】 年間診療日数 193日 年間診療人数 8,298人 （1日当たり42.9人） 年間診療収入 90,184千円 （1日当たり46.7千円）</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 17,993千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 死体の処置 1体につき4,380円 往診車の使用料 相模湖町の区域内 300円 相模湖町の区域外 片道2キロメートル以下 300円 片道2キロメートルを超えるとき 300円に、2キロメートルを超える片道の往診距離2キロメートル（2キロメートル未満の端数があるときは、それを2キロメートルとして計算する。）につき150</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【15年度決算】 年間診療日数 244日 年間診療人数 4,062人 （1日当たり16.6人） 年間診療収入 44,860千円 （1日当たり18.4千円）</p> <p>【特定財源】 一般会計繰入金 7,627千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。被保険者証等を提出しない者の一般診療同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 往診車の使用料 片道2キロメートル以下 800円・片道2キロメートルを超え1キロメートル増すごとに100円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	国民健康保険診療所管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p style="text-align: center;">1件につき1,050円</p> <p>往診車の使用料 次により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">片道2キロメートルまで300円 片道4キロメートルまで400円 片道4キロメートル以上2キロメートル増すごと（端数切上げ）300円</p> <p>その他 健康診断において特別の経費を要したときは、診療報酬点数表（乙）により算定した額</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>普通診断書 1通につき1,570円 特別診断書 1通につき4,200円 死亡診断書 1通につき3,150円 死体検案書 1通につき3,150円 証明書 1通につき1,050円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成16年度予算</p> <p style="margin-left: 20px;">レントゲン保守点検委託料 210千円 医療事務システム保守管理委託料 158千円 医療事務機械器具借上料 670千円</p> <p>【電算システムの概要】</p> <p>機種 NEC 保守 NEC</p>	<p style="text-align: center;">円の割合による金額を加算した金額</p> <p>容器使用料 投薬ビン 30円 点眼ビン 30円 軟こうつば（小）20円 軟こうつば（大）30円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき2,930円 普通診断書 1通につき1,480円 死体検案書 1通につき2,930円 特別の様式による診断書 1通につき4,380円 証明書 1通につき990円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成16年度予算 内視鏡・携帯用気管支ファイバースコープ・超音波診断装置・高周波手術装置・パルスオキシメーター リース料 1,966千円 医療事務システム保守管理委託料 216千円 医療事務機器リース料704千円</p>	<p>容器使用料 投薬ビン 60mm・100mm 50円 投薬ビン 200mm 100円 軟こうつば（小）50円 軟こうつば（大）50円 点眼ビン 50円</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>死亡診断書 1通につき3,000円 普通診断書 1通につき1,500円 特別の様式による診断書 1通につき4,500円</p> <p>0円 証明書 1通につき1,000円</p> <p>平成16年度から窓口業務を民間業者に委託 委託料 4,070千円 医療事務機器リース料 564千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	財政調整基金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等		地方自治法・城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金の設置、管理および処分に関する条例	地方自治法・津久井町国民健康保険診療報酬等支払準備基金条例	地方自治法・相模湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例	地方自治法・藤野町国民健康保険給付費支払準備基金条例
歳出予算額（平成16年度）		1千円	50,000千円	5,111千円	1千円
歳入予算額（平成16年度）		1千円	1千円	30千円	1千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 11,672,762円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 52,791千円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 64,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 30,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 26,433千円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	医療費通知		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,667千円	689千円	1,256千円	345千円	334千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約15,400件 年間約92,400件 ・通知対象 抽出による ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC ACOS4 保守NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国民健康保険事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年5回 ・通知件数 1回につき約2,000件 年間約10,100件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約2,500件 年間約15,000件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約830件 年間約4,980件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約930件 年間約5,580件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	調整交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	200,000千円	10,000千円	15,219千円	9,492千円	2,046千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】                      ・普通調整交付金                      当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを目途として交付。                      ・特別調整交付金                      災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】                      ・普通調整交付金 3,011,855,000円                      ・特別調整交付金 3,175,000,000円                      特別調整交付金交付状況                      10年度 27,297,000円                      11年度 354,840,000円                      12年度 322,564,000円                      13年度 325,951,000円                      14年度 313,750,000円                      10年度は特別事情分は交付されず。                      算定政令第4条抜粋                      第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。                      第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。                      第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。                      調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】                      国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】                      ・普通調整交付金                      当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを目途として交付。                      ・特別調整交付金                      災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】                      ・普通調整交付金 26,208,000円                      ・特別調整交付金 0円                      特別調整交付金交付状況                      10年度 3,825,000円                      11年度 9,643,000円                      12年度 5,086,000円                      13年度 12,000,000円                      14年度 5,500,000円                      算定政令第4条抜粋                      第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。                      第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。                      第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。                      調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】                      国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】                      ・普通調整交付金                      当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを目途として交付。                      ・特別調整交付金                      災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】                      ・普通調整交付金 81,352,000円                      ・特別調整交付金 6,341,000円                      特別調整交付金交付状況                      10年度 6,324,000円                      11年度 12,724,000円                      12年度 3,989,000円                      13年度 20,612,000円                      14年度 12,976,000円                      算定政令第4条抜粋                      第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。                      第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。                      第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。                      調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】                      国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賅うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】                      ・普通調整交付金                      当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賅うことを目途として交付。                      ・特別調整交付金                      災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算】                      ・普通調整交付金 27,178,000円                      ・特別調整交付金 2,530,000円                      特別調整交付金交付状況                      10年度 1,330,000円                      11年度 10,837,000円                      12年度 2,699,000円                      13年度 1,120,000円                      14年度 2,473,000円                      算定政令第4条抜粋                      第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。                      第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。                      第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。                      調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
19	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	第三者行為		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	30,725千円	20千円	2千円	110千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 &lt;給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。&gt; 30,525,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 200,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 353件 保険者負担額 45,334,502円 ・退職被保険者 賠償金 34件 保険者負担額 12,862,084円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 &lt;給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。&gt; 10,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 10,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 6件 保険者負担額 2,323,207円 ・退職被保険者等 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 &lt;給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。&gt; 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 2件 保険者負担額 3,051,020円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 &lt;給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。&gt; 100,000円 退職被保険者等第三者納付金 10,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 &lt;給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。&gt; 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 2件 保険者負担額 723,182円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
19	国民健康保険事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	不当利得	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	民法	民法	民法・ ・	民法	民法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	5,200千円	2千円	0千円	20千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。)</li> <li style="padding-left: 20px;">5,000,000円</li> <li>・退職被保険者保険給付費返納金 200,000円</li> </ul> <p>平成15年度累計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 2,967件</li> <li>保険者負担額 18,946,913円</li> <li>返納金 2,256件</li> <li>保険者負担額 13,827,184円</li> </ul> </li> <li>・退職被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 257件</li> <li>保険者負担額 2,089,340円</li> <li>返納金 337件</li> <li>保険者負担額 5,629,703円</li> </ul> </li> </ul> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ASOS4 保守 NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。)</li> <li style="padding-left: 20px;">1,000円</li> <li>・退職被保険者等保険給付費返納金 1,000円</li> </ul> <p>平成15年度累計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> <li>・退職被保険者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> <li>返納金 1件</li> <li>保険者負担額 26,271円</li> </ul> </li> </ul>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。)</li> <li style="padding-left: 20px;">1,000円</li> <li>・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</li> </ul> <p>平成15年度累計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 2件</li> <li>保険者負担額 25,351円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> <li>・退職被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> </ul>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。)</li> <li style="padding-left: 20px;">10,000円</li> <li>・退職被保険者保険給付費返納金 10,000円</li> </ul> <p>平成15年度累計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 10件</li> <li>保険者負担額 260,295円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> <li>・退職被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> </ul>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がおくられるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。)</li> <li style="padding-left: 20px;">1,000円</li> <li>・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</li> </ul> <p>平成15年度累計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 3件</li> <li>保険者負担額 86,100円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> <li>・退職被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>戻入 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> <li>返納金 0件</li> <li>保険者負担額 0円</li> </ul> </li> </ul>

# 協議第24号

介護保険事業の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	介護保険料の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課・収納課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例・	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）	3,307,653千円	121,533千円	153,303千円	63,859千円	66,615千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 市内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.47 17,300円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.72 26,600円 世帯全員が市民税非課税 第3段階 1.00 36,900円 本人が市民税非課税 第4段階 1.25 46,100円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 55,400円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満 第6段階 2.00 73,800円 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・6月1日～6月30日 第2期・・・7月1日～7月31日 第3期・・・8月1日～8月31日 第4期・・・9月1日～9月30日 第5期・・・10月1日～10月31日 第6期・・・11月1日～11月30日 第7期・・・12月1日～12月25日 第8期・・・1月1日～1月31日 第9期・・・2月1日～2月末日 第10期・・・3月1日～3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成15年度決算見込 3,072,928千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 17,880円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 26,820円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 35,760円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 44,700円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 53,640円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月1日～7月31日 第2期・・・8月1日～8月31日 第3期・・・9月1日～9月30日 第4期・・・10月1日～10月31日 第5期・・・11月1日～11月30日 第6期・・・12月1日～12月25日 第7期・・・1月1日～1月31日 第8期・・・2月1日～2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成15年度決算見込 119,048千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月16日～7月31日 第2期・・・8月16日～8月31日 第3期・・・9月16日～9月30日 第4期・・・10月16日～10月31日 第5期・・・11月16日～11月30日 第6期・・・12月16日～12月25日 第7期・・・1月16日～1月31日 第8期・・・2月16日～2月末日 第9期・・・3月16日～3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし。</p> <p>6 平成15年度決算見込 155,026千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・4月15日～4月30日 第2期・・・6月15日～6月30日 第3期・・・8月15日～8月31日 第4期・・・10月15日～10月31日 第5期・・・12月15日～12月25日 第6期・・・2月15日～2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし</p> <p>6 平成15年度決算見込 66,751千円</p>	



# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	20		合併協議事項			介護保険事業の取扱い			専門部会名			保健福祉部会		
事務事業番号	9		事務事業名			社会福祉法人利用者負担助成事業			協議ランク			A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市		城山町		津久井町			相模湖町		藤野町				
根拠法令等	介護保険法 国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱		高齢者福祉課 国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱		健康福祉課			健康福祉課 国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱		健康福祉課 国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	800千円		127千円					0千円		0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円					0千円		0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 ○負担金補助及び交付金 610千円 認定者の数 42人</p>		<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 ○なし</p>		該当なし			<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム・小規模生活単位型指定介護老人福祉施設・一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設 ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 平成12年度より実績なし。</p>		<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム 申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 なし</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	訪問入浴サービス利用者負担助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市 訪問入浴利用者負担助成事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,986千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険施行以前、市では入浴サービス利用者に独自の助成を行い、利用者負担なしとしていたが介護保険への移行により、利用者負担が導入されるため、低所得世帯の激変緩和策として利用者負担を10%から5%とするもの。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 訪問入浴サービス利用者で、生計中心者が市民税非課税世帯 ○助成内容 利用者負担を軽減する5%部分について、市で助成する。</p> <p>3 平成15年度決算見込 ○認定者数 54人 1,213千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	介護サービス適正実施指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱			
歳出予算額（平成16年度）	3,535千円	598千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	440千円			
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 (1) 介護相談員の派遣（市内介護保険施設） 施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者や施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。  平成15年度末 12人</p> <p>(2) 介護支援専門員支援事業（市内在勤対象者150人） 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を十分に果たすことがサービスの向上に不可欠であり、その人材確保と育成を支援していく。</p> <p>(3) 介護サービス評価制度助成事業 評価事業を実施した事業者に、費用の一部を助成する。</p> <p>3 平成15年度決算見込 (1) 介護相談員の派遣 1,222千円 (2) 介護支援専門員支援事業 949千円 (3) 介護サービス事業者等支援事業 200千円  合 計 2,371千円</p>	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 介護相談員の派遣（郡内介護保険施設） 施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者や施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。  平成15年度末 3人</p> <p>3 平成15年度決算見込 介護相談員の派遣 445千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	介護認定審査会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町藤野町介護認定審査会設置規約	介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町藤野町介護認定審査会設置規約
歳出予算額（平成16年度）	74,312千円	3,871千円	4,574千円	3,717千円	3,717千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 内容……介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数……180人以内（16年度……150人） 合議体数……30合議体（南北各15部会） 合議体定数5人 委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 開催日……月2回開催（隔週開催） 開催時間……午後1時15分～ 開催場所……町保健福祉センター3階会議室 開催回数……24回 審査・判定件数……586件 合議体数……1 委員数……8人（医師3、歯科医師2、保健師1、社会福祉士1、介護福祉士1）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 2,565千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 24千円 審査会委員研修講師謝礼 ○旅費 71千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 78千円 消耗品費、食糧費 ○役務費 513千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料 620千円 認定審査会会議録作成委託</p> <p>○報酬 73,593千円 非常勤特別職員報酬 審査会開催件数年23回×30部会（部会長会議、委嘱式、研修を含む。） 医師・歯科医師 @30,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 45千円 委員研修講師謝礼 ○旅費 351千円 審査会委員旅費 ○需用費 131千円 消耗品費 ○使用料及び賃借料 92千円 審査会会場使用料、委嘱式会場賃借料 ○備品購入費 100千円 録音機器</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 内容……介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数……8人以内（16年度……8人） 委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 開催日……月2回開催（隔週開催） 開催時間……午後1時15分～ 開催場所……町保健福祉センター3階会議室 開催回数……24回 審査・判定件数……586件 合議体数……1 委員数……8人（医師3、歯科医師2、保健師1、社会福祉士1、介護福祉士1）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 2,565千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 24千円 審査会委員研修講師謝礼 ○旅費 71千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 78千円 消耗品費、食糧費 ○役務費 513千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料 620千円 認定審査会会議録作成委託</p> <p>○報酬 2,886千円 認定審査会委員報酬 審査会開催件数 年26回×2部会 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 127千円 審査会委員旅費 ○需用費 847千円 消耗品費、燃料費、食料</p> <p>○役務費 233千円 郵便料 ○委託料 481千円 会議録浄書委託</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 内容……介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数……9人以内（16年度……9人） 合議体数……2合議体 合議体定数5人 委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 開催日……月2～3回（第2木・第4金曜日） 開催時間……午後1時00分～3時30分 開催場所……町役場 開催回数……27回 審査・判定件数……770件 合議体数……2 委員数……9人（医師6、保健師1、施設代表1、その他1）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 2,886千円 認定審査会委員報酬 審査会開催件数 年26回×2部会 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 127千円 審査会委員旅費 ○需用費 847千円 消耗品費、燃料費、食料</p> <p>○役務費 233千円 郵便料 ○委託料 481千円 会議録浄書委託</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 内容……介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数……10人以内（16年度……9人） 合議体数……2合議体 合議体定数5人 委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 開催日……月2～3回（月曜日） 開催時間……午後1時15分～3時30分 開催場所……町役場 開催回数……28回 審査・判定件数……339件 合議体数……2 委員数……9人（医師2、保健師1、施設代表2、看護師2、その他2）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 1,498千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○職員手当 327千円 臨時職員手当 ○共済費 169千円 臨時職員保険料 ○賞金 1,392千円 非常勤職員賞金 ○旅費 46千円 審査会委員旅費 ○需用費 53千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 98千円 郵便料 ○委託料 44千円 機器保守委託 ○使用料及び賃借料 90千円 コピー使用料 審査会を藤野町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 内容……介護認定審査会の運営に要する経費 条例委員定数……10人以内（16年度……9人） 合議体数……2合議体 合議体定数5人 委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 開催日……月2～3回（月曜日） 開催時間……午後1時15分～3時30分 開催場所……町役場 開催回数……28回 審査・判定件数……334件 合議体数……2 委員数……9人（医師2、保健師1、施設代表2、看護師2、その他2）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 報酬 1,498千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 職員手当 327千円 臨時職員手当 共済費 169千円 臨時職員保険料 賞金 1,392千円 非常勤職員賞金 旅費 46千円 審査会委員旅費 需用費 53千円 消耗品費、燃料費 役務費 98千円 郵便料 委託料 44千円 機器保守委託 使用料及び賃借料 90千円 コピー使用料 審査会を相模湖町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	要介護認定事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約
歳出予算額（平成16年度）	168,456千円	3,055千円	5,449千円	3,676千円	2,407千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 認定システムに係る経費 申請者数...17,500件（予定）</p> <p>3 平成15年度の事業概要 申請者数.....15,314件（新規3,861件、更新10,725件、変更728件） 認定調査 直営調査 5,710件（常勤2,153件、非常勤2,553件） 委託調査 9,368件（在宅6,969件、施設2,399件） 委託単価 在宅 @5,250円 施設 @3,150円 主治医意見書...14,941件（在宅10,680件、施設4,261件） 認定システム...認定支援システム保守委託 認定支援システムバージョンアップ</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 17,160千円 認定調査員報酬 ○報償費 45千円 認定調査員研修講師謝礼 ○旅費 438千円 費用弁償、普通諸費 ○需用費 4,423千円 消耗品費、印刷複製本費 ○役務費85,703千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料59,048千円 認定調査事務委託、認定システム保守委託、主治医意見書記入研修会委託 ○使用料及び賃借料 749千円 認定調査時駐車料、認定支援システム機器リース料 ○備品購入費 890千円 レーザプリンタ</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...630件（予定）</p> <p>3 平成15年度の事業概要 申請者数.....586件（新規123件、更新440件、変更23件） 認定調査 直営調査 472件（常勤472件、非常勤0件） 委託調査 125件（在宅12件、施設113件） 委託単価 在宅 @4,200円 施設 @3,150円 主治医意見書...573件（在宅381件、施設192件）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○旅費 7千円 普通旅費 ○需用費 61千円 消耗品費 ○役務費 2,490千円 郵便料、手数料 ○委託料 494千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 駐車場使用料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...1,100件（予定）</p> <p>3 平成15年度の事業概要 申請者数.....829件（新規251件、更新545件、変更33件） 認定調査 直営調査 658件（常勤・非常勤の区別は不明） 委託調査 128件（在宅・施設の区別は不明） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...788件（在宅542件、施設246件）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○旅費 4千円 特別旅費（現任研修） ○需用費 122千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 4,678千円 電話料、郵便料、主治医意見書作成料、手数料 ○委託料 642千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 認定調査時駐車料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...350件（予定）</p> <p>3 平成15年度の事業概要 申請者数.....339件（新規93件、更新231件、変更15件） 認定調査 直営調査 240件（常勤193件・非常勤47件） 委託調査 84件（在宅2件・施設82件） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...344件（在宅215件、施設129件）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○資金 1,320千円 認定調査員賃金 ○旅費 23千円 普通旅費 ○役務費 1,978千円 意見書作成料、郵便料 ○需用費 40千円 消耗品費 ○委託料 315千円 認定調査事務委託 * 審査会を藤野町と共同設置のため資金・旅費・需用費・委託料以外の事業費は1/2を計上していません。</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 内容...要介護認定事務に要する経費 認定調査に係る経費 主治医意見書に係る経費 申請者数...350件（予定）</p> <p>3 平成15年度の事業概要 申請者数.....350（新規95件、更新241件、変更14件） 認定調査 直営調査 286件（常勤286件・非常勤0件） 委託調査 55件（在宅2件・施設53件） 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 主治医意見書...328件（在宅219件、施設109件）</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 旅費 85千円 普通旅費 役務費 2,007千円 意見書作成料、郵便料 委託料 315千円 認定調査事務委託 * 審査会を相模湖町と共同設置のため委託料と資金以外の事業費は1/2を計上していません。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
20	介護保険事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	介護(支援)サービス等給付事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例
歳出予算額(平成16年度)	15,869,083千円	686,422千円	854,000千円	347,142千円	373,800千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅で受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>(2)訪問入浴介護</li> <li>(3)訪問看護</li> <li>(4)訪問リハビリテーション</li> <li>(5)居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2 通所して受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所介護(デイサービス)</li> <li>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul> </li> <li>3 短期入所するサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)短期入所生活介護</li> <li>(2)短期入所療養介護</li> </ul> </li> <li>4 入所先を自宅とみなすサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>(2)特定施設入所者生活介護(グループホーム)</li> </ul> </li> <li>5 その他自宅で受けられるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>(2)住宅改修費の支給</li> <li>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</li> </ul> </li> <li>6 施設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>(2)介護老人保健施設</li> <li>(3)介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>7 平成16年度事業費の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅介護(支援)サービス等給付費 6,913,380千円</li> <li>(2)施設介護サービス等給付費 7,988,086千円</li> <li>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 43,448千円</li> <li>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 129,837千円</li> <li>(5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 666,859千円</li> <li>(6)介護報酬審査支払手数料 28,970千円</li> <li>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 96,503千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 14,097,920千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅で受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>(2)訪問入浴介護</li> <li>(3)訪問看護</li> <li>(4)訪問リハビリテーション</li> <li>(5)居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2 通所して受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所介護(デイサービス)</li> <li>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul> </li> <li>3 短期入所するサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)短期入所生活介護</li> <li>(2)短期入所療養介護</li> </ul> </li> <li>4 入所先を自宅とみなすサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>(2)特定施設入所者生活介護(グループホーム)</li> </ul> </li> <li>5 その他自宅で受けられるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>(2)住宅改修費の支給</li> <li>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</li> </ul> </li> <li>6 施設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>(2)介護老人保健施設</li> <li>(3)介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>7 平成16年度事業費の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅介護(支援)サービス等給付実績 235,843千円</li> <li>(2)施設介護サービス等給付費 411,676千円</li> <li>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 2,154千円</li> <li>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 5,325千円</li> <li>(5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 26,185千円</li> <li>(6)介護報酬審査支払手数料 1,083千円</li> <li>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 4,156千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 634,556千円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅で受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>(2)訪問入浴介護</li> <li>(3)訪問看護</li> <li>(4)訪問リハビリテーション</li> <li>(5)居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2 通所して受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所介護(デイサービス)</li> <li>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul> </li> <li>3 短期入所するサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)短期入所生活介護</li> <li>(2)短期入所療養介護</li> </ul> </li> <li>4 入所先を自宅とみなすサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>(2)特定施設入所者生活介護(グループホーム)</li> </ul> </li> <li>5 その他自宅で受けられるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>(2)住宅改修費の支給</li> <li>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</li> </ul> </li> <li>6 施設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>(2)介護老人保健施設</li> <li>(3)介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>7 平成16年度事業費の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅介護(支援)サービス等給付 110,000千円</li> <li>(2)施設介護サービス等給付費 232,640千円</li> <li>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 564,110千円</li> <li>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 4,800千円</li> <li>(5)居宅介護(支援)住宅改修費 9,900千円</li> <li>(6)介護報酬審査支払手数料 32,750千円</li> <li>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 1,500千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 700,359千円</p>	<p>介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅で受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>(2)訪問入浴介護</li> <li>(3)訪問看護</li> <li>(4)訪問リハビリテーション</li> <li>(5)居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2 通所して受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所介護(デイサービス)</li> <li>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul> </li> <li>3 短期入所するサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)短期入所生活介護</li> <li>(2)短期入所療養介護</li> </ul> </li> <li>4 入所先を自宅とみなすサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>(2)特定施設入所者生活介護(グループホーム)</li> </ul> </li> <li>5 その他自宅で受けられるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>(2)住宅改修費の支給</li> <li>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</li> </ul> </li> <li>6 施設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>(2)介護老人保健施設</li> <li>(3)介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>7 平成16年度事業費の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅介護(支援)サービス等給付費 110,000千円</li> <li>(2)施設介護サービス等給付費 220,000千円</li> <li>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 850千円</li> <li>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 236,953千円</li> <li>(5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 2,300千円</li> <li>(6)介護報酬審査支払手数料 11,000千円</li> <li>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 2,500千円</li> </ul> </li> </ol> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 337,201千円</p>	<p>介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅で受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>(2)訪問入浴介護</li> <li>(3)訪問看護</li> <li>(4)訪問リハビリテーション</li> <li>(5)居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2 通所して受けるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所介護(デイサービス)</li> <li>(2)通所リハビリテーション(デイケア)</li> </ul> </li> <li>3 短期入所するサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)短期入所生活介護</li> <li>(2)短期入所療養介護</li> </ul> </li> <li>4 入所先を自宅とみなすサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>(2)特定施設入所者生活介護(グループホーム)</li> </ul> </li> <li>5 その他自宅で受けられるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)福祉用具の貸与・購入費の支給</li> <li>(2)住宅改修費の支給</li> <li>(3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</li> </ul> </li> <li>6 施設サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>(2)介護老人保健施設</li> <li>(3)介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>7 平成16年度事業費の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅介護(支援)サービス等給付費 117,363千円</li> <li>(2)施設介護サービス等給付費 236,953千円</li> <li>(3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 850千円</li> <li>(4)居宅介護(支援)住宅改修費 2,300千円</li> <li>(5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 11,114千円</li> <li>(6)介護報酬審査支払手数料 492千円</li> <li>(7)高額介護(居宅支援)サービス費 2,500千円</li> </ul> </li> </ol> <p>平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 341,743千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 26	事務事業名 財政安定化基金拠出金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課 介護保険法	高齢者福祉課 介護保険法	保険年金課 介護保険法	健康福祉課 介護保険法	健康福祉課 介護保険法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	15,833千円	614千円	851千円	351千円	412千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 15,833千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 15,833千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 614千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 614千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 851千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 851千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 351千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 351千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 412千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 412千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	介護保険給付費支払準備基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市 介護保険給付費支払準備基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円	0千円		0千円	2千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	114千円	13千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 735,751千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 142千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 21,337千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 19千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 109,591千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 111千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 51,342千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 13千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 63,463千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 1千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	介護保険事業計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>第2期計画は、町高齢者保健福祉計画・町介護保険事業計画改定委員会を要綱により設置し、審議。改定終了をもって失効のため、現在当該組織はなし。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定は、H17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>第3期の策定はH17年度に実施予定</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	被保険者資格の管理及び被保険者証の交付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月前月の20日以降本人送付</p> <p>○転入者・転居者 1日～10日 11日以降本人送付 11日～20日 原則21日以降本人送付 21日～末日 原則1日以降本人送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月上旬に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 転入者は届出日の翌日または翌々日に本人送付 転居者は届出時に被保険者証の修正または差替え</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 即時交付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>65歳到達者 到達月の前月末に本人送付</p> <p>転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	訪問看護サービス利用者負担助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		町 介護保険訪問看護利用者負担助成事業実施要綱			
歳出予算額（平成16年度）		115千円			
歳入予算額（平成16年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>1 目的 医療管理が必要な方にとって訪問看護サービスは病状の悪化を防ぐとともに、利用意向がありながら利用が少ないため、サービスの増進と低所得者対策を目的とするもの。</p> <p>2 事業の内容 対象者 訪問看護サービス利用者のうち町民税非課税世帯の方 助成内容 利用者負担額の2分の1を町で助成する</p> <p>3 平成15年度決算見込 認定者数 2人 20千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	介護保険利用者負担額助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課 町 介護保険利用者負担額助成事業実施要綱	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）			200千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1 事業内容 生活保護基準額の120%以下の者について、住宅改修、福祉用具購入を除く居宅サービス費を助成する。 別途、貯金、資産保有に関する基準有り  2 利用者負担 10% 3%  3 実績 平成13年度施行以来、実績なし。	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
20	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	訪問介護利用者負担額助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等				町 介護保険訪問介護利用者負担助成要綱	
歳出予算額（平成16年度）				195千円	
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1 目的 介護保険において、訪問介護を利用する要介護者等の利用者負担に対する助成を行うことにより、要介護者等の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業の内容 対象者 ・ 要介護者等の属する世帯の生計中心者が  所得税非課税の者  利用者負担 6%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 15人</p> <p>4 平成15年度決算見込 195千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定である。</p>	該当なし

# 協議第25号

保健衛生事業の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	保健衛生功労者表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健衛生功労者表彰要綱				
歳出予算額（平成16年度）	143千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 事業目的            永年にわたり市の保健衛生事業に従事し、公衆衛生の向上や学校保健の進展などに寄与した者・団体及び施設に対し、その功労を顕彰することを目的とする。</p> <p>&lt;対象者&gt;            医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、獣医師、理容師、美容師、学校医・歯科医、市民健康づくり運動普及員など地域医療、保健衛生事業、献血運動の推進に功労のあった個人、団体又は施設。</p> <p>2. 平成15年度の事業の概要            受賞者内訳（実績）            保健衛生事業の推進に功労のあった方 19名、5施設            相模原市非常勤職員等として功労のあった方 8名            献血運動の推進に功労のあった方 1事業所            計 27名 5施設 1事業所</p> <p>3. 事業費内訳（千円）            報償費： 6 委員謝礼            需用費： 127 消耗品費、印刷製本費            使用料及び賃借料： 10 市民会館使用料 盆栽賃借料</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民健康づくり運動推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域保健課 相模原市市民健康づくり運動普及員設置運営要綱	保健推進課 健康しるやま普及員設置要綱	健康福祉課 健康つくい普及員設置要綱・健康つくい普及員連絡会規約	健康福祉課 健康さがみこ推進員設置要綱	健康福祉課 ふじのまち健康普及員設置要綱
歳出予算額（平成16年度）	6,922千円	749千円	724千円	79千円	322千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	79千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>&lt;楽しむ健康づくり推進事業&gt; 【事業概要】保健医療計画『みんな元気「さがみはら健康プラン21」』の推進を図る一環として、市民が身近な場所で楽しく取り組める健康づくりを普及する 【事業内容】個人、家庭、地域社会が一体となって気軽に楽しく健康づくりに取り組む「市民総ぐるみ健康づくり運動」を市民と行政のパートナーシップにより推進するため、市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、地域に根ざした健康づくりを市民の立場から効果的に推進する。 【委託内容】 1.健康づくりに係る啓発活動 2.気軽にできる運動の推進 3.栄養・食生活改善の推進 4.健康づくり地域モデル事業の実施 【事業費】委託料 1,500千円</p> <p>&lt;市民健康づくり運動普及員経費&gt; 補助団体 【名称】相模原市市民健康づくり運動普及員連絡会 【団体の目的】健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。 【活動内容等】会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等 【自治体との関わり】市の委嘱団体・2年任期 【組織の状況】23公民館長の推薦により市が委嘱 【役員構成】会長1・副会長2・会計1・会員113名</p> <p>補助金 【名称】市民健康づくり運動普及員連絡会補助金 【目的】健康づくり運動を地域に根ざしたものとすること、各種の事業を実施する。 【内容等】事業活動補助費</p>	<p>&lt;地域健康づくり事業&gt; 【事業概要】町民の健康づくりの意識と知識の普及を図るため、地区で実施する。 【事業内容】健康ウォークや健康教室等手軽にできる健康づくりの普及・啓発事業推進する。 【事業費】委託料 360千円</p> <p>&lt;健康しるやま普及員活動事業費&gt; 補助団体 【名称】健康しるやま普及員連絡会 【団体の目的】健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。 【活動内容等】会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等 【自治体との関わり】町の委嘱団体・2年任期 【組織の状況】12地区の自治会長の推薦により町が委嘱 【役員構成】会長1・副会長1・書記1・会員48名</p> <p>委託料 【名称】地域健康づくり事業委託料 【目的】健康づくり運動を地域に根ざしたものとすること、各種の事業を実施する。 【内容等】事業活動経費 【金額】360千円 【その他特記事項】事業費（千円）報償費310(普及員謝礼240/講師謝礼70) 賃金10 需用費40(消) 役務費29</p>	<p>&lt;地区健康なまちづくり行動計画推進事業&gt; 【事業概要】町保健計画『つくい芽生芽木プラン21』の推進を図ることを目的に町民主体の組織を設置、活動を支援する。 【事業内容】小学校区別健康なまちづくり行動計画の推進にすること 地区内の既存組織と連携、協調にすること その他保健計画の理念に基き会員間で合意が得られた活動に関することを主体的に実施していけるよう支援する。 【事業方法】町健康づくり推進協議会（平成16年度設置予定） ・地区健康づくり推進会議(7小学校区別9部会を設置し部会別の活動を夫々実施すると共に各部会代表からなる代表者会議・分科会等を実施) 【事務局】健康福祉課健康支援係 【事業費】H16予算：需要費 166千円（委員謝礼・補助金等は、現状予算は0）(H15実績：町一般会計...20千円 国保補助金...186千円（謝礼30千円、需要費7千円 印刷費149千円）</p> <p>&lt;健康つくい普及員事業&gt; 補助団体 【名称】健康つくい普及員連絡会 【団体の目的】コミュニティにおいて健康づくり運動を展開、推進する。 【活動内容等】普及員自身が自らの役割を認識し、活動を主体的に展開するために必要な情報を、知識・技術・体験から得ることを目的に養成講座を実施。1コース3日間 平成15年度実績：参加者数50名 延104名。 その他に会議の開催、事業の実施、普及員だより発行等 【組織の状況】62自治会（各自治会1～2名）</p>	<p>&lt;健康さがみこ推進員活動事業&gt; H15より新推進員養成（子育て支援） 【名称】健康さがみこ推進員 【団体の目的】住民が自ら健康を守り、推進するという地域に根ざした健康づくり運動を展開するため、健康づくりの運動の推進としてさがみこ健康推進員を設置する。 町の子どもとその家族の心と身体の健康づくり、子育て支援活動などを含む、健康づくりの活動を担うものとする。 【活動内容等】(1)健康づくり運動の普及、啓蒙 (2)健康づくりに関する情報の収集及び提供 (3)保健事業への参加及び協力 人数：9名 平成16年4月から2名加わり11名の予定 平成15年度連絡会5回のべ34人参加 ・保健事業へ協力55回のべ132人参加 【予算額】活動謝礼 55千円 育成講師謝礼 24千円</p>	<p>&lt;地域巡回食生活改善事業&gt; 【事業概要】介護予防及び医療費対策として、藤野町に多い高血圧・脳卒中を予防するための食生活改善の推進をはかる。 【事業内容】教育委員会・社会福祉協議会・まちづくり等の各イベント会場を利用し、食生活改善推進団体の協力を得て食生活改善について普及啓発を実施。 【事業費】E-5-7 健康教育事業にて計上</p> <p>&lt;ふじのまち健康普及員活動事業&gt; 【名称】ふじのまち健康普及員 【団体の目的】住民が自ら健康を守り育てるための地域に根ざした健康づくり運動を推進する。 【事業内容】会議の開催、研修会の実施、事業の実施、普及啓発等 【人員】35～40人 【事業費】活動謝礼 200千円 講師謝礼 40千円 需要費 10千円 役務費 23千円 使用料 25千円 負担金 24千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	市民健康づくり運動推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【金額】802千円</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>事業費(千円)</p> <p>報償費4,550(普及員謝礼4,520/講師謝礼30)</p> <p>需用費70(消)</p>		<p>推薦により町長が委嘱 2年任期(再任を妨げず)</p> <p>【役員構成】</p> <p>(会員83名)</p> <p>会長1・副会長1・会計1・書記2</p> <p>補助金</p> <p>【名称】</p> <p>健康づくり普及員連絡会補助金</p> <p>【目的】</p> <p>健康づくり運動を地域に根ざしたものとするため、各種の事業を実施する。</p> <p>【内容等】</p> <p>事業活動補助費</p> <p>【金額】</p> <p>H16予算300千円</p> <p>その他特記事項：事業費(千円)</p> <p>H16予算 報償費80(普及員謝礼0)</p> <p>講師謝礼80)</p> <p>需用費26(消26)</p>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	健康づくりのつどい開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			健康増進法 老人保健法		
歳出予算額（平成16年度）	900千円		285千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 相模原市健康づくりのつどい実行委員会 【団体の目的】 「自らの健康は自らつくる」という趣旨のもと、健康づくりのつどいを開催する。 【活動内容等】 健康づくりのつどいの開催 【自治体との関わり】 事務局は地域保健課 【組織の状況】 健康づくりのつどいの趣旨に賛同する団体をもって組織 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長1名、監事2名</p> <p>補助金 【名称】 健康づくりのつどい補助金 【目的】 市民の健康づくり運動についての意識の高揚を図ることを目的として「健康づくりのつどい」を開催するため、実行委員会へ助成する。 【内容等】 市民健康づくり推進月間の事業として10月下旬に実施。健康づくりのきっかけになるよう健康相談や健康チェックコーナーなどを行う。 【金額】900千円 【その他特記事項】 平成16年度はNHK健康フェアと同時開催</p>	該当なし	<p>&lt;つどい健康フォーラム21&gt; 【主催】 津久井町(事務局：健康福祉課健康支援係) 【主管】 つどい健康フォーラム21実行委員会 【団体の目的】 保健計画を推進していく為に、関係者だけでなく一般市民・関係機関・行政等が合意形成を図り、協働で取組む関係づくりを目的にフォーラムを開催する。 【活動内容等】 つどい健康フォーラム21の開催 【組織の状況】 平成15年度は各地区の健康づくり推進会議より代表をもって組織。平成16年度は町健康づくり推進協議会に属する団体より選出していく予定。 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名 【予算】 平成15年度実績：241千円 町一般会計より：108千円 （報償費4千円 講師費用弁償62千円 需要費42千円） 国保補助金より：133千円 （報償費100千円 需要費33千円） テーマによって老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p>&lt;3万人健康ウォーク&gt; 【主催】 3万人健康ウォーク実行委員会 【町との関係】 事務局：健康福祉課健康支援係 実行委員への指導・支援を必要に応じ実施。 かながわ健康財団の協力を得ている。 【団体の目的】 継続した健康ウォークイベント事業を通して、身体の健康づくりにとどまらず、自然や人との繋がりを深め、一人ひとりが自分らしくいきいきと健やかに暮らせる町づくりを推進する。また、実行委員会を組織し、町民レベルで横の繋がりを深めることを通し、協働で取組む体制づくりを構築する。 【活動内容等】 3万人健康ウォークの開催</p>	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	健康づくりのつどい開催事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【組織の状況】</p> <p>平成15年度、町ウォークリーダー研修修了者より賛同者を募り企画検討委員を組織、検討を重ね実行委員会を設立。平成16年度は会員の拡大を図る予定。</p> <p>【役員構成】</p> <p>実行委員長 1名、副実行委員長 2名、会計1名、書記1名</p> <p>【予算】</p> <p>平成15年度実績：229千円  町一般会計より：72千円  （報償費66千円 需要費6千円）  国保補助金より：157千円  （報償費44千円 需要費113千円）  老人保健健康教育事業補助金対象経費</p>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	在宅ケア連携事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,214千円		40千円	120千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 相模原市在宅ケア対策事業補助金 【目的】 在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図るため、相模原市医師会が行う在宅ケアの充実（在宅ケア連携室の運営）や病院、診療所等医療機関相互の連携体制等の調査研究に対し補助を行う。</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる訪問看護師等を対象に、より質の高い在宅サービスの提供を図るため、連絡会議や研修を実施するとともに、在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図るため、市医師会の在宅ケア事業に対し補助を行う。</p> <p>【予算額】 4,184千円 【事業費内訳】 報償費 訪問看護師等連絡会講師謝礼 @15千円×2時間 = 30千円 負担金、補助及び交付金 4,184千円</p>	該当なし	<p>関係機関 【名称】 津久井赤十字訪問看護ステーション・J A訪問看護ステーションつくととの連携会議 【補助金】 なし 【内容】 健康の保持増進や疾病を予防し要介護状態になる事を予防するために、保健サービスと医療・福祉及び介護保険等のサービスの調整を図り、在宅療養者及びその家族に関する情報交換と訪問指導計画・看護計画の立案と検討を行う事を目的に月1回実施。予算0円</p>	<p>【名称】 相模湖町保健・医療・福祉連携システム推進会議 【目的】 H14年度に検討した保健・医療・福祉連携システム検討報告書を受けて15年度から実施。H16年度は、在宅要介護者のための連携のあり方について医療機関相互の連携・公的サービス提供のための連携・インフォーマルサービス提供のための連携について深める。</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる医師・保健師・看護師・ケアマネ等を対象に、より質の高いサービスを提供するために会議・研修を実施する。</p> <p>会議・研修会・・・3回</p> <p>【予算額】 120千円 【事業費内訳】 報償費 訪問看護師等連絡会講師謝礼 5千円×4人×3回 = 60千円 医師・歯科医師連絡会講師謝礼 10千円×2人×3回 = 60千円</p> <p>国保会計で実施</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 12	事務事業名 献血推進事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律
歳出予算額(平成16年度)	1,381千円	19千円	0千円	19千円	24千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業・各種団体(ライオンズクラブ等)の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度(計画) 実施会場105 配車台数85 平成15年度(実績) 実施会場 113 配車台数94 献血実績(人) 200ml:469、400ml:4310、成分:22</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 1,381千円 消耗品費(献血協力者記念品1,045千円 広報用消耗品336千円)</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、血液の重要性と献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血思想の普及啓発を図る。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度(計画) 実施会場8 配車台数4 平成15年度(実績) 実施会場8 配車台数4 献血実績(人) 200ml:6、400ml:176、成分:1</p> <p>【事業費の内訳】 旅費2 普通旅費 需用費 消耗品(献血協力者記念品17千円)</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度(計画) 実施会場 9 配車台数 4 平成15年度(実績) 実施会場 9 配車台数 4 献血実績(人) 200ml:8、400ml:133、成分:0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費(献血協力者記念品70千円) 事業費については、神奈川県日本赤十字支部より支出。</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 各種団体(帝京大学薬学部等)の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度(計画) 実施会場 2 配車台数 2 平成15年度(実績) 実施会場 3 配車台数 3 献血実績(人) 200ml:11、400ml:51、成分:0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費(献血協力者記念品19千円)</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 各種団体(ふじの温泉病院等)の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度(計画) なし 平成15年度(実績) 実施会場 1 配車台数 1 献血実績(人)200ml:21 400ml:13 成分:0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費(献血協力者記念品24千円)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	口腔衛生事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	地域保健法	地域保健法	老人保健法	地域保健法	地域保健法
歳出予算額（平成16年度）	6,091千円	54千円	6千円	162千円	5千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	162千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【事業概要】</b> 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする乳幼児や在宅療養者等に対し、歯科保健指導や予防処置を行うとともに、歯科保健の啓発のために学校等巡回指導を実施する。また、歯科衛生士の資質の向上を図るため研修を行う。</p> <p><b>【事業内容】</b> 在宅療養者等訪問口腔衛生事業 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業 在宅歯科衛生士研修会 歯科巡回指導 特別歯科相談</p> <p><b>【事業費内訳】</b>単位千円 資金（5,108） ・サブライ室看護師（@8,890+400）×416名+（年休付与分@8,890×10名） ・歯科衛生士（歯科巡回指導）（@5,715+400）×155名 ・歯科健診補助職員（受付、誘導）（@2,050+400）×84名 報償費（108） ・在宅歯科衛生士研修会講師謝礼 @45,000×1回 ・歯科医師謝礼（乳幼児歯科健診） @31,300×2回 需用費（600） ・消耗品費   歯科健診業務用消耗品（ペーパータオル、タオル等）   オートクレーブ（滅菌消毒機）用記録用紙 ・医薬材料費   歯科健診業務用医薬品（手袋、歯鏡、ヒビテン、フロアゲル等） 委託料（275）   オートクレーブ保守委託</p>	<p><b>【事業概要】</b> 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする幼児（保育所・幼稚園年長児）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b> 町立保育所・幼稚園巡回歯科保健指導</p> <p><b>【事業費内訳】</b>単位千円 資金（47） ・歯科衛生士（@5,250+300）×8回 需用費（600） ・医薬材料費   歯科健診業務用医薬品（手袋、レッドコート等）</p>	<p>重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業（歯科フォロー検診）については、町該当無し（一般市事務）。保健福祉事務所主体にて実施。平成15年度受診数は175人（対象数は309人）保健相談数は延べ31人。予防薬剤は本町母子歯科健診における医薬材料費にて一括購入されたものを使用。</p> <p>歯科健康相談：年に1回、延べ12人。歯周疾患や口腔ケアについて個別歯科相談を行っている。 資金 5,300円 老人保健健康相談事業経費対象</p>	<p><b>【事業概要】</b> 歯科健康教育事業として実施。健康状態や生活環境などを含めた歯科保健支援を必要とする幼児（町立保育園・町立幼稚園）、学童（町立小学校1、3、5年生）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。 また、津久井保健福祉事務所の協力を得て、障害児（通園事業）に対し、歯科保健指導や予防処置を実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b> 幼児歯科教室 4園 各園 年2回 学校歯科教室 3校 各校 年1回 通園事業歯科健診 年3回</p> <p><b>【事業費内訳】</b>単位千円 報償費（157） ・歯科衛生士 @5,800×27人 需用費（5） ・医薬材料費 5,000円</p> <p>* 国保会計 * 通園事業歯科健診については、保健福祉事務所で予算計上</p>	<p>&lt;フォロー歯科検診&gt; <b>【目的】</b> 幼児歯科検診のう蝕ハイリスク児のフォローとして歯科検診および相談を実施し、う蝕の重症化予防をはかる。</p> <p><b>【事業内容】</b> 津久井保健福祉事務所と町がタイアップし、歯科医師による検診と歯科衛生士によるフッ素やサハライド塗布および歯科衛生相談を実施。 回数：年6回 <b>【事業費】</b> 需要費 5千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	栄養改善事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法
歳出予算額（平成16年度）	3,034千円	78千円	258千円	84千円	268千円
歳入予算額（平成16年度）	150千円	0千円	120千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【事業概要】</b>                      栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）とともに、地域において市民向けに生活習慣病予防の調理講習会を食生活改善推進団体「わかかな会」に委託し実施する。                      また特定給食施設等に対する巡回指導、特定給食施設等従事者に講習会を実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施                      ・特定給食施設等講習会 年2回実施                      ・特定給食施設等個別指導 年間実施                      ・地域食生活改善推進事業 委託6件                      ・栄養表示推進事業等</p> <p><b>【予算額】</b> 3,034千円  <b>【事業費内訳】</b>                      賃金：非常勤賃金（栄養士）（254人分） 1,872千円                      報償費 75千円                      需要費：消耗品費・印刷製本費・賄材料費 290千円                      委託料： 767千円                      （内訳）                      栄養表示普及啓発講習会実施委託 年24回調理講習会実施委託（障害者対象）年1回調理講習会実施委託（高齢者世帯）年14回食生活改善推進員現任研修実施委託年4回食生活改善推進員交流事業実施委託年1回生活習慣病予防調理講習会実施委託年24回負担金、補助及び交付金 30千円</p> <p>特定財源  <b>【名称】</b> 保健事業負担金（国・県）  <b>【金額】</b> 150千円  <b>【補助率】</b> 1 / 3 ・ 1 / 3</p>	<p><b>【事業概要】</b>                      栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）と共に、地域において町民向けに生活習慣病予防の栄養改善教室の調理を食生活改善推進団体城山支部に委託し実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施                      ・地域食生活改善推進事業 年1回                      ・栄養改善教室 年13回</p> <p><b>【予算額】</b> 75  <b>【事業費内訳】</b>                      賃金 67千円                      非常勤賃金（栄養士）（13人分）                      報償費 30千円                      需要費 413千円                      消耗品費・印刷製本費・賄材料費                      委託料： 230千円                      食生活改善地区組織活動委託料                      負担金 40千円                      食生活改善推進員養成講座負担金</p> <p><b>【特記事項】</b>                      食生活改善推進員養成講座は、毎年津久井郡四町の持ち回りで合同で講座を開催している。（16年度は津久井町が担当。）講座の事業費については各町40千円ずつの負担であり、担当町に対して支出している。</p> <p>一般財源  <b>【金額】</b> 78千円</p>	<p><b>【事業概要】</b>                      地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座）                      また、食生活改善を地域で推進するための活動を助成する。</p> <p><b>【事業内容】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 年15回                      ・各種食生活改善推進事業 6回                      ・町食生活改善推進団体助成金</p> <p><b>【金額】</b> 258千円  <b>【事業費内訳】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 賃金（栄養士） 12千円                      報償費 12千円                      需用費 20千円                      報償費 61千円                      需用費：消耗品費・賄材料費                      ・食生活改善推進事業 賃金：非常勤栄養士賃金（6回分） 42千円                      需用費：消耗品費 25千円                      負担金、補助及び交付金 30千円</p> <p><b>【特記事項】</b>                      食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。</p>	<p><b>【事業概要】</b>                      地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座）                      また、食生活改善推進団体「津久志会」の協力を得て生活習慣病予防の料理教室を実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 年15回                      ・食生活改善栄養指導 6回                      ・町食生活改善推進団体助成金</p> <p><b>【金額】</b> 258千円  <b>【事業費内訳】</b>                      賃金（栄養士） 12千円                      需用費 12千円                      報償費 20千円                      負担金、補助及び交付金 40千円</p> <p><b>【特記事項】</b>                      食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。</p>	<p><b>【事業概要】</b>                      地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座）                      また、地域において町民向けに食生活改善のための事業を食生活改善推進団体「津久志会」に委託して実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b>                      ・食生活改善推進員養成講座 年15回                      ・地域巡回食生活改善事業 年6回                      ・食生活改善推進事業委託</p> <p><b>【事業費内訳】</b>                      ・養成講座 負担金補助及び交付金 40千円                      ・地域巡回食生活改善事業 報償費 33千円                      需用費 90千円                      使用料 5千円                      ・食生活改善推進事業委託 委託料 100千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	保健所一般健康相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例・ 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則・ 相模原市保健所一般健康相談事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	7,278千円				
歳入予算額（平成16年度）	172千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 血液検査・尿検査・胸部X線検査等を行い、検査結果に基づき医師・保健師等による健康相談を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・実施場所：ウエルネスさがみはら ・実施回数：年24回（原則毎週水曜日・隔週で検査・相談を実施） ・実施人数：年1,200人（1回あたり50人）</p> <p>【事業費内訳】 報酬：非常勤特別職員報酬 24回×831,300円×1人＝752千円 旅費：費用弁償24回×81,000円×1人＝24千円 需要費：392千円 （消耗品費・物品修繕料・医薬材料費） 委託料 6,192千円 ：一般撮影装置保守点検委託 C R装置保守点検委託 放射線線量測定委託 一般健康相談血液検査業務委託 一般健康相談実施委託</p> <p>負担金、補助及び交付金 ：線量計厚生研究会参加負担金 8千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】172千円 【補助率】1/3・1/3</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	病院・診療所等指導事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	医療法・あん摩指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律・臨床検査技師、衛生検査技師等の関する法律・柔道整復師法等				
歳出予算額（平成16年度）	319千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 医療法等の規定に基づき病院、診療所等の許可、規制指導を行い、地域医療の向上を図るもの。</p> <p>（対象施設） 病院 3 0 医科診療所 3 4 0 歯科診療所 3 0 1 助産所 1 2 衛生検査所 4 施術所（あんま、はり、きゆう、柔道整復） 5 4 8</p> <p>【事業内容】 病院、衛生検査所、介護老人保健施設等への立入検査 各法令に基づく許可事務、届出</p> <p>【事業の実績】（平成15年度） 立入検査 病院 3 1 衛生検査所 4 介護老人保健施設 5 有床診療所 3 許可、届出等 病院 2 2 1 医科診療所 2 2 0 歯科診療所 1 0 4 助産所 2 衛生検査所 4 歯科技工所 1 4 あはき 6 4 柔道整復 3 4</p> <p>衛生検査所の立入検査には、制度管理専門委員4名が同行している。</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 1 8 0千円 報償費 1 6千円 旅費 3 4千円 需用費 8 9千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	保健衛生統計調査事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	統計法、人口動態調査令、国民生活基礎調査規則、医療法、介護保険法、母体保護法、地域保健法他関係法令、地方自治法				
歳出予算額（平成16年度）	2,179千円				
歳入予算額（平成16年度）	2,179千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 保健衛生に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省からの委託により保健衛生統計調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態調査    ・病院報告    ・医療施設動態調査    ・地域保健、老人保健事業報告</li> <li>・不妊手術及び人工妊娠中絶年報作成    ・国民生活基礎調査    ・介護サービス施設、事業所調査</li> </ul> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活基礎調査（毎年）</li> <li>  国民生活基礎調査（5地区）、21世紀成年者縦断調査（12地区）</li> <li>・介護サービス施設、事業所調査</li> <li>  介護老人保健施設（7施設）、介護療養型医療施設（12施設）、訪問看護ステーション（14施設）、居宅サービス事業所（1施設）</li> <li>・受領行動調査（3年毎）</li> <li>  調査施設数1施設、調査員数3人</li> <li>・患者調査（3年毎）</li> <li>  調査施設数35施設</li> <li>・三師調査（業務従事者届含む。隔年実施）</li> <li>・月例報告：医療施設動態調査、病院報告、人口動態調査</li> <li>・年度報告：衛生行政報告例</li> </ul> <p>【事業費の内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;歳入&gt;</li> <li>  保健衛生統計調査委託費：2,179</li> <li>&lt;歳出&gt;</li> <li>  報酬：1,404    非常勤特別職員報酬</li> <li>  報償費：67    謝礼</li> <li>  旅費：40</li> <li>  需用費：580    消耗品費</li> <li>  役務費：88    郵便料</li> </ul>				
		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 18	事務事業名 国民健康・栄養調査等事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法				健康増進法
歳出予算額（平成16年度）	849千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	819千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業説明】 健康増進法の規定に基づき、国民の食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握するとともに、栄養と健康の関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的とする調査を実施する。調査は、無作為に抽出された全国で300ヶ所の調査区を対象としてその調査区内の世帯及び世帯員について実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象予定 3調査区 150世帯</li> <li>・調査予定時期 平成16年10月～12月</li> </ul> <p>【経費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金：非常勤（栄養士・看護師） 36人分 266千円</li> <li>・旅費 3千円</li> <li>・需用費 436千円</li> <li>消費品費</li> <li>国民栄養調査用消耗品</li> <li>歩数計：120個、キッチンスケール：70個</li> <li>調査協力者記念品</li> <li>医薬材料費</li> <li>・委託料：血液検査業務委託（35人分）139千円</li> <li>・使用料及び賃借料 5千円</li> </ul> <p>特定財源 【名称】国民健康・栄養調査委託金（国） 【内容等】健康増進法に基づく、国民健康・栄養調査に係る事務費 【金額】819千円 【補助率】10/10</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。  ただし、藤野町の脳卒中の標準化死亡比が高いため、脳卒中発症と関連が深い生活習慣について調査し、町民にとって重点的に改善すべき生活習慣の内容を明らかにするため下記の事業を町単独で実施（5年後再調査予定）。
				<p>【事業内容】</p> <p>アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳卒中を発症した人と発症していない人の生活習慣を比較する。</li> </ul> <p>町民栄養調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 S地区 100世帯 F地区 60世帯</li> </ul> <p>平成15年度末に調査し、平成16年度に集計分析中。</p> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度 報償費 220千円</li> <li>役務費（郵便料） 96千円</li> <li>平成16年度 0千円</li> </ul>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 19	事務事業名 保健所情報化推進事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20,135千円		0千円	1,418千円	65千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	1,418千円	
【事務事業の内容】	<p>保健所業務情報システム 次の15のサブシステムからなるシステムの運用・維持（結核予防対策、精神保健福祉対策、難病対策、機能訓練事業、保健指導相談日計、環境衛生施設管理、環境衛生営業管理、クリニック、衛生検査、犬の登録管理、手数料管理、医事管理、薬事管理、食品衛生管理、健康度評価）。マイクロソフトアクセスで作成したシステム。システム保守委託を行っている。</p> <p>機器の構成 サーバー5台、クライアント80台、プリンター9台（機器はメンテナンスリース） W I S H（厚生労働総合情報システム） インターネットを利用した厚生労働省のシステムで公衆衛生予防や全国的な保健統計へ情報提供を行う。</p> <p>平成16年度の事業の予算額には、今年度のみ保守委託のなかに、機器更新に伴うシステム修正の金額が含まれている</p> <p>平成15年度実績（単位：千円） 事業費計 12,877 需用費 605 役務費 59 委託料 2,987 使用・賃借料 9,229</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	<p>予算計上し、情報システムの運用管理を行っている事業の該当はなし</p> <p>基本健康診査事業は、15年度より保健所と4町の協力で、アクセスで作成した入力フォームによりデータ入力を行っている。 健康教育該当者の抽出や、健康課題の分析などに使っている。 基本健康診査の問診票が健康度評価のAO票同様なので、必要により相談・教育の該当者として抽出。</p> <p>入力は保健係と健康支援係での手入力</p>	<p>健康管理システム（ヘルセンオール）を運用するためのコンピューターリース及び維持管理をおこなっている。（国保会計） 機器の構成：クライアント2台、プリンター1台</p> <p>平成15年度実績 使用料及び賃借料 1,248千円 平成16年度予算 使用料及び賃借料 1,248千円</p>	<p>【事業概要】 基本健康診査事業は、14年度分から保健所と4町の協力により、アクセスで作成したシステム受診者データを入力している。</p> <p>【事業費】 臨時職員等賃金 65千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 20	事務事業名 保健所衛生検査施設整備事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地域保健法				
歳出予算額（平成16年度）	13,000千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 背景等 平成10年2月に県と締結した覚書により、平成16年度で無償借用期間が終了するために整備するもの。なお、財政状況等から建設が遅れており、1年間の借用期間の延長を求めており、内諾を得ている。 整備に当たっては、環境検査センター、環境情報センター及び犬の一時抑留施設との合築とする。</p> <p>2 施設の概要 (1) 建物 富士見1丁目5320番地5に所在する旧メディカルセンター（築30年） (2) 規模 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て 延べ面積 2,920㎡ (3) 工事方法 改築（耐震改修を含む） (4) 利用形態 4つの複合施設として利用</p> <p>3 スケジュール 平成16年度 耐震調査、設計委託 平成17年度 改修工事、備品等整備、移転 平成18年度 開所（4月）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	総合保健医療センター維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	201,051千円		7,417千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>相模原市総合保健医療センター(ウェルネスさがみはら)の施設管理・維持補修を行うもの。延べ床面積 20,978.74㎡(A館8階建B館5階建)メディカルセンターなどがあり、夜間も開館している施設の性格等を考慮し、警備・設備については、総合管理委託を採用している。その他については、清掃業務委託、植栽管理委託、一般廃棄物及び紙類等リサイクル処分委託、機械警備委託、自家用電気工作物保守業務管理、ペットボトルリサイクル処分委託、施設諸室の行事案内・予約等のシステムである管理情報システムの機器保守及びプログラム保守、機器リースを行っている。</p> <p>15年度実績(単位:千円)</p> <p>維持管理費 事業計 193,122 需用費 63,164 役務費 358 委託料 127,341 使用・賃借 2,156 備品購入費 100 負担金・補助 5</p> <p>修繕費 事業計 1,137 需用費 1,137</p>	該当なし	<p>津久井町保健センターの施設管理・維持補修を行うもの。 (2階建) 清掃業務、機械警備、自家用電気工作物保守業務管理、空調機保守、エレベーター保守、自動ドア保守等の委託中心</p> <p>16年度予算(単位:千円)</p> <p>維持管理費 事業計 7,417</p> <p>委託料 3,572 役務費 194 使用・賃借 30 備品購入費 0 修繕費 219 その他 3,402</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	健康手帳交付事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	町民課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法・ 国保健康事業実施要領・ 相模原市成人保健事業実施要綱	老人保健法	老人保健法・	老人保健法・	老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	1,219千円	30千円	16千円	10千円	5千円
歳入予算額（平成16年度）	646千円	10千円	7千円	3千円	3千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その後老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】 ・配布対象：40歳以上の市民(39歳以下の希望者にも配布) ・配布窓口：地域保健課 中央保健センター 保健福祉総合相談課 地域医療課 ・配布時期：基本健康診査受診券一斉送付時(4月末：50・60歳の人) 健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時) その他再交付等については交付希望時に随時配布</p> <p>【予算額】1,219千円 【事業費内訳】 需用費 消耗品費 1,219千円 健康手帳(ビニールカバー付) 1,000冊 261千円 健康手帳(ビニールカバーなし) 11,700冊 958千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【金額】646千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】 ・配布対象：40歳以上の町民(39歳以下の希望者にも配布) ・配布窓口：保健推進課 町民課 ・配布方法：健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時) その他随時再交付</p> <p>【予算額】30千円 【事業費内訳】 需用費 消耗品費 30千円 健康手帳 350冊 23千円 ビニールカバー(三つ折り) 150枚 3千円 ビニールカバー(二つ折り) 200枚 4千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【金額】10千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その後老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため配布する。</p> <p>【事業内容】 ・配布対象：40歳以上の町民(39歳以下の希望者にも配布) ・配布窓口：健康福祉課 ・配布時期：15年度までは40歳の誕生日に一斉送付。16年度から中止 健康相談・健康教育実施時 老人保健法医療受給者証交付(75歳到達)時 その他再交付等については交付希望時に随時配布</p> <p>15年度実績：医療受給資格者 59名 それ以外 399名</p> <p>【予算額】16千円 【事業費内訳】 需用費 消耗品費 16千円 健康手帳(ビニールカバー付) 50冊 6千円 健康手帳(ビニールカバーなし) 100冊 10千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【金額】7千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】 ・配布対象：40歳以上の町民(39歳以下の希望者にも配布) ・配布窓口：町民課 ・配布方法：老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時) その他随時再交付</p> <p>【予算額】10千円 【事業費内訳】 需用費 消耗品費 10千円 健康手帳(ビニールカバー付) 40冊 10千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【金額】3千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】 ・配布対象：40歳以上の町民 ・配布窓口：健康福祉課 町民課 ・配布方法：健康相談、がん集団検診受診時、老人保健法医療受給者証交付時(75歳到達時)その他随時再交付</p> <p>【予算額】5千円 【事業費内訳】 ・健康手帳(老健所要額調より) @128×10=1,280 @9×1=9 @118×30=3,540 } 5千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【金額】3千円 【補助率】1/3・1/3</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	健康増進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	地域保健課 老人保健法	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	13,815千円			138千円	72千円
歳入予算額（平成16年度）	4,902千円			138千円	
【事務事業の内容】	<p><b>【事業概要】</b> 高齢期の身体活動の維持、中高年の生活習慣病に着目し、身体活動の実践等を中心とした健康増進事業を健康教育の一環として実施するもの。また虚弱高齢者の介護予防のために、鍛えたい筋肉を効率よく安全に鍛えることができる機器を用いた筋力トレーニングを実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者：基本健康診査、職域の健康診査等により、生活習慣の改善に運動が必要とされた原則40歳以上の人、及び健康度評価事業のアセスメントの結果転倒等のリスクが高く、筋力のトレーニングを必要とする人など。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動プログラム作成コース：年間48回実施（有料・体力測定手数料 1千円）</li> <li>・運動習慣定着コース：年間24回実施（10日間コース）</li> <li>・運動体験教室：年間24回実施（2日間コース）</li> <li>・高齢者健康増進教室：年間12回実施（4日間コース）</li> <li>・高齢者筋力トレーニング事業：年間3回実施（24日間コース）</li> </ul> <p><b>【事業費内訳】</b> 需用費 消耗品費 健康増進マニュアル 12千円 健康増進用消耗品 23千円 印刷製本費 リーフレット 543千円 委託料 施策事業委託料 健康増進事業運営委託 9,900千円 高齢者筋力向上トレーニング事業運営委託 569千円 使用料及び賃借料 高齢者用筋力向上トレーニング機器使用料 541千円 報償費 1,728千円 医師謝礼（平日）⑧31,000円×24回、 （夜間）⑧39,100円×12回 （休日）⑧42,300円×12回</p>	<p><b>【目的】</b> 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p><b>【内容】</b> 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p><b>【財政的な影響を把握するための基礎的数値】</b> 重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 総合健康相談 予定回数30回、延人数350人 事業費の内訳 ・需用費 77千円 消耗品費 72千円 物品修繕料 5千円</p> <p>特定財源 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>いきいき体操教室開催事業 <b>【目的】</b> 寝たきりや痴呆を予防する為、体操や健康相談を実施し、老後の健康を保持する。</p> <p><b>【事業内容】</b> 毎週水曜日と月2回の火曜日に年齢や身体状況によりクラス分けをして実施。参加者は自動血圧計で血圧と脈を測定し、その後、保健師による健康相談、運動トレーニング指導士によるリズム体操、ゲームストレッチ体操を約1時間実施。</p> <p><b>【対象】</b> 町内に住民登録されている60歳以上の者。</p>	<p>生涯学習課事業に抱き合わせて実施。予算計上なし。 健康福祉課の役割：保健師・管理栄養士が講師として健康教育を実施。</p> <p><b>概要</b> <b>【事業概要】</b> 運動、スポーツ活動をきっかけに生活習慣を見直し、主体的で、積極的な健康づくりを推進することで町民の生活習慣病や筋力低下による転倒が原因となる寝たきりを予防する。 生涯学習課部門と健康支援部門と協力体制を確立し健康を保つ環境づくりをすすめる町民の健康づくり活動を推進する。</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者：原則20歳から65歳の町民希望者 基本健康診査等により、生活習慣の改善に運動が効果的と思われる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり水のフィットネスクラブ 年間1回 15日コース （アクアピクス・マットコア・エアロ・ハイキング・調理実習・健康講話）</li> </ul> <p>対象者：20歳から79歳までの町民希望者 ・津久井町健康づくり講座 年間1回、1日コース （体力測定・健康講話・サークル紹介）</p>	<p><b>【事業概要】</b> 高齢期の寝たきり予防、中高年の健康づくりのための運動実践と事業効果判定のために体力測定を行う。</p> <p><b>【事業内容】</b> 平成16年度事業予定 38体操教室 6回1コース 体力測定 年3回</p> <p>平成15年度実績 生命の貯蓄体操 10回 228人参加 体力測定 4回 40人</p> <p><b>【事業費】</b> 平成16年度予算額 報償費 110千円 賃金 28千円</p> <p>国保会計で実施</p>	<p><b>【事業概要】</b> 高齢期身体活動の維持、中高年の生活習慣病予防を視点とした、健康増進事業を実施する。</p> <p><b>【事業内容】</b> ・足腰おたっしや教室 7回1コース 4日間1コース（2会場） 8日間1コース（1会場） ・生命の貯蓄体操普及事業（随時） 平成11年度から実施、平成12年度から自主組織化。初級者教室は町が開催。 ・ウォーキングマップ配布（平成11年度に作成。残30冊） ・ウォーキング大会 1回 <b>【事業費】</b> 介護予防及び健康教育に計上</p> <p>&lt;ウォーキング大会&gt; 報償費（講師料） 32千円 需用費（記念品等） 30千円 負担金補助（保険料） 10千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	<b>健康増進事業</b>	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	需要費 499千円 消耗品費 409千円 健康増進機器類記録用紙 物品修繕費 90千円 健康増進機器類修繕費  特定財源 【名称】保健事業費負担金（国・県） 【金額】4,902千円 【補助率】1/3・1/3				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	基本健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法・ 国保健事業実施要領・ 相模原市基本健康診査実施要領	老人保健法・ 保健事業実施要領(国)	老人保健法・ 保健事業実施要領(国)	老人保健法・ 保健事業実施要領(国)・ ・	老人保健法・ 保健事業実施要領(国)
歳出予算額(平成16年度)	1,238,687千円	33,305千円	0千円	14,939千円	8,686千円
歳入予算額(平成16年度)	302,316千円	33,305千円	12,432千円	6,020千円	3,418千円
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、市医師会加入の協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない市民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けたことのある節目年齢外対象者。) ・通知等：(1)過去3年間に受診歴のある人                   ・・・・(4月末に受診券を送付)                   (2)受診歴のない140歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者                   ・・・・(4月、8月に受診動奨はがきを送付) ・想定対象者：103,662人 ・受診予定者：53,060人(受診率51.2%) 【予算額】 1,238,687千円 【事業費内訳】 需用費： 2,458千円 消耗品費 60千円 印刷製本費 2,398千円 委託料： 1,236,229千円 事務作業等委託料 基本健診受診券封入封かん作業委託 2,058千円 基本健診等受診動奨通知封かん作業委託 997千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 1,195,674千円 確定診断検査委託 37,500千円 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】302,316千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、都医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外者。) ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し5月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付数：12,415人 ・受診予定者：2,483人(受診率20.0%) 【予算額】 33,305千円 【事業費内訳】 需用費： 115千円 印刷製本費 115千円 委託料： 33,190千円 基本健康診査業務委託料 (基本健康診査分 27,030千円) (肝炎検査分 6,160千円) 特定財源 【名称】 保健事業費負担金(国・県) 【内容等】 【金額】 33,305千円 【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、都医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。併せてB型肝炎検査も実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外者。) ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し8月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付数：16,790人 ・受診予定者：3,000人(受診率17.9%) 【予算額】 45,721千円 【事業費内訳】 需用費： 182千円 消耗品費 10千円 印刷製本費 172千円 委託料： 44,685千円 基本健康診査業務委託料 (基本健康診査分 42,962千円) (肝炎検査分 1,723千円) 特定財源 【名称】 保健事業費負担金(国・県) 【内容等】 【金額】 45,721千円 【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外者。) ・想定対象者：2,800人 ・受診予定者：1,000人(受診率35.7%) 【予算額】 14,939千円 【事業費内訳】 需用費： 67千円 消耗品費 8千円 印刷製本費 59千円 委託料： 14,872千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 14,872千円 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】6,020千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。 また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民(肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外者。) ・通知等：実施していない (平成17年度から実施予定) ・受診予定者：550人(受診率17.5%) 【予算額】 8,686千円 【事業費内訳】 需用費： 59千円 印刷製本費 59千円 委託料： 8,627千円 基本健康診査業務委託料 (基本健康診査分 8,372千円) (肝炎検査分 255千円) 特定財源 【名称】保健事業負担金(国・県) 【内容等】 【金額】3,418千円 【補助率】1/3・1/3</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	がん検診事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域保健課 相模原市施設検診実施要綱 相模原市集団検診実施要綱	保健推進課	健康福祉課 津久井町施設検診実施要綱	健康福祉課	健康福祉課
歳出予算額（平成16年度）	403,971千円	7,232千円	6,522千円	5,344千円	2,602千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>&lt;がん施設検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を相模原市医師会に委託し、市の協力医療機関及びメディカルセンターにおいて実施する。 【事業内容】 検診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がん、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 308,335千円 【事業費内訳】 需用費： 2,890千円 消耗品費 喀痰細胞診容器 567千円 印刷製本費 検診用帳票・実施結果票等 2,323千円 委託料： 305,445千円 施策事業委託料 胃がん施設検診委託 80,646千円 子宮がん施設検診委託 100,213千円 乳がん施設検診委託 41,201千円 肺がん施設検診委託 47,769千円 大腸がん施設検診委託 35,616千円</p> <p>&lt;がん集団検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、市内公共施設・小学校などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がん、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 76,496千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金（207人分） 805千円 報償費：委員謝礼（9人分） 114千円 需要費：消耗品等 547千円 役務費：手数料・保険料等 40千円 委託料：集団検診委託料 74,914千円 使用料及び賃借料 50千円 公課費 26千円</p>	<p>&lt;がん検診事業（施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務）&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結び付けるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん・・・30歳以上の町民 ・集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町保健福祉センターにおいて検診車等を用いて実施。（平成16年度は年5回実施。） 検診項目：胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・喀痰細胞診 対象者：胃がん・・・40歳以上の町民 大腸がん・・・40歳以上の町民 肺がん・・・40歳以上の町民 喀痰細胞診・・・40歳以上の町民 子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん・・・30歳以上の町民 ・精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の精密検査の結果を報告してもらった事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。 【予算額】 7,232千円 【事業費内訳】 需用費： 103千円 印刷製本費 検診票印刷等 役務費： 24千円 手数料 精密検査連絡手数料</p>	<p>&lt;がん施設検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井町医師会に委託し、町内及び郡内の協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：30歳以上の女性（子宮がんについては25歳以上） 【予算額】 1,086千円 【事業費内訳】 需用費：消耗品等 51千円 委託料：子宮がん施設検診委託 863千円 乳がん施設検診委託 172千円</p> <p>&lt;がん集団検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（子宮がんについては25歳以上、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 5,404千円 【事業費内訳】 需要費：消耗品等 142千円 委託料：集団検診委託料 5,262千円</p> <p>&lt;がん検診精密検査等経費&gt; がん（施設・集団）検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 施設検診 30人 集団検診 118人 【予算額】 32千円 【事業費内訳】 役務費 手数料 32千円</p>	<p>&lt;がん施設検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井町医師会に委託し、郡内協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん 25歳以上の女性 乳がん 30歳以上の女性 【予算額】 94千円 【事業費内訳】 委託料： 94千円 施策事業委託料 子宮がん施設検診委託 73千円 乳がん施設検診委託 21千円</p> <p>&lt;がん集団検診事業&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設において検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（乳がんについては30歳以上の女性、子宮がんについては25歳以上の女性） 【予算額】 5,237千円 【事業費内訳】 賃金：看護師賃金（1人分） 29千円 需要費：印刷代 214千円 役務費：郵送料 316千円 委託料：集団検診委託料 4,678千円</p> <p>&lt;がん検診精密検査等経費&gt; がん（施設・集団）検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 60人 【予算額】 13千円 【事業費内訳】 報償費 がん検診検診結果連絡手数料 60件 13千円</p>	<p>&lt;がん検診事業（施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務）&gt; 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結び付けるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施が可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・25歳以上の女性 乳がん・30歳以上の女性 集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町民センターにおいて検診車等を用いて実施。（平成16年度は年2回実施。） 検診項目 ・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・喀痰細胞診 対象者 ・胃がん・・・40歳以上の町民 ・大腸がん・・・40歳以上の町民 ・肺がん・・・40歳以上の町民 ・喀痰細胞診・40歳以上の町民 ・子宮がん・・・25歳以上の女性 ・乳がん・・・30歳以上の女性 精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の精密検査の結果を報告してもらった事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																																																		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																		
25	がん検診事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																
【事務事業の内容】	<p>&lt;がん検診精密検査等経費&gt;</p> <p>【事業概要】 がん(施設・集団)検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・精密検査予定者数</td> <td style="width: 20%;">施設検診 6,710人</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>集団検診 1,770人</td> <td></td> </tr> </table> <p>【予算額】 19,140千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>報消費 がん精密検査個人票・連絡票作成謝礼 8,480件                      18,699千円</p> <p>需要費 消耗品費等    441千円</p>	・精密検査予定者数	施設検診 6,710人			集団検診 1,770人		<p>委託料:</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">胃がん(集団)検診委託料</td> <td style="width: 50%;">7,105千円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん(集団)検診委託料</td> <td>1,984千円</td> </tr> <tr> <td>肺がん(集団)検診委託料</td> <td>575千円</td> </tr> <tr> <td>(喀痰細胞診を含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子宮がん(集団)検診委託料</td> <td>531千円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん(施設)検診委託</td> <td>1,039千円</td> </tr> <tr> <td>乳がん(集団)検診委託</td> <td>1,777千円</td> </tr> <tr> <td>乳がん(施設)検診委託</td> <td>974千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>225千円</td> </tr> </table>	胃がん(集団)検診委託料	7,105千円	大腸がん(集団)検診委託料	1,984千円	肺がん(集団)検診委託料	575千円	(喀痰細胞診を含む。)		子宮がん(集団)検診委託料	531千円	子宮がん(施設)検診委託	1,039千円	乳がん(集団)検診委託	1,777千円	乳がん(施設)検診委託	974千円		225千円			<p>【事業費内訳】</p> <p>施設検診</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">予算総額</td> <td style="width: 40%;">586千円</td> </tr> <tr> <td>予算内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費:印刷製本費</td> <td>39千円</td> </tr> <tr> <td>委託料:</td> <td>547千円</td> </tr> <tr> <td>施策事業委託料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>496千円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>51千円</td> </tr> </table> <p>集団検診</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">予算総額</td> <td style="width: 40%;">2,016千円</td> </tr> <tr> <td>資金</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,932千円</td> </tr> <tr> <td>役務費:郵送料</td> <td>68千円</td> </tr> <tr> <td>がん検診精検結果連絡手数料 (50件)</td> <td>11千円</td> </tr> </table>	予算総額	586千円	予算内訳		需用費:印刷製本費	39千円	委託料:	547千円	施策事業委託料		乳がん	496千円	子宮がん	51千円	予算総額	2,016千円	資金	5千円	委託料	1,932千円	役務費:郵送料	68千円	がん検診精検結果連絡手数料 (50件)	11千円
・精密検査予定者数	施設検診 6,710人																																																				
	集団検診 1,770人																																																				
胃がん(集団)検診委託料	7,105千円																																																				
大腸がん(集団)検診委託料	1,984千円																																																				
肺がん(集団)検診委託料	575千円																																																				
(喀痰細胞診を含む。)																																																					
子宮がん(集団)検診委託料	531千円																																																				
子宮がん(施設)検診委託	1,039千円																																																				
乳がん(集団)検診委託	1,777千円																																																				
乳がん(施設)検診委託	974千円																																																				
	225千円																																																				
予算総額	586千円																																																				
予算内訳																																																					
需用費:印刷製本費	39千円																																																				
委託料:	547千円																																																				
施策事業委託料																																																					
乳がん	496千円																																																				
子宮がん	51千円																																																				
予算総額	2,016千円																																																				
資金	5千円																																																				
委託料	1,932千円																																																				
役務費:郵送料	68千円																																																				
がん検診精検結果連絡手数料 (50件)	11千円																																																				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	成人歯科保健対策推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市成人歯科健康診査実施要領				
歳出予算額（平成16年度）	7,055千円	296千円	40千円	40千円	52千円
歳入予算額（平成16年度）	254千円	0千円	0千円	0千円	8千円
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原歯科医師会</p> <p>補助金 【名称】 高齢者よい歯のコンクール事業補助金 高齢者等歯科保健医療事業補助金 【金額】 高齢者よい歯のコンクール事業補助金 600千円 高齢者等歯科保健医療事業補助金 1,556千円</p> <p>概要 【事業概要】 国において提唱・推進されている「8020運動」の本市における具体化を図るため、日頃から歯科健診などを受ける機会に恵まれない成人を対象に健診を実施し歯科保健対策を推進するとともに、歯科医師会が実施する歯科保健啓発活動の充実を図るため補助を行う。 【事業内容】 ・成人歯科健康診査の実施 対象者：40歳～50歳の市民 実施機関：相模原歯科医師会加入の協力医療機関 ・「高齢者よい歯のコンクール」開催への助成 相模原歯科医師会が実施する「高齢者よい歯のコンクール」の開催に対し、座間市とともに人口比率に応じた助成を行う。 ・高齢者等歯科保健医療事業に対する助成 要介護高齢者を寝たきりにさせないために、介護予防に視点を置いた口腔ケアや市民に広く歯周疾患の予防などを理解してもらうための教育活動など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 7,055千円 【事業費内訳】 需要費 印刷製本費 成人歯科健診帳票等 153千円 委託料 成人歯科健診委託 800件 4,746千円 負担金、補助及び交付金 2,156千円</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>概要 以前、県の補助事業であった「在宅寝たきり老人歯科診療」について、県では事業を終了しているが郡歯科医師会では事業の継続をしたい旨の要望があり、現在でも町の単独事業として継続している。 事業名：歯磨きサロン</p> <p>概要 【事業概要】 保健福祉センターで行われる集団がん検診の際にがん検診受診者及び一般成人を対象にした歯周疾患指導等を実施。 【予算額】 256千円 【事業費内訳】 賃金 146千円 非常勤職員賃金（歯科衛生士） 報償費 100千円 講師謝礼 需用費 10千円 消耗品費（資料代） 当初は東京歯科大学の先生からモデル事業として事業実施を依頼され事業が始まった。現在ではモデル事業自体は終了しているが事業終了せずに継続して行っている。</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p> <p>事業名：がん集団検診時歯科教室</p> <p>概要 【事業概要】 中央町民センターにおいて行われる集団がん検診の際に、がん検診受診者を対象に歯周疾患及び歯予防について、歯科衛生士による指導を実施。 【事業費内訳】 賃金 12千円 非常勤職員賃金 歯科衛生費 特定財源 【名称】保険事業（国・県） 【金額】8千円 【補助率】3/1・3/1</p>	

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	成人歯科保健対策推進事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】254千円 【補助率】1/3・1/3				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	骨粗しょう症予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法・ 相模原市骨粗しょう症予防事業実施要綱	老人保健法	老人保健事業・		老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	5,501千円	131千円	76千円	86千円	130千円
歳入予算額（平成16年度）	234千円	0千円	0千円	86千円	80千円
【事務事業の内容】	<p><b>【事業概要】</b> 高齢者が健康で質の高い生活を送るため、ねたきりの原因の第2位となっている骨折の主要因の骨粗しょう症を予防し、ねたきり等要介護状態になることを防止するとともにねたきり者の減少を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者：35歳～65歳の市民 実施会場：ウェルネスさがみはら・南メディカルセンター・シティプラザはしもと 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年12回 実施予定人員：年2400人（200人×12回） 費用：有料（骨密度測定手数料）1回700円 <b>【事業費内訳】</b> 骨密度測定委託料 （@420千円+@15千円）×12か月×1.05＝5,481千円 ・需用費 20千円 消耗品費 20千円</p> <p>特定財源 <b>【名称】</b> 保健事業負担金（国・県） <b>【金額】</b> 234千円 <b>【補助率】</b> 1/3・1/3</p>	<p><b>【事業概要】</b> 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため自らの健康づくりのきっかけを与え方法を身につける。さらに、日常生活の中の身近なところから「歩く」ことでの健康づくりを勧める。</p> <p><b>【事業内容】</b> 骨づくりセミナー 対象者：町内在住の女性、年齢不問 実施会場：城山町保健福祉センター 実施内容：骨密度の測定、栄養及び運動指導 実施予定回数：年1回（2日間） 実施予定人員：30名 健康ウォーク 対象者：町民 実施会場：町内及び近隣 実施内容：ヘルスチェック、ウォーク 実施予定回数：年11回 実施予定人員：年220人（20人×11回）</p> <p><b>【事業費内訳】</b> 骨づくりセミナー 骨密度測定委託料 80千円×1.05＝84千円 栄養士賃金 12千円 健康運動士謝礼 25千円 健康ウォーク 消耗品費 10千円</p>	<p><b>【事業概要】</b> あるける教室の中で骨密度測定を実施している。自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら各自が歩くことや仲間を通して、継続的に健康を保持増進する。体力測定や骨密度測定により自分自身の体を知り生活習慣予防に努める。</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者：概ね60歳までの町民 実施会場：保健センター 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年1回 実施予定人員：年1回、30人</p> <p><b>【事業費内訳】</b> 骨密度測定委託料（神奈川健康財団） 76千円：1回（30人まで） 72千円×1.05 老人保健健康教育事業経費対象</p> <p>特定財源 <b>【名称】</b> 保健事業負担金（国・県） <b>【金額】</b> 老人保健事業健康教育 <b>【補助率】</b> 1/3・1/3</p>	<p><b>【事業概要】</b> 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため、その予防方法を学び自分自身の生活習慣を改善していくことを目的とする。</p> <p><b>【事業内容】</b> 骨づくりセミナー 骨密度の測定、運動指導等 年1回（5日間） 国保会計で実施</p> <p><b>【参考】</b> 骨づくりセミナー 予定回数など 1回（5日間） 延人数 56人 <b>【事業費内訳】</b> 報償費 80千円 需用費 6千円</p> <p><b>【特記事項】</b> なし</p>	<p>骨作り健康教室 <b>【事業概要】</b> 要介護の原因第2位の骨折の主要因である骨粗しょう症を予防し、介護予防をはかる。</p> <p><b>【事業内容】</b> 対象者：一般町民（定員30人） 実施会場：藤野町中央町民センター 実施内容：骨密度測定及び測定結果に基づく事後指導（運動・栄養）</p> <p><b>【事業費内訳】</b> 賃金 6千円 需用費 10千円 役務費 4千円 骨密度測定委託料（30人分）80千円 加速度脈波委託料 半日 30千円</p> <p>特定財源 <b>【名称】</b> 保健事業負担金（国・県） <b>【金額】</b> 80千円 <b>【補助率】</b> 1/3・1/3</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	生活習慣病対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	24,125千円			40千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 地域住民検診事業補助金 成人病栄養相談指導事業補助金 【金額】24,095千円</p> <p>【事業概要】 相模原市医師会が実施するがん検診に係る精度管理等の事業（地域住民検診事業）、栄養相談及び食事指導事業（成人病栄養相談指導事業）に対し助成を行う。 また、循環器疾患やがん等生活習慣病の予防を図るため、市民を対象とした講演会を実施する。</p> <p>【事業内容】 地域住民検診事業 がん一次検診（胃・子宮・乳・肺）、がん精密検査（胃・子宮・乳・肺・大腸）に係る精度管理に関して、相模原市医師会が実施する、読影判定・検診部会などの事業に補助を行う。 成人病栄養相談指導事業 高血圧、糖尿病及び肥満などの疾患を有する者に医師会が実施する栄養相談及び食事指導事業に対し補助を行う。</p> <p>【予算額】 24,125千円</p> <p>【事業費内訳】 報償費： @15千円×2時間＝ 30千円 負担金、補助及び交付金 地域住民検診事業補助金 23,805千円 成人病栄養相談事業補助金 290千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 30	事務事業名 母子健康手帳交付事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	2,177千円	61千円	366千円	13千円	23千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子の健康管理の保持増進に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 市内に居住する妊婦 配付先 戸籍住民課、各出張所、保健福祉総合相談課、南保健福祉総合相談課、中央保健センター、南保健指導班</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 6,338冊 外国語版交付数 78冊（英語37冊、中国11冊、ポルトガル10冊、タガログ19冊、スペイン語1冊、点字版1冊）</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 120千円 翻訳謝礼 @20,000×6回 需用費 2,057千円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×100冊 母子健康手帳@132.3×7,000冊 母子健康手帳袋@70×7,000袋 印刷製本費 妊婦健康診査受診票 先天性代謝異常症検査申込書 出生連絡票 ほほえみ（副読本）</p>	<p>【目的】 母子の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児を通し一貫した健康管理に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 町内に居住する妊婦 交付場所 保健福祉センター保健推進課</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 192冊 外国語版交付数 2冊（英語版）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 61千円 消耗品費 母子健康手帳@178.5円×250冊 外国語版母子手帳@1,575円×10冊</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） 主体的意識の動機付けの場となり、必要な情報を得ることで安心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を過ごし、主体的な出産を支えていく。 妊婦の現状や不安など問題を明らかにし、施策につなげる妊婦のニーズ把握を行なう。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・配布先 健康福祉課 各支所（串川・鳥屋・青野原・青根）</p> <p>【平成15年度事業概要】 ・交付数 193冊（うち再発行10冊） ・外国語版交付数 3冊（韓国語1冊、中国語2冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 消耗品費 母子健康手帳交付時事務用品@5,460円 外国語版母子健康手帳 750×10冊×1.05+送料735=8,610円 （H16年度は在庫があるため予算計上せず） パンフレット@58,200円 印刷製本費 母子健康手帳@780円×300冊×1.05=245,700円 母子健康手帳カバー@180円×300枚×1.05=56,700円</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） 母子の健康管理の保持増進に役立てるとともに、安心して妊娠期間を過ごせるよう交付時に妊婦の健康と生活について相談を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者 町に住民登録又は外国人登録されている妊婦</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 54冊 外国語版交付数 1冊（英語1冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 12,549円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×3冊 母子健康手帳@178.5円×50冊 母子健康手帳袋（100冊入り）@1,260円×1袋</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） 母子の健康管理を役立てる。 妊婦の健康相談と保健師との信頼関係づくり。 妊婦のアンケートにより、妊婦の心身の健康や喫煙等の把握と共に、継続フォローが必要な虐待ハイリスク者を把握する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・交付先 健康福祉課</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 23千円 消耗品費 母子健康手帳@210×75冊 外国語版母子健康手帳@900×2冊 母子健康手帳用カバー@37×70枚 母子手帳セット用ポリ袋@200×12袋</p>

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>		
31	妊婦健康診査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	<b>相模原市</b>	<b>城山町</b>	<b>津久井町</b>	<b>相模湖町</b>	<b>藤野町</b>
<b>担当課名</b>	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
<b>根拠法令等</b>	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
<b>歳出予算額（平成16年度）</b>	101,054千円	3,528千円	2,804千円	671千円	919千円
<b>歳入予算額（平成16年度）</b>	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、市内に住所を有するもの。</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 6,100人 2回目 5,850人 協力機関以外で受けた場合の助成分 1回目 10人 2回目 10人</p> <p><b>検査内容</b> 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p><b>【平成15年度の事業の概要】</b> 受診状況実績 対象者数 384人 受診者数 352人 受診率 91.7%</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 委託料 妊婦健康診査委託料 3,520,416円 1回目 @9,688.5円 216件 2,092,716円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 事務費含む</p> <p>需用費 消耗品費 事務用消耗品 20,000円</p> <p>委託料 施策事業委託料 妊婦健康診査委託 100,869,000円 1回目 @9,688.5円 6,100件 59,099,850円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 5,850件 41,760,225円 事務費含む</p> <p>負担金、補助金及び交付金 運営費等補助金 妊婦健康診査助成 1回目 @9,510円 10件 2回目 @6,960円 10件</p>	<p><b>【目的】</b> 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 216人 2回目 200人</p> <p><b>検査内容</b> 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p><b>【平成15年度の事業の概要】</b> 受診状況実績 対象者数 384人 受診者数 352人 受診率 91.7%</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 委託料 妊婦健康診査委託料 3,520,416円 1回目 @9,688.5円 216件 2,092,716円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 事務費含む</p> <p>需用費 印刷製本費 27,300円</p> <p>委託料 妊婦健康診査委託料 2,776,454円 1回目 @9,688.5円 165件 1,598,602円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 165件 1,177,852円 事務費含む</p>	<p><b>【目的】</b> 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 165人 2回目 165人</p> <p><b>検査内容</b> 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p><b>【平成15年度の事業の概要】</b> 受診状況実績 対象者数 360人 受診者数 298人 受診率 82.8%</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 需用費 印刷製本費 27,300円</p> <p>委託料 妊婦健康診査委託料 640,449円 1回目 @9,688.5円 44件 426,294円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 30件 214,155円 事務費含む</p>	<p><b>【目的】</b> 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 40人 2回目 40人 協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし</p> <p><b>検査内容</b> 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p><b>【平成15年度の事業の概要】</b> 受診状況実績 対象者数 54人 受診者数 44人 受診率 81.5%</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 委託料 妊婦健康診査委託料 640,449円 1回目 @9,688.5円 44件 426,294円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 30件 214,155円 事務費含む</p>	<p><b>【目的】</b> 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け（母子健康手帳の交付を受けた者を含む）、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 80人 2回目 80人 協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし</p> <p><b>検査内容</b> 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p><b>【平成15年度の事業の概要】</b> 受診状況実績 対象者数 69人 受診者数 75人 受診率 108.7%</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 委託料 妊婦健康診査委託料 918,347円 1回目 @9,688.5円 55件 532,868円 事務費含む 2回目 @7,138.5円 54件 385,479円 事務費含む</p> <p>&lt;平成16年度受診予定者数&gt; 協力医療機関分 1回目 65人 2回目 65人</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
32	乳幼児健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法		母子保健法	
歳出予算額（平成16年度）	185,287千円	3,864千円	5,162千円	1,524千円	2,470千円	
歳入予算額（平成16年度）	6,639千円	500千円	465千円	348千円	394千円	
【事務事業の内容】	<p><b>目的</b> 乳児の健康増進を図るとともに、疾病の早期発見を図り、適切な指導を行うことを目的として健康診査を行う。</p> <p><b>事業内容</b> 1) 4か月児健康診査（集団） 市内3会場で実施 7回/月 未受診者については個別に通知対応 2) 8か月児健康診査（個別） 協力医療機関で実施 未受診者については個別に通知対応 3) 1歳児健康診査（個別） 協力医療機関で実施 4) 1歳6か月児健康診査（医科）（個別） 協力医療機関で実施 5) 1歳6か月児健康診査（歯科）（集団） 市内3会場で実施 5回/月 医科、歯科共未受診者については個別に通知対応 6) 2歳6か月児歯科健康診査（集団） 市内3会場で実施 5回/月 （希望者にフッ素塗布） 7) 3歳6か月児健康診査（集団） 市内3会場で実施 6回/月 （医科・歯科・視聴覚検査） 未受診者については個別に通知対応 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過検診 市内2会場で実施 18回/年</p> <p><b>事業費の内訳</b> 報 酬 非常勤特別職員報酬 医師報酬 ① 31,300 × 438人 13,709千円 心理相談員報酬 ①13,200 × 2人 × 60回 = 1,584千円 ①13,200 × 4人 × 72回 = 3,801千円 = 5,385千円 視覚検査員報酬 ① 13,200 × 1人 × 72回 950千円 委託料 施設事業委託料（健康診査委託料） 164,196千円</p>	<p><b>【目的】</b> 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査（医科・歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳10か月児歯科・視聴覚健康診査（歯科・視聴覚検査）（集団） 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 賞金 非常勤職員賞金 医師賞金 ②28,500 × 48人 1,368千円 報償費 心理指導士謝礼 ①17,000 × 12回 = 204千円 委託料 視聴覚検査委託 367千円 腎工コー検査委託 433千円 需用費 消耗品費 22千円 役務費 16千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上 【特定財源】 ・国庫負担金 母子保健衛生負担金 250千円 ・県費負担金 母子保健衛生負担金 250千円</p>	<p><b>特記事項</b> 乳幼児健康診査についての予算は、全てこの地域保健課で計上している（中央保健センター No.16「母子保健事業」及びNo.18「乳幼児健康診査の実施」についての内容を含む）。</p> <p><b>【目的】</b> 1. 親の育児力を高める。 子どものことや自分のことなど、今抱えている悩みや心配が解消できるように支援する。 今の子どもの発達を理解した上で、発達を促す手がかりがつかめるように支援する。 2. 健康を阻害する因子の早期発見、適正な医療と回復の援助を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 乳幼児健康診査等に係る非常勤職員（事務職、保育士、保健師、栄養士、看護師）の賞金及び需用費等</p> <p><b>【事業内容】</b> ・ 4か月児健康診査 ・ 9か月児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査 ・ 2歳6か月児歯科健康診査 ・ 3歳6か月児健康診査 ・ 乳幼児経過検診</p> <p><b>【参考】</b> 開催回数 ・ 4か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 9か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 1歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数 6回 ・ 3歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・ 乳幼児経過検診 予定回数 12回</p> <p><b>非常勤職員</b> ・ 乳幼児健診補助（事務職） 30人 ・ 乳幼児健診補助（保健師） 54人 ・ 乳幼児健診補助（看護師） 30人 ・ 乳幼児健診補助（保育士） 12人 ・ 乳幼児健診補助（歯科衛生士） 72人 ・ 乳幼児健診補助（歯科助手） 18人</p>	<p><b>【目的】</b> 乳幼児の発育、発達を診査し、母子の健康と育児支援を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 9か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 5回/年 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 5回/年 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 5回/年 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 5回/年 未受診者については個別通知 6) 3歳6ヶ月児健康診査（医科・歯科） 視聴覚検査アンケート回収（集団） 町内1会場で実施 3回/年 未受診者については個別通知 7) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 8) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 医師賞金②28,500 × 10回 = 285千円 医師委託料②28,500 × 9回 = 257千円 歯科医師賞②26,500 × 13回 = 345千円 心理相談員賞金3,000 × 4時間 × 8回 = 96千円 3歳6か月児視聴覚検査委託料 84千円 需用費 95千円 役務費 14千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上 【特定財源】 ・ 国庫負担金 母子保健衛生負担金 174千円 ・ 県費負担金 母子保健衛生負担金 174千円</p>	<p><b>【目的】</b> 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p><b>【事業内容】</b> 1) 4か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査（医科/歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児歯科健康診査（歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査（医科・歯科）（集団） 町内1会場で実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳6か月児視聴覚健康診査（視聴覚検査）（集団） 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p><b>【事業費の内訳】</b> 賞金 非常勤職員賞金 医師賞金 ②28,500 × 8人 228千円 歯科医師賞金 ②26,500 × 18人 477千円 心理相談員賞金 ①14,000 × 12人 168千円 非常勤職員 需用費 消耗品費 80千円 役務費 50千円</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名									
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク									
32	乳幼児健康診査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
【事務事業の内容】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">旅費 費用弁償</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">626千円</td> </tr> <tr> <td>需用費 医薬材料費</td> <td style="text-align: right;">126千円</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">292千円</td> </tr> </table>	旅費 費用弁償	626千円	需用費 医薬材料費	126千円	負担金、補助及び交付金	292千円		<p>【事業費の内訳】</p> <p>賃金 2,409千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医師 26,500 × 18回 477千円</li> <li>・ 心理相談員             <ul style="list-style-type: none"> <li>(5,000 × 5時間 + 1340) × 6回 159千円</li> <li>(5,000 × 5時間 + 2000) × 6回 162千円</li> <li>(30,000円 + 1730円) × 12回 381千円</li> </ul> </li> <li>・ 非常勤職員 1,230千円</li> </ul> <p>需用費 390千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費・医薬材料費 220千円</li> <li>印刷製本費 170千円</li> </ul> <p>役務費 34千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信運搬費(未受診通知) 7千円</li> <li>クリーニング代 27千円</li> </ul> <p>委託料 2,329千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託に伴う医師賃金             <ul style="list-style-type: none"> <li>28,500 × 48人 1,368千円</li> </ul> </li> <li>・ 窓口-検査委託料 433千円</li> <li>・ 視聴覚検査委託料 420千円</li> <li>・ 精密健康診査委託料 医科 42千円 視聴覚 66千円</li> </ul> <p>&lt; 特定財源 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫支出金 母子保健衛生費国庫負担金</li> <li>・ 県支出金 母子保健衛生費県負担金 育児等健康支援事業費補助金</li> </ul>		<p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師委託料@28,500 × 16人 456千円</li> <li>視聴覚検査委託 128千円</li> <li>腎工コー検査委託 347千円</li> </ul> <p>* 中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫負担金 母子保健衛生費国庫負担金</li> <li>・ 県費負担金 母子保健衛生費県負担金 育児等健康支援事業費補助金</li> </ul>
旅費 費用弁償	626千円										
需用費 医薬材料費	126千円										
負担金、補助及び交付金	292千円										

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	歯の衛生週間歯科保健事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,062千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】            歯科保健に対する正しい知識の普及と意識の向上を図ることを目的に実施する。            ・実施期日            6月4日から10日の歯の衛生週間に前後する日曜日に、実施する。            ・対象者            市内在住、在勤の乳幼児から成人まで</p> <p>（委託料）            施策事業委託料（相模原歯科医師会へ）            1,062千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし（口腔衛生事業として6月に幼児歯科教室を実施している。）	該当なし 6月に保育所、幼稚園にて歯科教室を実施。 予算は歯科保健に計上。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	妊産婦新生児訪問指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	4,707千円	306千円	390千円	0千円	82千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	103千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 1,308 世帯 平成15年度訪問人数 1,813 人 所内指導 1,170 人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤特別職員報酬 4,666千円 母子訪問相談員報酬 @10,700×436人 母子訪問相談員費用弁償 @1,000×30人 需用費 11千円 消耗品費 11千円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報の管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>	<p>【目的】 親子の心身の健康状態の把握と、育児に関する適切な保健情報の提供により、育児不安の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要とする妊婦、及び新生児と産婦の全数</p> <p>(2) 訪問内容 親子の健康状態の観察 エジンバラ式産後うつチェックシート記入 育児環境・養育環境の把握 育児相談 予防接種相談 他</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 230世帯 平成15年度訪問人数 326人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤職員賃金 321千円 助産師賃金 @6,420円×50人 需用費 56千円 消耗品費 2千円 印刷製本費 54千円</p>	<p>【目的】 妊産婦並びに新生児の健康を守るため、保健師・助産師が妊産婦及び新生児を家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行い、母子保健の向上を図る</p> <p>【事業内容】 対象： 初妊婦の訪問希望者 第1子の産婦及び新生児</p> <p>訪問内容 日常生活全般の指導 母体の回復に関する生活指導 新生児の発育・栄養状態や適切な養育環境に関する指導 疾病の早期発見</p> <p>【事業概要】 平成15年度訪問人数（延べ） 121件</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 363千円 指導員（保健師・助産師）賃金 2300円×150件 会議時賃金 18千円</p> <p>・需要費 7360円 消耗品 7360円</p> <p>・役務費 19,200円 通信運搬費 19,200円</p>	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 対象 第1子及び訪問指導を必要と認める新生児及び妊産婦</p> <p>訪問内容 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 平成15年度訪問人数 46 人</p> <p>【事業費内訳】 予算計上なし</p>	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師及び助産師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦</p> <p>(2) 訪問内容 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 虐待ハイリスク者のフォロー</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 70 世帯 平成15年度事業実績 64 世帯</p> <p>【事業費内訳】 助産師 @3,000円×24人 需用費 10,000円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	母子保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	25,941千円	0千円	0千円	0千円	377千円
歳入予算額（平成16年度）	1,590千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。 なお、国からの委託事業である「環境サーベイランス事業」経費を含む。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健事業推進協議会経費 協議会開催予定 2回 協議会委員数 13人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費 ・環境サーベイランス事業の経費 3歳6か月児健康診査の際、大気汚染と呼吸器系の疾病との関係をアンケート調査</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 (乳幼児健康診査事務補助等) 10,905,290円 (環境サーベイランス事務) 470,960円</p> <p>報償費 母子保健事業推進協議会委員謝礼 812,600 × 2回 × 10人 = 252,000円</p> <p>旅費 21千円</p> <p>需用費 消耗品費 453千円 印刷製本費 1,789千円 医薬材料費 1,137千円</p> <p>役務費 郵便料 4,070千円 傷害保険料 468千円 クリーニング代 348千円</p> <p>委託料 事務作業委託料 2,569千円 施設事業委託料 (各種精密健康診査) 1,394千円</p> <p>使用料及び賃借料 母子保健システム機器使用料等 1,764千円</p> <p>負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 50千円</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健推進会議経費 会議開催予定 2回 会議委員数 15人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 (乳幼児健康診査事務補助等) 2752,000円</p> <p>報償費 母子保健推進会議委員謝礼 85,000 × 2回 × 5人 = 50,000円 心理指導士謝礼 204千円</p> <p>旅費 21千円</p> <p>需用費 消耗品費 10千円 医薬材料費 12千円</p> <p>役務費 手数料 16千円</p> <p>委託料 乳幼児精密健康診査委託料 70千円 腎工コー検診委託 433千円</p>	<p>・『母子保健事業推進協議会』については、地域保健課の『保健医療計画』に記載</p> <p>・『乳幼児健康診査の補助にかかわる非常勤職員の賃金』 ・『精密健康診査にかかわる経費』 については、地域保健課の『乳幼児健康診査事業』に記載</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 乳幼児健康診査事務補助等579千円 心理相談員賃金3000 × 4時間 × 8回 = 96千円</p> <p>旅費 54千円</p> <p>需用費 消耗品費 95千円 役務費 14千円</p> <p>委託料 乳幼児精密健康診査委託料 20千円 視聴覚検査委託 84千円 妊婦健康診査委託 671千円</p>	<p>乳幼児期から青年期の保健福祉計画部会</p> <p>【目的】 保健・福祉・医療・教育等の連携による乳幼児期から青年期の保健福祉の推進をはかるため、「乳幼児期から青年期の保健福祉計画」の策定、進行、管理、その他必要な事項について協議する。</p> <p>【事業内容】 計画書の期間：10年（平成12～21年度） 中間見直し：平成15～16年度 会議開催回数：毎年3～4回 部会の親会議：藤野町保健福祉推進委員会</p> <p>【事業内訳】 3 - 17地域福祉課「地域福祉計画策定事業」に計上</p> <p>地域子育てワーキング</p> <p>【目的】 地域全体で子育て支援ができるように、住民が主体的に考え活動し、連携していける場の提供。</p> <p>【事業内容】 民生委員・教育委員会・学校との連携による講演会やシンポジウムの開催。</p> <p>【事業費内訳】 報償費 20千円 需用費 10千円</p> <p>腎工コー検診（平成10年度開始）</p> <p>【目的】 腎臓や尿管の奇形や障害を早期に発見し、慢性腎疾患を予防する。</p> <p>【事業内容】 対象：概ね満1才未満の児。 方法：4～5ヵ月児健診の際に検査票を交付し、町内の医療機関で検査を実施。</p> <p>【事業内訳】委託料 347千円 検査票の印刷は、在庫で補っている。</p> <p>・『精密健康診査にかかわる経費』については、地域保健課1-32『乳幼児健康診査事業』に記載</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
35	母子保健事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】</p> <p>国庫支出金 母子保健衛生費負担金          児童環境づくり基盤性事業費          補助金          環境保健サーベイランス調査          委基金</p> <p>【電算システム】</p> <p>名称 乳幼児管理システム          内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム          内容 事業報告書の作成、統計事務を支援</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	慢性疾患児保健指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額（平成16年度）	458千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について適切な療養を確保するため、その問題及び療育の状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康保持、増進及び福祉の向上を図る。そのための講演会、相談会を開催する。</p> <p>【内容】 慢性疾患予防講演会 テーマ：アレルギー疾患、口唇口蓋裂など 会場：ウエルネスさがみはら、南メディカルセンターなど 回数：8回 講師謝礼：37,500円/回（8人分） 保育士謝礼：2,625円/回（40人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>未熟児教室 対象：出生体重がおおむね2000g未満のお子さんとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはら、大野南公民館など 回数：本庁地区、南地区各2回 保育士謝礼：2,625円/回（2人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>多胎児教室 対象：双子、三つ子のお子さまとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはらなど 回数：本庁地区、南地区各1回 保育士謝礼：2,625円/回（18人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>慢性疾患児訪問指導 対象：慢性疾患により長期療養が必要である児および家族 従事者：歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	<p>町該当なし （保健福祉事務所実施）</p> <p>（内容） 慢性疾患予防講演会 町該当なし （保健福祉事務所実施）</p> <p>未熟児教室 町該当なし 年間2000g未満未熟児出生数 H13：1人 H14：4人</p> <p>多胎児教室 平成15年度 初めて保健福祉事務所と共催で実施。 1回 主体は保健福祉事務所。 町保健師1名協力・町予算0円</p> <p>慢性疾患児訪問指導 町該当なし （保健福祉事務所実施）</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	思春期保健事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	地域保健課 母子保健法	保健推進課 母子保健法	健康福祉課 母子保健法	こども課	健康福祉課
歳出予算額(平成16年度)	158千円	86千円	561千円	115千円	177千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	500千円	8千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育や思春期セミナー等を開催する。また、思春期の様々な課題に対応するため、思春期保健担当者連絡会を開催する。</p> <p><b>【内容】</b> 思春期保健セミナー テーマ：思春期特有の第二次性徴に関する内容や性教育。 会場：ウェルネスさがみはら 回数：年2回 講師謝礼：30,000円/回 周知方法：広報、チラシ等 赤ちゃんふれあい体験教室 目的：思春期の子ども達に赤ちゃんふれあい機会を与え、育児のイメージを上げると共に生命の大切さを理解する。 会場：ウェルネスさがみはら、南メディカルセンター、橋本公民館 回数：年3回 対象：市内在住・在学の中学生・高校生 周知方法：広報、市内中学校・高等学校へチラシ</p> <p>高校生のためのピア・カウンセリング講座 目的：性に関する正しい知識を持った看護学生から高校生に向けて伝え、語り合う性教育。 会場：上溝高等学校 回数：年1回 周知方法：学校輪番制で行う為周知しません。 思春期相談 目的：思春期に関する様々な悩みや相談に応じる。 受付日時：電話は平日8:30～17:00まで 面接希望の場合は要予約 思春期保健担当者連絡会 目的：思春期の様々な課題への対策を図る。 メンバー：産婦人科医師、精神科医師、警察、PTA法務局、小学校・中学校・高等学校養護教諭、市学校関係機関等の代表。委員長は保健所長が務める。 回数：年2回 委員謝礼：医師のみ@12,600円×2人×2回 *消耗品費：教室関係で使用 40,000円</p>	<p><b>【目的】</b> 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に児童・生徒の保護者や地域住民に対して健康教育を実施する。</p> <p><b>【内容】</b> 思春期講座(保護者向け) テーマ：思春期の子どもを持つ保護者や地域住民を対象とした性や人権に対する健康教育 会場：城山町保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：40,000円/回 需用費：800円 周知方法：広報、チラシ等</p>	<p>CAPワークショップ 平成15年度実施状況： 1地区をモデル地区とし、保育所年長児・小学3年生・中学1年生を対象に、心の健康づくりに向けた取り組みを実施。こどもワークショップの前に大人・教員向けにもワークショップを実施。 対象：おとな・保育所年長児・小学3年生・中学1年生(平成16年度は町内全小学3年生・中学1年生、大人・教員を対象に実施予定) 会場：対象となる保育所・小学校・中学校 回数：11コース(平成16年度延24コース予定) 延べ人数：568名 おとな・105名 保育所年長児・22名(+保育士2名) 小学生・116名(+教員5名) 中学生・310名(+教員8名) 周知方法：広報・ちらし等 平成16年度予算： コミュニティ助成事業助成金「青少年健全育成助成事業」 講師謝礼： CAP529,000円 保育士・・・12,840円 消耗品：7,140円 食料費：10,143円 印刷製本費：1,848円</p> <p>思春期保健セミナー 町該当なし (ただし、町内小中学校より、町保健師へ性教育の講師等依頼があった時に、可能な限り協力している)</p> <p>赤ちゃんふれあい体験教室 町該当なし 対象：町在住・在学の 中学生：5校 約1100人 高校生：1校 約600人</p> <p>高校生のためのピア・カウンセリング講座 町該当なし</p>	<p><b>【目的】</b> 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育を開催。</p> <p><b>【事業内容】</b> たばこの防止教育 年1回、町内小学校(3ヶ所)小学6年生 報償費：15,000円</p> <p>アルコール防止教育 年1回、町内中学校(2ヶ所)中学2年生 報償費：10,000円</p> <p>薬物乱用防止教育 年1回、町内中学校(2ヶ所)中学2年生 報償費：5,000円 健康福祉課の医事業等指導事業にも該当</p> <p>エイズ教育 年1回、町内中学校(2ヶ所)中学3年生 報償費：80,000円 健康福祉課のエイズ予防対策事業に該当 需用費：5千円</p> <p>県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 8千円</p>	<p><b>【目的】</b> 思春期の子どもたちが思春期の心と体について理解し、生涯健康に過ごすための知識や力を身につけることを支援する。 学校等出前講座</p> <p><b>【事業の内容】</b> 学校教育の一環として、学校の要望に応じて保健師や必要な専門職を派遣する。</p> <p><b>【事業実績】</b> 平成15年度 食育・幼稚園1回 小学校5回 歯科・幼稚園2回 保育所1回 小学校1回 性教育・小学校2回 薬物・小学校1回 タバコ・小学校1回</p> <p><b>【事業費内訳】</b> 報償費 70千円 需用費 30千円 役務費 2千円 使用料及び賃借料 10千円</p> <p>心の健康講座 <b>【事業の内容】</b> 中学校の生徒、保護者、教員を対象に思春期の心の特徴と心の健康について講演会を実施。(中学校及びPTAと当該で共催) <b>【事業実績】</b> 平成15年度 1回 参加者：中学生351人、保護者60人、教員</p> <p><b>【事業内訳】</b> 講師謝礼：60,000円/回 需用費： 消耗品 5,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	思春期保健事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>思春期相談 町該当なし（保健福祉事務所実施） 保健師による随時所内相談（電話・面接）として対応しているが、事業として標榜しているわけではなく、実際の相談件数もごくわずか。 受付日時：電話は平日8:30 - 17:00まで</p> <p>思春期保健担当者連絡会 町該当なし（保健福祉事務所実施）</p>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
38	特定不妊治療費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	国その他－市要綱				
歳出予算額（平成16年度）	13,836千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	6,918千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【事業の内容】 助成対象者：市内に住居登録・外国人登録があり、特定不妊治療を行っている夫婦 所得要件：夫及び妻の前年の所得の合計額が650万円未満 助成対象の治療法：配偶者間の体外受精及び顕微授精（上記以外での治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。） 助成額及び助成期間：特定不妊治療に要した費用に対し、1年度あたり10万円を限度に通算2年間とする。</p> <p>助成方法：償還払い 助成対象医療機関：指定医療機関 助成開始時期：平成16年10月1日 【平成16年度事業費の内訳】 報償費 謝礼 特定不妊治療費助成審査会委員謝礼 @13,770円×1人×6回=82,620円</p> <p>旅費 費用弁償 審査会委員費用弁償 15,480円 普通旅費 一般旅費 15,480円 需用 消耗品費 事務用消耗品 10,000円 役務費 郵便料 郵便料 10,960円 扶助費 扶助費 特定不妊治療助成費 13,700,000円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 母子保健衛生費補助金 6,918千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。  県からの依頼に基づき、平成16年度10月から申請書交付やビジュアル開始。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	未熟児養育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法				
歳出予算額（平成16年度）	54,113千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	31,500千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健法に基づき、未熟児の養育医療の給付及び訪問指導を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 未熟児 (2) 治療を行う機関 指定養育医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業実績】 平成15年度養育医療申請件数 183 件 訪問指導件数 301 件</p> <p>【事業費内訳】 需用費 36千円 印刷製本費 未熟児訪問連絡票 役務費 77千円</p> <p>手数料 社会保険支払基金診査手数料 国民健康保険団体連合会診査手数料 扶助費 54,000千円 扶助費 養育医療費</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健衛生費負担金20,500千円 未熟児養育医療自己負担金 11,000千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 養育医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>				
	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	育成医療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法第20条第1項・ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第111号）				
歳出予算額（平成16年度）	18,100千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	8,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      生まれつき又は病気などで身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】                      基準等                      (1) 対象                      ・保護者が相模原市に居住する18歳未満の児童                      (2) 治療を行う医療機関                      指定育成医療機関                      (3) 公費負担の内容                      健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業費内訳】                      需用費                      消耗品費 システム用消耗品 30千円                      役務費                      社会保険支払基金審査手数料等 70千円                      扶助費 育成医療費 18,000千円</p> <p>【特定財源】                      国庫補助金 障害障害者援護費及び結核児童療養費国庫負担金 8,000千円</p> <p>【電算システム】                      名称 医療援護システム                      育成医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>				
		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	小児特定疾患医療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市小児特定疾患治療研究事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	152,062千円		0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	35,635千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特定の疾病を持つ児童に対し、適切な医療を受けながら健全に育成していけるよう必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 治療を行う医療機関 市長が本事業を行うに相当と認められる医療機関に本事業を委託する。</p> <p>(2) 対象年齢 18歳未満の児童（継続の場合は、20歳まで延長可）</p> <p>(3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分が対象</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>報償費 小児特定疾患協議会 診査部会委員謝礼 ①16,000×14回 224,000円</p> <p>旅費 普通旅費 16,000円</p> <p>需用費 消耗品費 83,000円 物品等修繕料 50,000円</p> <p>役務費 手数料 社会保険支払基金審査支払 手数料等 1,264,000円</p> <p>委託料 システム入力データ作成委託 425,000円</p> <p>扶助費 150,000,000円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 小児慢性特定疾患治療研究事業 国庫補助金 35,635千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 小児特定疾患の受付、決定及び支払 管理を行っている</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		
事務事業番号 42	事務事業名 墓地等紛争調停委員会		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域保健課	環境防災課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	96千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき墓地等申請予定者（拡張申請予定者を含む）と近隣住民との紛争調停にあたり、市長が必要と認め調停を行う際に、墓地等紛争調停委員会に諮問し、意見を聞くもの 委員 3名（弁護士、学識経験者、市OB）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
43	保健医療計画	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等			健康増進法		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	320（事務事業1-9対象部分は含めず）	0千円	0千円（地域福祉課分に計上）
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「相模原市21世紀総合計画」との整合性を踏まえ、平成12年に「さがみはら健康都市宣言」を行うとともに、21世紀の健康づくりの道標となる「相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン21」～」を平成14年度から22年度までの9ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「さがみはら健康都市宣言」を基本理念に、生活習慣病やその原因となる生活習慣病の課題に対し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」や「休養・こころの健康づくり」について健康目標を定めるとともに、健康目標達成に向けた保健医療諸施策の推進方策等について定めています。</p> <p>基本理念 健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら～個人家庭地域が一体となった生涯にわたる健康づくり～</p> <p>・基本目標 健康づくりの実践により、生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <p>・基本目標 安心して暮らせるよう、社会全体で支援していく環境づくりを進めます</p> <p>・基本目標 適切な医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備を進めます</p> <p>・基本目標 健康目標の達成のために、より良い生活習慣への改善を進めます</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」を推奨し、21世紀にふさわしい「健康な町しろやま」をめざし、前計画の「健やかさがこだまする城山町」を築くことを継承し、平成13年度から22年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「自らの健康は自らつくる」を基本理念に、基本方向を（1）町民一人ひとりが自主的な健康の保全を図る、健康づくり運動の推進（2）生涯にわたる一貫した保健・医療・福祉サービスの体制の確立、充実（3）早世と障害を予防し、生活の質を高め、より豊かな生涯づくりを推進するものである。</p> <p>基本理念 ・＜町民の主体性の確立＞ この計画は、町民の能力を重視する。従来の専門家主導の健康づくりから、町民の主体性を優先し、町民自身のセルフケア能力を高めるための支援を行う。</p> <p>・＜環境整備の重視＞ 健康づくりは、個人の努力のみで実現できるものではなく、社会環境、地域資源の開発が必要である。町民が自分の健康に気をくばり、主体的な健康づくり推進ができるよう、環境の整備を行う。</p> <p>・＜町民の自主的参加＞ 健康づくりは、町民が行政に依存せず、自分たちの役割を自覚し、行動する過程を重視することが大切である。町民を含む関係者が、科学的な事実に基づき、効果的な事業を選択し、地域の健康特性や健康に関連した地域資源の配置を明確にするなど、健康づくりの経過を共有する。</p>	<p>健康増進法及び「健康日本21」、「健やか親子21」を踏まえ、ヘルスプロモーションの視点にたった21世紀の健康づくりの道標となる『津久井町保健計画～つくい芽生芽木プラン21～』を平成15年度から24年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、基本理念のもと「行政行動計画」と町民による「地区健康なまちづくり行動計画」の2本立てとし、それぞれに「目指す姿」「指標目標」「数値目標」「自分・家族・地域・行政・関係機関ができること」を定めています。</p> <p>基本理念 『子どもからお年寄りまで、津久井の全ての人たちが、自分らしくいきいきと健やかに暮らせるよう、一人ひとりが自然や人とのつながりを育み、支えあう環境を目指し、協働で取組む』</p> <p>ライフステージ別目指す姿 ＜妊娠・出産期＞ 主体的に妊娠・出産にのぞめる</p> <p>＜乳幼児期＞ すべての子どもが愛されている安心感やからだのよさこぶ心地よい体験をしている</p> <p>＜学童・思春期＞ 自分のことを大切に思え、セルフコントロールできる</p> <p>＜青壮年期＞ 生活や生き方から健康を振り返る機会を持つ</p> <p>＜高齢期＞ 自分が築いてきた地域の中で、いきいきと充実した毎日を暮らせる</p> <p>＜障害・在宅養育者＞ 心のバリアフリーを感じ、元気に気持ちよく過ごせる</p> <p>小学校区別に地区健康なまちづくり行動計画 7地区9部会別に策定</p> <p>計画の推進体制 ＜町行政計画推進体制＞ ・津久井町保健計画推進会議の設置（平成16年度予定） ・その年度の課題に応じ専門部会を設置。平成16年度は「母子保健部会」「歯科保健部会」「糖尿病対策部会」「心の健康づくり部会」を開催予定。</p> <p>＜地区健康なまちづくり行動計画推進体制＞ 事務事業1-9「市民健康づくり運動推進事業」へ記載</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「第4次総合計画」・「東北地区保健医療計画」との整合性を踏まえ、平成14・15年に「健康さがみこ21計画」を策定した。</p> <p>この計画は他の障害者計画・高齢者計画・介護保険計画…子育て支援計画…保健医療福祉連携システム計画と共に相模湖町総合保健福祉計画に位置づけられています。</p> <p>平成16年度から25年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>本計画は、「地域と共に自分らしい健康づくりをめざして」を基本理念に、早世と健康上の障害を予防することによって、町民の健康寿命を延長し、町民一人ひとりが「生活の質」を高め、心豊かに生活できる活力ある相模湖の実現をめざします。</p> <p>8つの重点領域（栄養と食生活・運動習慣づくり・休養とこころの健康づくり・健康診査と疾病予防・適正体重・歯と口の健康・たばこ・アルコール）ごとにめざす目標を定めています。</p> <p>・基本方針1 一次予防の重視</p> <p>・基本方針2 町民主体の健康づくり</p> <p>・基本方針3 健康づくり支援のための環境づくり</p> <p>・基本方針4 具体的な目標や目安となる指標の設定</p>	<p>【目的】 藤野町の総合計画の基本理念である「安心で質の高い暮らしを作るふれあいの地域社会」をめざした「藤野町保健福祉総合計画」を策定した。</p> <p>【内容】 計画の位置づけ 「藤野町第4次総合計画」の保健福祉部門の計画として、次の国が定めた法や指針を町レベルで実施するための計画として位置づける。</p> <p>「母子保健計画」「新エンゼルプラン」「新障害者プラン」「すこやか親子21」「次世代育成支援計画」「健康日本21」「健康増進法」「老人保健事業第4次計画」「高齢者保健福祉計画」「地域福祉計画」「ゴールドプラン21」</p> <p>計画の柱 乳幼児期から青年期の保健福祉計画 障害者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>計画の期間 乳幼児期から青年期。平成12～21年度（平成15～16年度に中間見直し中） 障害者 平成12～21年度（平成13～14年度に改定した。） 高齢者 平成15～19年度（平成13～14年度に改定した。）</p> <p>会議 計画の策定及び進行管理のため、毎年委員会及び部会を開催。 委員会 年1～2回 部会 年3～4回×3部会</p> <p>【事業内訳】 地域福祉課3-17「地域福祉計画」に計上。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																																																																
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会																																																																																																																																
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																																																																
45	医師等医療関係従事者の免許事務		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																														
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																																																																																																														
根拠法令等	医師法・歯科医師法・薬剤師法・臨床検査技師法・衛生検査技師等に関する法律・理学療法士法・及び作業療法士法・診療放射線技師法・視能訓練士法・歯科技工士法・保健師助産師看護師法・栄養士法・死体解剖保存法																																																																																																																																		
歳出予算額（平成16年度）	0千円																																																																																																																																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円																																																																																																																																		
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>医療関係従事者の免許について、県への經由事務を行う。</p> <p>免許事務取扱い件数・</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録申請</th> <th>籍訂正</th> <th>再交付</th> <th>登録抹消 免許返納</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>45</td><td>16</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td>14</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>18</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>51</td><td>35</td><td>4</td><td>0</td><td>90</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>16</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td></tr> <tr><td>診療エックス線技師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>19</td><td>17</td><td>0</td><td>0</td><td>36</td></tr> <tr><td>衛生検査技師</td><td>20</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>15</td><td>8</td><td>1</td><td>0</td><td>24</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>18</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>22</td></tr> <tr><td>視能訓練士</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>歯科技工士</td><td>11</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td></tr> <tr><td>保健師</td><td>113</td><td>35</td><td>0</td><td>0</td><td>148</td></tr> <tr><td>助産師</td><td>9</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>234</td><td>191</td><td>11</td><td>0</td><td>436</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>101</td><td>26</td><td>6</td><td>0</td><td>133</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>50</td><td>35</td><td>15</td><td>0</td><td>100</td></tr> <tr><td>受胎調節実地指導員</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>麻酔科標榜</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>死体解剖資格認定</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>726</td><td>381</td><td>40</td><td>4</td><td>1151</td></tr> </tbody> </table>		登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計	医師	45	16	2	3	6	歯科医師	14	2	1	1	18	薬剤師	51	35	4	0	90	診療放射線技師	16	4	0	0	20	診療エックス線技師	0	0	0	0	0	臨床検査技師	19	17	0	0	36	衛生検査技師	20	0	0	0	20	理学療法士	15	8	1	0	24	作業療法士	18	4	0	0	22	視能訓練士	4	1	0	0	5	歯科技工士	11	1	0	0	12	保健師	113	35	0	0	148	助産師	9	6	0	0	15	看護師	234	191	11	0	436	栄養士	101	26	6	0	133	准看護師	50	35	15	0	100	受胎調節実地指導員	5	0	0	0	5	麻酔科標榜	0	0	0	0	0	死体解剖資格認定	1	0	0	0	1	合計	726	381	40	4	1151	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。
	登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消 免許返納	合計																																																																																																																														
医師	45	16	2	3	6																																																																																																																														
歯科医師	14	2	1	1	18																																																																																																																														
薬剤師	51	35	4	0	90																																																																																																																														
診療放射線技師	16	4	0	0	20																																																																																																																														
診療エックス線技師	0	0	0	0	0																																																																																																																														
臨床検査技師	19	17	0	0	36																																																																																																																														
衛生検査技師	20	0	0	0	20																																																																																																																														
理学療法士	15	8	1	0	24																																																																																																																														
作業療法士	18	4	0	0	22																																																																																																																														
視能訓練士	4	1	0	0	5																																																																																																																														
歯科技工士	11	1	0	0	12																																																																																																																														
保健師	113	35	0	0	148																																																																																																																														
助産師	9	6	0	0	15																																																																																																																														
看護師	234	191	11	0	436																																																																																																																														
栄養士	101	26	6	0	133																																																																																																																														
准看護師	50	35	15	0	100																																																																																																																														
受胎調節実地指導員	5	0	0	0	5																																																																																																																														
麻酔科標榜	0	0	0	0	0																																																																																																																														
死体解剖資格認定	1	0	0	0	1																																																																																																																														
合計	726	381	40	4	1151																																																																																																																														

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	結核診査協議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法・ 結核診査協議会条例（市）				
歳出予算額（平成16年度）	1,846千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第48条第1項の規定により、市長の諮問に応じ、結核患者に対する従業禁止及び入所命令並びに結核医療費の公費負担申請に関する事項を審議する。</p> <p>【内容】 ・委員数 5名（関係行政の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。） ・任期 2年 ・開催 原則月2回 ・委員報酬 1回につき 19,000円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	結核定期健康診断・予防接種事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	保健予防課 結核予防法・ 結核予防法の施行に関する規則（市）・ 結核健康診断事業補助金交付要綱	保健推進課 結核予防法	健康福祉課 結核予防法	健康福祉課 結核予防法	健康福祉課 結核予防法
歳出予算額（平成16年度）	52,043千円	1,717千円	1,604千円	0千円	753千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として嘱し、市内の公共施設において集団予防接種（一部個別接種）を行っている。 結核健康診断補助金（中核市事務） 結核予防法第56条の規定に基づく学校や福祉施設が実施する定期健康診断費用の補助。 ・国の定めた基準単価×実施人数×補助率2/3</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成16年度実施回数 48回 ・平成16年度予算額 5,070,000円 ・平成15年度受診者数 5,284人 乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・嘱託医師報酬 延697人×31,300円 ・技術補助員報酬 延1,238人×4,600円 ・事務補助員報酬 延466人×2,450円 ・医薬材料費（BCG777等） 9,786,000円 （いずれも平成16年度予算額） ・平成16年度実施時期 5/26～6/24、9/1～10/1、11/24～12/24、2/2～2/24 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ延55会場 ・平成16年度接種予定者数 6,500人 （平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査6,178人、BCG接種者5,774人） 結核健康診断補助金 ・平成16年度予算額 8,259,000円 ・平成15年度決算額 8,399,596円 （学校16校23,345人 福祉施設11施設599人） 【電算システム（予防接種システム）の概要】 機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成、個別接種分医療機関支払処理 説明 システムのデータは、保健所内のサーバーで管理。データ更新・検索等の作業は、各担当者のパソコンで可能。</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として雇用し、保健福祉センターにおいて集団予防接種を行っている。 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 津久井郡医師会の肺疾患研究事業に対する助成（助成金40,000円）</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成16年度実施回数 4回 ・平成16年度予算額 373,000円 ・平成15年度受診者数 283人 乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師報酬 延26人×31,300円 ・技術補助員賃金 延36人×5,400円 ・事務補助員賃金 延24人×2,670円 ・医薬材料費（BCG777等） 186,000円 （いずれも平成16年度予算額） ・平成16年度実施時期 5/26～6/11、9/8～9/24（春2回、秋2回実施、BCG予備日はそれぞれ1回ずつ） ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種ともに保健福祉センターのみ ・平成16年度接種予定者数 200人 （平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査211人、BCG接種者209人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県厚生農業協同組合連合会に委託して実施している。乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や非常勤看護師を雇用し、町内の公共施設において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成16年度実施回数 5回 ・平成16年度予算額 420,000円 ・平成15年度受診者数 413人 乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師委託 延22人×31,300円 ・技術補助員賃金 延44人×4,500円 ・医薬材料費（BCG777等） 297,000円 （いずれも平成16年度予算額） ・平成16年度実施時期 4月～3月（8月を除く）毎月実施 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ延22会場 ・平成16年度接種予定者数 220人 （平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査242人、BCG接種者218人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 神奈川県結核予防会に委託して実施している。乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を雇用し、町役場において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成16年度実施回数 6回 ・平成16年度予算額 340,000円 ・平成15年度受診者数 537人 乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師報酬 延12人×31,300円 ・技術補助員賃金 延12人×4,500円 ・事務補助員賃金 延6人×2,400円 ・医薬材料費（BCG777等） 116,000円 （いずれも平成16年度予算額） ・平成16年度実施時期 4月、6月、9月に1回ずつ実施 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ町役場で実施。 （平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査59人、BCG接種者58人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期的結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 定期的健康診断（胸部X線検査） 京浜保健衛生協会に委託して実施している。乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を雇用し、町役場において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 定期的健康診断 ・平成16年度実施回数 2回 ・平成16年度予算額 111,250円 ・平成15年度受診者数 516人 乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師報酬 延1人×31,300円 ・医師委託 延12人×31,300円 ・看護師賃金 延12人×5,550円 ・事務員賃金 延8人×2,340円 ・医薬材料費（BCG777等）80,000円 （いずれも平成16年度予算額） ・印刷製本費 8,820円 ・予防接種看護婦保険料 20,000円 ・平成16年度実施時期 5月、11月、2回ずつ実施 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ町役場で実施。 （平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査59人、BCG接種者58人） 津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム（予防接種システム）の概要】 該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	結核定期外健康診断事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法・保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国）				
歳出予算額（平成16年度）	884千円				
歳入予算額（平成16年度）	81千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法の規定により、結核予防上特に必要があると認められる場合に対象者及び期日を指定して定期外の健康診断を行う。</p> <p>【内容】 管理検診 結核登録者に対する精密検査。 家族検診 結核患者の家族及び同居者に対する定期外検診。 接触者集団検診 結核患者との接触者に対する定期外検診。 自然陽転児（家族）検診 ツベルクリン反応検査の結果、自然陽転したと思われる乳幼児及びその家族に対する定期外検診。 と については、対象者に受診券を交付し、受診券の提示により、無料で保健所又は委託医療機関（27箇所）で検診が受けられる。 と については、保健所で検診を行う。</p> <p>【参考】 《平成15年度事業実績（来所者実数）》 管理検診 5人（保健所4人、医療機関1人） 家族検診 310人（保健所285人、医療機関25人） 接触者集団検診 209人 自然陽転児（家族）検診 309人</p> <p>【特定財源】 ・名称 疾病予防対策事業費等補助金（結核予防対策事業費） ・内容 定期外検診に対する国庫補助金 ・金額 81千円 ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	結核医療扶助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法・ 結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱（国）・ 結核予防法の施行に関する規則（市）・				
歳出予算額（平成16年度）	41,627千円				
歳入予算額（平成16年度）	30,220千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第34条及び第35条並びに第41条の規定により、結核医療に要した医療費に対し、公費負担を行う。</p> <p>【内容】 公費負担にあたっては、患者からの公費負担申請に基づき、結核診査協議会への諮問を経て、その適否を決定し、第34条申請者に対しては医療に要した費用の95%、第35条申請者には全額公費負担を行い、緊急時の特例として第41条の規定に基づく療養費を支給する。</p> <p>【参考】 平成15年度決算額 ・第34条分（一般患者） 1,953千円（支払件数 延1,160件） ・第35条分（従業禁止・命令入所患者） 41,509千円（支払件数 延339件） 患者数（平成15年12月31日現在） ・第34条関係 58人 ・第35条関係 65人</p> <p>【特定財源】 結核医療費国庫負担金 ・内容 第35条の医療費に対する国庫負担金 ・金額 28,861千円（平成16年度予算額） ・補助率 3/4 結核医療費国庫補助金 ・内容 第34条の医療費に対する国庫補助金 ・金額 1,359千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	結核患者管理指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法 結核対策特別促進事業実施要綱（国）				
歳出予算額（平成16年度）	540千円				
歳入予算額（平成16年度）	180千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核患者であって、病状把握が困難な者について、保健師の訪問や医療機関からの情報提供により、情報を入力することによって、患者管理の適正化を図る。</p> <p>【内容】 定期病状調査 結核登録者のうち、医療費公費負担制度や管理検診制度により病状の把握が困難な者について医療機関から病状の報告書の提出を依頼する。 訪問指導 服薬継続の支援及び感染源の追及、周囲への感染予防のため、保健師による訪問指導を行う。</p> <p>【参考】 定期病状調査 ・単価 報告書1件につき3,000円 ・平成15年度実施件数 101件 ・平成16年度予定件数 120件 訪問指導 ・平成15年度訪問指導件数 訪問154件、面接123件、電話459件 （保健師3名で対応）</p> <p>【特定財源】 ・名称 結核対策特別促進事業補助金（一般対策事業分） ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業（定期病状調査）に対する国庫補助金 ・金額 180千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	結核対策特別促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	結核予防法・ 結核対策特別促進事業実施要綱（国）				
歳出予算額（平成16年度）	307千円				
歳入予算額（平成16年度）	120千円				
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 国の結核対策特別促進事業補助金実施要綱に基づき、地域の実情に応じた結核対策の一層の充実を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 特別対策事業 外国籍市民結核健康診断 保健所において年1回実施。 ・平成15年度受診者数 21人（7か国） ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会に委託し、年1回実施。 ・平成15年度受診者数 7人 一般対策事業 結核診査協議会委員等公開研修会 結核診査協議会委員等を対象とした県主催の研修会。年1回実施。 ・平成15年度参加者数 3人 結核医療事業従事者研修会 指定医療機関の職員等を対象とした市主催の研修会。年1回実施。 ・平成15年度参加者数 32人</p> <p><b>【参考】</b> 外国籍市民結核健康診断 翻訳・通訳費用、医薬材料費等 76,000円 ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会委託料 120,000円 結核診査協議会委員等公開研修会 講師謝礼、委員出席謝礼、旅費 81,000円 結核医療事業従事者研修会 講師謝礼 30,000円</p> <p><b>【特定財源】</b> ・名称 結核対策特別促進事業補助金 ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業に対する国庫補助金 ・金額 120千円（平成16年度予定額） ・補助率 特別対策事業10/10、一般対策事業1/2 平成16年度から100,000円未満の事業については、補助対象外となった。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	結核児童療育給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法・ 身体障害児費及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱（国）・ 結核児童療育給付に関する規則（市）				
歳出予算額（平成16年度）	1,468千円				
歳入予算額（平成16年度）	877千円				
【事務事業の内容】	【目的】 長期の療養を必要とする結核児童に対し、指定療育機関に入院させ、併せて学校教育を受けさせることにより、心身両面にわたる健全な育成を図る。 【内容】 医療費、学習用品、日用品の給付。 平成16年度の事業内容 ・医療費 3人×6月×60,000円 ・学習用品 3人×6月×2,810円 ・日用品 3人×6月×18,550円 平成16年5月1日現在、対象者なし。 【参考】 平成15年度の事業実績 ・対象者 3人 ・給付額 638,745円 【特定財源】 結核児童療育費国庫負担金 ・内容 結核児童への療育給付に係る国庫負担金 ・金額 586千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2 結核児童療育給付自己負担金 ・内容 結核児童の扶養者の所得に応じて徴収する自己負担金 ・金額 291千円（平成16年度予算額） （3人×6月×16,200円）				
		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	感染症診査協議会経費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 相模原市感染症診査協議会条例				
歳出予算額（平成16年度）	228千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により、市長の諮問に応じ、一類感染症の患者(疑似症、無症状病原体保有者、二類感染症の患者(一部疑似症を含む))が入院した後、72時間を超える入院が必要な時は、10日以内の期間を定めた入院勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【内容】 二類感染症の患者(一部疑似症を含む)が発生し、かつ必要であると認めるときに開催する 平成15年度実績 未実施 委員・6名で組織。非常勤特別職。 内 訳・感染症指定医療機関の医師(相模原協同病院医師) 2名 ・感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(市医師会推薦医師) 2名 ・医療以外の学識経験を有する者(市人権擁護委員) 2名 任 期 2年 報 酬 1回 19,000円 開 催 必要に応じて随時</p> <p>【参考】 平成16年度予算額 感染症診査協議会委員報酬 228,000円 ・単価19,000円×2回×6人 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項に、二以上の保健所について一の協議会を置くことができると規定されているため、負担増はないと見込まれる。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	感染症予防対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防法			
歳出予算額（平成16年度）	7,259千円	154千円	59千円	3千円	212千円
歳入予算額（平成16年度）	298千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21、27、37条等の規定により、感染症発生時における対応及び感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。また、二類（コレラ、細菌性赤痢、腸チフスなど）感染症患者の入院施設（旧伝染病隔離病舎）として借上げている病棟等相当分の土地賃借料を負担する。</p> <p>【内容】 平成15年度実績 感染症発生時の対応 ・発生状況 5名 二類感染症 3名（コレラ1件、細菌性赤痢 2件）、三類感染症 2名（腸管出血性大腸菌感染症2件） ・当該患者家族、接触者等の対応として検便検査（市衛生試験所にて実施）11名 感染症患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の移送 1件 感染症入院患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の医療費負担 54,795円 / 2件 感染症の病原体に汚染された場所の消毒未実施 旧伝染病隔離病舎土地賃借料支払い 5,275,200円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 感染症患者移送委託 180,000円 ・単価45,000円 / 回 × 4回 感染症入院患者（二類感染症患者）の医療費負担 162,000円 感染症発生家屋消毒委託 98,700円 ・単価 24,675円 / 件 × 4件 浸水家屋消毒委託 189,000円 ・単価47,250円 / 日 × 4日 旧伝染病隔離病舎土地賃借料 5,275,200円</p> <p>【特定財源】 ・名称 保健事業費等負担金 （感染症予防事業、感染症患者入院医療費） ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 298千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2・3/4</p>	<p>【目的】 感染症予防法に基づき、正しい知識の普及啓発とまん延を防止する。</p> <p>【内容】 感染症予防法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成15年度未実施</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ○感染症発生家屋消毒委託 150,000円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 感染症予防法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成15年度未実施</p> <p>【参考】 平成16年度予算 需用費 50千円 役務費 5千円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 消毒液の購入・消毒業務の委託</p> <p>【参考】 平成15年度未実施 平成16年度予算 需用費 2千円 委託料 1千円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 ベストコントロール協会と協定している。 消毒液の購入・消毒業務の委託 平成16年度予算 需用費（消耗品） 75千円 委託費 137千円 学校感染症対策要綱 学校で0・157が発生した場合の対応マニュアルを作成し、教育委員会と共有している。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	感染症発生動向調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	3,737千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,705千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条の規定により、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行い、その情報を関係機関に還元する。また、さらに広く感染症発生情報を収集する市医師会サーベイランス事業に対し補助を実施する。</p> <p>【内容】・                      平成15年度実績                      1～5類感染症患者発生届出の受理                      当該患者発生医療機関からの報告 25件                      5類感染症のうち28疾患についての患者数報告書（週報及び月報）の受理                      29医療機関からの報告 1,348件                      患者定点謝礼決算額 1,450,000円                      5類感染症のうち12疾患についての病原体検査実施（検査の実施は、県衛生研究所）                      当該病原体の提出を依頼している医療機関（4箇所）からの検体提出 61件                      病原体定点謝礼決算額 140,000円                      病原体検査手数料決算額 646,880円                      情報の還元（年間65回・42箇所）（協力医療機関等へ郵送にて送付）                      還元郵便料決算額 192,115円                      市医師会の感染症サーベイランス事業補助</p> <p>【参考】                      平成16年度予算額                      患者定点謝礼 1,500,000円                      ・単価 50,000円×30定点（機関）                      病原体定点謝礼 240,000円                      ・単価 5,000円×48月分                      病原体検査手数料 1,203,800円                      ・単価13,040円（ウイルス）・570円（細菌）                      還元郵便料 245,700円                      ・単価 90円×65回発送（52週分（週報）及び12月分（月報））×42定点（機関）                      市医師会同事業補助 325,000円                      ・単価 50,000円×13医療機関×1/2</p> <p>【特定財源】                      ・名称 保健事業費等負担金（感染症発生動向調査事業）                      ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金                      ・金額 1,705千円（平成16年度予算額）                      ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	エイズ予防対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	1,660千円			80千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	830千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 H I V感染予防及びエイズ患者やH I V感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】(15年度実績) エイズ予防講習会の開催 年1回 エイズ予防啓発冊子等の配布 ・市関係機関窓口、中・高・大学等に配布 各種イベントにおけるエイズ啓発コーナーの開設 ・若葉まつり(2日間) ・健康づくりのつどい(2日間) ・大学祭(1日) 地域依頼健康教室の開催(保健師を派遣) ・小・中・専門学校 6回 参加人数504人 「エイステーかながわ」(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市と共催)への参画</p> <p>【参考】(16年度予算) 総事業費 1,660千円 特定財源 (名称)エイズ対策促進事業補助金 (金額)861千円     充当先 エイズ予防対策事業費 830千円         職場研修費 31千円 (補助率)1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	<p>【目的】 H I V感染予防及びエイズ患者やH I V感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】(15年度実績) 町内中学校(2校)の3年生を対象に講師を派遣 2回 119人</p> <p>【参考】(16年度予算) 総事業費 80千円 特定財源 (名称)育児等健康支援事業費補助金 (補助率)基準額に対し 県2/3</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	集団予防接種事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	予防接種法、相模原市予防接種問題協議会運営要綱、相模原市予防接種助成金交付要綱	予防接種法	予防接種法	予防接種法	予防接種法
歳出予算額（平成16年度）	30,512千円	921千円	792千円	271千円	275千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を公民館等の会場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 名称 予防接種システム （開発アプリケーション：Microsoft Access） 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成8年度から） ・各種統計作成 ・個別接種分医療機関支払処理（金額積算、支払明細書作成） 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。 接種記録の登録に際しては予診票を委託業者にパンチ依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへ登録を行う。 ホストコンピュータで管理する住民記録からデータを取得し、月3回異動処理を行う。</p> <p>【参考】 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 13,000人 ・実施会場 19会場（延83会場） ・嘱託医報酬 延580人×31,300円 ・技術補助員報酬 延816人×4,600円 ・事務補助員報酬 延300人×2,450円 ・会場事務補助員賃金 1,722,100円 ・ワクチン購入費 700本×6,972円 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：5,870人 下期：5,902人 合計：11,682人 ・使用ワクチン数 590本</p>	<p>【目的】 予防接種法に基づき、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健福祉センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10、11月） ・予定人数 440人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師報酬 延14人×31,300円 ・技術補助員賃金 延14人×5,400円 ・事務補助員賃金 延18人×2,670円 ・ワクチン購入費 23本×6,972円 平成15年度の実績 ・接種者数 1回目：186人 2回目：214人 合計：400人 ・使用ワクチン数 22本</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 該当なし</p> <p>【参考】 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：9月） ・予定人数 360人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師委託 延18人×31,300円 ・技術補助員賃金 延6人×4,500円 ・技術補助員賃金 延19人×4,000円 ・ワクチン購入費 18本×6,972円 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：195人 下期：185人 合計：380人 ・使用ワクチン数 24本</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を町役場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 名称 ヘルセンオール 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成元年度から） ・各種統計作成</p> <p>【参考】 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 200人 ・実施会場 1会場（延3会場） ・医師委託 延6人×31,300円 ・技術補助員賃金 延3人×4,500円 ・事務補助員賃金 延4人×2,400円 ・ワクチン購入費 7本×6,972円 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：52人 下期：49人 合計：101人 ・使用ワクチン数 5本</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を中央町民センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 該当なし</p> <p>【参考】 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 130人 ・実施会場 1会場（延4会場） ・医師委託 延6人×31,300円 ・看護師賃金 延6人×5,550円 ・事務員賃金 延4人×2,340円 ・ワクチン購入費 35,355円 ・印刷製本費 8,820円 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：59人 下期：50人 合計：109人 ・使用ワクチン数 6本</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	個別予防接種事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課・こども課	健康福祉課
根拠法令等	予防接種法・相模原市予防接種問題協議会運営要綱・相模原市予防接種助成金交付要綱・結核予防法	予防接種法・城山町予防接種費用助成要綱	予防接種法	予防接種法・相模湖町予防接種助成要綱	予防接種法・藤野町予防接種費用助成要綱
歳出予算額（平成16年度）	688,341千円	23,792千円	21,366千円	7,423千円	7,443千円
歳入予算額（平成16年度）	450千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法及び結核予防法等に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種及びツベルクリン反応検査・BCG（ツ反・BCGは特例のみ）を協力医療機関における個別接種で実施する。</p> <p>委託先 相模原市医師会、市外医療機関、北里大学病院 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした相模原市医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：約67,000人 高齢者インフルエンザ：約35,000人 協力医療機関数 三種混合他：144機関（5月21日現在）、高齢者インフルエンザ：238機関（平成15年度実績） 平成16年度 予防接種委託料予算額 675,186千円</p> <p>【相模原市予防接種助成金交付要綱】 特別な理由により、本市の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・141件</p> <p>【予防接種健康被害救済費補助金】 予防接種を受けたことに起因して健康被害が生じたと国で認定された者に対し、医療費及び医療手当等を給付するもの。（特定財源） ・補助率 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 機能 予防接種接種状況の履歴管理（平成8年度接種分から蓄積） 各種統計作成 協力医療機関への支払明細書の作成 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。接種記録の登録に際しては、委託業者に予診票の内容をデータ化依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへの登録を行う。市のホストコンピュータで管理する住民記録から最新の住民情報を取得し、月3回住民情報の異動処理を行う。</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：2,190人 高齢者インフルエンザ：1,500人 協力医療機関数 三種混合他：7機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：15機関（平成15年度実績） 平成16年度 予防接種委託料予算額 17,738千円</p> <p>【城山町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・2件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：2,355人 高齢者インフルエンザ：1,430人 協力医療機関数 三種混合他：6機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：15機関（平成15年度実績） 平成16年度 予防接種委託料予算額 17,575千円</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 該当なし</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。協力医療機関における個別接種で実施することにより、接種を受ける人の健康状態の良好な時期にかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と町民の利便性を図る。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：1,000人 高齢者インフルエンザ：1,000人 協力医療機関数 三種混合他：3機関（6月1日現在） 高齢者 インフルエンザ：24機関（平成15年度実績） 平成16年度 予防接種委託料予算額 7,443千円</p> <p>【相模湖町予防接種助成要綱】 特別な理由により、本町の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・13件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 機能 予防接種接種状況の履歴管理（平成元年度接種分から蓄積） 各種統計作成</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>委託先 協力医療機関 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：約67,000人 高齢者インフルエンザ：約35,000人 協力医療機関数 三種混合他：144機関（5月21日現在）、高齢者インフルエンザ：238機関（平成15年度実績） 平成16年度 予防接種委託料予算額 675,186千円</p> <p>【藤野町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・0件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	特定疾患保健指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	難病対策要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,067千円				
歳入予算額（平成16年度）	504千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期にわたり療養を必要とする難病患者及び家族に対して、在宅療養支援を行なう。</p> <p>【内容】（平成15年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会・相談会 開催回数 8回 参加者数 223人 相談者数 10人</li> <li>・患者と家族のつどい 開催回数 17回</li> <li>・随時相談 1,404件 電話 595件</li> <li>・訪問相談 常勤保健師 269件 非常勤保健師 95件 計 364件</li> <li>・事業費 1,097千円</li> </ul> <p>・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 387千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 167千円</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾患医療受給者数 2,498人（平成16年3月31日現在）</li> <li>・保健師 常勤 5人 非常勤 1人（訪問相談）</li> <li>・事業費 1,067千円（平成16年度）</li> </ul> <p>・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 358千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
			<p>保健師による随時所内相談（電話・面接・訪問）としては対応しているが、事業としての予算化はなし。実際の対応件数もごくわずか。受付日時：平日8:30～17:00まで</p> <p>（平成15年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会・相談会 該当なし（保健所実施）</li> <li>・患者と家族のつどい 該当なし（保健所実施）</li> <li>・随時相談 実施 2件</li> <li>・保健師による随時所内相談（電話・面接）としては対応しているが、事業として標榜しているわけではなく、実際の相談件数もごくわずか。</li> <li>・訪問 実施 常勤保健師 15件</li> </ul>	<p>保健師による随時所内相談（電話・面接・訪問）としては対応している。</p> <p>（平成15年度 実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会・相談会 該当なし（保健所実施）</li> <li>・患者と家族のつどい 該当なし（保健所実施）</li> <li>・随時相談 56件 電話 33件</li> <li>・訪問相談 37件</li> </ul>	<p>保健師による随時相談（電話・面接・訪問）としては対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時相談 延26件（電話 19件）</li> <li>・家庭訪問 実6件 延20件</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
20	精神保健相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課		保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・ 母子保健法・ 老人保健法・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・
歳出予算額（平成16年度）	1,818千円	0千円	839千円	0千円	210千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	133千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 県高相合同庁舎：月2回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談 法24条調査 警察官通報に対する調査 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療保護入院届等の県への進達 福祉のしおり発行 障害福祉課とともに3障害共通発行</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 15年度43回80件 嘱託医報酬単価：31,300円 随時相談 15年度電話5135件 来所1540件 法24条調査 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年4月1日現在4516人 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年4月1日現在1130人 福祉のしおり発行 15年度1000部</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 授産施設で行う健康相談 保健師が町内の授産施設へ出向き行う 福祉推進課事務職による精神保健福祉関係事務 精神保健福祉法第32条(患者票)関係 精神保健福祉法第45条(障害者手帳)関係 精神医療費(5%負担分)助成関係 その他相談及び訪問等</p> <p>【参考】 随時相談 15年度電話62件 文書1件 面接83件 授産施設で行う健康相談 15年度年間10回 延人数71人</p> <p>福祉推進課分 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年4月1日現在165人 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年4月1日現在47人 平成15年度受付分 法32条関係受付相談事務(公費負担)136件 法45条関係受付相談事務(障害者手帳)45件 その他(医療費助成、相談等)161件</p>	<p>【目的】 疾病の有無に関わらず、町民が心の健康を維持増進できる。心の問題を感じた早期に、相談のルートに乗れることで、疾病やその悪化を未然に防ぐ。精神疾患を有する者や精神障害者が安心して在宅生活が送れることを目的に精神保健福祉全般に係る相談を行なう。</p> <p>随時相談...保健師・福祉職員による カウンセラーによるこころの相談室 保健センターで月2回 年間24回開催 事業カンファレンス年3回 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療機関との入院同意事務</p> <p>【参考】 随時相談(保健師分) 15年度電話220件 文書0件 面接83件 法32条申請受付事務(公費負担) 平成15年度46件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成15年度46件 法33条事務 平成15年度2件</p> <p>【参考】 随時相談 15年度 電話156件 来所68件 ・事業費の内訳 需要費 消耗品費 16000円 カウンセラーによるこころの相談室 15年度 相談案件数29件 延べ件数78件 ・事業費の内訳(16年度) 賃金(カウンセラー)817000円 需要費 消耗品費 3000円 食料費 3000円 法32条申請受付(公費負担) 15年度申請件数148件 法45条受付事務(障害者手帳) 15年度交付件数41件 法33条医療保護入院届等 15年度町長同意件数1件 解除件数1件</p> <p>* 医師による定例相談は津久井保健福祉事務所内で実施 * 福祉のしおりは作成しておらず、それに代わるものとしてパンフレットを配布 15年度50部配布</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療機関との入院同意事務</p> <p>【参考】 随時相談(保健師分) 15年度電話220件 文書0件 面接83件 法32条申請受付事務(公費負担) 平成15年度46件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成15年度46件 法33条事務 平成15年度2件</p> <p>【参考】 随時相談 15年度 電話156件 来所68件 ・事業費の内訳 需要費 消耗品費 16000円 カウンセラーによるこころの相談室 15年度 相談案件数29件 延べ件数78件 ・事業費の内訳(16年度) 賃金(カウンセラー)817000円 需要費 消耗品費 3000円 食料費 3000円 法32条申請受付(公費負担) 15年度申請件数148件 法45条受付事務(障害者手帳) 15年度交付件数41件 法33条医療保護入院届等 15年度町長同意件数1件 解除件数1件</p> <p>* 医師による定例相談は津久井保健福祉事務所内で実施 * 福祉のしおりは作成しておらず、それに代わるものとしてパンフレットを配布 15年度50部配布</p>	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談、 個別相談 年6回 家族会座談会(のぼら) 年1回 ボランティアグループ(ほたる) 年1回</p> <p>【事業費】 障害福祉課10-41「障害者地域作業所運営事業」に計上 ホッと一息相談 カウンセラーによる定例相談 年6回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付</p> <p>【事業費】 210千円</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 平成15年度10回</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	精神保健相談事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<small>【特定財源】            保健衛生費県補助金            (育児等健康支援事業費) 13.3千円            老人保健事業健康相談対象経費組み入れ</small>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	精神保健集団指導活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	345千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の精神障害者に対し生活支援活動を通して、自立と社会参加・社会復帰の促進を図る。 また、精神障害者を持つ家族のための教室を行い、病気の知識や開わり方等についての理解を深め、適切な対応ができるよう指導する。</p> <p>【内容】 集団指導教室の開催 家族教室の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室の開催 15年度年間45回、のべ454人参加 （料理、書道、話し合い及びスポーツなど） 講師謝礼：50千円 教材等：172千円</p> <p>家族教室の開催 15年度年間6回、のべ182人参加 講師謝礼：80千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が気軽に参加できる場をつくり、閉じこもりを予防する。</p> <p>【内容】 集団指導教室（集い）の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室（集い）の開催 15年度年間11回 延人数67人 （料理、カラオケ、スポーツ、野外活動） 事業費の内訳 報償費 講師謝礼：10千円 需用費 消耗品費：11千円 食料費：3千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	精神保健訪問指導事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神保健障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	265千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 福祉職、保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導 ケース検討会の開催</p> <p>【参考】 福祉職、保健師による訪問指導 15年度1129件 精神科嘱託医による訪問指導 15年度1件 嘱託医報酬単価：31,300円 ケース検討会の開催 15年度4回</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度66件</p>	<p>【目的】 指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ・心の健康のバランスを崩していたりそのおそれがある場合の生活環境や疾病予防に関する指導・支援 ・窓口や相談に來所した精神疾患を有する者や精神障害者においては、病状・日常生活・家族関係・社会的交流等を把握し、地域で安心して自立に向けた生活をするための医療管理・日常生活・社会生活に関する指導・支援</p> <p>【訪問従事者】 保健師 福祉職員</p> <p>【その他】 関係者による処遇検討会の開催</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度92件 処遇検討会開催 15年度29回</p> <p>精神科医による訪問指導については、津久井保健福祉事務所にて実施。</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度75件</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度30件 精神科嘱託医による訪問指導 15年度20件</p> <p>【事業費内訳】 障害福祉課10 - 41「障害者地域作業所運営事業」に計上</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	精神保健普及事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	109千円	60千円	20千円	40千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。 また、当事者会や家族会及びボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに、精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催 地域作業所、関係機関連絡会議 当事者会、家族会支援 ボランティア育成支援 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 15年度対象者なし</p> <p>【参考】 普及講演会 15年度1回、60人参加 公開講座 15年度3回、300人参加 講師謝礼：76千円 地域作業所、関係機関連絡会議 地域作業所運営委員会、地域生活支援センター連絡会議への参加 当事者会、家族会支援 15年度3団体のべ34回 ボランティア育成支援 15年度5回 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 15年度対象者なし</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 講演会、家族会支援、市民団体支援</p> <p>【参考】 講演会 15年度2回 延67人参加 家族会支援 15年度1団体11回 市民団体支援 15年度1団体6回</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催（16年度関係機関との共催事業として新規で実施予定） 生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 家族会支援 実務担当者会議</p> <p>【参考】 生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 15年度 11回 家族会支援 15年度 1団体3回 実務担当者会議 普及講演会、公開講座開催 16年度新規 1回 ・事業費の内訳（16年度） 報償費 講師謝礼 20千円</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 座談会、家族会支援</p> <p>【参考】 座談会 15年度1回 延7人参加 家族会支援 15年度1団体9回</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め地域精神保健福祉の推進をはかる。また、家族会やボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 障害者計画部会開催、地域作業所支援、家族会支援、ボランティア支援、地域作業所開放（たんぼの家）、花まつり、生活ホーム運営支援、ジョブコーチ、社会適応訓練幹旋。</p> <p>【参考】 障害者計画部会開催 15年度 3回 地域作業所相談 15年度 12回＋随時 家族会 15年度 12回（うち、2回参加） ボランティア支援 （精神科医との座談会） 16年度 1回 作業所開放（常時） 花まつり 1回</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	精神障害者社会参加促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	304千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための交流会や地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するための連絡会を行う。</p> <p>【内容】 あじさい交流会 ソフトバレーボール大会開催 地域精神保健福祉連絡協議会</p> <p>【参考】 あじさい交流会 15年度1回、280名参加 委託料：125千円 地域精神保健福祉連絡協議会 15年度1回開催 委員謝礼：152千円</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回延参加人数152人（内本町の参加人数30人）</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会支援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回、188名参加  地域精神保健福祉連絡協議会については津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回延参加人数152人（内本町の参加人数31人）</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会（町は後援） ・障害者保健福祉計画部会（社会参加促進について検討）</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回延参加人数152人  地域精神保健福祉連絡協議会については、津久井保健福祉事務所で実施。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	老人性痴呆疾患対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）・ 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	957千円	232千円			0千円
歳入予算額（平成16年度）	500千円	173千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老人性痴呆疾患に関する専門医の相談体制を整備するとともに、在宅の痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>保健予防課</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南合同庁舎：月2回 事業は中央保健センターで実施 家族会（友知草の会）の組織育成 役員会等に出席</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 15年度24回52件 嘱託医報酬単価：31,300円</p> <p>【特財名称】 保健事業負担金・国及び県</p> <p>【内容等】 老人性痴呆疾患対策事業に対する補助金</p> <p>【金額】 国：250千円 県：250千円</p> <p>【補助率】 国：1/3 県：1/3</p> <p>中央保健センター</p> <p>【参考】 事業及び回数等 ・老人性痴呆相談   予定回数24回 延人数48人 ・老人性痴呆家族教室   予定回数10回 延人数250人 ・痴呆予防教室   予定回数12回 延人数240人</p>	<p>【目的】 高齢者等を介護している家族等に対し、介護の一時的開放の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上をはかることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に在住するよう介護高齢者等を介護している家族とする。</p> <p>【事業内容】 介護者相互の交流により介護者の元気回復を図るため、次の事業を実施する。 （1）宿泊、日帰り旅行等 （2）施設見学等 （3）その他必要と認めるもの</p>	<p>中央保健センター（N09）に記載（介護家族の「しゃべりば」にて対応） 津久井保健福祉事務所にて『老人性痴呆疾患相談』として実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 H13・H14介護予防事業として実施。</p> <p>痴呆予防事業（あいけあ） H14年実績</p> <p>目的 独居高齢者や閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を設け、グループ活動等の適度な刺激により痴呆を予防し、進行を遅らせることを目的に実施する。</p> <p>対象者 8人 実績 12回 74人</p>	<p>【目的】 老人性痴呆疾患に関する専門医の相談を行うとともに、在宅痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>【内容】 嘱託医による相談 年6回 介護者交流事業 年2回 （一泊旅行1回、演芸観賞1回） 介護家族健康相談 保健師による相談 年2回 ホッと一息相談（カウンセラー） 年6回 介護家族健康教室 年2回 痴呆予防事業 生涯現役宣言教室 15地区 のびのびクラブ （地域ふれあいサロン） 15地区</p> <p>【事業費】 317千円 地域作業所運営費事業（10・41）に計上 ～ 215千円 介護予防事業（6・53）に計上</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
25	老人性痴呆疾患対策事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費 178,000円               <ul style="list-style-type: none"> <li>老人性痴呆家族教室医師謝礼 @15,000円×2H×2人</li> <li>同健康運動指導士謝礼 @8,000円×1回×2人</li> <li>痴呆予防教室作業療法士謝礼(本庁、南) @8,500円×3H×4人</li> </ul> </li> <li>・需用費 27,000円</li> <li>  消耗品 27,000円</li> </ul> <p>【電算システム】</p> <p>名称 「保健所システム」</p> <p>内容 保健所業務に関する支援システム。</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	エイズ検査・相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	2,704千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,351千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 HIV感染の予防及びまん延の防止を図るため、無料・匿名による相談やHIV抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】 HIV抗体検査 ・実施回数 48回 （毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 322件 ・検査会場 市庁イカセカ- ・1週間後に結果説明 医師・保健師による個別相談 ・HIV抗体検査時に実施 ・相談件数 610件 電話・窓口相談（随時） ・件数 64件</p> <p>【参考】（16年度予算） 総事業費 2,704千円 ・賃金 48回分 2人が交代勤務 203千円 （非常勤看護師） ・需用費 213千円 ・役務費 検査手数料 776千円 （県衛生研究所に検査依頼） @ 1,320×500体 660千円 @11,570×10体 116千円 ・委託料 1,512千円 検体搬送委託料 （県予防医学協会へ委託） @31,500×48回</p> <p>特定財源 （名称）性感染症検査等事業補助金 （金額）1,351千円 （補助率）1/2 HIV等抗体検査を実施するために必要な人員 ・医師 1名 ・保健師 1名 ・事務 1名 ・非常勤看護師 1名</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	性感染症検査・相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	1,511千円				
歳入予算額（平成16年度）	472千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 性感染症の予防及びまん延の防止を図り、HIV感染症の予防につなげるため、無料・匿名による相談や性器クラミジア・梅毒の抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】（15年度実績） 性器クラミジア・梅毒抗体検査（HIV抗体検査と同時実施） ・実施回数 48回 （毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 クラミジア 280件                   梅毒 282件 ・検査会場 市イカセター ・抗体は職員が市衛生試験所に搬送 ・1週間後に結果説明（陽性の場合は医療機関の紹介） 医師・保健師による個別相談（抗体検査時に実施） ・相談件数 クラミジア 510件                   梅毒 513件 電話・窓口相談 ・随時</p> <p>【参考】（16年度予算） 総事業費 1,511千円 ・検査用試薬・医療材料費 特定財源 （名称）性感染症検査等実施補助金 （金額）472千円 （補助率）検査費の1/2                   クラミジア @1,800×500人                   梅毒 @ 110×400人の1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	難病患者等短期入所事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等短期入所事業実施要綱				
歳出予算額（平成16年度）	75千円				
歳入予算額（平成16年度）	37千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅難病患者等を介護している家族が疾病等により居宅で介護ができない場合に、当該難病患者等を一時的に施設に入所させることで、難病患者等及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成15年度 実績なし</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,498人 （平成16年3月31日現在） ・事業費 75千円（平成16年度） ・財源 名称 難病患者等居宅生活支援事業補助金 37千円 入所日数 5日間    x @14,910 補助率 1/2</p>	<p>該当なし 平成17年度新規事業として予算化検討中。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	難病患者等ホームヘルプサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,299千円				
歳入予算額（平成16年度）	649千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等援助を行なうことで、難病患者等の安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>【内容】（平成15年度 実績） ・ 身体の介護（食事、排泄、衣類着脱等の介助） ・ 家事援助（調理、洗濯、掃除等の援助） ・ 外出時の付き添い ・ 相談及び助言 ・ 実利用者 7人 家事援助 231回 363時間 身体介護 82回 169時間 ・ 財源 難病患者等居宅生活支援事業補助金 636千円 事業費1,333,740円 - 61,439円（自己負担額） 補助率 1/2</p> <p>【参考】 ・ ホームヘルパー 常勤 4人 非常勤 2人 ・ 財源（平成16年度） 難病患者等居宅生活支援事業補助金 649千円 事業費1,484,850円 - 185,250円（自己負担額） 補助率 1/2</p>	<p>該当なし 平成17年度新規事業として予算化検討中。</p>	<p>該当なし</p>	<p>身体障害者支援費事業居宅支援の中で実施。 平成15年度 実績なし。</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	精神障害者ホームヘルプサービス事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・津久井町精神障害者ホームヘルパー派遣事業運営要綱	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・藤野町精神障害者ホームヘルパー派遣事業要綱
歳出予算額（平成16年度）	1,082千円	717千円	693千円	434千円	947千円
歳入予算額（平成16年度）	857千円	11千円	247千円	309千円	706千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 直営、常勤4人・非常勤2人で実施 平成16年4月1日現在利用者19人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助835回1120時間40分 15年度身体介護104回104時間20分 ヘルパー：常勤4名、非常勤2名</p> <p>【特財名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：1205千円 県：602千円 補助基本額（2,41千円）＝ 家事援助（①1,530×1,076h）＋ 身体介護（④4,020×236h）－ 費用徴収額（185千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業収入</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 185千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 民間事業者へ委託方式で実施 平成16年4月1日現在利用者3人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 15年度身体介護24回24時間</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：358千円 県：179千円 補助基本額（717千円）＝ 家事援助（①1,530×250h）＋ 身体介護（④4,020×83h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス利用料</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 11千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、家事の援助、身体の介助等その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 町社会福祉協議会へ委託方式で実施 平成16年4月1日現在 利用者 5人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助 94回 110時間</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：61千円 県：31千円 補助基本額（122千円）＝ 家事援助（①1,530×110h）－ 費用徴収額（46千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルパー派遣事業負担金</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 46千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 社会福祉協議会へ委託。 非常勤4人で実施 平成16年4月1日現在利用者3人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助42回42時間 ヘルパー：非常勤4名</p> <p>【特財名称】 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：206千円 県：103千円 補助基本額（413千円）＝ 家事援助（①1,530×48h）＋ 身体介護（④4,020×48h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p>	<p>【目的】 精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する。</p> <p>【内容】 ホームヘルパーの派遣 民間事業者へ委託方式で実施 平成16年4月1日現在利用者0人</p> <p>【参考】 ホームヘルパーの派遣 15年度 実績なし</p> <p>【特財名称】 精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【予算額】 国：473千円 県：236千円 補助基本額（947千円）＝ 家事援助（①1,530×468h）＋ 移動時間（②2,220×104h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】 精神障害者ホームヘルプサービス利用料</p> <p>【内容等】 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】 対象者が直接事業者へ支払う。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	精神障害者短期入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	52千円	121千円			
歳入予算額（平成16年度）	38千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 15年度 2人・のべ11日利用</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 38千円 【補助率】 3 / 4</p>	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 15年度 利用実績無し</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 90千円 【補助率】 3/4</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	医事・薬事等指導事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締・ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法				
歳出予算額（平成16年度）	282千円			5千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>薬事指導事業</p> <p>【目的】 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業の登録等の許可及び監視指導を行うことにより、医薬品等の品質及び安全性の確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬事法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導等</li> <li>○ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録、監視指導等</li> <li>○ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許申請等の経由事務</li> <li>○ 薬事講習会の開催 新規薬局開設者等を対象に、専門的知識の普及向上を図ることを目的に実施</li> </ul> <p>薬物乱用防止対策事業</p> <p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため地域における薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止連絡会の開催 目的...関係団体との連絡調整を行うことにより地域に密着した薬物乱用防止事業に資する</li> <li>○ 薬物相談薬局研修会の開催 目的...薬物相談薬局の薬剤師を対象に、薬物に対する知識の習得を図る</li> <li>○ 街頭キャンペーンを中心とする啓発活動 目的...啓発資料の配布、パネル展示、広報車による広報等を行い、市民に対し薬物乱用防止の普及啓発を図る</li> </ul>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	<p>薬物乱用防止対策事業</p> <p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、町内中学2年生を対象に薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 町内中学2年生を対象とした薬物乱用防止講演会の開催</p> <p>【実績】 平成15年度 2校 132人</p> <p>【予算】 平成16年度予算 5千円</p>	<p>薬物乱用防止対策</p> <p>【目的】 薬物乱用防止の小学校の授業について、講師の派遣など技術支援を行い、薬物依存防止を図る。</p> <p>【内容】 学校出前講座 ・薬物 ・タバコ ・アルコール 町内7校の小学校の要請に応じて対応。</p> <p>【事業費】 思春期保健事業（1-37）の項に計上。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	食品衛生事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法 神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	6,275千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係営業施設の許可（政令34業種、県条例に基づく営業）新規約1,000件、更新約1,000件 更新分は食品衛生協会に委託（3,260千円）</li> <li>・報告営業審査、受理（食品販売業、給食施設等）</li> <li>・食品関係営業施設監視指導（許可・報告営業施設、縁日・祭礼等）</li> <li>・食鳥検査法に基づく監視指導</li> <li>・食品関係営業者（食品衛生責任者）講習会の実施 約80回（食品衛生協会に35回分を委託1,017千円）</li> <li>・食品等の衛生確保 食品等の収去及び検査約400件、違反食品処理、輸入食品衛生対策、苦情処理約150件、試買検査約40件等</li> <li>・食中毒対策 食中毒等食品に起因する事件・事故発生時の対応、食中毒予防月間事業の実施による市民・営業者への啓発活動</li> <li>・食品衛生推進委員、指導員活動補助金（補助金額：118千円） 食品衛生協会が自主的に活動している本事業に対して補助することにより、営業者の一層の自主管理の促進を図るもの。</li> <li>・食品衛生協会事務室借料補助金（補助金額：1,232千円） 食品衛生・公衆衛生の発展に寄与するとともに、協会の円滑な運営を促進するもの。</li> </ul>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし  ・食中毒対策 0-157発生時に対応。0-157が発生した場合の対応について、要綱を作成。（平成15年度～）

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	環境衛生関係営業施設等指導事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	まちづくり課
根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法				
歳出予算額（平成16年度）	86千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係営業施設等について、各法令の規定に基づき許可又は確認を行うとともに、監視指導等を実施することにより衛生措置基準の遵守を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理容所、美容所、クリーニング所の検査、確認及び監視指導</li> <li>○ 旅館、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導</li> <li>○ 衛生講習会の実施</li> </ul> <p>理容業、美容業を対象に衛生措置基準の遵守等を図ることを目的に実施。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	生活環境対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	健康福祉課	まちづくり課
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、 温泉法、水道法等				
歳出予算額（平成16年度）	201千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	生活環境対策 【目的】 特定建築物、水道、家庭用品などについて各法令の規定に基づく各種届出を受理するとともに、監視指導等を実施することにより衛生的な生活環境を確保する 【内容】 ○ 各種届出等の受理 ○ 対象施設の監視指導 ○ 家庭用品の安全確保対策 試買検査の実施により、衣料品等家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する ○ シックハウス相談 室内測定用検知管式測定器によるホルムアルデヒド等検知  災害時の給水対策	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	狂犬病予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法
歳出予算額（平成16年度）	28,817千円	432千円	781千円	302千円	279千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</li> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の抑留、処分業務</li> <li>○ 犬の捕獲及び搬送業務</li> </ul> <p>【平成15年度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 27,255頭 登録申請頭数 3,084頭 注射実施頭数 23,820頭</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射委託（相模原市獣医師会） 14日 40会場を実施</li> <li>○ 犬の登録、注射促進協力事業委託</li> <li>○ 犬の抑留等業務委託（神奈川県）</li> <li>○ 犬の捕獲等業務委託（日本通運（株）厚木支店）</li> <li>○ 個別通知発送委託…狂犬病予防注射通知書印刷</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（報償費） 謝礼 281千円（犬評価人手当）</li> <li>（需用費） 消耗品費 422千円（二重リング等） 印刷製本費 1,348千円（犬鑑札等）</li> <li>（役務費） 郵便料 1,650千円（集合注射お知らせ） （委託料） 事務作業委託料 内訳 2,239千円（集合注射） 2,131千円（促進協力事業） 6,145千円（抑留等委託） 14,133千円（捕獲等委託） 463千円（通知作成委託）</li> </ul>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</li> </ul> <p>【平成15年度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 1,735頭 登録申請頭数 162頭 注射実施頭数 1,477頭</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 12会場を実施</li> <li>○ 犬の登録、注射促進協力事業委託</li> <li>○ 犬の登録管理システム保守管理委託</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（賃金） 臨時雇賃金 45千円（集合注射臨時雇）</li> <li>（旅費） 普通旅費 5千円</li> <li>（需用費） 消耗品費 144千円（二重リング等） 印刷製本費 42千円（愛犬手帳等）</li> <li>（役務費） 通信運搬費 115千円（集合注射お知らせ及び注射勧告通知）</li> <li>（委託料） 内訳 142千円（促進協力事業） 227千円（システム賃借料）</li> </ul>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</li> </ul> <p>【平成15年度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 2,591頭 登録申請頭数 242頭 注射実施頭数 2,026頭</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 5日 27会場を実施</li> <li>○ 犬の登録、注射促進協力事業委託</li> <li>○ 犬の登録管理システム保守管理委託</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（賃金） 臨時雇賃金 62千円（集合注射臨時雇）</li> <li>（旅費） 普通旅費 5千円</li> <li>（需用費） 消耗品費 98千円（二重リング等） 燃料費 6千円 印刷製本費 102千円（愛犬手帳等）</li> <li>（役務費） 通信運搬費 175千円（集合注射お知らせ）</li> <li>（委託料） 内訳 270千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</li> </ul>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</li> </ul> <p>【平成15年度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 783頭 登録申請頭数 65頭 注射実施頭数 660頭</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 21会場を実施</li> <li>○ 犬の登録、注射促進協力事業委託</li> <li>○ 犬の登録管理システム保守管理委託</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（賃金） 臨時雇賃金 19千円（集合注射臨時雇）</li> <li>（需用費） 消耗品費 59千円（二重リング等） 印刷製本費 18千円（愛犬手帳等）</li> <li>（役務費） 郵送料 135千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 68千円（促進協力事業） 67千円（システム保守管理）</li> </ul>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の動契と注射済票の交付</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射の実施</li> </ul> <p>【平成15年度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 856頭 登録申請頭数 80頭 注射実施頭数 697頭</li> <li>○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会）4日 31会場を実施</li> <li>○ 犬の登録、注射促進協力事業委託</li> <li>○ 犬の登録管理システム保守管理委託</li> </ul> <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（賃金） 臨時雇賃金19千円（集合注射臨時雇）</li> <li>（需用費） 消耗品費 53千円（二重リング等） 印刷製本費 16千円（愛犬手帳等）</li> <li>（役務費） 郵送料 94千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 43千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	動物愛護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	11,300千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 犬・猫不妊去勢手術助成事業</p> <p>【目的】 野犬・野猫の増加を防止するため、市民が飼い犬、飼い猫に行う不妊・去勢手術に対して助成を行う。</p> <p>【内容】 &lt;補助金額&gt; 犬 オス 3,000円/頭 メス 4,000円/頭 猫 オス 2,800円/匹 メス 4,000円/匹</p> <p>【16年度見込み頭数】 犬 オス 200頭 メス 305頭 猫 オス 600頭 メス 1,000頭</p> <p>2. 負傷犬・猫処置事業</p> <p>【目的】 動産法に基づき、公共の場所で疾病にかかり又は負傷した犬・猫の収容等の処置を行う。</p> <p>【内容】 負傷等した犬、猫の収容等の処置業務を相模原市獣医師会へ委託。 【16年度見込み件数】 130件</p> <p>動物愛護普及事業</p> <p>【目的】 動物の適正な飼養に関する事業等を実施することにより、市民の動物愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○ 犬のふん持ち帰り啓発看板の配布 ○ 動物愛護事業の実施 「子犬のしつけ教室」を相模原市獣医師会へ委託 ○ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引き取った犬、猫等の抑留及び処分を神奈川県へ委託</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	衛生害虫等駆除事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	1,948千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の媒介原因となる衛生害虫等の苦情相談及び駆除を行うことにより、市民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>【内容】 スズメバチの巣の駆除 スズメバチ以外のハチの駆除方法指導 ねずみ駆除用薬剤の希望者への配布 感染症の媒介原因となる衛生害虫発生時の駆除指導等</p> <p>【概要】 はち駆除等実施状況 駆除件数 196(190)件 ( )内については業者による駆除 指導件数 629件 ねずみ・昆虫等 苦情・相談処理件数 88件</p> <p>【事業費内訳】 (需用費) 消耗品費 163千円(殺鼠剤等) (委託料) 事務作業等委託料 1,785千円(スズメバチ駆除)</p>	<p>該当なし</p> <p>事業立てはしていないが、衛生害虫等の苦情相談及びスズメバチ等の駆除用の防護服の貸し出しを行い町民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努めている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除 本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除 本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	<p>該当なし</p> <p>スズメバチ等のハチの駆除 本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	調理師等免許事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	食品衛生法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	調理師、製菓衛生師、ふく包丁師の各免許の經由事務 これらの免許は県の許可であるが、市保健所が經由事務を行う。約300件	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																								
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																								
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																								
7	衛生検査事業	A協議会    B幹事会    C専門部会																								
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																					
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																					
根拠法令等	地域保健法 食品衛生法																									
歳出予算額（平成16年度）	18,423千円																									
歳入予算額（平成16年度）																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生上の試験・検査を行うことを目的とする。</p> <p>【平成15年度事業概要】</p> <p>1 市民からの依頼検査 衛生検査手数料の項参照</p> <p>2 市が行う検査</p> <p>(1) 食品に関する検査（収去検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細菌検査                    527検体</li> <li>・ 理化学検査                178検体</li> </ul> <p>(2) 環境衛生に関する検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆浴場の水質検査       22検体</li> <li>・ 家庭用品の検査            75検体</li> </ul> <p>(3) 感染症に関する検査       69検体</p> <p>(4) 食中毒に関する検査       291検体</p> <p>3 神経芽細胞腫マスキリーニング検査</p> <p>4,166検体</p> <p>【平成16年度事業費内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td style="width: 10%;">事業費（千円）</td> <td style="width: 80%;">説 明</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>386</td> <td>社会保険料（非常勤職員等1名）</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>2,930</td> <td>非常勤職員等2名</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>8,460</td> <td>検査用試薬、ガラス器具等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">消耗品</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>335</td> <td>外部検査委託手数料等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>6,700</td> <td>検査用備品購入</td> </tr> </table> <p>【平成16年度検査従事職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理化学検査    5名</li> <li>細菌学検査    4名</li> </ul>	名 称	事業費（千円）	説 明	共済費	386	社会保険料（非常勤職員等1名）	賃金	2,930	非常勤職員等2名	需用費	8,460	検査用試薬、ガラス器具等	消耗品			役務費	335	外部検査委託手数料等	備品購入費	6,700	検査用備品購入	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
名 称	事業費（千円）	説 明																								
共済費	386	社会保険料（非常勤職員等1名）																								
賃金	2,930	非常勤職員等2名																								
需用費	8,460	検査用試薬、ガラス器具等																								
消耗品																										
役務費	335	外部検査委託手数料等																								
備品購入費	6,700	検査用備品購入																								

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																							
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会																																							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																							
8	衛生試験所維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																				
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																				
根拠法令等	地域保健法 昭和22年9月5日 法律第101号																																								
歳出予算額（平成16年度）	14,213千円																																								
歳入予算額（平成16年度）	0千円																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生検査施設の維持管理を行う。</p> <p>【衛生検査施設の状況】</p> <p>1 場所 相模原市富士見6-5-8 神奈川県相模原合同庁舎内</p> <p>2 占有面積 406.77㎡ 衛生検査施設は、平成16年度まで神奈川県から無償供与を受けている。</p> <p>（主要諸室）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">諸室名称</td> <td style="width: 10%;">面積</td> <td style="width: 70%;">説明（対象）</td> </tr> <tr> <td>細菌検査室</td> <td>40.66㎡</td> <td>便の細菌検査など（便）</td> </tr> <tr> <td>臨床検査室</td> <td>25.89㎡</td> <td>性感染症の検査（血液検査）</td> </tr> <tr> <td>食品細菌検査室</td> <td>39.925㎡</td> <td>食品中の細菌検査（食品）</td> </tr> <tr> <td>理化学検査室</td> <td>95.72㎡</td> <td>化学物質の測定（水、食品）</td> </tr> <tr> <td>機器分析室</td> <td>43.705㎡</td> <td>測定機器類を設置</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>160.87㎡</td> <td>事務室、休憩室など</td> </tr> </table> <p>【平成16年度事業費の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">事業費（千円）</td> <td style="width: 80%;">説明</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>1,000</td> <td>検査機器等修繕費</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,322</td> <td>作業環境等測定委託</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>5,891</td> <td>検査機器のリース費</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>6,000</td> <td>庁舎維持管理費負担金</td> </tr> </table>	諸室名称	面積	説明（対象）	細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）	臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液検査）	食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）	理化学検査室	95.72㎡	化学物質の測定（水、食品）	機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置	その他	160.87㎡	事務室、休憩室など	名称	事業費（千円）	説明	需用費	1,000	検査機器等修繕費	委託料	1,322	作業環境等測定委託	賃借料	5,891	検査機器のリース費	負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし
諸室名称	面積	説明（対象）																																							
細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）																																							
臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液検査）																																							
食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）																																							
理化学検査室	95.72㎡	化学物質の測定（水、食品）																																							
機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置																																							
その他	160.87㎡	事務室、休憩室など																																							
名称	事業費（千円）	説明																																							
需用費	1,000	検査機器等修繕費																																							
委託料	1,322	作業環境等測定委託																																							
賃借料	5,891	検査機器のリース費																																							
負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金																																							

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	保健と福祉のライブラリー事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例・ 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則・				
歳出予算額（平成16年度）	9,807千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保健・医学・福祉関係の図書を収蔵し、市民に総合的な情報を提供するとともに、視覚障害者が必要とする点字・録音図書等を備えた専門的なライブラリーを設置し、市民の保健福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 市立図書館等と連携しながら、図書の貸し出し等の業務を行っている。なお、管理運営業務は相模原市社会福祉協議会に委託している。</p> <p>【参考】 開室日等 月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時</p> <p>収蔵数 一般図書等 25,246冊 ビデオ等 1,333本 点字図書 290冊 録音図書 5,213冊 (平成16年1月末現在)</p> <p>【関係団体・慣行】 名称 「相模原市社会福祉協議会」</p> <p>【電算システム】 名称 「図書館システム」 内容 市立図書館、公民館等の図書室とオンラインで接続しているシステム。</p>	該当なし	<p>該当なし 事業システムとして、図書・ビデオ等貸出し機能は持っていないが保健師の資質向上や事業として在庫の図書・ビデオ等が多少あり、個別で借用希望があった場合、町事業に支障ない範囲で無料にて貸出しすることはある。</p>	該当なし	<p>該当なし 特に事業化はしていないが、教材として管理しているビデオテープの貸し出しを実施している。(貸し出し簿あり)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	1,360千円	646千円	746（対象経費1-10にもあり）	141千円	531千円
歳入予算額（平成16年度）	796千円	0千円	776千円	141千円	354千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】 個別健康教育 ・高血圧、高脂血症、糖尿病、禁煙 予定回数 160回 延人数 410人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育 予定回数 26回 延人数 580人 ・病態別健康教育 予定回数 24回 延人数 880人 ・一般健康教育 予定回数 165回 延人数 3,400人 ・介護家族健康教育 予定回数 4回 延人数 100人 事業費の内訳 ・賃金 122,000円 ・栄養指導補助賃金 25人 122,000円 ・報償費 495,000円   医師謝礼 @15,000円×2H×13人 @15,000円×1H×4人   健康運動指導士謝礼@6,000円×1H×2人   臨床心理士謝礼@5,000円×2H×2人   看護師謝礼@1,300円×1H×10人 ・需用費 573,000円   消耗品費 415,000円   物品修繕費 90,000円   医薬材料費 68,000円 ・委託料 170,000円   生活習慣改善健康教室健康運動指導士委託 45,600円   個別健康教育検査委託 124,320円 【特定財源】   国庫支出金 保健事業負担金   県支出金 保健事業負担金 【日報管理システム】 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。保健所が運用・管理し、保守も行って</p>	<p>【目的】「自らの健康を自らつくる」を基本理念に、生活習慣病を予防するための普及啓発及び壮年期からの健康づくりを推進する。</p> <p>【参考】 個別健康教育 高脂血症教室 1回（9日間）延人数45人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育 予定回数 5回 延人数 100人 ・病態別健康教育 予定回数 14回 延人数 680人 ・一般健康教育 予定回数 75回 延人数 2200人 ・介護家族健康教育 予定回数 1回 延人数 50人 事業費の内訳 ・賃金 270,000円   栄養士賃金 17人 124,000円   歯科衛生士賃金 20人 146,000円 ・報償費 336,000円   講師謝礼 @30,000円×5人 @10,000円×5回×2人 @5,000円×2人 @23,000円×2人   医師謝礼 @30,000円×1人 ・需用費 40,000円   消耗品費 40,000円 【特定財源】   国庫支出金 保健事業負担金   県支出金 保健事業負担金 【日報管理システム】 なし</p>	<p>【目的】心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発する。</p> <p>【内容・15年度実績数】 個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病）=（あるけあるけ教室）...自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら、仲間とともに各自が歩くことを通し、継続的に健康を保持増進することを目的に年1コースを実施。1コース10回 参加者実数8人 延べ数68人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育...歯科衛生士による口腔内チェックに加え、歯の健康の大切さを伝え、セルフケア能力を高めることを目的に実施 1回 16名 ・病態別健康教育（糖尿病教室）...糖尿病の合併症を起さないよう、食事療法・運動療法を実践する人を増やす。1コース4回+企画委員会8回 参加者実数14人 延べ数37人 ・一般健康教育... 地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 8回 参加延べ数211人 老人会等からの依頼を受けて健康教育 6回 参加延べ数169人 ・健康ウォークリーダー研修...健康ウォークを地域で実践できる人材を育成することで、生活習慣病の一次予防を図り、健康的な地域の形成に繋げることを目的に年1コース実施。1コース3回 参加者実数40人 延べ数82人 ・介護家族健康教育...家族交流と健康づくりを目的に実施 2回 参加者実数3人 延べ数4人</p> <p>【参考】 平成16年度 個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病）=（あるけあるけ教室） 予定回数 1回（11日コース） 延人数 220人 集団健康教育 ・歯周疾患健康教育 予定回数1回 延人数 11人 ・病態別健康教育（糖尿病教室） 予定回数1コース5回+企画委員会5回 延人数100人 ・介護家族健康教育 予定回数未定</p>	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】 個別健康教育 平成16年度実施 ・高血圧セミナー 1コース（7回） 集団健康教育 ・病態別健康教育 予定回数 4回 延人数 420人 ・骨粗しょう症健康教育 予定回数 9回 延人数 220人 ・一般健康教育 予定回数 29回 延人数 810人 ・介護家族健康教育 該当無し 事業費の内訳   国保会計で実施 ・報償費 80千円   講師謝礼 @20,000円×2人 @10,000円×4回 ・需用費 61千円・・・パンフレット等</p>	<p>【目的】痴呆・介護予防・早せ予防のため、健康情報の提供を行うとともに、健康的な生活習慣を定着できる環境を整備する。（グループづくり等）</p> <p>【参考】 個別健康教育 ・喫煙（平成16年度から実施：実4人） 集団健康教育 ・働き盛りの健康教室 ミドルエイジのヘルスセミナー1回 マレットゴルフの健康教室 1回 ・生活習慣病予防教室 健康セミナー 2回（1コース） 足腰おたっしや教室 7回（1コース） ・がん集団検診時健康教室 2回 ・骨づくり健康教室 1回 ・健康出前講座 随時 ウォーキング大会1回、ウォーキングボランティア教室1回、地域巡回食生活改善事業、地域ふれあいサロン健康教室は他の項に記載。 【事業費の内訳】 働き盛りの健康教室   報償費 講師料： 82千円   需用費 消耗品： 24千円 生活習慣病予防教室   報償費 講師料： 126千円   ： 18千円   需用費 消耗品： 10千円   役務費 郵便料： 5千円   腰痛対策指導委託料 100千円 がん集団検診時健康教室   報償費 23千円   需用費 教材費 30千円 健康出前講座   報償費 講師料 43千円   需用費 教材費 25千円   役務費 切手代 10千円 個別健康教育   臨時職員賃金 15千円   需用費 教材費 20千円 ウォーキング大会 地域保健課1-23「健康増進事業」に予算計上</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>・一般健康教育... 地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 予定回数 8回 延人数 200人 老人会等からの依頼を受けて健康教育 予定回数 5回 延人数 90人 ・健康ウォークリーダー研修 予定回数 3回 延人数 90人</p> <p>事業費の内訳 ・賃金 126千円 看護師賃金 46,800円 保健師賃金 78,600円 ・報償費 280千円 医師謝礼 30,000円×1人 30,000円 健康運動指導士謝礼 22,000円×8回 154,000円 臨床心理士謝礼31,000円×1回 31,000円 住民謝礼(5人) 10,000円 地区健康づくり講座講師謝礼 5,000円×10人 50,000円 歯科衛生士謝礼 5,000円×1人 5,000円 ・需用費 91千円 消耗品費 31,903円 指導材料費 11,025円 賄材料費 8,000円 食料費 147円 燃料費 27,562円 印刷製本費 12,012円 ・役務費 8千円 通信運搬費 7,200円 ・委託料 241千円 体力測定・結果説明 財団委託141,750円 血液検査委託料 98,700円</p> <p>【特定財源】 保健事業国庫負担金 388千円 保健事業県負担金 388千円</p>		<p>骨づくり健康教室 1-28地域保健課「骨粗しょう症予防事業」に計上</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【日報管理システム】 なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	健康相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	1,729千円	77千円	717千円	0千円	22千円
歳入予算額（平成16年度）	788千円	77千円	400千円	0千円	15千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 健康管理に資するため、希望者への指導助言を行うとともに、基本健康診査の結果等によって保健指導等が必要な者に対して、必要な相談や指導を実施する。</p> <p>【内容】 予定回数 1,224回、予定延人数 4,700人</p> <p>【参考】 重点健康相談 66回 延人数 470人 ・歯周疾患健康相談 30回 延人数 260人 ・生活習慣改善健康相談 予定回数36回、延人数210人 介護家族健康相談 予定回数60回、延人数120人 総合健康相談 予定回数1,098回、延人数4,110人 ・健康相談&lt;庁内、きてみて、電話&gt; 1,026回 延人数 2,180人 ・まつり等健康相談 10回 延人数 560人 ・その他健康相談 10回 延人数 180人 ・栄養相談 52回 延人数 190人 事業費の内訳 ・賃金 393,000円 ・栄養指導補助費 69人 334,305円 ・歯科指導補助費 12人 58,140円 ・需用費 600,000円 ・消耗品費 470,000円 ・印刷製本費 40,000円 ・物品修繕料 90,000円 ・委託料 372,000円 生活習慣改善健康相談健康運動指導士委託 ・備品購入費 364,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【参考】 重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 総合健康相談 予定回数30回、延人数350人 事業費の内訳 ・需用費 77千円 ・消耗品費 72千円 ・物品修繕料 5千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 自分らしい健康観の獲得に向け、個々の生活習慣・生活様式に合わせた具体的な健康相談に応じ、自らの健康管理が行えるよう支援する。</p> <p>【内容】 予定回数 41回 予定延人数 329人</p> <p>【参考】 総称 はつらつ健康相談 予定回数 18回 予定延人数 100人 （重点健康相談・生活習慣改善健康相談・介護家族健康相談を含む） 歯周疾患健康相談 1回 10人 心の相談室 予定回数 12回 予定延人数 60人 介護者家族のしゃべり場 予定回数 5回 予定延人数 25人 その他健康相談 6回 延人数 100人 栄養相談 19回 延人数 70人</p> <p>【事業費の内訳】 717,000円 ・賃金 515,000円 ・看護師賃金 17日 86,000円 ・保健師賃金 6日 39,000円 ・カウンセラー賃金 12日 390,000円 ・謝礼 93,000円 ・カウンセラー 3日 93,000円 ・旅費 6,000円 ・需用費 103,000円 ・消耗品費 91,000円 ・燃料費 12,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 200千円 県支出金 保健事業負担金 200千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病等健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 23回、予定延人数 360人</p> <p>【参考】 地域巡回健康相談 15回 出張健康相談 随時 介護家族健康相談 2回 （高齢者福祉課6-53「介護予防事業」に計上） 心の相談 12回 ・精神科医 6回 ・カウンセラー 6回 （事業費は精神の項に計上）</p> <p>【参考】 相談員賃金 17千円 需用費 教材費 5千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	機能訓練事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱		老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	4,972千円	2,726千円	2,072千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	2,298千円	0千円	1,133千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心身の機能が低下している者であって、医療終了後も継続して機能訓練の必要な者等に対して、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助け、要介護状態を予防するため、必要な訓練を実施する。</p> <p>【参考】 種類と回数等 ・機能訓練相談 予定回数 58回 延人数 162人 ・機能訓練判定 予定回数 24回 延人数 240人 ・個別訓練 予定回数 50回 延人数 450人 ・集団訓練 予定回数 48回 延人数 960人 ・自主訓練 予定回数 98回 延人数 980人 ・交流会 予定回数 1回 延人数 40人 ・ミニリハ 予定回数183回 延人数 1,600人 従事者 (非常勤) 医師24人 看護師74人 作業療法士102人 言語聴覚士24人 (常勤) 理学療法士3人、保健師16人 事業費の内訳 ・資金 331,000円 機能訓練判定補助資金(看護師) 101,040円 個別機能訓練補助資金(看護師) 229,550円 ・報償費 4,214,000円 作業療法士謝礼 90人×3H×@8,500円 集団作業療法士謝礼(本庁、南) 12人×3H×@8,500円 判定医師謝礼 24人×1回×@41,700円 言語聴覚士謝礼 24人×3H×@8,500円 ・需用費 422,000円 消耗品費 298,000円、印刷製本費 24,000円、物品修繕料 100,000円 ・役務費 5,000円</p>	<p>【目的】 疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。</p> <p>【参考】 種類と回数等 ・機能訓練 予定回数 42回 延人数 924人 ・機能訓練判定会議 予定回数 2回 ・在宅機能訓練 予定回数 12回 延人数 30人 従事者 (非常勤) 医師14人 保健師42人 看護師84人 理学療法士54人 送迎運転手84人 (常勤) 保健師126人 事業費の内訳 ・資金 1122,000円 機能訓練補助資金(保健師) 269,640円 機能訓練補助資金(看護師) 473,400円 機能訓練送迎運転手 378,540円 ・報償費 367,000円 機能訓練医師謝礼 1人×12回×@28,500円 機能訓練判定会議医師謝礼 1人×2回×@12,100円 ・需用費 48,000円 消耗品費 20,000円 食糧費 28,000円 ・役務費 81,000円 ・委託料 1,378,000円 理学療法士派遣業務委託料 機能訓練 42回×@24,600円 在宅機能訓練 12回×@246,000円 機能訓練判定会議 2回×@12,300円 【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金 【電算システム】 なし</p>	<p>【目的】 脳卒中等で障害を抱えてから間もない人を対象に、同じ立場にある仲間と交流する事でその後の生き方・生活方法を考えていける障害受容の場。 【内容及び回数】 医師診察 2回/延べ人数 2 4人 健康相談 3 5回/延べ人数 3 9 2人 生活リハビリ ・理学療法士による体操 1 2回/延べ人数 1 4 4人 ・生活リハビリ研究所研究員による体操と遊びリセッション 1 2回/延べ人数 1 4 4人 作業訓練 ・陶芸 2回/延べ人数 2 4人 屋外活動・旅行 2回/延べ人数 2 4人 調理活動 3回/延べ人数 3 6人 自由活動 2回/延べ人数 2 4人 開所/開所式 2回/延べ人数 2 4人 家族交流会 3回/延べ人数 4名 参加代表者会議 2回/延べ人数 8名 【従事者】 (非常勤) 理学療法士 1名・生活リハビリ研究所研究員 1 2名・保健師 1名・看護師 1名・陶芸家 1名・非常勤歯科衛生士 1名・医師 1名 (常勤) 保健師 2 ~ 3名 判定会議(年 2回開催)は上記にケアマネ・保健福祉事務所保健師が参加 【事業費の内訳】 資金 857,000円 ・看護師 265,000円 ・歯科衛生士 6,000円 ・保健師 338,000円 ・理学療法士 248,000円 報償費 ・謝礼 生活リハビリ研究員 220,000円 判定会議委員謝礼 40,000円 需用費 ・消耗品費 20,000円 ・備品修繕費 15,000円 ・指導材料費 24,000円 役務費 ・損害賠償保険料 42,000円 委託料 ・健康診断委託料 63,000円</p>	<p>A型機能訓練はH12年度了しOB会となる。 B型機能訓練はH15年度介護保険の通所リハビリ・通所介護が充実したため終了となる。 H15年度実績 【目的】生活リハビリ 介護保険対象者で要支援から要介護 2 までの方に対して、利用者のニーズや身体状況に応じた機能訓練を行い、心身の機能回復及び日常生活の自立を図る。 種類と回数等 (15年度実績) ・B型機能訓練 回数 51回 実人数 13人 延人数 380人 担当者のべ人数 110人 ボランティア 121人 ・機能訓練自主グループ(こぶしの会) 回数 44回 実人数 10人 延人数 352人 ボランティア 229人 ・機能訓練相談 回数 9回 延人数 58人 H16年度 機能訓練相談 3回 20人 事業費の内訳 予算無し保健師対応</p>	<p>A型機能訓練は平成12年に介護保険サービスで対応可能になり終了。 B型機能訓練は高齢者福祉の介護予防事業として下記の事業を実施。 【内容】 高齢者を対象にPTによる転倒予防教室を実施。(予算は高齢者福祉に計上) 3会場 16回 【事業費】 介護予防事業で計上 A型の類似事業として老人保健の健康教室の形で以下の事業を実施。 【内容】 足腰の関節痛がある方を対象に温水プールでの水中運動教室を実施。指導はPTと水泳インストラクター。 平成16年度から 年7回 (1コース) 【事業費】 健康教育で計上</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
10	機能訓練事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】            国庫支出金 保健事業負担金            県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】            名称 「保健所システム」(機能訓練)            内容 機能訓練に係る保健所業務を支援するシステム。</p>		<p>【特定財源】            国庫支出金 保健事業費国庫負担金 280千円            県支出金 保健事業費県負担金 280千円</p> <p>りはびりす《高齢者生活支援事業 自主活動》            【内容】機能訓練会を卒業したのち、自主活動を支援            平成15年度実施回数 57回 参加者人員 9名            延人数414名            【予算】            (歳入)機能訓練B型764,421円×3/4 = 573,315円            (歳出)保健師賃金 12,500円×61日 = 762,500円            消耗品 1,921円            損害賠償保険料 2,610円×10人 = 26,100円            利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業として運営している。</p> <p>HANA《生きがい活動支援事業 自主活動》            【内容】機能訓練会卒業後、『お菓子作り』の自主活動を希望するものが、参加。            平成15年度実施回数 13回            参加者実数 7名 延人数 61名            【予算】            平成15年度は国保連合会「よろず相談」より助成(平成16年度申請中)            利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業として運営している</p> <p>自立する障害者の会支援《自主活動》            保健師の人的支援実施</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	訪問指導事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法 介護保険、地域支え合い事業実施要綱
歳出予算額（平成16年度）	5,118千円	123千円	2,554千円	207千円	137千円
歳入予算額（平成16年度）	3,386千円	186千円	172千円	0千円	91千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 訪問予定人数 保健師 実人数1,400人 延人数3,000人 栄養士 実人数 300人 延人数 400人 理学療法士 実人数 100人 延人数 240人 歯科衛生士 実人数 40人 延人数 40人 作業療法士 実人数 10人 延人数 24人 事業費の内訳 ・ 賃金 5,034,000円   訪問指導業務補助資金（保健師） 3,636,340円   訪問指導業務補助資金（歯科衛生士） 186,320円   訪問指導業務補助資金（栄養士） 1,211,140円 ・ 需用費 84,000円   消耗品費 47,000円   物品修繕料 16,000円   医薬材料費 21,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 名称 「保健福祉業務システム」 内容 保健福祉業務に関するシステム。</p> <p>名称 「成人健康管理システム」 内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>名称 「健康度評価管理システム」 内容 健康度評価に関するシステム。</p>	<p>【目的】 生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】 16年訪問予定人数 保健師 実人数 450人 延人数650人 看護師 実人数 2人 延人数24人 栄養士 実人数 1人 延人数 6人 理学療法士 実人数 20人 延人数 35人 事業費の内訳 ・ 賃金 171千円   訪問指導業務補助資金（看護師） 137千円   訪問指導業務補助資金（栄養士） 34千円 ・ 需用費   消耗品費 4千円   医薬材料費 7千円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、健康の保持増進を図る。 介護保険認定調査訪問を含む。</p> <p>【内容】平成15年度実績 被指導対象数 1,038名 延べ訪問回数 1,293回</p> <p>【参考】 平成16年度訪問予定 延人数 1,205人 常勤保健師 延人数 795人 常勤栄養士 延人数 40人 非常勤理学療法士 延人数 10人 非常勤歯科衛生士 延人数 10人 非常勤看護師 延人数 350人 事業費の内訳 ・ 賃金 2,470,000円   歯科衛生士 57,000円   理学療法士 206,000円   看護師（介護保険認定調査員） 2,207,000円 ・ 旅費 45,000円 ・ 需用費 39,000円   消耗品費 39,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業費国庫負担金 86,000円 県支出金 保健事業費県負担金 86,000円</p>	<p>【目的】 寝たきりや生活習慣病等の予防及び健康の保持増進を図るため、在宅療養者や基本健診の結果等で指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。 介護保険認定調査訪問を含む。</p> <p>【参考】 訪問リハビリはH15年度で終了 訪問リハビリのH15年度実績 47日 実人数39人 延人数247人 保健師訪問 実人数 363人 延人数 775人 H16年訪問予定人数 保健師 実人数 260人 延人数580人 栄養士 実人数 8人 延人数 8人 歯科衛生士 実人数 8人 延人数 8人 事業費の内訳 ・ 賃金 50千円   訪問指導業務補助資金（歯科衛生士） 25千円   訪問指導業務補助資金（栄養士） 25千円 ・ 需用費   消耗品費 13千円   その他 164千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病予防や介護予防のために訪問指導が必要な対象に、保健師、理学療法士が家庭を訪問し、必要な相談・助言を行う。介護保険認定調査を含む。</p> <p>【参考】 ・ 訪問リハビリ 15年度 31件（実15件）   保健師による訪問 15年度 71件（実42件）</p> <p>【事業費内訳】 ・ 需用費   衛生材料 10千円   燃料費 70千円   修繕費（車両） 30千円 ・ 役務費   自動車保険料 27千円 理学療法士の報償費は福祉の項に計上（介護予防）</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 保健事業負担金 県支出金 保健事業負担金</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	母子健康教育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	中央保健センター 母子保健法	保健推進課 母子保健法	健康福祉課 母子保健法	こども課 母子保健法	健康福祉課 母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	2,711千円	1,608千円	2,602千円	628千円	1,955千円
歳入予算額（平成16年度）	806千円	117千円	360千円	57千円	80千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等 ・ハローマザークラス（母親・父親教室）   予定回数 36回 延人数未定 ・赤ちゃんセミナー（離乳食講習会）   予定回数 24回 人数480人 ・元気Kidsの食育セミナー（子どもの生活習慣予防教室）   予定回数 20回 延人数300人 ・親子で歯っぴいちゃんじ大作戦（むし歯予防教室）   予定回数 36回 人数2,160人 ・びよびよ教室（乳児健診等の事後指導教室）   予定回数 12回 延人数240人 ・ひばり教室（1歳6か月児健診等の事後指導教室）   予定回数 48回 延人数1,920人 ・つばさクラブ（3歳6か月児健診等の事後指導教室）   予定回数 24回 延人数720人 ・ふれあい親子サロン   予定回数 276回 延人数未定 ・おやこひだまり相談室   予定回数 48回 延198人</p> <p>事業費内訳 ・資金 1,104,000円   保健師 90人 724,050円   保育士 107人 379,850円   報償費 1,047,000円</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健事業補助金</p> <p>【電算システム】 名称 「日報管理システム」 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理及び保守は保健所職員が行っている。</p>	<p>【目的】 心身の健やかな成長のためのライフステージのテーマに沿った学習機会を提供し、親同士の交流を図りながら育児支援を行う。</p> <p>【参考】 事業及び回数等 ・母親父親教室   予定回数20回 延人数250人（見込み） ・赤ちゃんすくすくセミナー（離乳食講習会）   予定回数6回 延人数100人 ・1歳かみかみセミナー（幼児食講習会）   予定回数6回 延人数100人 ・乳児学級（育児に関する講演会）   予定回数2回 延人数60人 ・赤ちゃんサロン（乳児の親同士の交流会）   予定回数11回 延人数400人 ・インファントマッサージ教室（4か月児健診事後指導教室）   予定回数24回 延人数120人 ・ひよこ教室（幼児健診事後指導教室）   予定回数44回 延人数600人 ・おかあさんの会（乳幼児健診事後指導教室）   予定回数11回 延人数30人 ・乳幼児健康相談   予定回数12回 延人数700人 ・親子のすくすく相談（個別心理相談）   予定回数12回 延人数44人</p> <p>事業費内訳 ・資金 1,297,980円   保健師 67人 519,000円   保育士 111人 517,400円   栄養士 24人 133,200円   助産師 12人 68,400円   事務員 12人 36,480円   歯科衛生士 4人 22,200円   報償費 721,400円</p> <p>【特定財源】 県保健衛生費補助金   育児支援等健康支援事業費補助金</p> <p>【電算システム】 なし。</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等 《15年度実績》 ・マタニティクラス（母親・父親教室）   実施回数：18回 延人数：132名 ・マタニティクラス08会   実施回数：3回 延人数：49名 ・母乳教室   実施回数：9回 延人数：87名 ・友達集まれ・離乳食教室   実施回数：6回 延人数（母14名・子14名）   *16年度は、『離乳教室』として実施予定</p> <p>・育児教室   実施回数：47回 延人数：933名 ・あそびの広場   実施回数：22回 延人数：333名 ・子育てサロン…別のところに掲載 ・プリ ジングセミナー   実施回数：1回 延人数：7名 ・妊産婦・乳幼児相談   実施回数：12回 延人数：459名 ・母乳相談   実施回数：6回 延人数：21名 ・自主保育グループへの講座   実施回数：2回 延人数：17名 ・イベント健康相談   実施回数：2回 延人数：19名</p> <p>【事業費内訳】 ・資金 1,761,010円   保健師：157,200円/助産師：37,500円   看護師：70,800円/保育士：1,085,050円   心理相談員：380,760円/事務：29,700円   報償費 534,000円   助産師：144,000円/料理研究家：30,000円   心理相談員：40,000円/大学講師：150,000円   歯科衛生士：18,000円/その他：56,000円   プリ ジングトレーナー：30,000円   会議謝礼：60,000円/調理指導：6,000円   旅費 4700円</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【H16年度の事業内容】 ・母親教室（1コース4日間）   予定回数12回 延べ人数50人   お誕生日教室 予定回数4回 延べ人数50人   乳幼児育児相談 予定回数10回 延べ人数150人   育児教室うさぎ（健診後フォロー教室）   予定回数24回 延べ人数430人   育児教室ほほえみ（自由参加）   予定回数10回 延べ人数400人   子育て講演会（絵本講演会）   予定回数2回 延べ人数50人   妊婦相談（母子手帳交付時） 予定件数56件</p> <p>【事業費内訳】 ・資金 549,500円   保健師 10人 51,000円   保育士 96人 318,420円   栄養士 17人 87,600円   助産師 12人 63,360円   事務員 4人 14,720円   歯科衛生士 3人 14,400円   報償費 55,000円</p> <p>【特定財源】 県保健衛生費補助金 育児支援等健康支援事業費補助金</p> <p>【電算システム】 なし。</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 事業及び回数等（平成15年度実績） ・マザークラス（子育てグループ支援）   回数7回 実139人 延139人   母親・父親教室   回数6回 実16人 延32人   子育て相談   回数18回 実30人 延30人   子育てトーク   回数12回 実119人 延472人   親子教室   回数48回 実24人 延513人   幼稚園の食育事業   回数1回 実26人 延26人   子育て指導者研修   回数1回 実46人 延46人   地域子育てワーキング   回数2回 実37回 延37回   発達相談   回数34回 実45人 延61人   育児相談（歯科検診時）   回数12回 実137人 延143人</p> <p>【事業費内訳】 ・資金 1,359,940円   心理相談員 12人 205,200円   臨時職員 191人 1,154,740円   報償費 299,500円   需用費 193,000円   役務費 13,360円   使用料及び賃借料 10,000円   負担金補助及び交付金 78,750円</p> <p>【特定財源】 県衛生費補助金（児童環境づくり基盤整備事業）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	母子健康教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要費 237,135円</li> <li>  消耗品：124,208円/食料費：735円</li> <li>  印刷製本費：15,960円</li> <li>  指導材料費：96,232円</li> <li>・役務費 64,460円</li> <li>  手数料：26,460円/保険料：38,000円</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児等健康支援事業費補助金</li> <li>保健事業自己負担金</li> </ul>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			
事務事業番号 18	事務事業名 乳幼児健康診査の実施	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子保健法	母子保健法		母子保健法	母子保健法
歳出予算額(平成16年度)	予算は地域保健課	* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上	地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上
歳入予算額(平成16年度)		* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上	地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児の健康増進と疾病の早期発見を図り適切な指導を行う。</p> <p>【内容】 4 か月児健康診査 予定回数 84回 1 歳 6 か月児歯科健康診査 予定回数 60回 2 歳 6 か月児歯科健康診査 予定回数 60回 3 歳 6 か月児健康診査 予定回数 72回 乳幼児経過検診 予定回数 18回</p> <p>【システムの概要】 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理、保守は保健所職員が行っている。</p> <p>【特記事項】 予算は、地域保健課で計上している。 ただし、賃金については中央保健センターの母子保健事業で計上している。</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・保育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4 か月児健康診査 予定回数6回 1 0 か月児健康診査 予定回数6回 1 歳 6 か月児健康診査 予定回数6回 3 歳児健康診査 予定回数6回 3 歳 1 0 か月児視聴覚健診 予定回数6回</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p> <p>【特記事項】 予算計上はすべて保健推進課で一括している。</p>	<p>乳幼児健康診査については、全て地域保健課(No.32 乳幼児健康診査事業)に記載している。</p>	<p>【目的】 乳幼児の成長、発達を診査し、母子の健康と育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4 か月児健康診査 予定回数6回 9 か月児健康診査 予定回数5回 1 歳 6 か月児健康診査 予定回数5回 3 歳 6 か月児健康診査 予定回数3回 3 歳 6 か月児健診時、視聴覚アンケート回収</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の成長発達を見守り、母子の健康と育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4～5か月児健康診査 予定回数 6回 9～10か月児健康診査 予定回数 6回 1 歳6か月児歯科健康診査 予定回数 6回 3歳児健康診査 予定回数 6回 3 歳 6 か月児視聴覚検診 予定回数 一次 3回 二次 3回</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	栄養改善指導の実施	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	健康増進法・老人保健法・母子保健法	健康増進法・老人保健法・母子保健法	健康増進法・老人保健法・母子保健法	母子保健法	健康増進法・老人保健法・母子保健法
歳出予算額（平成16年度）	予算は地域保健課		予算は健康福祉課保健係、健康支援係		他に計上
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数84回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 3歳6か月児歯科健康診査 予定回数72回 乳幼児経過検診 予定回数18回</p> <p>母子健康教育事業 ハローマザークラス 予定回数12回 赤ちゃんセミナー 予定回数48回 元気kidsの食育セミナー 予定回数10回 地区教育（子ども） 未定</p> <p>健康教育事業 生活習慣改善教室 予定回数4回 さわやかレディスセミナー 予定回数2回 素敵にやせるための教室 予定回数4回 個別健康教育 予定回数18回</p> <p>健康相談事業 栄養相談 予定回数48回 親子サロン 予定回数69回 生活習慣改善健康相談 予定回数26回</p> <p>ヘルスアセスメント事業 ヘルスアセスメントB 予定訪問回数300件</p> <p>母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数100件</p> <p>【電算システム】 名称 「日報管理システム」 内容 事業報告書の作成と統計を支援するシステム。</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回</p> <p>母子健康教育事業 母親父親教室 予定回数4回 育児教室 予定回数2回 赤ちゃんすくすくセミナー 予定回数6回 1歳かみかみセミナー 予定回数6回</p> <p>健康教育事業 糖尿病教室 予定回数6回 個別健康教育 予定回数12回 健康づくり教室 予定回数12回 男の料理教室OB会育成 予定回数9回 骨づくりセミナー 予定回数2回 生活習慣病予防 予定回数1回 地区教育 未定</p> <p>健康相談事業 乳幼児健康相談 予定回数6回 地区健康相談 未定</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数5回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回</p> <p>母子健康教育事業 母親教室 予定回数3回 お誕生日教室 予定回数10回 乳幼児育児相談 予定回数10回 幼児試食会 予定回数1回</p> <p>健康教育事業 糖尿病教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数8回 地区教育 未定</p> <p>健康相談事業 妊産婦・乳幼児健康相談 予定回数12回 はつらつ健康相談 予定回数12回 生活習慣改善健康相談 予定回数6回</p> <p>母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数30件</p> <p>【特記事項】 予算は健康福祉課保健係・健康支援係で計上している。</p>	<p>【目的】 母子の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数5回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回</p> <p>母子健康教育事業 母親教室 予定回数3回 お誕生日教室 予定回数10回 乳幼児育児相談 予定回数10回 幼児試食会 予定回数1回</p> <p>家庭訪問 母子家庭訪問 予定訪問回数3件 成人家庭訪問 予定訪問回数4件</p> <p>食生活改善栄養指導事業 親子の料理教室 予定回数2回 男の料理教室 予定回数1回 お正月料理教室 予定回数1回</p> <p>成人健康教育事業 高血圧セミナー 予定回数5回</p> <p>【電算システム】 なし</p>	<p>【目的】 母子、成人の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人の栄養に関する健康教育、相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 健康診査事業 4～5か月児健康診査 予定回数6回 9～10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数6回 3歳6か月児歯科健康診査 予定回数6回</p> <p>母子健康教育事業 子育てトーク 予定回数4回 育児教室 予定回数1回 食育事業 予定回数4回</p> <p>成人健康教育事業 成人習慣病予防事業 予定回数2回 がん集団健診時健康教育 予定回数2回 骨づくり教室 予定回数1回 地域巡回食生活改善事業 予定回数6回 働き盛りの健康教室 予定回数1回</p> <p>【電算システム】 なし</p> <p>【特記事項】 予算は他の項にて計上。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健所部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	栄養改善指導の実施	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	名称 「成人健康管理システム」 内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。  【特記事項】 予算は地域保健課で計上している。				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	健康度評価事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課		健康福祉課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法		老人保健法
歳出予算額（平成16年度）	6,023千円	36千円	0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることで、生活習慣病予防と高齢者が要介護状態になることを予防する。</p> <p>【内容】 生活習慣病予防(A票) 基本健康診査の受診者のうち、以下の対象に『生活習慣質問票A』を送付する。 返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、アドバイス票を出力する。 結果を本人に返送または、面接により返却し、適切な保健事業を案内する。 生活機能低下予防(B票) 当該年度70歳以上の市民全員に『生活習慣質問票B』を送付、返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、要介護状態に移行するリスクを評価する。その結果を本人に返送し、適切な保健・福祉事業を紹介する。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導・事業参加勧奨を行う。</p> <p>【参考】 A票対象者 基本健康診査の結果、保健師要指導の指示のあった者 同、異常なしのうち、40、50歳の者 同、要指導者のうち、40、45、50、55、60歳の者 平成16年度対象者見込みは、2,900人  B票対象者 平成16年度対象者見込みは、約5,000名</p> <p>【電算システム】 名称 「健康度評価管理システム」 内容 質問票回答データに基づく健康度評価及びアドバイス票出力に関する総合システム。</p>	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることで、生活習慣病を予防する。</p> <p>【内容】 詳細は検討中</p>	<p>16年度予算計上なし</p> <p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の把握を行うとともに、その評価等をもとに生活習慣改善に係る指導を実施する事により対象者個人の必要性に応じた計画的かつ総合的なサービスの提供に資する事を目的とする。</p> <p>【内容】 生活習慣病予防(A票) 基本健康診査の間診票(A0)アクセスデータ入力より条件抽出をして保健事業を紹介。 健康相談来所者に実施し面接相談によりがんばる項目決める。 生活機能低下予防(B票) ・民生委員の訪問活動時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。民生委員から保健師に返送された内容により、要フォロー者をピックアップする。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が在宅支援センターと連携を持ちながら、電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。 ・保健師による地区健康講座実施時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。リスクが高いと判定された者については、保健師等が電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	地域保健医療審議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市附属機関の設置に関する条例・相模原市地域保健医療審議会規則				
歳出予算額（平成16年度）	552千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域保健及び地域医療に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【概要】 委員数 20人 内訳 (1) 医療関係団体 6人 (2) 公共的団体 10人 (3) 公募 4人 任期 2年 委員報酬 1回 12,600円 審議会開催 不定期（年2回程度） 予算積算内訳 (1) 地域保健医療審議会委員報酬 12,600円×20人×2回=504,000円 (2) 地域保健医療審議会公募委員選考委員会委員謝礼 10,000円×2人×1回=20,000円</p> <p>【平成15年度実績】 審議会開催回数 2回 主な審議内容 (1) 第10回審議会（8月18日開催） ア（仮称）南地区保健福祉センター整備概要について（報告） イ 健康づくりについて（報告） ウ 相模原市母子保健計画について（報告） (2) 第11回審議会（12月10日開催） ア 精神障害者に対する医療費助成事業について（諮問） その他 公募委員選考委員会を1回開催 (1) 公募委員1人を選考 (2) 選考委員は保健関係1人、医療関係1人、市職員1人 (3) 選考委員報酬 1回 10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課・(広域行政組合管理課)	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱・ 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱・ 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱・ 相模原市急病診療事業実施要綱・ 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱・ 休日柔道整復療養所運営費補助金交付要綱	津久井郡広域行政組合規約・ 津久井郡急病診療所条例			
歳出予算額(平成16年度)	1,154,229千円	72,180千円			
歳入予算額(平成16年度)	43,301千円	5,138千円			
【事務事業の内容】	<p>1 休日急病医科診療事業 予算額198,698千円</p> <p>【目的】 休日における市民の急病に対する医療の確保を図るため、相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターで急病診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)における初期救急医療機関の確保 診療時間等</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科等</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科、眼科、耳鼻科等</p> <p>診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師2人、看護師2人、事務員2人 ・12月29日 医師2人、看護師3人、事務員2人 ・12月30日から1月3日 医師2人、看護師3人、事務員3人 ・さくらまつり 医師1人、看護師1人、事務員1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師4人、看護師4人、事務員2人 ・12月29日から1月3日 医師4人、看護師5人、事務員3人</p> <p>補助金積算内訳</p> <p>1) 相模原メディカルセンター ア 総事業費 155,431千円 イ 診療収入その他の収入 48,020千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 107,411千円 エ 補助金額 107,411千円</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター ア 総事業費 142,603千円 イ 診療収入その他の収入 51,416千円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>1 津久井郡急病診療所委託事業 予算額 22,752千円</p> <p>&lt;目的&gt; 休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。</p> <p>&lt;対象&gt; 郡民 73,722人</p> <p>&lt;内容&gt; 津久井郡急病診療所における一次応需診療 ア 診療時間 8時45分から12時 12時45分から16時 19時から22時 イ 診療科目 内科・小児科 ウ 診療体制 医師1人・看護師2人 事務員1人</p> <p>【特定財源】 小児救急医療対策費補助金(県補助金)</p> <p>&lt;内容&gt; 一部事務組合が行う小児救急事業補助</p> <p>&lt;補助金額&gt; 補助単価×時間/日×日数×補助率 16,575円×3時間×71日×1/2=1,765千円</p> <p>2 広域耳鼻咽喉科救急医療事業 予算額 122千円</p> <p>&lt;目的&gt; 休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した急病患者に対して、必要な医療を確保するため相模原市と覚書を締結し、診療の依頼をする。</p> <p>&lt;対象&gt; 郡民 73,722人</p> <p>&lt;内容&gt; 休日の耳鼻咽喉科救急診療依頼 ア 診療時間 休日等 9時から17時 イ 診療体制 相模原南メディカルセンターによる。</p>	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。	津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>ウ 補助基本額（ア - イ） 91,187千円 エ 補助金額 91,187千円</p> <p>【補助金の概要】 名称 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 補助率 メディカルセンター毎に、総事業費から診療収入、県補助金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【特定財源】 名称及び内容 ・広域耳鼻咽喉科救急医療事業 1,106千円 相模原南メディカルセンターで休日に行われる耳鼻科診療に対する負担金 対象市町：大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、津久井町、城山町、藤野町、相模湖町</p> <p>【社団法人相模原市医師会の概要】 目的 医道を高揚し、医学医術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 医道の高揚に関する事業 2) 医学の振興及び医学教育に関する事業 3) 公衆衛生の啓発及び学校保健に関する事業 4) 地域の保健、医療及び福祉の増進に関する事業 5) 急病診療に関する事業 6) 訪問看護に関する事業 7) 保険医療の充実に関する事業 8) 医療経営の改善に関する事業 9) 医療従事者の育成に関する事業 10) その他 役員構成 会長1人、副会長2人又は3人、理事 13人以上19人以内、監事2人又は3人 組織の状況 会員数517人、事務局長1人、職員45人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 休日急患歯科診療事業 予算額17,810千円</p> <p>【目的】 休日における歯科の急患に対する医療の確保を図るため、相模原口腔保健センター内で休日急患歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保 診療時間等 相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 診療体制 1) 休日・連休 歯科医1人、助手1人、事務員1人 2) 5月連休 歯科医2人、助手2人、事務員1人</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>3) 年末年始 歯科医2人、助手3人、事務員2人</p> <p>4) 1月4日 歯科医2人、助手2人、事務員2人</p> <p>補助金積算内訳</p> <p>1) 総事業費 26,928千円 2) 診療収入その他の収入 9,118千円 3) 補助基本額(1-2) 17,810千円 4) 補助金額 17,810千円</p> <p><b>【補助金の概要】</b> 名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱 補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 休日夜間急患調剤事業 予算額83,919千円</p> <p><b>【目的】</b> 休日及び夜間における急病患者(休日歯科の患者を含む)に対する調剤投薬の確保を図るため、相模原メディカル調剤薬局及び相模原南メディカル調剤薬局を運営する事業に対し、助成する。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会 内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)及び毎夜間における急患調剤薬局の確保 開設時間等</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 夜間 午後8時から午後11時(休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から)</p> <p>診療体制</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日 薬剤師3人、事務員1人</li> <li>・連休 薬剤師3人、事務員2人</li> <li>・年末年始 薬剤師4人、事務員3人</li> <li>・さくらまつり 薬剤師1人、事務員1人</li> <li>・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人</li> <li>・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人</li> <li>・休日夜間 薬剤師2人、事務員1人</li> <li>・連休夜間 薬剤師2人、事務員1人</li> <li>・年末年始夜間 薬剤師3人、事務員3人</li> </ul> <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日 薬剤師2人、事務員1人</li> <li>・連休 薬剤師3人、事務員2人</li> <li>・年末年始 薬剤師4人、事務員3人</li> <li>・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人</li> <li>・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人</li> </ul>	<p>事業としては実施していないが、津久井郡急病診療所において院内処方を実施している。</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>・休日夜間 薬剤師1人、事務員1人</p> <p>・連休夜間 薬剤師1人、事務員1人</p> <p>・年末年始夜間 薬剤師2人、事務員3人</p> <p>補助金種算内訳</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 83,139千円</p> <p>イ 調剤収入その他の収入 31,639千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 51,500千円</p> <p>エ 補助金額 51,500千円</p> <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 53,241千円</p> <p>イ 調剤収入その他の収入 20,822千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 32,419千円</p> <p>エ 補助金額 32,419千円</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>名称 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱</p> <p>補助率 薬局毎の総事業費から調剤収入、雑入その他の収入を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原市薬剤師会の概要】</p> <p>目的 薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>活動内容等</p> <p>1) 薬学及び薬業の進歩発展</p> <p>2) 薬剤師の職能</p> <p>3) 公衆衛生の普及指導</p> <p>4) 薬事衛生の改善</p> <p>5) 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療材料の普及及び流通の適正化</p> <p>6) 保険医療</p> <p>7) 献血の推進</p> <p>8) 居宅介護支援</p> <p>9) 休日・夜間急患調剤薬局の管理運営</p> <p>10) その他</p> <p>役員構成 会長1人、副会長3人、理事15人以上20人以内、監事2人</p> <p>組織の状況 会員数268人(内、津久井14人)、事務長1人、職員5人</p> <p>市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>4 夜間急病診療事業 予算額211,229千円</p> <p>【目的】 夜間における市民の急病に対する医療の確保を図るための初期救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会</p> <p>内容</p> <p>1) 初期救急医療機関の確保</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 内科系と内科系以外とに区分して確保</p>					
			3 夜間急病診療委託事業 予算額 39,019千円			
			<p>&lt;目的&gt; 夜間に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため、社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。</p> <p>&lt;対象&gt; 郡民 73,722人</p> <p>&lt;内容&gt; 郡内在宅当番医制による一次応需診療</p> <p>ア 診療時間 19時から22時</p> <p>イ 診療体制 医師1人・看護師1人 事務員1人</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>イ 有床医療機関 内科系を確保</p> <p>2) コール医療機関(特殊な疾病等の診療に対応)の確保 275医療機関(医師会加盟医療機関) 診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>3) 有床医療機関 ・内科系 医師1人、看護師1人</p> <p>診療時間</p> <p>1) 内科系 ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午後8時から午後11時(休日は午後5時から、平日は1カ所午後7時から)</p> <p>イ 有床医療機関 午後7時から翌日午前9時(土曜・休日は午後5時から)</p> <p>2) 内科系以外 ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所(いずれか1カ所) 午後8時から午後11時(年末年始は午後5時から)</p> <p>イ コール医療機関 午後7時から翌日午前9時(土曜・休日は午後5時から)</p> <p>委託料積算</p> <p>1) 委託料 201,169,600円 2) 消費税 10,058,480円 3) 計 211,228,080円</p> <p>4) 内訳 ア 相模原メディカルセンター急病診療所 52,004,200円 イ 相模原南メディカルセンター急病診療所 58,754,100円 ウ 一次終夜 71,846,000円 エ コール医療機関 1,580,000円 オ 応援医 166,200円 カ 事務局費 16,819,100円</p> <p>5 病院群輪番制運営事業 予算額183,599千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における入院治療を必要とする急病患者に対する医療の確保を図るための二次救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 内容 1) 二次救急医療機関(有床医療機関のうちから1日1カ所)の確保</p>	<p>【特定財源】 初期救急医療確保対策費補助金(県補助金)</p> <p>&lt;内容&gt; 夜間一次応需医療にかかる診療報酬補助</p> <p>&lt;補助金額&gt; 補助単価×診療日数×補助率 33,150円×294日×1/3=3,248千円</p>			
		4 広域病院群輪番制運営事業 予算額 8,285千円			
		<p>&lt;目的&gt; 夜間及び休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した入院、手術等を要する急病患者に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p>&lt;対象&gt; 郡民 73,722人</p> <p>&lt;内容&gt; 二次応需患者(入院、手術を要する急病患者)相模原市(相模原市医師会)への診療依頼 ア 診療時間 毎夜間 19時から翌日9時 休日等 9時(土曜日は13時から17時)</p> <p>イ 診療体制 相模原市医師会による。</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急補助医療機関(有床医療機関のうちから1日1か所。ただし、津久井赤十字病院の当番日は1日2か所)の確保</p> <p>3) コール医療機関(初期及び二次救急医療機関での対応が困難な疾病等の診療に対応)の確保</p> <p>診療時間</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 土曜日 午後1時から午後5時</p> <p>3) 夜間 午後7時(土曜日・休日は午後5時)から翌日午前9時</p> <p>委託料積算</p> <p>1) 委託料 174,855,800円</p> <p>2) 消費税 8,742,790円</p> <p>3) 計 183,598,590円</p> <p>4) 内訳</p> <p>ア 休日 25,172,800円</p> <p>イ 夜間 149,683,000円</p> <p>参加医療機関</p> <p>1) 二次救急医療機関 12病院</p> <p>2) 二次救急補助医療機関 2病院</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称及び内容</p> <p>1) 病院群輪番制運営費補助金 19,726千円 ・補助率 2/3(国1/3、県1/3) ・内科系 71,820円×日数×2/3 ・小児科 26,430円×日数×2/3</p> <p>2) 広域病院群輪番制運営事業 8,284千円 二次救急医療体制として確保している病院群輪番制が、二次医療圏で実施していることに伴う津久井四町による負担金</p> <p>6 小児急病診療事業 予算額264,334千円</p> <p>【目的】 休日及び夜間における小児救急患者に対する医療の充実を図るため、小児科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関並びに相模原メディカル調剤薬局を確保する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先</p> <p>1) 社団法人相模原市医師会</p> <p>2) 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>内容</p> <p>1) 相模原及び相模原南メディカルセンター 急病診療所における小児科医による初期診療及び相模原メディカル調剤薬局の実施</p> <p>2) 二次救急医療機関(有床医療機関6病院のうちから1日1か所)の確保</p> <p>診療(開設)時間</p> <p>1) 初期救急 休日:相模原及び相模原南メディカルセンター 急病診療所 午前9時から午後5時 夜間:相模原メディカルセンター 急病診療所 午後8時から(土曜日・休日は午後5時)から翌日午前6時</p>	<p>注)二次応需補助医療機関として津久井赤十字病院を含める。</p> <p>5 広域小児急病診療事業 予算額 1,570千円</p> <p>&lt;目的&gt; 夜間及び休日(日曜、祝祭日、年末年始)に発生した初期治療を要する小児急病患者(一次患者)及び入院等を要する小児急病患者(二次患者)に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p>&lt;対象&gt; 郡民 73,722人</p> <p>&lt;内容&gt; 小児急病患者(一次・二次患者)の相模原市(相模原市医師会)への診療依頼</p> <p>「一次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時(休日等は17時)から翌日6時 休日等 9時(土曜日は除く)から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原メディカルセンターによる。</p> <p>「二次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時(休日等は17時)から翌日9時 休日等 9時(土曜日は除く)から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原市二次医療機関(輪番制)による。</p>			

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急            休日等：当番医療機関 午前9時（土曜日は午後1時）から午後5時            夜間：当番医療機関 午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時</p> <p>3) 相模原メディカル調剤薬局            午後11時から翌日午前6時（土曜日は午後5時から午後8時までを含む）            委託料積算</p> <p>1) 医師会委託料            ア 委託料 216,432,786円            イ 消費税 10,821,639円            ウ 計 227,254,425円            エ 内訳            ・一次応需（準夜AB）            27,431,200円            ・一次応需（終夜）            29,635,000円            ・一次応需（休日）            8,419,100円            ・二次応需            122,945,100円            ・事務局経費等            28,002,386円</p> <p>2) 薬剤師会委託料            ア 委託料 35,313,300円            イ 消費税 1,765,665円            ウ 計 37,078,965円            エ 内訳            ・平日（午後11時から翌日午前6時）            26,916,100円            ・土曜日（午後5時から午後8時）            750,000円            ・事務局経費            8,647,200円</p> <p>【特定財源】            名称及び内容            1) 小児救急医療対策費補助金 12,616千円            ・補助率 1/2（県単独）            16,950円×6時間×日数×1/2            2) 広域小児急病診療事業 1,569千円            小児急病診療事業において医療圏が同圏域であることに伴う津久井四町による負担金</p> <p>7 外科系救急医療体制支援事業            予算額130,029千円</p> <p>【目的】            毎夜間並びに土曜日、日曜日、休日及び年末年始の昼間における外科系二次応需患者の救急医療を確保するため、外科系救急医療体制運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】            補助金の交付先            社団法人相模原市医師会            内容            土曜日・休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保（初期診療も兼ねて実施）            診療時間            休日：午前9時から午後5時            土曜日：午後1時から午後5時            夜間：午後5時から翌日午前9時            補助金積算内訳            病院群輪番制運営事業委託単価を基準            1) 平日            401,800円×243日 = 97,637,400円            2) 土曜日            508,700円×51日 = 25,943,700円</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
12	急病診療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>3) 休日 618,500円×51日 = 31,543,500円</p> <p>4) 連休日 773,200円×14日 = 10,824,800円</p> <p>5) 年末年始 1,237,000円×6日 = 7,422,000円</p> <p>6) 合計 173,371,400円×3/4 = 130,028,550円</p> <p>事業実施医療機関 12医療機関</p> <p>【補助金の概要】 名称 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱 補助率 総事業費から診療収入を控除した額10割以内</p> <p>8 救急医療情報センター運営事業 予算額63,804千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における急病患者に対して、受診可能な医療機関を電話で紹介する事業を行う相模原救急医療情報センターを運営する。</p> <p>【事業の内容】 委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 内容 相模原救急医療情報センターの設置、運営 開設時間 休 日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜 間：午後5時から翌日午前9時 委託料積算 ア 委託料 60,765,100円 イ 消費税 3,038,255円 ウ 計 63,803,355円 エ 内訳 ・電話コントローラー委託料 53,882,400円 ・コントローラー指導料 124,800円 ・電話料 1,358,200円 ・使用料 2,470,700円 ・保守料 51,300円 ・その他 2,877,700円</p> <p>9 休日柔道整復施設所運営費補助金 予算額807千円</p> <p>【目的】 休日における応急施術を確保するため、社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部が行う休日柔道整復施設所運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部 内容 休日の捻挫、打撲、脱臼などの応急施術を行う 事業 市内北部及び南部に各1ヵ所設置 診療時間 休日：午前9時から午後5時</p> <p>【補助金の概要】 名称 休日柔道整復施設所運営費補助金交付要綱</p>					

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	急病診療事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>補助率 総事業費から会員負担金、支部助成金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人神奈川県柔道整復師会の概要】</p> <p>目的 柔道整復の学術に関する調査及び研究並びに保健福祉の向上のための事業を行うことにより、柔道整復師の技術の向上及び業務の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>活動内容等 1) 柔道整復術の向上及び発展に資する事業 2) 体位向上の啓発指導に資する事業 3) 柔道整復業経営の改善に関する事業 4) 介護保険法による居宅介護支援事業 5) その他</p> <p>相模支部の概要 支部会員数58人、支部長1人、副支部長等若干人、監事2人以内</p> <p>市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	災害時医療救護体制整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市災害時医療救護検討会設置要綱				藤野町地域防災計画 藤野保健福祉計画
歳出予算額（平成16年度）	8,949千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 相模原市災害時医療救護計画に基づき、災害の程度に即応した医療救護活動の円滑な実施に資するため、救護班派遣体制、医薬品等の備蓄・供給態勢の整備を行う。</p> <p><b>【事業の内容】</b> 相模原市災害時医療救護検討会の開催 1) 年間2回程度 2) 相模原市災害時医療救護検討会構成機関 ・相模原市医師会 3人 ・相模原地区病院協会 2人 ・国立病院機構相模原病院 1人 ・北里大学病院 1人 ・相模原歯科医師会 1人 ・相模原市薬剤師会 1人 ・神奈川県看護協会相模原支部 1人 ・神奈川県柔道整復師会相模支部 1人 ・相模原市保健所 1人 ・相模原市保健福祉部 1人 ・相模原市消防本部 1人 ・相模原市総務部（防災対策担当） 1人</p> <p>災害時医薬品の更新 2カ所の拠点救護所、24カ所の救護所、相模原市医師会との協定により各診療所に配備している災害用医薬品の更新</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>該当なし</p> <p>保健福祉総合計画の中で、防災時保健福祉計画を策定することがもりこまれている。しかし、具体的な検討は未着手。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	地域医療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱・ 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱・ 地域医療協力事業補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	85,910千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1 保健衛生思想啓発普及事業 予算額11,870千円</p> <p>【目的】 市民の保健・医療に関する知識を深め、救急時の対応法や自らの健康づくりに資するため、「健康さがみはら」の発行に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 内容 「健康さがみはら」の発行 ・発行 相模原市医師会 ・配布方法 新聞折込で全世帯へ配布、 医療機関及び公民館等へ配布 ・発行回数 年6回（5,7,9,11,1, 3月） ・発行部数 延べ1,340,700部</p> <p>【補助金の概要】 名称 保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 補助率 補助対象事業に要する経費の総支出額の10割以内 補助金積算内訳 1) 総事業費 11,870,000円 2) 補助基本額 11,870,000円 3) 補助金額 11,870,000円</p> <p>2 高度医療機器共同利用事業 予算額18,318千円</p> <p>【目的】 医療資源の有効活用及び地域医療の向上を図るため、相模原南メディカルセンターに設置された高度医療機器を地域の医療機関が共同で利用する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 内容 1) 高度医療機器設置施設 相模原南メディカルセンター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	地域医療事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>2) 共同利用高度医療機器          ・CR(デジタルX線画像診断装置)          ・MRI(磁気共鳴映像装置)          ・ホルター心電計(携帯型心電図長時間記録器)、心電図解析装置          ・ホルター心電計は、平成16年4月より休止          補助金積算内訳          1) 総事業費 69,719,000円          2) 診療収入その他の収入 51,401,000円          3) 補助基本額(1-2) 18,318,000円          4) 補助金額 18,318,000円</p> <p>【補助金の概要】          名称          高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱          補助率          総事業費から使用料、診療収入、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 地域医療協力事業補助金 予算額55,722千円</p> <p>【目的】          救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、北里大学病院が運営する救命救急センター事業及び相模原協同病院が運営する循環器救急事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】          補助金の交付先          1) 学校法人北里学園北里大学病院          2) 厚生農業協同組合連合会相模原協同病院          内容          1) 北里大学救命救急センター運営事業          2) 相模原協同病院循環器救急事業</p> <p>【補助金の概要】          名称          地域医療協力事業補助金交付要綱          補助率          1) 救命救急センター運営事業          補助対象経費          給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用          運営基本額          142,947千円×1/3          熱傷センター加算          5,091千円×1/2          補助金額          補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、+ の合計額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p> <p>2) 循環器救急事業          補助対象経費          給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用          運営基本額          35,163千円×1/3          補助金額          補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、の金額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	看護職員確保対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱・相模原市看護師等修学資金貸付条例・看護師等養成施設運営費補助金交付要綱				
歳出予算額（平成16年度）	89,950千円				
歳入予算額（平成16年度）	12,716千円				
【事務事業の内容】	<p>1 「看護の心」啓発普及事業 予算額959千円</p> <p>【目的】 看護業務に対する市民の理解を深めるため、「看護の心」を啓発普及する看護フェスティバル事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金・負担金交付先 1) 社団法人神奈川県看護協会相模原支部 2) 社団法人神奈川県看護協会 内容 1) 「看護の心」普及啓発事業 補助金額855千円 ・市民まつり（桜まつり又は若葉まつり）の会場で健康相談、血圧測定、体脂肪測定等を実施。 ・市内の協力医療機関にて、市内在学の中・高校生、市内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>2) かながわ看護フェスティバル事業 負担金額104千円 ・看護フェスティバル事業・看護フォーラム事業（会場：横浜新都市ホール、新都市プラザ）で血圧測定、健康相談、体脂肪測定等を実施 ・県内の協力医療機関にて、県内在学の中・高校生、県内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>【社団法人神奈川県看護協会の概要】 目的 保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うとともに保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。 活動内容等 1) 保健に関する知識の普及に関する事業 2) 看護師等の就業促進に関する事業 3) 訪問看護に関する事業 4) 居宅介護支援に関する事業 5) 災害時等における救護に関する事業 6) 看護に関する進路相談事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
15	看護職員確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>7) 看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業</p> <p>8) その他 役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人又は2人、理事17人以上20人以内、監事2人 組織の状況 県会員数26,294人、支部会員数2,234人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 院内保育施設運営費補助金 予算額11,854千円</p> <p>【目的】 看護師等の定着・確保を図るため、病院に勤務する看護師等の乳児・幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 市内の院内保育施設運営事業実施病院 内容 補助対象施設 11病院</p> <p>【補助金の概要】 名称 相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱 補助率</p> <p>1) 院内保育施設の種別 ・ A型：乳幼児4人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員2人以上でB型に該当しないもの。 ・ B型：乳幼児10人以上、保育時間10時間以上、保育士等職員4人以上を有するもの。 ・ B型（特）：B型のうち乳幼児30人以上、保育士等職員10人以上を有するもの。 ・ C型：乳幼児3人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員1人以上を有するもの。</p> <p>2) 基本額 ・ A型：2人×147,860円×12月×1/3×9/10 ・ B型：4人×147,860円×12月×1/3×9/10 ・ B型（特）：6人×147,860円×12月×1/3×9/10 ・ C型：1人×147,860円×12月×1/3×9/10</p> <p>3) 加算額 16,410円×24時間保育実施日数×1/3</p> <p>4) 補助金額 補助基準額（基本額と加算額の合算額）を対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>3 ナースセンター運営費補助金 予算額1,387千円</p> <p>【目的】 看護師等の確保・定着及び看護業務に関する市民理解の促進を図るための地域拠点として設置されるナースセンターの運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人神奈川県看護協会 内容</p> <p>1) ナースバンク事業（未就業看護職員及び求人施設等の登録管理） 2) 就業相談・紹介 3) 看護職希望者に対する進路相談・啓発普及 補助金積算内訳</p> <p>1) 使用料 20,214円×57.09㎡=1,154,017円 2) 電気・ガス代・使用料 232,983円</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
21	保健衛生事業の取扱い	保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
15	看護職員確保対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	<p>4 看護師等修学資金貸付事業 予算額26,400千円</p> <p>【目的】 将来市内において看護師等の業務に従事する人材を的確に育成・確保するため、看護師等養成施設に在学する者に修学資金の貸付けを行う。</p> <p>【事業の内容】 対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師の養成施設に在学し卒業後、市内において保健師、助産師、看護師、准看護師の業務に従事する意思を有する者で、養成施設長の推薦を受けた者</p> <p>貸付額 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 20,000円/月 進学コース(准看護師 看護師)の定時制第3学年に在籍する者 に対する加算額 20,000円/月 准看護師の養成課程に在籍する者 15,000円/月</p> <p>貸付額積算内訳 1) 継続分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 68人×20,000円=16,320,000円 イ 進学コースの定時制第3学年に在籍する者 9人×40,000円=4,320,000円 ウ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円 2) 新規分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 18人×20,000円=4,320,000円 イ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円</p> <p>利子 無利子 貸付期間 貸付けを決定した月から養成施設卒業まで 返還義務 養成施設卒業後、又は修学資金の貸付け廃止後、修学資金の全額を市長が定める期間に返還する。 返還免除 養成施設卒業後、直ちに市内の医療施設等において3年間勤務した場合は免除する。</p> <p>【特定財源】 名称 看護師等修学資金貸付金元金収入 内容等 修学資金の貸付を受けた学生が、退学や市外就職等により返還される貸付金元金収入 金額 6,083千円</p> <p>5 相模原衛生学院運営費補助金 予算額39,741千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原衛生学院看護専門学校を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 施設の概要 ・名称 相模原衛生学院看護専門学校 ・所在地 相模原市新磯野4-1-1</p>					

事務事業現況調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号 15	事務事業名 看護職員確保対策事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>・種別 准看護師から看護師になるコース ・修業年限 3年(定時制) ・学生数 1年40人、2年40人、3年50人 計130人</p> <p>補助金積算内訳 1) 総事業費 140,926,000円 2) 授業料、入学金、その他の収入 61,444,000円 3) 補助基本額(1-2) 79,482,000円 4) 補助金額 39,741,000円</p> <p>【補助金の概要】 名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 補助率 総事業費から授業料等、県等補助金、雑入を控除した額の5割以内</p> <p>6 相模原准看護学院運営費補助金 予算額684千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原准看護学院の運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 補助金交付先 医療法人社団 明和会 施設の概要 ・名称 相模原准看護学院 ・所在地 相模原市中央6-10-4 ・修業年限 2年 ・学生数 1年50人、2年50人 計100人</p> <p>補助金積算内訳 1) 総事業費 73,610,000円 2) 県補助金等 10,025,000円 3) 事業料、入学金等生徒納付金 61,600,000円 4) その他の収入 1,001,000円 5) 設置者負担金 300,000円 6) 補助基本額(1-2-3-4-5) 684,000円 7) 補助金額 684,000円</p> <p>【補助金の概要】 名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 補助率 総事業費から授業料等生徒納付金等、県等補助金、資産運用収入、雑入を控除した額の10割以内</p> <p>7 看護職員養成施設維持管理費 予算額8,925千円</p> <p>【目的】 相模原衛生学院看護専門学校の移転地である旧磯野台小学校跡地の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 1) 校舎A棟 鉄筋コンクリート3階建 2) 体育館 軽量鉄骨造 平屋</p> <p>【管理方法】 高熱水費(体育館上下水道料)、機械設備、修繕等の管理などを行う。</p> <p>【予算内訳】 1) 需要費 785千円 2) 役務費 140千円 3) 委託料 1,196千円 4) 使用料及び賃借料 6,804千円</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
21	保健衛生事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	各種医療関係団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,566千円		40千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域における医療関係団体の育成及び地域医療への協力の推進を図ることを目的に交付する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1) 相模原市医師会運営費補助金 ア 補助金交付先     社団法人相模原市医師会     イ 補助金額 2,463千円</p> <p>2) 相模原歯科医師会運営費補助金 ア 補助金交付先     社団法人相模原歯科医師会     イ 補助金額 843千円</p> <p>3) 相模原市薬剤師会運営費補助金 ア 補助金交付先     社団法人相模原市薬剤師会     イ 補助金額 260千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 協議第29号

## 清掃事業の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	剪定枝資源化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	20,527千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の公共施設から排出される剪定枝をチップに破砕処理し、試験的に公園等の敷材として活用する。 また、チップ以外の活用用途として、土壌改良剤や炭化の研究に取組む。</p> <p>【内容】 剪定枝資源化施設の概要 ・名称：相模原市剪定枝資源化施設 ・場所：相模原市上溝1880番地 ・処理能力：4.8 t (8h / 1日) ・運営方法：相模原造園協同組合に委託 平成15年度処理実績：1,128 t</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	廃棄物減量等推進審議会等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃総務課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	1,210千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般廃棄物の減量や適正処理などに関する事項について、調査や審議するための機関。</p> <p>【内容】 名称：相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員：20人 ・関係団体の代表者 13名 ・学識経験者 3名 ・公募委員 4名 任期：2年（平成15年8月1日～17年7月31日） 会長：1名 報酬：12,600円 審議会開催：随時（不定期） 平成15年度は4回開催</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	ごみ収集車両購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	津久井郡広域行政組合公有車両の更新に関する取扱基準			
歳出予算額(平成16年度)	107,027千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	79,420千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ごみ収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持するとともに、LPガス自動車等の環境に配慮した低公害車に切り替えることにより、地域環境の保全、環境負荷の低減、収集作業環境の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成16年度に更新対象となった14台のディーゼルごみ収集車のうち、2t車5台をLPガス車、2t車3台を天然ガス車、3.5t車6台をディーゼル車の最新規制適合車に更新し、低公害車に転換する。</p> <p>【車両更新基準】 車種(ごみ収集車) 経過年度による更新 新規登録時から6年経過 走行距離による更新 100,000km以上</p> <p>【特定財源】 ディーゼル自動車対策事業補助金 1,680千円(120千円×14台) ・補助率:対象経費の1/3 (上限120千円/1台) 地域新エネルギー導入促進事業補助金 3,540千円(1,180千円×3台) ・補助率:ディーゼル車からの改造費 1,180千円(15年度実績額) LPガス自動車普及啓発事業補助金 500千円(100千円×5台) ・補助率:ディーゼル車からの改造費の1/2 (上限250千円) 一般廃棄物処理事業債 73,700千円 ・充当率:対象事業費のおおむね75%</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 ごみ収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持する。</p> <p>【内容】 平成16年度の更新対象は機械車2台・ダンプ車1台でしたが、整備及び日常点検等により性能維持がされたため、更新車両はなし。</p> <p>【車両更新基準】 車種(ごみ収集車:機械車) 経過年度による更新 新規登録時から6年経過 走行距離による更新 100,000km以上 車種(ごみ収集車:ダンプ車) 経過年度による更新 新規登録時から8年経過 走行距離による更新 150,000km以上</p> <p>関係課は、環境総務課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	し尿収集車両購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組施設課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	19,189千円				
歳入予算額(平成16年度)	13,960千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 し尿収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持するとともに、LPガス自動車等の環境に配慮した低公害車に切り替えることにより、地域環境の保全、環境負荷の軽減、収集作業環境の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成15年度更新対象となったディーゼルし尿収集車3台のうち、3t車2台をLPガス車、4t車1台をディーゼル車の最新規制適合車に更新し、低公害車に転換する。</p> <p>【車両更新基準】 車種(し尿収集車) 経過年度による更新 新規登録時から6年経過、8t以上は7年経過 走行距離による更新 100,000km以上</p> <p>【特定財源】 ディーゼル自動車対策事業補助金 360千円(120千円×3台) ・補助率:対象経費の1/3 (上限120千円/1台) LPガス自動車普及啓発事業補助金 200千円(100千円×2台) ・補助率:ディーゼル車からの改造費の1/2 (上限250千円) 一般廃棄物処理事業債 13,400千円 ・充当率:対象事業費のおおむね75%</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	一般廃棄物処理計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・藤野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：相模原市新一般廃棄物処理基本計画 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～22年度(9か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：相模原市一般廃棄物処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示</p>	<p>(城山町)</p> <p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：城山町ごみ処理基本計画 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～19年度(6か年間) *名称：城山町生活排水処理基本計画 ・策定期日：平成10年3月 ・計画期間：平成9年度～22年度(14年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：城山町ごみ処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示 *名称：城山町生活排水処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示</p> <p>(津久井郡広域行政組合)</p> <p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：ごみ処理基本計画書 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～19年度(6か年間) *名称：生活排水処理基本計画 ・策定期日：平成10年3月 ・計画期間：平成9年度～22年度(14か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：一般廃棄物処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示</p> <p>構成町の計画を基に集計し、組合の計画を作成。 関係課は、環境総務課・施設課</p>	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：津久井町ごみ処理基本計画 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～19年度(6か年間) *名称：津久井町生活排水処理基本計画 ・策定期日：平成16年9月 ・計画期間：平成16年度～22年度(7か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：津久井町ごみ処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示 *名称：津久井町生活排水処理実施計画 ・策定期日：毎年、3月末に告示</p>	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：相模湖町ごみ処理基本計画 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～19年度(6か年間) *名称：生活排水処理基本計画 ・策定期日：平成10年3月 ・計画期間：平成9年度～22年度(14か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：相模湖町ごみ処理実施計画 ・策定期日：毎年、4月1日に告示 *名称：相模湖町生活排水処理実施計画 ・策定期日：毎年、4月1日に告示</p>	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称：藤野町ごみ処理基本計画 ・策定期日：平成14年3月 ・計画期間：平成14年度～19年度(6か年間) *生活排水処理基本計画 ・策定期日：平成10年3月 ・計画期間：平成9年度～22年度(14か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 *名称：藤野町ごみ処理実施計画 ・策定期日：毎年、4月1日に告示 *名称：藤野町生活排水処理実施計画 ・策定期日：毎年、4月1日に告示</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	一般廃棄物処理業許可等申請手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	120千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。</p> <p>【内容】 手数料 1件：10千円</p> <p>【参考】 収集運搬業：88社 処分業：1社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。</p> <p>【内容】 手数料 1件：2千円（新規） 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業：13社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。</p> <p>【内容】 手数料 1件：2千円（新規） 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業：19社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。</p> <p>【内容】 手数料 1件：2千円（新規） 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業：7社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。</p> <p>【内容】 手数料 1件：2千円（新規） 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業：5社</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	産業廃棄物処理業許可等申請手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	32,870千円				
【事務事業の内容】	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	自動車リサイクル法登録申請手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	40千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に基づく手数料。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	自動車リサイクル法許可申請手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	1,560千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律(通称「自動車リサイクル法」)に基づく手数料。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	一般廃棄物処理業の許可及び指導監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p> <p>【参考】 処分業者：1社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】                      廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督。</p> <p>【参考】                      産業廃棄物処理業の新規・変更・更新件数                      産業廃棄物収集運搬業・保管積替無 533件                      産業廃棄物収集運搬業・保管積替有 5件                      特別産業廃棄物収集運搬業・保管積替無 163件                      産業廃棄物収集運搬業・保管積替有 1件                      産業廃棄物処分業 11件                      特別産業廃棄物処分業 3件                      処理施設 2件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】                      廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設指導監督。</p> <p>【参考】                      処理施設：2社</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	9,600千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】                      廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくダイオキシン類測定委託料。</p> <p>【参考】                      ダイオキシン測定：14社(23施設)                      廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入調査：120件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	産業廃棄物排出事業者の指導監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物排出事業者の指導監督。</p> <p>【参考】 排出事業者立入件数：48件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	建設リサイクル法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<b>【概要】</b> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称「建設リサイクル法」）に基づく指導監督。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	自動車リサイクル法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に基づく指導監督。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	P C B 特措法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(通称「P C B 特措法」)に基づく指導監督。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	集団資源回収事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・相模原市集団資源回収事業奨励金交付要綱・相模原市集団資源回収事業補助金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・城山町集団資源回収実施団体奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・津久井町集団資源回収実施奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・相模湖町集団資源回収実施奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・藤野町資源回収実施団体奨励金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	69,040千円	2,865千円	7,060千円	1,222千円	885千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 資源の有効利用とごみの減量化を推進するとともに、「物を大切に作る心」を育成するために行う集団資源回収を支援する。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（びん類・かん類・紙類・布類）を行い、四半期に分けて、回収量に応じて実施団体に奨励金、資源回収業者団体に補助金を交付している。</p> <p>【平成16年度実施団体】 交付単価：4.0円/kg（子ども会：4.5円） 登録団体数：368団体 奨励金：33,464千円（H16予算）</p> <p>【平成16年度業者団体】 交付単価：4.6円/kg 業者団体数：2団体 （相模原環境・資源リサイクル協同組合、相模原資源リサイクル協議会） 補助金：35,163千円（H16予算）</p>	<p>【目的】 実施団体に対して奨励金を交付し、資源回収活動を支援するとともに、廃棄物の減量化と資源の再利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの）を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成16年度実施団体】 交付単価：2,500円（基本額1回） ・古紙、古繊維、鉄類：6円/kg ・空きびん：6円/本 登録団体数：15団体 奨励金：2,865千円（H16予算）</p>	<p>【目的】 ごみの減量化及び資源の再利用の推進を図り、もってごみ処理に係る負担の軽減を図るとともに、ごみの減量化及び資源の再利用に対する町民意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収（古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの）を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成16年度実施団体】 交付単価：2,500円（基本額1回） ・古紙、古繊維、空缶等：6円/kg ・空きびん：6円/本 登録団体数：59団体 奨励金：7,060千円（H16予算）</p>	<p>【目的】 各家庭から出されるごみの中の有価物等を集団で回収する団体に対して、奨励金を交付し、ごみの減量化、資源の再利用に対する意識の高揚及び推進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 自治会、子供会、老人会等の団体で、年に2回以上定期的に資源回収を行なうものとして町の登録した団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成16年度実施団体】 交付単価：2,500円（基本額1回） ・新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ：6円/kg ・ビール瓶、ジュース瓶、1.8ℓ瓶：6円/本 登録団体数：15団体 奨励金：1,222千円（H16予算）</p>	<p>【目的】 家庭から出されるごみの中の有価物等を回収する団体に対して、奨励金を交付し、ごみ処理経費の節減と再利用に対する意識の高揚及び推進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 自治会、子供会、老人会等の団体で、年に2回以上定期的に資源回収を行なうものとして町の登録した団体に奨励金を交付している。</p> <p>【平成16年度実施団体】 交付単価：2,500円（基本額1回） ・新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ：6円/kg ・ビール瓶、ジュース瓶、1.8ℓ瓶：6円/本 登録団体数：11団体 奨励金：885千円（H16予算）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	資源分別回収事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・ 相模原市資源分別回収事業奨励金交付要綱・ 相模原市資源分別回収事業補助金交付要綱・ 相模原市空きびん回収事業奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	585,975千円	4,969千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市・市自治会連合会の主催に、ごみの中に含まれている有価物を市・市民・資源回収業者との協調により回収を行い、ごみの減量化と資源の有効活用を図る。</p> <p>【内容】 ごみの減量と資源の有効活用を図るため、市、市民、事業者の三者協調による「資源分別回収事業」が昭和61年4月から全市で実施された。 平成8年度からは、各地区毎に週1回の「資源の日」（回収品目、びん・缶・紙・布）を設け、ごみ集積所に出された資源を地区自治会連合会と協定を結んだ業者が回収し資源化を図っている。</p> <p>【参考】 資源分別回収事業奨励金（地区自治会連合会） 44,550千円 "（市自治会連合会） 810千円 資源分別回収事業補助金 (33,070 t、単価15.9円/kg)</p> <p>- 空き瓶回収 - 相模原小売酒販組合に加入している酒店の店頭で設置されている回収容器に市民等がびんを持ち出し、山村ガラスが定期的に回収している。 ・空き瓶回収事業奨励金 900千円</p> <p>- 使用済み蛍光管等回収 - 蛍光管、水銀体温計を資源分別回収に合わせて回収し、水銀の適正処理及びガラス等の資源化を進める。 ・蛍光管等回収業務委託 5,204千円 ・蛍光管等処理（処分）業務委託 6,256千円 (46 t)</p> <p>- 使用済み食用油回収（モデル） - 家庭から出される使用済み食用油（植物油）の回収をモデル実施し、資源化方策や完全実施に向けての諸課題の検討を行う。 ・使用済み食用油回収業務委託 432千円 (13.5 t)</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 ごみの中に含まれている有価物を組合が収集し、再商品化業者に処理委託することで、ごみの有効活用を図る。</p> <p>【内容】 ごみの有効活用を図るため、回収品目（雑誌・布・新聞・段ボール・紙パック）を資源収集日（水曜日）品目毎に隔週月1回設け、組合が収集し資源化を図っている。 また、缶・びんについては、通常の不燃物収集日に収集を行っている。</p> <p>【参考】 平成16年度処理契約単価 （組合搬出単価） ・新聞 4.20円/kg ・雑誌 1.05円/kg ・紙パック 7.35円/kg ・段ボール 2.10円/kg</p> <p>（業者引取単価） ・新聞 2.10円/kg ・雑誌 1.57円/kg ・紙パック 4.20円/kg ・段ボール 0円/kg ・びん（無色） 2.80円/kg ・"（茶色） 4.80円/kg ・"（その他の色） 8.00円/kg ・布 9.24円/kg ・スチール 0円/kg ・アルミ 65円/kg</p> <p>平成16年度の歳入予算額（3,400千円） 歳出予算額については、収集運搬等経費は除く。 関係課は、環境総務課・施設課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	ペットボトル・白色トレイ回収事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	54,354千円	9,900千円			
歳入予算額（平成16年度）	4千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 容器包装廃棄物のリサイクルを推進し、市民・事業者・行政による一層のごみ減量化・資源化を図る。</p> <p>【内容】 スーパー、コンビニなど市内小売店の協力を得て、市民が協力店舗に持参したペットボトルや白色トレイを回収する拠点（店頭）回収方式で実施。</p> <p>【参考】 回収拠点：280カ所 平成15年度回収実績 ・ペットボトル 663.70 t ・白色トレイ 14.56 t 事務作業等委託料：44,580千円 ・ペットボトル再商品化業務委託（回収量780t、単価65円/kg） ・白色トレイ再商品化業務委託（回収量16t、単価105円/kg）</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 容器包装廃棄物のリサイクルを推進し、ごみ減量化・資源化を図る。</p> <p>【内容】 不燃物収集時に、分別されたペットボトルの収集を実施。</p> <p>【参考】 平成15年度処理実績 ・ペットボトル 161.66 t 平成16年度ペットボトル再商品化業務委託料 ・単価 49.0円/kg</p> <p>歳出予算額については、収集運搬等経費は除く。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	リサイクル週間事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	3,900千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 様々なイベントや展示を通して、リサイクルライフの楽しさ等を知り、ごみの減量化・資源化についての意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】(平成15年度実績) 開催日時 平成15年10月19日(土)午前10時～午後3時 会場 市立相模原麻溝公園特設会場 来場者数 約2万人 主なイベント 抽選会 ・応募者数:約1,700人 ・平均倍率:約31倍 ・リサイクル自転車(20台) ・リサイクル家具(30点) ・生ごみ処理機(5台) ステージ関係 ・鼓笛隊演奏 ・オープニングセレモニー(市長等あいさつ) ・美化運動推進協議会表彰式 展示等 ・相模原環境・資源リサイクル協同組合等が参加 ・出展数は12ブース</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	美化推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	経済課・環境防災課・（広域リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例	城山町環境保全に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	21,135千円	7,211千円	225千円		262千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	199千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】</p> <p>市民地域清掃の実施 （5月30日前後の日曜日）</p> <p>相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例（平成10年4月1日）に伴う美化指導員の配置や不法投棄防止のための啓発</p>	<p>（城山町）</p> <p>【概要】</p> <p>美化キャンペーンの実施 （7月の第1日曜日）</p> <p>城山町環境保全に関する条例（平成16年4月1日改正施行）に伴う美化指導員の配置や不法投棄防止のための啓発</p> <p>業者委託による山岳・河川の清掃委託</p> <p>【特定財源】</p> <p>不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業補助金 199千円</p> <p>（津久井郡広域行政組合）</p> <p>該当なし</p>	<p>【概要】</p> <p>美化キャンペーンの実施 （7月の第1日曜日）</p> <p>ごみ袋、軍手代</p>	該当なし	<p>【概要】</p> <p>美化キャンペーンの実施 （7月の第3日曜日）</p> <p>ごみ袋、軍手代、保険代</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	美化運動推進事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,580千円		3,060千円		
歳入予算額(平成16年度)	1,495千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【概要】 美しくきれいなまちづくりを推進するとともに、市民参加による美化運動の定着と活性化を図るため、相模原市美化運動推進協議会の運営費を補助する。</p> <p>【財源内訳】 廃棄物適正処理監視等推進事業補助金 1,400千円 労働保険自己負担分 95千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	<p>【概要】 生活環境の向上を図るため、ごみの減量化と不法投棄防止等、津久井町内各地区環境美化推進協議会と連携を図りつつ環境美化活動を推進する。</p> <p>【内容】 5地区への補助金 2,640千円(不法投棄防止の看板・のぼり等の作成、キャンペーン活動費など) 美化推進協議会運営費 420千円</p>	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	循環型社会普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,804千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 循環型社会の形成に向け、リデュース、リユース、リサイクル、適正処理等について市民意識を啓発し、ごみの減量化、資源化に対する意識を高めるため、リサイクルプレス等の発行等を行う。</p> <p>【内容】-平成16年度の予定- シンポジウムの開催 リサイクルプレスの発行 「さがみはら・ごみダイエットプラン」周知用パンフレットの発行</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	清掃事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	生ごみ処理容器助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市生ごみ処理容器購入助成金交付要綱	城山町生ごみ処理機等設置費助成金交付要綱	津久井町電気式生ごみ処理機購入費助成金交付要綱	相模湖町生ごみ処理器設置費補助金要綱	藤野町生ごみ処理器設置費補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	6,000千円	622千円	600千円	146千円	518千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ごみの減量化・資源化対策の一環として、生ごみ処理容器の購入に対して助成する。</p> <p>【内容】 市内在住者が市内販売店から購入すること たい肥化・減量化する家庭用の2千円を超える生ごみ処理容器 購入金額の2分の1以内、限度額3万円 平成16年度予定助成台数：290台</p> <p>【補助実績】 平成13年度 ・生ごみ処理器 107台 ・電動生ごみ処理器 300台 平成14年度 ・生ごみ処理器 79台 ・電動生ごみ処理器 206台 平成15年度 ・生ごみ処理器 72台 ・電動生ごみ処理器 187台</p>	<p>【目的】 家庭から出る生ごみの減量化・資源化を進めるため、電動式生ごみ処理機、その他の生ごみ処理容器を購入した場合の購入金額の一部を助成する。</p> <p>【内容】 電動式生ごみ処理機の購入金額の2分の1以内の額で上限3万円。 その他の生ごみ処理容器にあっては、購入金額の2分の1以内の額で上限5千円。 助成基数は、電動式は1世帯当たり1基、その他の生ごみ処理容器は2基までとし、購入後5年を経過するまで次回の助成は受けられない。</p> <p>【補助実績】 平成13年度 ・生ごみ処理器 2基 ・電動生ごみ処理器 21基 平成14年度 ・生ごみ処理器 2基 ・電動生ごみ処理器 20基 平成15年度 ・生ごみ処理器 2基 ・電動生ごみ処理器 18基</p>	<p>【目的】 家庭から出る生ごみの減量化・資源化を進めるため、「電気式生ごみ処理機」を購入した場合、購入金額の一部を助成する。</p> <p>【内容】 家庭用電源を用いて生ごみを分解、減量し堆肥化する機器。 電気式生ごみ処理機購入金額の6分の1以内の額で上限1万円。 1世帯当たり1基までの助成。</p> <p>【補助実績】 平成13年度 ・生ごみ処理器 10基 ・電動生ごみ処理器 33基 平成14年度 ・生ごみ処理器 12基 ・電動生ごみ処理器 27基 平成15年度 ・生ごみ処理器 15基 ・電動生ごみ処理器 9基</p>	<p>【目的】 町民による生ごみの自家処理を促進することにより、町のごみ処理の減量化を図るため、生ごみ処理器を購入したものに對し、その費用の一部を予算の範囲内で補助する。</p> <p>【内容】 補助対象及び補助金額 ・補助率：購入金額の2分の1 ・補助額上限 生ごみ処理器 3千円 電動生ごみ処理器 2万円 1世帯当たり1基助成。</p> <p>【補助実績】 平成13年度 ・生ごみ処理器 1基 ・電動生ごみ処理器 7基 平成14年度 ・生ごみ処理器 2基 ・電動生ごみ処理器 6基 平成15年度 ・生ごみ処理器 1基 ・電動生ごみ処理器 2基</p>	<p>【目的】 町民による生ごみの自家処理を促進することにより、町のごみ処理の減量化を図るため、生ごみ処理器を購入したものに對し、その費用の一部を予算の範囲内で補助する。</p> <p>【内容】 補助対象及び補助金額 ・補助率：購入金額の3分の2 ・補助額上限 生ごみ処理器 6千円 電動生ごみ処理器 4万円 1世帯当たり1基助成。</p> <p>【補助実績】 平成13年度 ・生ごみ処理器 0基 ・電動生ごみ処理器 11基 平成14年度 ・生ごみ処理器 7基 ・電動生ごみ処理器 13基 平成15年度 ・生ごみ処理器 11基 ・電動生ごみ処理器 9基</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	大型生ごみ処理機導入モデル事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,796千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭から排出される生ごみの減量化・たい肥化の推進のため、世帯単位による取り組みであるコンボスト化容器や電動式生ごみ処理機の購入助成事業と並行して、市民主体の運営による集団的な取り組みの可能性を検討する。</p> <p>【内容】 戸建住宅地・共同住宅地にそれぞれ1台導入 市広報で公募 モデル期間 ・戸建住宅地 平成14年11月～17年3月 ・共同住宅地 平成15年12月～17年3月 市は、光熱水費・リース代を負担 実施団体は処理機の維持管理及び調査協力 調査は、年4回のごみ量調査(2週間)及び年2回のアンケート調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	リサイクルスクエア運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	循環型社会形成推進基本法・相模原市リサイクルスクエア事業実施要綱	津久井郡広域行政組合リサイクル品展示室運営及び開催要領			
歳出予算額（平成16年度）	28,119千円	60千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ごみの資源化・減量化のために、家庭で不要となった日用品の再利用等を通じて市民のごみに対する理解を深めてもらう。</p> <p>【内容】 不要となった家具を清掃・磨きをかけて、市内2か所にある展示施設（リサイクルスクエア）に1日～20日まで展示し、毎月1回抽選を行い当選者にプレゼントしている。 （500円程度のみどりのまちづくり基金へ募金をお願いしている。） 市内2箇所に設置 ・リサイクル品の展示 ・リサイクル情報啓発コーナー</p> <p>【平成15年度実績】 2か所の合計 ・来場者数 24,324人 ・出展数 1,001点</p>	<p>（城山町）</p> <p>【事業概要】 家庭の不要品となった衣類、家具、文房具、書籍、楽器等を町に登録することにより、不用品再利用情報コーナー又は町広報への掲載を通じて情報を伝える。</p> <p>品物の引取りは、譲る方、譲ってもらう方の当事者で行い、取引が成立したときは環境防災課へ連絡する。</p> <p>【平成15年度実績】 ・不用品を譲る方の登録件数 10件 ・不用品を希望する方の登録件数 16件 事業立てはしていない。</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 ごみの資源化・減量化のために、家庭で不要となった家具の再利用等を通じて、ごみに対する理解を深めてもらう。</p> <p>【内容】 不要となった家具を清掃・補修・磨きをかけて、年2回2週間程度展示施設に展示し、抽選販売を行う。1回の開催で約40点ほどを展示販売している。</p> <p>【平成15年度実績】 ・来場者数 683人 ・出展数 97点 ・収入 185千円</p> <p>歳入予算額150千円 歳出予算額は、リサイクル推進事業より関連予算を抜粋。（リサイクル品加工用消耗品：60千円）</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	不法投棄対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	26,440千円	555千円	868千円	169千円	1,264千円
歳入予算額（平成16年度）	5,639千円	0千円	91千円	0千円	166千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 美化意識の啓発のための不法投棄看板の配布、不法投棄物への警告シールの貼付のほか、未然防止対策として夜間パトロールや監視カメラによる監視の実施、及び拡大防止策として不法投棄物の撤去を行うなど不法投棄対策を総合的に推進する。</p> <p>【財源内訳】 特定財源：5,639千円 ・廃棄物適正処理監視等推進事業補助金 2,800千円（10.6%） ・放置自動車撤去協力金 2,839千円（10.7%） 一般財源：20,801千円（78.7%）</p> <p>【経費内訳】 需用費 568千円 ・看板、バリケード、警告シール ほか 役務費 612千円 ・不法投棄監視システム携帯電話料 委託料 18,243千円 ・不法投棄物収集運搬及び処分 ・夜間警備業務 ・放置自動車撤去 ほか 使用料及び賃借料 7,017千円 ・不法投棄監視システム賃借料</p>	<p>【内容】 家電製品の不法投棄物に対して処理手数料を、それ以外の不法投棄物に対して撤去委託料を予算計上している。</p> <p>【経費内訳】 需用費 10千円 ・清掃用具等 役務費 145千円 ・不法投棄家電処理手数料 委託料 400千円 ・不法投棄物撤去委託料</p>	<p>【内容】 家電製品の不法投棄物に対して処理手数料を、それ以外の不法投棄物に対して撤去委託料を予算計上している。</p> <p>【経費内訳】 役務費 266千円 ・不法投棄処理手数料 委託料 602千円 ・不法投棄物撤去委託料</p> <p>【特定財源】 不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業補助金 91千円</p>	<p>【内容】 美化意識の啓発のための不法投棄看板の配布、未然防止対策としてパトロールの実施、及び拡大防止策として不法投棄物の撤去を行うなど不法投棄対策を総合的に推進する。</p> <p>【経費内訳】 需用費 80千円 ・看板 ほか 役務費 43千円 ・家電リサイクル料 委託料 46千円 ・放置車両等処理委託料</p>	<p>【内容】 不法投棄未然防止対策としてパトロールの実施及び拡大防止策として不法投棄物の撤去を直営で行うなど不法投棄対策を推進する。</p> <p>【経費内訳】 需用費 500千円 ・不法投棄防止フェンス設置工事 役務費 57千円 ・不法投棄処理手数料 委託料 707千円 ・不法投棄処理委託</p> <p>【特定財源】 不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業補助金 166千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	事業系ごみ減量化等促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 排出実態調査</p> <p>【目的】 事業者別搬入実績の経年比較、多量排出事業者(100t/年以上)の確認</p> <p>【内容】 廃棄物指導課所管の「一般廃棄物処理業務実績報告書」と清掃工場所管の「一般廃棄物搬入申請書」から必要なデータを収集・整理して実態を把握する。</p> <p>【参考】 清掃工場：2箇所 随時搬入1日平均：70件程度 許可業者：88者 許可業者との契約事業所：約1,600所</p> <p>【システム概要】 市内事業所における事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を促進するため、事業所の管理を行うシステムである。 &lt;システムで管理するもの&gt; 市内全事業者(約23,000者)の基本情報(名称、住所等)、相談履歴、適正排出の状況、減量化等計画書データなど。 &lt;機能など&gt; 電話で苦情や相談があった場合の内容を入力し、指導や相談に活用 工場搬入や許可業者のデータを管理し、適正処理の状況を把握 夜間収集エリアの事業者抽出 減量化等計画書のより高度な分析</p> <p>2. 主体別行動指針に基づく事業者のごみ減量行動の促進</p> <p>【目的】 平成16年3月に策定した主体別行動指針(ごみダイエットプラン)に基づく自主的な取り組みを促す。</p> <p>【内容】 商工会議所等関係団体への事業者のごみ減量行動について周知・啓発や、横断的な事業者組織との意見交換を行う。</p> <p>【検討を予定している新たな施策】 優良事業者等表彰制度 モデル商店街事業 マイバック持参運動</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	一般ごみ夜間収集事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	38,697千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 通勤・通学をはじめ多くの市民や来街者が利用する駅前地区において、まちの美観や歩行者の安全確保を図る。</p> <p>【内容】 民間事業者に委託し、指定した駅前地区の一般ごみを夜間に戸別収集する。</p> <p>【参考】                  湘野辺駅北口地区(平成15年度実施)                  ・約8.8ha                  ・905世帯                  ・週3日収集@75,600円×155日=11,718千円                  小田急相模原駅南口地区(平成15年度実施)                  ・約5ha                  ・395世帯                  ・週3日収集@49,875円×155日=7,731千円                  東林間駅西口地区(平成16年度実施)                  ・約6ha                  ・467世帯                  ・週3日収集@29,925円×155日=2,305千円                  橋本駅北口地区(平成16年度実施)                  ・約4ha                  ・155世帯                  ・週3日収集@39,375円×155日=6,104千円                  清掃工場の夜間警備                  ・南清掃工場:11,800円×310日=3,679千円                  ・北清掃工場:11,800円×155日=1,829千円                  平均収集量:1.48t/日</p> <p>【今後の施策】 平成17年度に新たに2地区実施予定であり、計6地区(中心商業地:3地区、地区中心商業地:3地区)で政策決定されている。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	6,321千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>1. 事業者への情報提供・意識啓発</p> <p>【目的】 事業者へごみの減量化等について広く周知する。</p> <p>【内容】 パンフレットの作成、配布 広報媒体を利用した情報提供 食品衛生協会の協力による意識啓発</p> <p>【参考】 パンフレットの作成：9,000部 予算額：500千円</p> <p>2. 事業系一般廃棄物の適正排出等指導</p> <p>【目的】 事業系ごみの適正排出を徹底させる。</p> <p>【内容】 市内の全事業所へダイレクトメールを発送 適正排出に関する説明会の実施 通報等に応じた個別指導や相談業務</p> <p>【参考】 ダイレクトメール発送対象：約2万2千 説明会対象団体：計約160団体 （商店会（67）、食品衛生関係団体（47）等）</p> <p>3. 多量排出事業者の減量化指導</p> <p>【目的】 多量排出事業者のより一層の減量化・資源化の促進を図る。</p> <p>【内容】 一定規模以上の事業者へ減量化等計画書の提出を求める 多量排出事業者の直接指導 大規模小売店舗立地法に基づく届け出内容の確認</p> <p>【参考】 減量化計画書の提出対象業者：約1,300者 (1)事業の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上の建築物を所有し、占有し、又は管理する者 (2)年間100トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入している者</p> <p>【システムの概要】 「事業系ごみ減量化等促進事業」調書のシステムに同じ。</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 事業系一般廃棄物の適正排出処理等</p> <p>【目的】 事業所へ事業系一般廃棄物の適正排出等を徹底させる。</p> <p>【内容】 処理施設搬入時、産業廃棄物等の混入の抜打ち調査を行う。（2ヶ月に1回、半日程度） ごみステーション収集時、産業廃棄物が排出されていた場合は取り残し、排出事業所を特定し、事業所の指導を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	事業系ごみ取扱い事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【概要】 事業系ごみの適正処理について、取扱いが異なることが予想されるため、一元化に向け取扱いの実態を記載します。</p> <p>【事業系ごみの範囲】 ここでは事業系一般廃棄物を指し、一般廃棄物のうち種類や量にかかわらず事業活動の上で発生するすべてのごみをいう。(産業廃棄物については、廃棄物指導課の所管となります。)</p> <p>【事業系ごみの適正処理方法等】 事業者自ら清掃工場に搬入 手数料：基本料金180円と10kgを超える部分の10kgにつき180円を加算した額(免除規定なし) 一般廃棄物収集運搬許可業者と契約 資源(びん、かん、紙類等)も一般廃棄物収集運搬許可業者又は、資源回収業者と契約 これらの契約にあたり補助制度等なし</p> <p>事業系ごみについては、市は一切収集しない。また、少量排出事業者への特例等もなく、手数料の免除規定や補助制度もない。 ただし、自治会活動によるものは、自己搬入を条件に減免。 公共施設(公民館、保育園、学校等)から排出するごみも、許可業者と契約し処理している。</p> <p>【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者：88者 事業所数：22,424所 (H13事業所・企業統計調査) 事業系ごみ処理量：65,728 t(平成15年度)</p>	<p>(城山町) 該当なし 【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者：13社 事業所数：730所(H13事業所・企業統計調査)</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【概要】 津久井郡内の事業所から、事業活動に伴って発生する一般廃棄物を適正処理するため、一般廃棄物を排出する事業所の特定を行う。</p> <p>【事業系ごみの範囲】 事業活動に伴って発生する、事業系一般廃棄物</p> <p>【事業系ごみの適正処理方法等】 事業所自ら処理施設に搬入 「ごみ処理手数料」調書を参照 事業所が町の収集運搬許可業者に依頼し、処理施設に搬入 ごみ処理手数料として、排出事業所に請求を行う。なお、許可業者については、組合の収集運搬処理の手数料と直接搬入の手数料との差額以内で収集運搬を行う。 また、許可業者は施設搬入の際、事業所を混合で積載して搬入した場合は、搬入日翌日に各事業所の排出量を計量室(受付)に提出し、組合職員が排出事業所ごとに入力する。</p> <p>【参考】 登録事業所数 503件 (組合収集等205件、直接搬入298件) 収集運搬許可業者：12者 事業系ごみ処理量：3,106t(平成15年度)</p>	<p>該当なし 【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者：19者 事業所数：1,110所(H13事業所・企業統計調査)</p>	<p>該当なし 【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者：7社 事業所数：512所(H13事業所・企業統計調査)</p>	<p>該当なし 【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者：5社 事業所数：501所 (H13事業所・企業統計調査)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	南清掃工場建替整備推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃施設課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	18,280千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老朽化した南清掃工場の建替えにより、安全で安定的なごみ処理体制を確保するとともに、環境に配慮し、循環型社会に寄与する施設とする。</p> <p>【概要】 整備予定：平成18年度着工、平成21年度竣工 整備方針 現清掃工場を稼働させながら建替え整備する。 処理規模を600t/日を上限とする。 溶融固化設備を有すること。 施設の安全対策、公害防止対策を十分検討する。</p> <p>生活環境影響調査結果報告書作成 ・現況調査の実施：平成13、14年度実施 ・環境影響予測の実施：平成16年度実施 発注仕様書(案)作成：平成16年度実施</p> <p>【内容】 平成16年度事業 生活環境影響調査結果報告書作成 平成13、14年実施の現況調査を基に環境への影響について予測評価を実施する。 麻溝台収集事務所実施設計 南清掃工場建替予定地内にある麻溝台収集事務所の移転に係る設計を行う。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	清掃事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	公衆トイレ維持管理事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃施設課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	37,017千円			904千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内にある公衆トイレの維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、駅前広場等の利用者の利便に供する。</p> <p>【概要】 市内の公衆トイレ15箇所の管理については毎日1回の清掃業務や施設の利用状況に応じて、適宜補修、点検を実施している。また、非常プザーの緊急時対応については、民間へ委託している。</p> <p>【内容】 施設等管理運営業務 清掃業務：各箇所清掃を1回/日実施 維持管理：施設の補修、点検</p>	<p>該当なし</p> <p>観光便所の維持管理について、経済部会「観光施設維持管理事業」で記載している。</p>	<p>該当なし</p> <p>観光トイレの維持管理について、経済部会「観光施設維持管理事業」で記載している。</p>	<p>【目的】 公衆トイレ（10ヶ所）の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、広場等利用者の利便に供する。トイレ（10ヶ所）については、（財）相模湖周辺環境整備公社に委託し、週1～2回清掃している。</p> <p>【公衆トイレの場所】 道志川、与瀬神社、御供岩、弁天島、牛鞍神社、石老山登山口、関川、石老山（顕鏡寺）沼本、明王峠</p>	<p>該当なし</p> <p>観光便所の維持管理について、経済部会「観光施設維持管理事業」で記載している。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	一般廃棄物最終処分場整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃施設課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額(平成16年度)	158,058千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 最終処分場の整備を図り、円滑なごみ処理体制を確保する。</p> <p>【概要】 現在埋立供用中の第1期整備地は、平成19年度に埋立終了の見込みである。遅滞なく埋立処分を継続させるため、第2期整備地を平成17年度から整備する。 また、第1期整備地埋立終了措置として最終覆土、遮水機能強化を図る。 第1期整備地の整備 第3土堰堤の整備：平成16年度 埋立終了措置 ・遮水機能強化：平成17～18年度 ・埋立終了措置(最終覆土)：平成20年度 第2期整備地の整備 埋立地整備：平成17～19年度 汚水処理施設の改修：平成19～20年度</p> <p>【内容】 本年度事業 第1期整備地第3土堰堤の築造工事の実施 第2期整備地整備に向けての準備作業 (生活環境影響調査結果の告示・縦覧、整備計画書の作成)</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	清掃事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	し尿処理施設の維持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合施設課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	126,343千円	115,821千円			
歳入予算額（平成16年度）	32千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から排出されるし尿の処分に係る処理施設の運営・管理</p> <p>【内容】 平成15年度処理実績 ・搬入量：15,598k l / 年（対前年比90.9%）   内訳：{生し尿：3,720kl（23.8%）}           {対前年比：89.8%}           {浄化槽汚泥：11,878kl（76.2%）}           {対前年比：91.2%} ・汚泥運搬量：1,021t ・稼働日数：246日 ・1日当たり処理量：63.4k l 処理方法 固液分離処理後、分離液は希釈し公共下水道放流、汚泥は清掃工場へ搬送し焼却。</p> <p>【施設の概要】 ・昭和37年4月：開所 ・平成12年度：改修工事 ・処理能力 140kl / 日 ・敷地面積 35,640.83㎡ ・施設敷地 17,777.87㎡ ・緑地面積 15,893.06㎡ ・その他 1,969.90㎡</p> <p>【課題】 平成12年度の改修工事では、施設の耐用年数は、平成22年度としている。 施設の老朽化が進んでおり、今後、設備の維持修繕に費用が掛かってくる。 市街化区域の公共下水道整備面積が、対人口普及率で約98%に達し、また、市街化調整区域の公共下水道整備が始まり、平成15年度の処理量は対前年比約10%近く減少している。ただ、調整区域内や仮設トイレのし尿処理等があり、今後とも、し尿処理施設の必要性は残される。</p> <p>【その他】 大野中地区の公園整備にあたり敷地の一部が公園予定地に組み込まれている。</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 郡民等から排出されるし尿の処分に係る処理施設の運営・管理</p> <p>【内容】 平成15年度処理実績 ・搬入量：23,538k l / 年（対前年度比99.7%）   内訳{生し尿 3,764kl（16.0%）}           {対前年度比 85.9%}           {浄化槽汚泥 19,774kl（84.0%）}           {対前年度比 102.9%} ・稼働日数：365日 ・1日当たり処理量：64.5k l 処理方法 一・二次処理、高度処理後、処理水は河川放流、汚泥は専用炉で焼却。</p> <p>【施設の概要】 ・昭和40年4月：稼働開始 ・昭和60～62年度：増改築工事 ・処理能力：90kl ・敷地面積：4,512.9㎡</p> <p>【課題】 昭和60～62年度の増改築工事から17年が経過していることから、老朽化が進んでいる各設備機器の補修整備を行って、施設更新までの間、機能維持を図らなければならない。 計画処理能力（生し尿54.7kl / 日、浄化槽汚泥35.3kl / 日）に対して、搬入量（生し尿10.3kl / 日、浄化槽汚泥54.2kl / 日）が逆転した状態になっていることから、今後、搬入量に適合した処理方式、施設整備の検討が必要とされる。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	し尿処理施設に係る大気、水質等の測定及び分析		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	悪臭防止法 相模原市悪臭防止対策に関する指導要綱 水質汚濁防止法 下水道法 相模原市下水道条例	水質汚濁防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例			
歳出予算額(平成16年度)	1,832千円	588千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律条例等に基づき水質、臭気の測定を業者に委託して行う。</p> <p>【内容】 水質測定：年24回測定 平成15年度測定結果 ・PH 8.1 ・BOD 64.0mg / l ・SS 87.0mg / l 規制基準値(下水道放流) ・PH 5.9~9.0 ・BOD 600mg / l ・SS 600mg / l 臭気測定：年1回測定 平成15年度測定結果 ・管理棟燃焼脱臭炉 310倍 ・処理棟燃焼脱臭炉 170倍 規制基準値 ・1,000倍以下</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 法律条例等に基づき水質の測定を業者に委託して行う。</p> <p>【内容】 水質測定：年6回測定 平成15年度測定結果 ・PH 7.7 ・BOD 1.5mg / l ・COD 6.5mg / l ・SS &lt;5mg / l ・大腸菌群数 &lt;10個 / ml 規制基準値(河川放流) ・PH 5.8~8.6 ・BOD 20mg / l ・COD 20mg / l ・SS 50mg / l ・大腸菌群数 3,000個 / ml</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	清掃工場使用料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 相模原市が処分する産業廃棄物を定める告示				
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	126千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市条例・告示等に基づく産業廃棄物の受入</p> <p>【内容】 一般廃棄物の処理に支障のない範囲において市告示に定める条件を満たす産業廃棄物を受け入れ、従量制により使用料を徴収する。</p> <p>【使用料単価】 180円 / 10kg (平成16年度受入予定量: 7t)</p> <p>【使用料徴収方法】 随時搬入のみのため、搬入時に工場窓口にて現金精算。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	ごみ処理手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	地方自治法・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	1,114,320千円	74,476千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市条例等に基づく一般廃棄物の受入</p> <p>【内容】 市内で発生した一般廃棄物（生活系については一般ごみのみ）を受け入れ、従量制により手数料を徴収する。</p> <p>【手数料単価の額】 基本料金と加算料金を合算する。 事業系一般廃棄物 ・基本料金：搬入1回につき180円 ・加算料金：搬入量の10k gを超える部分について180円/10k g 生活系一般廃棄物（一時の搬入量が100k g以上の場合） ・基本料金：搬入1回につき120円 ・加算料金：搬入量の10k gを超える部分について120円/10k g 一時の搬入量が100k g未満の場合は無料 平成16年度搬入予定量 ・事業系定期搬入 51,460 t ・事業系随時搬入 10,200 t ・生活系随時有料搬入分 370 t</p> <p>【搬入申請】 定期搬入 ・年間分をまとめて年1回申請 ・申請承認時に計量用カードを年間貸与 随時搬入 ・搬入の都度、工場窓口にて申請 ・申請受付時に計量用カードを貸与し、精算時に返却</p> <p>【手数料徴収方法】 定期搬入 月締めにより翌月末日を納期限として毎月請求 随時搬入 搬入時に工場窓口にて現金精算</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 組合条例等に基づく一般廃棄物の受入</p> <p>【内容】 郡内の事業所で事業活動に伴って発生した一般廃棄物を組合が1ヶ月につき50k g以上収集、運搬、処分及び事業所が処理施設に直接搬入するとき従量制により手数料を徴収する。 なお、生活系については、自ら処理することが困難な動物の死体のみ（直接搬入に限る）手数料を徴収する。</p> <p>【手数料単価の額（税別）】 事業系一般廃棄物 ・組合が1ヶ月につき50k g以上の収集、運搬、処分を行うとき 36円/k g ・事業所が直接搬入するとき 20円/k g 生活系一般廃棄物 ・動物の死体 500円/個</p> <p>【搬入申請】 事業系一般廃棄物 ・登録事業所の収集、運搬、処分 事業者の申請により月量を決め、承認する。 申請時、2週間計量し2倍にして月量とする。 ・登録事業所の直接搬入 事業者の申請により月量を決め、承認する。 承認時計量カードを貸与する。 ・未登録事業所の直接搬入 搬入の都度、計量室（受付）にて行う。 職員が未登録事業所カードで計量し、精算する。 生活系一般廃棄物 電話連絡の上、直接搬入</p> <p>【手数料徴収方法】 事業系一般廃棄物 ・登録事業所 1ヶ月締めの3ヶ月分を翌月に請求し、納入期限は月末とする。 1月～3月分：4月15日請求（同月末日納期など） ・未登録事業所 施設搬入時、現金精算 生活系一般廃棄物 施設搬入時、現金精算</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	粗大ごみ処理手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	地方自治法・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	115,065千円	3,362千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】粗大ごみの戸別収集及び受入施設に係る処理手数料</p> <p>【内容】粗大ごみの収集、運搬、搬入</p> <p>【収集方法及び処理手数料】                      直接搬入                      ・基本料金：搬入1回につき120円                      ・加算料金：搬入量が10kgを超えるときは、超える部分について10kgにつき120円/kg                      ・特定家庭用機器（家電4品目）：1台につき1,000円</p> <p>戸別収集                      ・1kgにつき25円を基準として、品目別に規則で定める額（1個200円から1,500円）                      ・特定家庭用機器（家電4品目）：1台につき1,500円</p> <p>手数料は粗大ごみ収集シールの販売枚数</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施）                      【目的】粗大ごみの戸別収集及び処理施設に係る処理手数料</p> <p>【内容】粗大ごみの収集、運搬及び処理施設搬入時の手数料を徴収する。</p> <p>【収集方法及び処理手数料（税別）】                      戸別収集                      ・特定家庭用機器（家電4品目） 1,500円/台                      ・粗大ごみ                        オートバイ（50cc未満） 1,500円/台                        タイヤ（乗用車） 1,000円/本                        その他のもの 500円/個                        おおむね50cm以上のもの</p> <p>直接搬入                      ・特定家庭用機器（家電4品目） 1,000円/台                      ・粗大ごみ                        オートバイ（50cc未満） 1,000円/台                        タイヤ（乗用車） 500円/本</p> <p>【徴収方法】                      戸別収集                      収集時住民立会いのもと現金徴収                      直接搬入                      直接搬入時現金徴収</p> <p>関係課は、リサイクル推進課・施設課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合施設課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	1,766,218千円	755,267千円			
歳入予算額（平成16年度）	1,134,146千円	77,976千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法令、規制等を遵守した清掃工場の運転による廃棄物の処理</p> <p>【内容】 焼却設備の運転管理に係る薬剤、部品等の購入 各設備の保守点検及び修繕 設備の運転管理等に伴う各種測定調査を委託により実施 水質、排煙、ごみ質、臭気、ダイオキシン類、作業環境、焼却残渣組成分類の調査を委託</p> <p>【運営体制】 焼却設備の運転管理 直営 クレーン設備の運転操作 直営 各設備の保守点検及び汚水処理設備の運転管理委託 （北清掃工場の汚水処理設備運転管理は直営）</p> <p>【施設概要】 南清掃工場 ・焼却炉：200 t / 日 × 3炉 ・平成16年度焼却予定量：113,150トン ・359日稼働 北清掃工場 ・焼却炉：150 t / 日 × 3炉 ・平成16年度焼却予定量：118,045トン ・359日稼働</p> <p>【特定財源】 産業廃棄物処理に伴う清掃施設使用料 126千円 一般廃棄物処理に伴うごみ処理手数料 1,114,320千円 雑入（公衆電話使用料） 23千円 雑入（光熱水費実費負担金） 137千円 雑入（電力売払収入） 19,540千円</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 法令、規制等を遵守したごみ焼却施設及び不燃物処理施設の運転等による廃棄物の処理処分</p> <p>【内容】 焼却設備の運転管理に係る薬剤、部品等の購入 各設備・機器の点検整備及び修繕 施設運転管理及び設備（一部）の保守点検を委託 可燃ごみ処理及び焼却灰処分を委託 排煙、ごみ質、ダイオキシン類、作業環境、焼却残渣組成分類等の調査を委託 資源化物処理を委託</p> <p>【運営体制】 焼却施設（ごみ投入監視を除く）の運転管理委託 可燃ごみ処理（定期点検整備時）及び焼却灰処分委託 設備（一部）の保守点検委託 不燃物処理施設運転（アルミ等資源化物の処理）委託</p> <p>【施設概要】 焼却施設 ・焼却炉：54.9t / 日 ・平成16年度焼却予定量：16,295t / 日 ・303日稼働 不燃物処理施設 ・破砕機：15 t / 5h ・圧縮（プレス）機：25 t / 5h ・平成16年度処理予定量：2,555t / 年</p> <p>【その他】 廃タイヤの処分委託 ・平成16年度処分予定量：2,160本 / 年</p> <p>【特定財源】 一般廃棄物処理に伴うごみ処理手数料 74,476千円 雑入（電力売電収入） 3,500千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	一般廃棄物最終処分場の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合理設課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額(平成16年度)	61,773千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法令、規制等を遵守し、一般廃棄物最終処分場の適正かつ衛生的、安定的な処理、運営を行う。</p> <p>【内容】 清掃工場焼却設備等より排出される焼却灰等の運搬及び埋立作業 埋立地及び汚水処理施設の各設備の保守点検及び修繕 焼却灰等運搬車両及び車両系建設機械の保守</p> <p>【運営体制】 最終処分場における埋立作業：直営 清掃工場等からの焼却灰等の運搬 ・南清掃工場 全て直営 ・北清掃工場 全て委託 ・東清掃事業所 一部委託 汚水処理施設の運転管理 直営</p> <p>【施設概要】 面積 98,379.9㎡ 全体容量 1,080,000 ㎡ 平成15年度末残余容量 ・1期整備地 73,903 ㎡ ・2期整備地 383,000 ㎡ 計 456,903 ㎡ 平成15年度埋立量 25,091 ㎡ (35,127 t)</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合) 該当なし 現在、焼却灰等は「長野県・群馬県・茨城県」に県外搬出している。 平成15年度実績 4,283 t (焼却残渣3,365 t、不燃残渣918 t)</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	粗大ごみ受入施設の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合施設課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	131,711千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	50,640千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が自ら搬入する家庭から排出される粗大ごみ及び特定家庭用機器（家電4品目）を受入保管し、清掃工場又は指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【内容】 一般廃棄物搬入申請書に記載された内容を確認し、搬入を承認し、手数料を徴収する。 搬入される粗大ごみ等を確認、分類し、搬出の準備、保管をする。 定期的に粗大ごみを清掃工場、特定家庭用機器（家電4品目）を指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【特定財源】 粗大ごみ処理手数料（随時） 50,640千円</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 郡民が自ら搬入する家庭から排出される粗大ごみ及び特定家庭用機器（家電4品目）を受入し、処理又は指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【内容】 事前の電話による搬入申請を受け、内容を確認し、搬入を承認し、一部手数料を徴収する。 搬入される粗大ごみ等を確認、分類し、処理、又は、搬出の準備、保管をする。 定期的に、特定家庭用機器（家電4品目）を指定取引場所へ搬出する。</p> <p>歳出予算は、「清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に含まれる。 関係課は、リサイクル推進課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	粗大ごみ戸別収集事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	195,691千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	64,425千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 粗大ごみ受付業務委託により、粗大ごみ等戸別収集の適正な運営を図る。</p> <p>【内容】 市民から粗大ごみ受付事務所に申込みのあった粗大ごみ等を戸別毎に指定した期日に委託業者が収集・処分する。</p> <p>【収集方法】 電話受付時に料金を申請者に知らせ、回収時まで「粗大ごみ収集シール」を市内のコンビニ等取扱い店から購入し、回収時に貼付けておいてもらう。</p> <p>【粗大ごみ受付システムの概要】 申込み 市民からの粗大ごみ収集申込みを受付事務所で電話やインターネット等で受け付ける。 受付 受付事務所で収集申込みの内容（品名・収集日等）を聴取した後、パソコンへ入力（データの管理）する。入力したデータを収集委託業者へパソコンで送り作業指示をする。 収集 作業指示を受けた収集委託業者は戸別毎に収集し、その報告書をパソコンへ入力する。 報告書 収集委託業者が入力した報告書の内容を必要に応じて、受付事務所等のパソコンで確認できる。</p> <p>【特定財源】 粗大ごみ処理手数料（随時） 64,425千円</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 自己処理及び自己搬入できない粗大ごみについて、戸別収集により適正な処理を行う。</p> <p>【内容・収集方法】 郡民からの粗大ごみ申込みを電話で受け、指定した期日に組合が収集・処分する。手数料は、収集時住民立会いで収集職員が現金で徴収する。 歳出予算額は、「廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業」調書にて計上。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	発電所に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	19,540千円	3,500千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 熱の有効利用による発電と余剰電力の売却。</p> <p>【内容】 ごみ焼却により得られる熱を活用し、場内等で使用する電力の発電を行う。 また、余剰電力については電力会社に売り払うことにより電力の有効利用と収入の確保を図る。</p> <p>【発電設備等の概要】 南清掃工場 ・発電能力：1,500kwh ・他施設への電気供給：なし ・平成16年度売見込電力量：913,920kwh 北清掃工場 ・発電能力：2,500kwh ・他施設への電気供給：北市民健康文化センター(隣接施設)に供給 ・平成16年度売見込電力量：2,400,000kwh 電力売払い先 ・東京電力株式会社 収入の扱い ・雑入として、「11 清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に充当。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 熱の有効利用による発電と余剰電力の売却。</p> <p>【内容】 ごみ焼却により得られる熱を活用し、場内で使用する電力の発電を行う。 また、余剰電力については電力会社に売り払うことにより電力の有効利用と収入の確保を図る。</p> <p>【発電設備等の概要】 ごみ焼却発電施設 ・発電能力：600kwh ・他施設への電気供給：なし ・平成16年度売見込電力量：423,360kwh 電力売払い先 ・東京電力株式会社 収入の扱い ・雑入として、「11 清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に充当。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	動物死体処理委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 一般廃棄物に係わる動物の処理に関する要綱	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	17,546千円	2,036千円	2,282千円	372千円	245千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般廃棄物に係わる小動物の死体について、適正かつ衛生的な処理を行なう。</p> <p>【内容】 小動物に係わる受付・収集・焼却・灰の処分をする。 直接搬入 市民がペット等として飼っていた小動物 収集委託 路上にある小動物の死体</p> <p>【処理委託料】 1,444,800円/1ヶ月（消費税を含む）</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料（単価）】 小型 24,150円(消費税を含む) 中型 27,300円(消費税を含む) 大型 34,650円(消費税を含む) 特大型 39,900円(消費税を含む)</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料（単価）】 小型 22,890円（消費税を含む） 中型 26,040円（消費税を含む） 大型 27,090円（消費税を含む） 特大型 28,140円（消費税を含む）</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料（単価）】 小型 23,000円（消費税を含む） 中型 26,000円（消費税を含む） 大型 33,000円（消費税を含む） 特大型 38,000円（消費税を含む）</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料（単価）】 小型 23,000円（消費税を含む） 中型 26,000円（消費税を含む） 大型 33,000円（消費税を含む） 特大型 38,000円（消費税を含む）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	19,662千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。</p> <p>【内容】 収集形態・回数等 ・直営による一般ごみ収集 ・ステーション方式により週3回収集を実施 ・また、週1回廃乾電池の収集を実施</p> <p>収集事務所 麻溝台収集事務所・橋本台収集事務所の市内2か所の収集事務所が管轄区域内の収集計画を定め、透明・半透明袋により実施。</p> <p>【平成15年度収集実績】 一般ごみ 152,126 t 廃乾電池 67 t</p> <p>収集業務用消耗品費として1,541千円の予算措置あり。</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、郡民の健康で快適な生活を確保する。</p> <p>【内容】 可燃ごみ 収集形態及び回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週2回収集を実施 不燃ごみ（廃乾電池含む） 収集形態及び回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週1回収集を実施</p> <p>【平成15年度収集実績】 可燃ごみ 16,798 t 不燃ごみ 1,534 t （廃乾電池・ペットボトル・缶・びん等含む）</p> <p>歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を抜粋。 関係課は、環境総務課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	収集車の運行及び維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額(平成16年度)	77,239千円	27,021千円			
歳入予算額(平成16年度)	996千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【所属車両】</p> <p>機械車(バックカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働車               <ul style="list-style-type: none"> <li>大型(4t) 12台</li> <li>小型(2t) 54台</li> </ul> </li> <li>・予備車               <ul style="list-style-type: none"> <li>大型(4t) 5台</li> <li>小型(2t) 24台</li> </ul> </li> </ul> <p>ダンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小型(2t) 4台</li> </ul> <p>【運行台数等】</p> <p>運行台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月・火曜日 66台(うち大型12台)</li> <li>水・木・金・土曜日 49台( " )</li> </ul> <p>運行コース数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月曜日 448本</li> <li>火曜日 450本</li> <li>水・金曜日 312本</li> <li>木・土曜日 319本</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車普及等事業費補助金 750千円</li> <li>ディーゼル自動車対策事業補助金 246千円</li> </ul>	<p>(城山町)</p> <p>該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【所属車両】</p> <p>機械車(バックカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働車               <ul style="list-style-type: none"> <li>小型(2t) 11台</li> </ul> </li> <li>・予備車               <ul style="list-style-type: none"> <li>小型(2t) 2台</li> </ul> </li> </ul> <p>ダンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働車               <ul style="list-style-type: none"> <li>小型(2t) 6台</li> </ul> </li> <li>・予備車               <ul style="list-style-type: none"> <li>小型(2t) 1台</li> </ul> </li> </ul> <p>【運行台数等】</p> <p>機械車(月～金曜日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行台数 11台</li> <li>・運行コース数 11コース</li> </ul> <p>ダンプ車(月・火・木・金曜日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行台数 6台(夏季7台)</li> <li>・運行コース数 6コース(夏季7コース)</li> </ul> <p>歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を抜料。 関係課は、環境総務課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	廃棄物の不法投棄事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された通常の収集業務では回収しない粗大ごみ等の、排出ルール違反ごみの収集及び運搬。</p> <p>【目的】 粗大ごみ（有料）や排出ルール違反ごみの放置によって、ごみ集積所及び周辺に危険が発生することを防止する。 また、これらのごみを放置することによる、通常の一般ごみ収集業務の効率低下を防止する。</p> <p>【内容】 不法投棄物の把握方法 ・職員によるごみ収集業務時の現場確認（警告ステッカー添付など、啓発も同時に行う） ・市民による通報 収集手順 不法投棄物で、粗大ごみは本来有料扱いとしているため、投棄物の把握後すぐ収集してしまうと、ルールを守って処分している市民に対して、公平性を欠くことになってしまい、更には常習を助長しかねない。 よって、約2～3週間の猶予期間を設けた後、収集を行う。 人員等配備 ・職員数 4名（通常の一般ごみ収集の兼任） ・収集車 4台（2tダンプ車） 平成15年度実績 ・137.84 t （内家電リサイクル法対象の家電4品目11.24 t）</p> <p>車両の維持管理については、「収集車の運行及び維持管理事業」の調書参照。</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。 （処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。 また、町内において不法投棄された投棄物を環境美化推進委員からの報告や職員の巡回パトロールなどで把握し、回収及び運搬を定期及び必要に応じ行っている。 （処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。 また、不法投棄された投棄物を住民の通報や、職員の巡回パトロールなどで把握し、回収及び運搬を必要に応じ行っている。 （処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。 （処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	収集事務所施設維持管理事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	21,120千円	1,129千円			
歳入予算額（平成16年度）	355千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【概要】 施設維持管理に係る業務委託及び修繕委託、職員 の衛生消耗品等の購入。</p> <p>【内容】 需用費：8,950千円 消耗品費（553千円） 燃料費（177千円） 光熱水費（6,990千円） 物品修繕料（130千円） 施設修繕料（1,100千円） 役務費：385千円 電話料（342千円） 手数料（43千円） 委託料：11,605千円 ・施設等管理運営委託料〔11,208千円〕   自家用電気工作物保安管理業務（373千円）   消防用設備保守点検業務（190千円）   空調設備保守点検業務（599千円）   第一種圧力容器性能検査受験整備業務     （麻溝台収集事務所のみ）（142千円）   浄化槽維持管理業務（44千円）     （麻溝台収集事務所のみ）   事務所棟清掃業務（6,435千円）   総合排水槽等清掃業務（963千円）   軽油タンク内清掃業務（54千円）   事務所警備（1,560千円）   ガスボイラー定期点検業務（70千円）   構内樹木管理業務（600千円）     （橋本台収集事務所のみ）   受電設備清掃業務（18千円）     （16年度は麻溝台収集事務所のみ）   軽油タンク定期点検・漏洩検査業務     （16年度は麻溝台収集事務所のみ）     （160千円） ・維持補修委託料〔397千円〕   事務所隣松林除草業務   使用料及び賃借料：90千円   テレビ受信料   備品購入：90千円</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【概要】 施設の維持管理に係る清掃用具、燃料及び警備委 託等</p> <p>【内容】 需用費：594千円 消耗品費（123千円） 燃料費（187千円） 光熱水費（284千円） 役務費：47千円 浄化槽清掃手数料 委託料：378千円 警備委託料 使用料及び賃借料：110千円 清掃用具使用料 歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を 抜粋。 関係課は、環境総務課</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	し尿処理手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	地方自治法・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	10,000千円	30,211千円			
【事務事業の内容】	<p>【内容】 し尿収集に係る手数料</p> <p>【手数料単価の額】 生活系 ・基本料金 便槽1箇所1回につき100円 ・加算料金 （1）人員によるもの（世帯人員1人当たり月36%以下の場合）...1人につき月額120円 （2）従量によるもの（（1）によりがたい場合）...収集量36%につき120円</p> <p>事業系 ・基本料金 便槽1箇所1回につき100円 ・加算料金 収集量36%につき180円</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【内容】 し尿収集に係る手数料</p> <p>【手数料単価の額（税別）】 定額制 ・世帯割 1世帯当たり120円 ・人頭割 1人当たり310円 ・追加回数 1回につき800円 従量制 ・汲取り量 40%当たり340円</p> <p>月別料金は、上記の金額により算定した額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>定額制は、従量制の適用を受けない場合の取扱区分とし、従量制は多量の水を使用する便所を設置する世帯及び事務所、事業所その他これらに類するもの又は大雨等により便槽に多量の水が流入した世帯その他組合長が人員を認定することが困難な世帯等又は認定した人員とそれから排出される量とが著しく実情に合わないと思われる世帯から排出されるし尿を処理する場合の取扱区分とする。</p> <p>追加回数とは、定額制の適用を受ける世帯等に対し、同一の月において1回を超える処理を行った場合における当該1回を超える回数をいう。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	浄化槽汚泥処理手数料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	40,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>浄化槽汚泥収集に係る手数料</p> <p>生活系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金</li> <li>・浄化槽1基1回につき600円</li> <li>・加算料金</li> <li>・収集量36%につき120円</li> </ul> <p>事業系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金</li> <li>・浄化槽1基1回につき600円</li> <li>・加算料金</li> <li>・収集量36%につき180円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>浄化槽清掃経費標準料金</p> <p>消費税は別途。</p> <p>汚水処理料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽容量×し尿処理単価（8.5円）</li> </ul> <p>清掃料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量</li> <li>1m<sup>2</sup>以下 4,000円</li> <li>1.01m<sup>2</sup>～3m<sup>2</sup> 5,500円</li> <li>3.01m<sup>2</sup>～5m<sup>2</sup> 6,500円</li> <li>5.01m<sup>2</sup>～7m<sup>2</sup> 8,500円</li> <li>7.01m<sup>2</sup>以上 8,500円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>浄化槽清掃経費標準料金（一部抜粋）</p> <p>消費税を含む。</p> <p>単独浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ばっ気（5～8人槽） 10,090円</li> <li>・腐敗タンク（5～8人槽） 17,020円</li> <li>・分離ばっ気（5～8人槽） 15,860円</li> <li>・分離接触ばっ気（5～8人槽） 15,860円</li> </ul> <p>合併浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌気ろ床接触ばっ気（5人槽） 26,260円</li> <li>・分離接触ばっ気（5人槽） 34,300円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>浄化槽清掃経費標準料金</p> <p>消費税は別途。</p> <p>汚水処理料</p> <p>汚水1リットル当たりし尿処理単価：7.7円</p> <p>清掃料</p> <p>単独浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ばっ気（5～8人槽） 3,500円</li> <li>・腐敗タンク（5～8人槽） 4,000円</li> <li>・分離ばっ気（5～8人槽） 4,000円</li> <li>・分離接触ばっ気（5～8人槽） 4,000円</li> </ul> <p>合併浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嫌気ろ床接触ばっ気（5人槽） 4,000円</li> <li>・"（7人槽） 5,000円</li> <li>・分離接触ばっ気（5人槽） 4,000円</li> <li>・"（7人槽） 5,000円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>町として標準料金の定めはなし。 （許可業者により標準料金の定めあり）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	清掃事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	ごみ箱設置費補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等			津久井町ごみ箱設置費補助金交付要綱		藤野町ごみ箱設置費補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)		324千円	450千円	240千円	252千円
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 自治会からの要望に基づき、ごみ集積場の新設、移設、廃止及び過去に設置した集積箱の撤去を行なう。 また、カラスなどの飛散防止対策として、防護用ネットを設置、不適切に出された粗大ごみ、処理困難物の撤去、収集場所の維持管理を行なう。</p> <p>【内容】 平成16年度予算(ごみ集積場整備等事業費) ・消耗品費:カラスネット(50箇所)・管理用品 ・施設修繕料:ごみ集積箱の修繕(5基) ・手数料:ごみ集積箱の撤去等 ・委託料:粗大ごみ運搬業務委託料</p>	<p>【目的】 津久井町内各自治会が設置するごみ箱設置経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉の増進と自主的活動の促進に努めることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 当該ごみ収集場所1基 (当該ごみ箱に対する補助から10年経過) 補助金の交付額 ごみ箱の購入費又は製作費の金額の3分の2以内とし、限度額45,000円を超えない額。 平成16年度予算 45,000円×10基=450,000円</p>	<p>【目的】 自治会が設置しようとするごみ集積箱設置経費の一部を補助することにより、住民福祉の増進と地域活動の促進に努める。</p> <p>【内容】 対象 当該ごみ収集場所1基 (当該ごみ箱に対する補助から10年経過) 補助金の交付額 自作の場合 ごみ箱の購入費又は製作費の金額の3分の2以内とし、限度額55,000円。 町指定のごみ箱の場合 ・ジャンボパールH G400 T 36,000円 ・ジャンボパールH G800 T 55,000円 ・ジャンボステーションJ 1500 75,000円 平成16年度予算 ・ジャンボステーションJ 1500×1基=75,000円 ・ジャンボパールH G800 T×3基=165,000円</p>	<p>【目的】 自治会等が設置しようとするごみ集積箱設置経費の一部を補助することにより、環境美化の推進と地域の自主的活動の促進に努める。</p> <p>【内容】 対象 当該ごみ収集場所1基 (当該ごみ箱に対する補助から10年経過) 補助金の交付額 ごみ箱の購入費又は製作費の金額の3分の2以内とし、限度額50,000円。 平成16年度予算 ・50,000円×3基=150,000円 ・34,000円×3基=102,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	廃棄物の収集及び運搬事業（し尿収集）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・藤野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	1,223千円	50,387千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	30,211千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬に際し必要な消耗品等の経費</p>	<p>(城山町)</p> <p>浄化槽の収集、運搬については、一般廃棄物処理、浄化槽清掃の町許可業者（2社）で行なわれている。なお、し尿処理の収集運搬は津久井郡広域行政組合において、城山町の許可業者を委託し行なわれている。</p> <p>消耗品的な経費（平成16年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽清掃作業記録書印刷経費</li> </ul> <p>(津久井郡広域行政組合)</p> <p>【目的】</p> <p>生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、郡民の健康で快適な生活を維持する。</p> <p>【内容】</p> <p>し尿収集、運搬業務委託に必要な経費（6業者に委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町 2業者</li> <li>・津久井町 2業者</li> <li>・相模湖町 1業者</li> <li>・藤野町 1業者</li> </ul> <p>【委託料単価（税別）：平成16年4月1日現在】</p> <p>定額制：1人当たり430円</p> <p>従量制：1ℓ当たり10.75円</p> <p>追加：1回につき980円</p> <p>距離割（各業者単価は下記のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A社 635円</li> <li>・B社 655円</li> <li>・C社 285円</li> <li>・D社 415円</li> <li>・E社 480円</li> <li>・F社 890円</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <p>し尿処理手数料</p> <p>30,211千円</p>	<p>【内容（浄化槽汚泥収集分）】</p> <p>浄化槽汚泥に関しては、町の許可に基づき許可業者が収集している。</p> <p>業者数：2社</p>	<p>【内容（浄化槽汚泥収集分）】</p> <p>浄化槽汚泥に関しては、町の許可に基づき許可業者が収集している。</p> <p>業者数：1社</p>	<p>【内容（浄化槽汚泥収集分）】</p> <p>浄化槽汚泥に関しては、町の許可に基づき許可業者が収集している。</p> <p>業者数：1社</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	収集車の運行及び維持管理事業（し尿収集）		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	10,861千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【所属車両】 し尿収集車両（14台） ・10トン車 1台 ・4トン車 5台 ・3トン車 7台 ・2トン車 1台</p> <p>【稼働台数等】 稼働日：月～金曜日 （祝・祭日及び年末年始を除く） 収集量（平成15年度） 15,598 K L 延べ稼働台数（平成15年度） 2,024台 延べ運搬回数（平成15年度） 6,702回</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合） 該当なし し尿収集運搬に関しては、6業者に委託しているため該当なし。 委託業者の車両保有台数（平成16年4月1日現在） ・A社 1台 ・B社 1台 ・C社 3台 ・D社 1台 ・E社 4台 ・F社 4台</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	収集事務所施設維持管理事務（し尿収集）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
歳出予算額（平成16年度）	8,370千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<b>【概要】</b> ・事務所棟（2階建） 552㎡ ・更衣室棟（2階建） 222㎡ ・車庫棟 1,021㎡ ・敷地面積 2,895㎡	(城山町) 該当なし  (津久井郡広域行政組合) 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	雑排水処分事業費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町生活排水処理基本計画	
歳出予算額(平成16年度)				780千円	
歳入予算額(平成16年度)				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 一般家庭に設置されている浸透槽内にある未処理雑排水の処理事業</p> <p>【事業内容】 雑排水処理施設の維持管理及び専用車車検代助成 平成16年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 処理施設電気料 5,750円×12ヶ月=69,000円</li> <li>・委託料 処理施設保守点検委託料 27,300円×12ヶ月=327,600円</li> <li>汚泥処理委託料 132,400円</li> <li>・使用料及び賃借料 処分地土地賃借料 12,534円×12ヶ月=150,408円</li> <li>・負担金補助及び交付金 家庭雑排水専用車車検代助成金 100,000円</li> </ul>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	し尿収集体制整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法
歳出予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>（城山町）</p> <p>【概要及び目的】</p> <p>平成元年より下水道の供用が開始されたことに伴い、浄化槽清掃業務の減少を余儀なくされる清掃業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者：2社（町許可業者）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、浄化槽清掃分の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占める浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（町負担分）】：平成16年6月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金合計 76,999,205円</li> <li>・支払い済み額 63,981,926円</li> <li>・未支払い額 13,017,279円</li> </ul> <p>（津久井郡広域行政組合）</p> <p>【概要及び目的】</p> <p>津久井郡においては、平成元年に城山町より下水道の供用が開始され、津久井町、相模湖町、藤野町においても下水道整備が進んでいる。本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者：6社（城山町：2社、津久井町：2社、相模湖町：1社、藤野町：1社）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p>	<p>【概要及び目的】</p> <p>本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者：2社</p> <p>し尿収集業務及び浄化槽清掃業務の委託及び許可業者の業務転換に関する基本協定書（平成7年10月11日締結）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（町負担分）】：平成16年6月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金合計 65,359,682円</li> <li>・支払い済み額 35,106,767円</li> <li>・未支払い額 30,252,915円</li> </ul>	<p>【概要及び目的】</p> <p>本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者：1社</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（町負担分）】：平成16年6月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金合計 91,335,684円</li> <li>・支払い済み額 36,035,215円</li> <li>・未支払い額 55,300,469円</li> </ul>	<p>【概要及び目的】</p> <p>本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者：1社</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>【参考（町負担分）】</p> <p>現在、事業者と補償方法について調整中</p>

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
25	清掃事業の取扱い	環境事業部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	し尿収集体制整備事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		<p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。 津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。 補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考（組合負担分）】：平成16年6月現在          ・補償金合計    160,333,629円          ・支払い済み額    95,379,232円          ・未支払い額    64,954,397円          藤野町業者分を含む。</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
25	清掃事業の取扱い		環境事業部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	浄化槽清掃補助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		城山町し尿浄化槽清掃経費の住民負担軽減措置に関する補助事業実施要綱		相模湖町一般家庭し尿浄化槽清掃経費補助事業実施要綱	藤野町一般家庭し尿浄化槽清掃経費補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）		2,450千円		4,332千円	7,500千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし (相模台収集事務所による直営収集)	<p>【目的】 汲み取り便所使用者と、し尿浄化槽使用者との間の経費の不均衡を是正するため、浄化槽経費の一部を補助する。 事業名：浄化槽清掃経費助成事業</p> <p>【対象】 市街化調整区域のみ</p> <p>【実績】 ・平成13年度 617基（2,300千円） ・平成14年度 611基（2,303千円） ・平成15年度 659基（2,466千円）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 単独浄化槽設置基数 6,080基</p>	<p>【目的】 一般家庭のし尿浄化槽使用者に対する清掃経費の一部を町が補助し、住民負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】 本町に住所を有する浄化槽使用者が、1年度1回（全ばっき型は1年度に2回）に限り、経費の一部を補助する。 なお、下水道処理開始の日から3年を超えない範囲で補助する。</p> <p>【補助の額】 全ばっき型 1,500円 腐敗タンク型・分離ばっき型・分離接触ばっき型 3,000円 合併処理 5,000円</p>	<p>【目的】 一般家庭のし尿浄化槽使用者に対する清掃経費の一部を町が補助し、住民負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】 本町に住所を有する浄化槽使用者が、1年度2回（全ばっき型は1年度に3回）に限り、経費の一部を補助する。 なお、下水道処理開始の日から3年を超えない範囲で補助する。</p> <p>【補助の額】 全ばっき型 2,000円 腐敗タンク型・分離ばっき型・分離接触ばっき型 3,300円 合併処理（5・6人槽） 4,000円 合併処理（その他） 5,000円</p>

# 協議第30号

消防業務及び消防団の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	消防賞慰金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市消防賞慰金条例	城山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 津久井郡広域行政組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	津久井町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	相模湖町消防賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金条例	藤野町消防賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金条例
歳出予算額(平成16年度)	15,000千円	0千円	1千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員及び団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において支給する。</p> <p>【内容】 殉職者賞慰金 3,000万円</p> <p>障害者賞慰金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防吏員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において支給する。 災害補償金として計上 100(千円)</p> <p>【内容】 城山町と同一</p> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～ 900万円 第7級 230万円～ 760万円 第8級 190万円～ 640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～ 900万円 第7級 230万円～ 760万円 第8級 190万円～ 640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p> <p>歳出予算については名目計上</p>	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～ 900万円 第7級 230万円～ 760万円 第8級 190万円～ 640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～ 900万円 第7級 190万円～ 630万円 第8級 160万円～ 530万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		
事務事業番号 8	事務事業名 消防団長等報酬		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例	城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	28,412千円	5,289千円	12,423千円	4,333千円	7,894千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団762名分の報酬を支給する。</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団長 115,500円×1人=115,500円</li> <li>副団長 89,400円×2人=178,800円</li> <li>分団長 73,200円×9人=658,800円</li> <li>副分団長 56,100円×18人=1,009,800円</li> <li>部長 46,800円×56人=2,620,800円</li> <li>副部長 38,000円×56人=2,128,000円</li> <li>班長、団員 35,000円×620人=21,700,000円</li> </ul>	<p>【目的】 消防団163名分の報酬を支給する。</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団長 141,000円×1人=141,000円</li> <li>副団長 98,000円×2人=196,000円</li> <li>分団長 84,000円×4人=336,000円</li> <li>副分団長 58,000円×4人=232,000円</li> <li>部長 53,000円×8人=424,000円</li> <li>班長 29,000円×36人=1,044,000円</li> <li>団員 27,000円×108人=2,916,000円</li> </ul>	<p>【目的】 消防団392名分の報酬を支給する。 （実員378名）</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団長 149,000円×1人=149,000円</li> <li>副団長 105,500円×2人=211,000円</li> <li>分団長 99,400円×8人=795,200円</li> <li>副分団長 51,200円×16人=819,200円</li> <li>部長 47,000円×28人=1,316,000円</li> <li>班長 28,700円×80人=2,296,000円</li> <li>団員 26,600円×257人=6,836,200円</li> </ul>	<p>【目的】 消防団147名分の報酬を支給する。 （実員146名）</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団長 136,000円×1人=136,000円</li> <li>副団長 92,000円×2人=184,000円</li> <li>分団長 76,000円×4人=304,000円</li> <li>副分団長 52,000円×4人=208,000円</li> <li>部長 33,000円×19人=627,000円</li> <li>班長 26,000円×33人=858,000円</li> <li>団員 24,000円×84人=2,016,000円</li> </ul>	<p>【目的】 消防団257名分の報酬を支給する。 （実員257名）</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団長 135,600円×1人=135,600円</li> <li>副団長 89,700円×2人=179,400円</li> <li>分団長 74,400円×7人=520,800円</li> <li>副分団長 47,900円×14人=670,600円</li> <li>部長 35,700円×19人=678,300円</li> <li>副部長 28,500円×22人=627,000円</li> <li>班長 24,400円×68人=1,659,200円</li> <li>団員 22,400円×124人=2,777,600円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	消防団活動費（出動旅費）	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例	城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	30,950千円	2,601千円	5,181千円	2,477千円	3,999千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 3,000円 ・訓練、整備、警戒等に出勤したとき 日 額 2,500円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 173</li> <li>・風災害 0</li> <li>・救助 7</li> <li>・各種災害 82</li> <li>・演習訓練 52</li> <li>・特別警戒 60</li> <li>・点検整備 1,344</li> <li>・広報・指導 118</li> <li>・誤報等 42</li> <li>合 計： 1,878 (件)</li> </ul>	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 2,700円 ・訓練、警戒等に出勤したとき 日 額 2,400円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 5</li> <li>・風災害 0</li> <li>・救助(搜索) 1</li> <li>・各種災害 1</li> <li>・演習訓練 7</li> <li>・特別警戒 2</li> <li>・点検整備 2</li> <li>・広報・指導 3</li> <li>・誤報等 2</li> <li>合 計： 23 (件)</li> </ul> <p>各部の自主的な点検整備（ポンプ試運転等）には支給していません。</p>	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災に出勤したとき 1回につき 2,200円 ・訓練に出勤したとき 1回につき 1,100円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 13</li> <li>・風災害 0</li> <li>・救助(搜索) 1</li> <li>・各種災害 0</li> <li>・演習訓練 6</li> <li>・特別警戒 2</li> <li>・点検整備 2</li> <li>・広報・指導 1</li> <li>・誤報等 2</li> <li>合 計： 27 (件)</li> </ul> <p>分団以下の単位の自主的訓練・警戒等には支給されません</p>	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災の場合 1回につき 1,900円 ・警戒の場合 1回につき 1,400円 ・訓練等の場合 1回につき 1,100円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 2</li> <li>・風災害 0</li> <li>・救助(搜索) 0</li> <li>・各種災害 0</li> <li>・演習訓練 2</li> <li>・特別警戒 3</li> <li>・点検整備 2</li> <li>・広報・指導 1</li> <li>・誤報等 0</li> <li>合 計： 10 (件)</li> </ul>	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・災害出動 1回につき 2,200円 ・その他の出動 1回3時間未満の活動 800円 1回3時間以上の活動 1,600円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 7</li> <li>・風災害 1</li> <li>・救助(搜索) 1</li> <li>・各種災害 0</li> <li>・演習訓練 6</li> <li>・特別警戒 2</li> <li>・点検整備 1</li> <li>・広報・指導 1</li> <li>・誤報等 1</li> <li>合 計： 20 (件)</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	消防団運営交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市消防団運営交付金要綱	城山町消防団活動助成金交付要綱	津久井町消防団運営費等交付金事務処理並びに取扱要領		
歳出予算額(平成16年度)	3,978千円	1,330千円	4,559千円	1,030千円	1,056千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 9分団 56部</li> <li>・定数 762名 762名分を助成している。</li> </ul> <p>12人の部(46部)=43,200円 15人の部(10部)=54,000円 操法大会交付金 370,000円 分団割 86,400円/1分団 団員割 3,600円/1人</p>	<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 4分団 12部</li> <li>・定数 163名 163名分を助成している。</li> </ul> <p>本部助成金=250,000円 各部助成金(13人)=89,910円</p> <p>〔内訳〕 均等割 10,000円/1部 団員割 5,000円/1人</p> <p>放送受信料割 NHK放送受信料相当額/1部(年・14,910円)</p> <p>県操法大会参加時には854,000円(H14年実績)の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団の効率的な運営並びに部に配属してある消防資機材等の維持管理及び消防任務を遂行するため消防団員が行う活動等に要する経費に対し交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 8分団 28部</li> <li>・定数 405名 398名分を予算化 (平成16年度は実員378名に対し交付)</li> </ul> <p>本団運営費交付金 400,000円 分団運営費交付金 1,174,000円 部活動費 2,189,000円 (5,500円×398人)</p> <p>自主活動費交付金 796,000円 (2,000円×398人)</p> <p>県操法大会参加時には950,000円の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団員(正副団長)の諸活動等のため必要経費を支出する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 4分団</li> <li>・定数147名</li> </ul> <p>本団助成金 200,000円 分団助成金429,800円</p> <p>〔内訳〕 均等割 5,000円/1分団 団員割 1,200円/1人</p> <p>ポンプ割57,000円(3,000円×19台)</p> <p>県操法大会参加時には400,000円の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団員(正副団長)の諸活動等のため必要経費を支出する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 7分団</li> <li>・定数257名</li> </ul> <p>本団助成金 50,000円 分団助成金 1,006,400円</p> <p>〔内訳〕 均等割 80,000円/1分団 団員割 1,600円/1人</p> <p>県操法大会参加時には450,000円の激励金あり</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
26	消防業務及び消防団の取扱い				消防部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
11	消防団共済組合補助金				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成16年度)	2,463千円	0千円	1,194千円	442千円	852千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の相互扶助と福利の増進を図るため設立された共済組合に対して補助する。</p> <p>【内容】</p> <p>団員と家族の運動会 体育事業として1,200,000円</p> <p>団員の健康診断 1人11,000円 100人程度の受診予定 保健事業として1,100,000円</p> <p>福祉共済補助 助成事業として1,400,000円 2/3を助成する。2,000円×700人</p>	<p>該当なし</p> <p>消防団員福祉共済掛金 全額個人負担 実員160人中、77人加入</p>	<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>消防団員福祉共済掛金 3,000円×398人=1,194,000円</p>	<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>消防団員福祉共済掛金 3,000円×147人=441,000円</p>	<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>消防団員福祉共済掛金 3,000円×257人=771,000円</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	消防団詰所・車庫整備	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	19,851千円	0千円	19,929千円	20千円	17,792千円
歳入予算額（平成16年度）	18,500千円	0千円	9,712千円	0千円	8,896千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 約150㎡ 建物 鉄骨造 2階建 延面積 50㎡ 1階 車庫、便所 2.5㎡ 2階 詰所（和室8畳） 2.5㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 防火水槽（40トン） ・各部毎に詰所・車庫を設置している56箇所。 ・古い建物から順次年1箇所程度改築している。 （昭和53年以前の建物は建て替え済み）</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 消防施設整備事業補助金</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 23,000千円程度 防火水槽併設</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 66㎡ 1階 車庫、便所 33㎡ 2階 詰所（和室又は床）33㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している13箇所。（倉庫1箇所含む） ・定期的な改築計画は現在なし（昭和53年以前の建物4箇所あり） ・標準的な詰所・車庫の規模は、平成になって建築した詰所・車庫の規模。 ・さがみ縦貫道路事業に伴う移転対象詰所・車庫1箇所あり。</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 56㎡ 1階 車庫、便所 28㎡ 2階 詰所（床） 28㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している28箇所。（倉庫1箇所） ・消防団再編成、危険場所、古い建物から2年に1箇所程度改築している。 （昭和53年以前の建物3箇所あり）</p> <p><b>【補助金】</b> 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 82㎡ 1階 車庫、便所 41㎡ 2階 詰所（和室又は床）41㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各分団に詰所・車庫を設置している4箇所。 （昭和53年以前の建物2箇所あり）</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 80㎡ 1階 車庫、便所 40㎡ 2階 詰所（床） 40㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している21箇所。 ・消防団再編成、危険場所、古い建物から状況により新築・改築をしている。 （昭和53年以前の建物10箇所あり）</p> <p><b>【補助金】</b> 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 17,800千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 15	事務事業名 消防職員の採用	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員の定年補充や部隊増に対応するため職員を採用する。</p> <p>【内容】 ・実施方法 市長部局と消防で合同実施 ・受験資格について   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること ・受験区分等   (1) 大卒程度 22歳から26歳(採用時)   (2) 高卒程度 18歳から21歳(採用時) ・試験の内容   (1) 大卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     一般論文、健康診断、集団討論、個別面接   (2) 高卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     健康診断、集団面接、個別面接</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防職員の定年補充や部隊増に対応するため職員を採用する。</p> <p>【内容】 ・実施方法 組合長部局と消防で合同実施 ・受験資格について   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること   (3) 18歳から24歳(採用時) ・試験の内容   (1) 第1次試験     教養試験、適性試験、作文   (2) 第2次試験     面接試験、健康診断、体力測定</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
19	消防表彰	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	相模原市消防表彰規程	城山町表彰条例、城山町感謝状贈呈規程(総務課主管) 津久井郡広域行政組合消防表彰規程	津久井町表彰条例	相模湖町表彰条例・相模湖町消防功労者等表彰実施要綱	藤野町表彰条例	
歳出予算額(平成16年度)	0千円	48千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防に係る功労者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防業績表彰 対象 消防職員、消防団員、部隊</li> <li>・消防団員勤続表彰 対象 消防団員 種別 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上</li> <li>・退職消防団員功労表彰 対象 (消防団員) 団員が2年以上勤務して退職した場合に表彰する。</li> <li>・消防協力表彰 対象 (職員及び団員以外の個人又は団体) 水火災その他の災害に係る警戒、防衛、救助等に関し功労があった場合に表彰する。</li> </ul>	<p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 町の振興に寄与し、または広く町民の模範となる行為をした者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町功労表彰 対象 町政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者。次に該当する消防団員が含まれる。 消防団長及び副団長として12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</li> <li>・城山町感謝状 対象 町政の発展に寄与し、又は社会のために有益な行為をした者。次に該当する消防団員又は個人が含まれる。 消防団長及び副団長として8年以上在職し、退職した者 非常勤特別職で12年以上在職し、退職した者 人命救助又は非常災害等に際し、特に功績のあった者</li> </ul> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 消防本部予算に48千円を計上している。</p> <p>【目的】 消防に係る功労者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防表彰 対象 消防職員、個人、団体</li> <li>・個人又は団体で、郡内の火災早期発見、早期通報、初期消火、人命救助その他特に功績が顕著なもの</li> <li>・個人又は団体で、消防施設の拡充及び消防思想普及に協力し、特にその功績が顕著なもの</li> <li>・消防職員で、水火災その他の災害の警戒、防衛及び人命救助等により、特に被害を最小限度にとどめたもの</li> <li>・消防職員で、消防機械器具の発明改良をしたもの</li> <li>・消防職員として品行方正、職務に精励し、その成績が特に優秀なもの</li> <li>・その他、表彰を必要と認めたもの</li> </ul>	<p>【目的】 町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの、又は広く町民の模範となるものを表彰し、もって町自治の振興と徳行の高揚を図る。</p> <p>【目的】 一般表彰 15年以上在職の消防団員に表彰 町民功労表彰 65歳以上で消防団長の職を歴任した者に表彰</p>	<p>【目的】 町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をした者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団又は消防団員表彰 (1)水災・火災又は、地震等の災害の現場において消防又は防災の任務遂行上抜群の功労があった者 (2)防災思想の普及、防災消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施についてその成績が特に優秀な者 (3)13年以上勤務の消防団員で、勤務成績が特に優秀な者 (4)前各号に掲げる者のほか、他の模範として推奨すべき功績があった者</li> <li>・退職消防団員表彰 (1)団長として4年以上在職した者 (2)副団長として6年以上在職した者 (3)分団長又は副分団長として8年以上在職した者 (4)部長・班長として10年以上在職した者 (5)団員として12年以上在職した者</li> <li>・退職消防団員感謝状 (1)退職した消防団員で5年以上勤務し、12年未満の者のうち特に勤務成績が優秀で、他の模範として推奨する功績があった者 (2)退職した消防団員で前項の規定に該当しない者については、記念品を贈ることが出来る</li> </ul>	<p>【目的】 町の町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をいたした者に対して表彰を行う。</p> <p>【目的】 一般表彰 12年以上在職の消防団員に表彰 条例の補足で、町長は消防団員については、この条例にかかわらず規則を定めて表彰することができる。(条例12条)</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
20	公務災害補償等（市民、消防団員）	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法、水防法、災害対策基本法 相模原市消防団等公務災害等補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 城山町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 津久井町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 相模湖町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 藤野町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法 藤野町消防団員等公務災害補償条例
歳出予算額（平成16年度）	1,500千円	1千円	504千円	1千円	1千円	1千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	1千円	504千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1,500千円 相模原市では、規則に定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償も定めている。</p> <p>&lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 762人=3,567,263円</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1千円</p> <p>&lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 163人=390,326円</p> <p>防災訓練災害補償等共済 23,000円</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 504千円</p> <p>&lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 405人=875,700円</p> <p>防災訓練災害補償等共済 30,000円</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1千円 参考 公務災害補償掛金 22,147人= 317,800</p> <p>防災訓練災害補償等共済10,000円</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1千円</p> <p>参考 公務災害補償掛金 284人= 579,192</p> <p>防災訓練災害補償等共済11,000円</p>	<p>【目的】 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p>【内容】 名目計上 1千円</p> <p>参考 公務災害補償掛金 284人= 579,192</p> <p>防災訓練災害補償等共済11,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		
事務事業番号 21	事務事業名 消防団員の任免		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法、相模原市消防団に関する条例	消防組織法、城山町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、津久井町消防団の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、相模湖町消防団の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、藤野町消防団の定員、任免、服務等に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数762人</li> <li>・実員692人</li> <li>・組織 1団本部 9分団 56部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本市に居住する年齢満18年以上45年未満の者であること。 ただし、特に必要があるときは、この限りではない。</p> <p>団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p>	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数163人</li> <li>・実員160人</li> <li>・組織 1団本部 4分団 12部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健な者</p> <p>団長の場合は消防団より推薦された者であること。</p>	<p>【目的】円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数405人</li> <li>・実員378人</li> <li>・組織 1団本部 8分団 28部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町内に居住し又は勤務する者</p> <p>年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>【目的】円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数147人</li> <li>・実員146人</li> <li>・組織 1団本部 4分団</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町内に居住し又は勤務する者</p> <p>年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数257人</li> <li>・実員257人</li> <li>・組織 1団本部 7分団</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町内に居住し又は勤務する者</p> <p>年齢18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	消防署所の整備		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	21,797千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市消防力整備計画に基づき全市域における5分消防、5分救急体制を目標に署所の整備を図っている。</p> <p>【内容】 現状 3署12分署</p> <p>長期的な目標 4署13分署</p> <p>16年度においては(仮称)新磯分署建設に伴う実施設計業務委託を行う。なお当分署は、平成18年度に開署予定である。</p> <p>【参考】 署所建設の見込み費用(用地代含まず) ・本署建設 約700,000(千円) RC造 3階建て 延べ床面積2,500㎡程度</p> <p>・分署建設 約400,000(千円) RC造2階建て 延べ床面積1,300㎡程度</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 津久井郡の消防力充実と人員・機材の減による経費削減を目的に、現在分散配置されている署所の集約整備を検討している。</p> <p>【内容】 現状 1署 2分署 2出張所 1派出所</p> <p>最終的な目標 1署2分署(本署、東分署、西分署)</p> <p>15年度より広域行政組合内部で消防施設再編検討部会において、6施設から3施設への検討中である。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	消防団退職報償金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 相模原市消防団員の退職報償金に関する条例	消防組織法 城山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法 津久井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法 相模湖町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法 藤野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	14,820千円	6,040千円	16,123千円	6,000千円	4,895千円
歳入予算額（平成16年度）	14,820千円	6,040千円	16,123千円	4,424千円	4,895千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>（対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず）</p> <p>&lt;退職報償金掛け金&gt; 16,210 × 762人 = 12,352,020円</p>	<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>（対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず）</p>	<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>（対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず）</p>	<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>（対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず）</p>	<p>【目的】 町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>（対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず）</p> <p>&lt;退職報償金掛け金&gt; 16,210 × 284人 = 4,603,640円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
27	消防団貸与被服		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
根拠法令等	相模原市消防団員の制服等に関する規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
歳出予算額（平成16年度）	6,350千円	1,012千円	3,969千円	663千円	1,779千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
歳入予算額（平成16年度）	3,000千円	506千円	1,912千円	331千円	889千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td>必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td>1</td><td></td><td></td><td>必要に応じ</td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td>1</td><td></td><td></td><td>必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>3</td><td></td><td></td><td>濃紺長袖、灰色</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>2</td><td></td><td></td><td>長袖・半袖各1</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td>2</td><td></td><td></td><td>長袖、半袖各1</td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td></td><td></td><td>金属製、布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・リボン</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>3</td><td></td><td></td><td>盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用</td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>1</td><td></td><td></td><td>作業服用</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td>1</td><td></td><td></td><td>ヘルメット及び しころ含む</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【参考】 団員1人につき 12万円の貸与物品</p> <p>【特定財源の概要】 消防施設整備事業補助金</p>	品名	数量	男性	女性	摘要	・制帽	1				・盛夏帽	1			必要に応じ	・作業帽	1				・制服	1			必要に応じ	・盛夏服	1			必要に応じ	・作業服	3			濃紺長袖、灰色	・作業服	2			長袖・半袖各1	・オーバーコート	1				・ブラウス	2			長袖、半袖各1	・襟章	1式				・階級章	1			金属製、布製	・ネクタイ	1				・リボン	1				・バック	1				・バンド	3			盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用	・バンド	1			作業服用	・保安帽	1				・雨合羽	1				・編上げ靴	1				・防火衣	1			ヘルメット及び しころ含む	・防寒衣	1				<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用 部に配備</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 5万6千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用 部に配備	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣			<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用 部に配備</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用 部に配備	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣	1		<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万3千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣			<p>【目的】 消防団員の制服を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類（男性のみ）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オーバーコート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万1千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オーバーコート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1		・防火衣		部に配備	・防寒衣		
品名	数量	男性	女性	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・制帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏帽	1			必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・制服	1			必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・盛夏服	1			必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業服	3			濃紺長袖、灰色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・作業服	2			長袖・半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・オーバーコート	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ブラウス	2			長袖、半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・階級章	1			金属製、布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・ネクタイ	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・リボン	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バック	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド	3			盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・バンド	1			作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・保安帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・雨合羽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防火衣	1			ヘルメット及び しころ含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
・防寒衣	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・ネクタイ	1	紺																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド	2	作業服用 部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド	2	作業服用 部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・防寒衣	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド	2	作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・オーバーコート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・バンド	2	作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防火衣		部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	常備消防組織		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課 消防組織法	環境防災課（津久井郡広域行政組合総務課） 消防組織法	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1本部 3本署 12分署 職員数 実員594人 定員599人</p> <p>【内訳】 消防本部 6課 85人 消防長 副消防長 ・消防総務課 ・防災課 ・予防課 ・警防課 ・救急対策課 ・指令課</p> <p>消防署（3交替制） 2課 3係（1部・2部・3部） 3署 12分署</p> <p>相模原消防署 205人 ・本署（警備課・査察指導課） ・田名分署 ・淵野辺分署 ・緑が丘分署 ・上溝分署</p> <p>南消防署 210人 ・本署（警備課・査察指導課） ・麻溝台分署 ・相陽分署 ・東林分署 ・大沼分署 ・相武台分署 ・上鶴間分署</p> <p>北消防署 94人 ・本署（警備課・査察指導課） ・大沢分署 ・相原分署</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、郡民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1本部 1署 2分署 2出張所 1派出所 職員数109人 定員111人</p> <p>【内訳】 消防本部 3課 22人 消防長 副消防長 ・総務課 ・警防課 ・予防課</p> <p>消防署 2交替制 2課 2係 1署 2分署 2出張所 1派出所</p> <p>本署 36人 （津久井救急隊派出所 8人） ・城山分署 15人 ・藤野分署 15人 ・鳥屋出張所 8人 ・青根出張所 5人</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	非常備消防（消防団）組織		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 9分団 56部 実員699人 定員762人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長-1人</li> <li>・副団長-2人</li> <li>・消防団女性部-28人</li> <li>・（ラッパ隊）（28人）</li> <li>・第1分団 - 9部 100人</li> <li>・第2分団 - 5部 58人</li> <li>・第3分団 - 9部 108人</li> <li>・第4分団 - 8部 96人</li> <li>・第5分団 - 4部 54人</li> <li>・第6分団 - 5部 54人</li> <li>・第7分団 - 7部 90人</li> <li>・第8分団 - 6部 77人</li> <li>・第9分団 - 3部 31人</li> </ul>	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 4分団 12部 実員160人 定員163人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長-1人</li> <li>・副団長-2人</li> <li>・第1分団 - 3部 38人</li> <li>・第2分団 - 3部 40人</li> <li>・第3分団 - 4部 52人</li> <li>・第4分団 - 2部 27人</li> </ul>	<p>【目的】消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 8分団 28部 実員378人 定員405人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長-1人</li> <li>・副団長-2人</li> <li>・第1分団 - 2部 32人</li> <li>・第2分団 - 3部 51人</li> <li>・第3分団 - 3部 46人</li> <li>・第4分団 - 3部 39人</li> <li>・第5分団 - 4部 60人</li> <li>・第6分団 - 3部 48人</li> <li>・第7分団 - 5部 54人</li> <li>・第8分団 - 5部 45人</li> </ul>	<p>【目的】消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 4分団 実員146人 定員147人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長-1人</li> <li>・副団長-2人</li> <li>・第1分団 -41人</li> <li>・第2分団 -22人</li> <li>・第3分団 -30人</li> <li>・第4分団 -50人</li> </ul>	<p>【目的】消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 7分団 19部 実員257人 定員257人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長-1人</li> <li>・副団長-2人</li> <li>・吉野分団 - 1部 29人</li> <li>・小淵分団 - 4部 35人</li> <li>・沢井分団 - 1部 24人</li> <li>・日連分団 - 2部 25人</li> <li>・名倉分団 - 3部 32人</li> <li>・牧野分団 - 5部 63人</li> <li>・佐野川分団 - 3部 46人</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会			
事務事業番号 9	事務事業名 火災予防事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	9,253千円	641千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災予防の普及と高揚を図るため、あらゆる機会をとらえ広報活動を推進する。</p> <p>【事業費の内容】 1 需用費 2,215,000円   消耗品費 1,786,000円     ・訓練用発煙筒     ・消火協力者消火器薬剤詰替     他13件   印刷製本費 379,000円     ・防火管理者資格証     ・立入検査結果通知書等     他2件   物品修繕費 50,000円 2 役務費 35,000円   ・危険物成分分析鑑定料 3 委託料 6,942,000円   ・防火管理者資格取得事務委託   ・自衛消防組織訓練指導事務委託   ・1人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託   ・文書等発送事務委託 4 備品購入費 41,000円 5 負担金、補助及び交付金 20,000円</p> <p>【主な事業の内容】 ・初期消火協力者消火器薬剤詰替 「初期消火協力者が使用した消火薬剤の無償詰替に関する要綱」により、消火協力者が使用した消火器の消火薬剤詰替を無償で詰替えるもの。 ・防火管理者資格証 カード式の防火管理資格取得講習修了証を発行するためのカード作成費(カードへの写真、氏名等の印刷はパソコンにより印刷) ・防火管理者資格取得事務委託 講習の受付、事前準備等、講習事務の一部について、(社)相模原市防災協会に委託 ・自衛消防組織訓練指導事務委託 自衛消防訓練時の起震車の配送等器材準備及び訓練指導補助について、(社)相模原市防災協会に委託 ・1人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託 署で実施していた1人暮らし高齢者の防火診断を(社)相模原市防災協会に全面委託、署では予防運動時に寝たきり高齢者の防火診断を実施</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災予防の普及と高揚を図るため、あらゆる機会をとらえ広報活動を推進する。</p> <p>【事業費の内容】 1 需用費 548,000円   消耗品費 196,000円     ・防火ポスター・立て看板     他 7件   印刷製本費 352,000円     ・条例関係届出書     ・設備関係届出書     他 2件 2 備品購入費 93,000円</p> <p>【主な事業の内容】 ・防火管理者資格証 手帳式の防火管理資格取得講習修了証を発行するための作成費(手帳への氏名等の印刷はパソコンにより印刷) ・火災予防運動に合わせて防火ポスター等を購入し、関係事業所に配布 ・郡内の主要登山口や遊歩道に火災予防用立て看板を設置 ・郡内小学校児童から募集した防火ポスターの審査会を開催し、入賞者(32名)に表彰状及び記念品を贈呈。入賞作品は、郡内を巡回展示すると共に、広報誌に掲載する ・防火管理者資格取得講習会(甲種)を年1回開催</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	相模原市防災協会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	27,745千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民と行政が一体となった防火防災活動の一層の充実を図るため、（社）相模原市防災協会の事業の推進を支援する。</p> <p>2 予算措置 ・相模原市防災協会補助金 27,745,000円 ・事務作業等委託（市から）16,285,801円</p> <p>【救急対策課】応急手当普及啓発事業委託 【予防課】防火管理者資格取得講習会事務委託、自衛消防組織訓練指導業務委託、自主防災組織訓練指導等業務委託、一人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託 【防災課】広域避難場所案内板維持管理委託、防災備蓄品及び避難所運営物品等維持管理委託 【総務課】消防庁舎見学案内業務委託 【職員課】普通救命講習委託</p> <p>3 【公共的団体の概要】 【目的】消防及び防災に関する知識の普及及び啓発、調査及び研究、講習会の開催等の事業を行い、社会公共の安全と福祉の向上に寄与することを目的とする。 【組織】会員 31団体 1022事業所 役員 理事9名、監事2名 事務局 9名（うち市職員2名）</p> <p>【防災協会の主な事業内容】（予防課以外の受託事業含む） 消防防災に関する普及啓発事業 防火ポスターコンクールの実施・ポスター配布 研修、訓練資機材等の貸出 消防防災意識啓発用物品の配布 消防写真新聞の配布 調査研究及び講習会の開催 危険物取扱者試験受験準備講習会の開催 防火対象物点検資格者講習の開催 防火管理者資格取得講習 （甲種9回/年（受託事業） 防火管理者上級講習（受託事業） 視察研修の開催 市民、事業所に対する防火防災に関する指導育成事業 新入社員消防研修会の実施 自衛消防隊員研修会の実施 自衛消防隊員消火競技会の開催 自衛消防組織の訓練指導（受託事業） 自主防災組織の訓練指導（受託事業） 応急手当ての普及啓発業務（受託事業） 一人暮らし</p>	<p>（城山町） 該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	相模原市防災協会	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	高齢者家庭防火診断業務（受託事業） 防災講演会の開催 機関紙の発行  4 その他 家庭用消火器の斡旋事業				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	火災予防等の規制に関する条例等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法 消防法施行令、施行規則 危険物の規制に関する政令、規則 相模原市火災予防条例	消防法 消防法施行令、施行規則 危険物の規制に関する政令、規則 津久井町火災予防条例			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市における火災予防上必要な事項を定めたもの。</p> <p>1 条例 ・相模原市火災予防条例 【内容】消防法第9条の規定による火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の3の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準、法第22条第4項の規定による火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めたもの。</p> <p>2 規則 ・相模原市火災予防規則 【内容】消防法施行規則及び相模原市火災予防条例の施行に関する事項 ・相模原市危険物の規制に関する規則 【内容】消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則の施行に関する事項 ・相模原市危険物の規制に関する規則の承認書等の様式 【内容】相模原市危険物の規制に関する規則に規定する承認書等の様式を定めるもの。</p> <p>・相模原市火災警報規則 【内容】消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報の発令及び解除に関する事項</p> <p>3 告示 ・火災警報の「その他の信号」を行う場所を指定する告示 ・相模原市火災予防条例第25条に規定する「消防長が指定する場所」について ・消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物及び消防用設備等を消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定について ・相模原市火災予防条例第47条の2に規定する指定洞道等について ・火気使用設備等の点検及び整備に係る必要な知識及び技能を有するものについて ・相模原市火災予防条例第18条に規定する日本工業規格について ・液化石油ガス貯蔵施設等の設置又は変更の許可に対する消防長の意見書の交付に係る申請について</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 津久井郡における火災予防上必要な事項を定めたもの。</p> <p>1 条例 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例 【内容】消防法第9条の規定による火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の3の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準、法第22条第4項の規定による火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めたもの。</p> <p>2 規則 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例施行規則 【内容】消防法施行規則及び津久井郡広域行政組合火災予防条例の施行に関する事項 ・危険物の規制に関する規則 【内容】消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則の施行に関する事項 ・危険物の規制に関する規則の承認書等の様式 【内容】危険物の規制に関する規則に規定する承認書等の様式を定めるもの。</p> <p>3 告示 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例第23条に規定する「消防長が指定する場所」について ・消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物及び消防用設備等を消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定について ・津久井郡広域行政組合火災予防条例第45条の2に規定する指定洞道等について ・火気使用設備等の点検及び整備に係る必要な知識及び技能を有するものについて</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会																																																			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																			
12	建築確認及び許認可に係る同意	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課	総務課																																																
根拠法令等	消防法 建築基準法	消防法 建築基準法																																																			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防法第7条、建築基準法第93条第1項の規定に基づき建築主事(建築審査課)、指定確認検査機関から依頼により、同意するもの。</p> <p>【内容】 対象物の面積等の情報を火災予防システムにより入力し、台帳としてデータ化し、統計にも反映させている。</p> <p>同意件数(平成15年度)</p> <table style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>新築</td> <td>増築</td> <td>改築</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,452</td> <td>3,152</td> <td>88</td> <td>1</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>建築主事</td> <td>1,769</td> <td>1,574</td> <td>67</td> <td>1</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>指定確認検査機関</td> <td>1,683</td> <td>1,578</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>86</td> </tr> </table> <p>【電算システムの概要】 ・防火対象物、危険物、防火管理者の台帳管理や立入り検査等の統計処理に使用している。</p>		合計	新築	増築	改築	その他	合計	3,452	3,152	88	1	201	建築主事	1,769	1,574	67	1	115	指定確認検査機関	1,683	1,578	21	0	86	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防法第7条、建築基準法第93条第1項の規定に基づき建築主事(建築審査課)、指定確認検査機関から依頼により、同意するもの。</p> <p>【内容】 対象物の面積等の情報をパソコンに入力して台帳としてデータ化し、統計等に反映させている。また、台帳は担当署所にて保管し査察等に活用している。</p> <p>同意件数(平成15年度)</p> <table style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>新築</td> <td>増築</td> <td>改築</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>116</td> <td>95</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>建築主事</td> <td>111</td> <td>90</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定確認検査機関</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(城山町) 該当なし</p>		合計	新築	増築	改築	その他	合計	116	95	15	0	6	建築主事	111	90	15	0	6	指定確認検査機関	5	5	0	0	0	該当なし	該当なし	該当なし
	合計	新築	増築	改築	その他																																																
合計	3,452	3,152	88	1	201																																																
建築主事	1,769	1,574	67	1	115																																																
指定確認検査機関	1,683	1,578	21	0	86																																																
	合計	新築	増築	改築	その他																																																
合計	116	95	15	0	6																																																
建築主事	111	90	15	0	6																																																
指定確認検査機関	5	5	0	0	0																																																

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																							
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会																																																							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																							
13	開発行為等の指導	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																				
担当課名	予防課	環境防災課	防災課	総務課	まちづくり課																																																				
根拠法令等	相模原市開発行為等指導要綱 開発行為等技術基準 消防施設指導基準	城山町開発指導要綱 中高層建築物に対する消防活動空地等の設置基準	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発指導要綱																																																				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市開発行為等指導要綱の規定に基づき消防水利の設置、はしご自動車の進入路、活動空地等の設置を指導している。</p> <p>【内容】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準及びはしご自動車の進入路、活動空地等の設置基準については、開発行為等技術基準、消防施設指導基準に規定されている。</p> <p>相模原市と川崎市の航空応援協定に基づき、川崎市の「緊急離着陸場等の設置指導指針」を準用し、高層建築物に対する緊急離着陸場、緊急救助用スペースの設置を指導している。</p> <p>緊急離着陸場 概ね100mを超える対象物に指導 緊急救助用スペース 概ね45mを超える対象物に指導。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">協議内容</th> <th style="text-align: right;">協議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">133 件</td> </tr> <tr> <td>・消火栓指導</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>・防火水槽指導</td> <td style="text-align: right;">15 (11)</td> </tr> <tr> <td>・活動空地指導</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>・指導なし</td> <td style="text-align: right;">98</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内の数字は、消防水利設置指導の中で活動空地を指導した件数。</p>	協議内容	協議件数	合計	133 件	・消火栓指導	5	・防火水槽指導	15 (11)	・活動空地指導	15	・指導なし	98	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、城山町開発指導要綱に規定されている。</p> <p>【内容】 はしご自動車の進入路、活動空地等の設置を指導 消防水利については、構成町の事務ですが設置場所等について消防本部と調整あり。</p> <p>平成15年指導状況</p> <p>活動空地指導 4 件</p> <p>(城山町)</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">協議内容</th> <th style="text-align: right;">協議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4 件</td> </tr> <tr> <td>・消火栓指導</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>・防火水槽指導</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>・指導なし</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> </tbody> </table>	協議内容	協議件数	合計	4 件	・消火栓指導	0	・防火水槽指導	0	・指導なし	4	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、津久井町住環境整備条例に規定されている。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">協議内容</th> <th style="text-align: right;">協議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td>・消火栓指導</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>・防火水槽指導</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>・指導なし</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table>	協議内容	協議件数	合計	11件	・消火栓指導	0	・防火水槽指導	1	・指導なし	10	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、相模湖町まちづくり条例に規定されている。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">協議内容</th> <th style="text-align: right;">協議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td>・消火栓指導</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>・防火水槽指導</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>・指導なし</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </tbody> </table>	協議内容	協議件数	合計	9件	・消火栓指導	1	・防火水槽指導	1	・指導なし	7	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、藤野町開発指導要綱に規定されている。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">協議内容</th> <th style="text-align: right;">協議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>・消火栓指導</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>・防火水槽指導</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>・指導なし</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </tbody> </table>	協議内容	協議件数	合計	0件	・消火栓指導	0	・防火水槽指導	0	・指導なし	0
協議内容	協議件数																																																								
合計	133 件																																																								
・消火栓指導	5																																																								
・防火水槽指導	15 (11)																																																								
・活動空地指導	15																																																								
・指導なし	98																																																								
協議内容	協議件数																																																								
合計	4 件																																																								
・消火栓指導	0																																																								
・防火水槽指導	0																																																								
・指導なし	4																																																								
協議内容	協議件数																																																								
合計	11件																																																								
・消火栓指導	0																																																								
・防火水槽指導	1																																																								
・指導なし	10																																																								
協議内容	協議件数																																																								
合計	9件																																																								
・消火栓指導	1																																																								
・防火水槽指導	1																																																								
・指導なし	7																																																								
協議内容	協議件数																																																								
合計	0件																																																								
・消火栓指導	0																																																								
・防火水槽指導	0																																																								
・指導なし	0																																																								

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	火災予防協力組織及び団体の育成指導	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防火管理上必要な知識及び技術の研究と、防火思想を高揚し、もって企業の健全な発展に寄与するとともに、防火を通じて会員相互の連携協調をはかることを目的とする。</p> <p>【内容】 消防本部予防課に事務局を置く火災予防協力組織として、次の2組織がある。 ・相模原市工場防火管理研究会(以下「工場防火管理研究会」) ・相模原市百貨店・サービス事業等防火管理研究会(以下「百貨店防火管理研究会」)</p> <p>1 予算措置 ・無し</p> <p>2 研究会の組織 会員数 工場防火管理研究会 132事業所 百貨店防火管理研究会 60事業所 会員構成(年会費) ・工場防火管理研究会 市内工場及びその他事業所 (従業員数により1~4口 1口=9,000円/年) ・百貨店防火管理研究会 市内不特定多数の人を収容する事業所等(事業所面積により1~3口 1口=9,000円/年) 役員 ・工場防火管理研究会 会長1名 副会長2名 監事2名 理事若干名 ・百貨店防火管理研究会 会長1名 副会長2名 理事若干名 監事2名 会計1名 事務局 ・工場防火管理研究会 予防課職員 2名 ・百貨店防火管理研究会 予防課職員 2名 研究会予算(H16年度) ・工場防火管理研究会 1,690,000円(会費収入) ・百貨店防火管理研究会 1,060,000円(会費収入)</p> <p>【主な事業内容】 ・定期総会 ・理事会</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 危険物による火災又は事故その他危険予防のため、危険物の安全管理知識及び技術の普及指導並びに会員相互の融和親睦を図り、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>予算措置 ・無し</p> <p>【津久井郡危険物安全協会の組織】 1 会員数 125事業所 2 会員構成(年会費) 正会員 給油取扱所 (10,800円/年) 自家用給油取扱所 (9,600円/年) 石油販売事業所 (9,600円/年) 危険物施設保有事業所 (9,600円/年) LPG販売事業所 (8,400円/年) 賛助会員 物販及び消防設備業者 (12,000円/年) 2 役員 会長 1名、副会長 4名、理事 7名 監事 2名、会計 1名 3 事務局 消防本部予防課職員 5名 4 協会予算 収入源(会費及び事業収入) H16年度予算(1,753,000円)</p> <p>【安全協会の主な事業内容】 1 消防防災に関する普及啓発事業 防火ボスターコンクールの後援 消防防災意識啓発用品の配布 研修、訓練用資機材の貸し出し 消防防災意識啓発用品の配布 2 調査研究及び講習会の開催 危険物取扱者試験受験準備講習会の開催 視察研修会の開催 危険物取扱者保安講習会(特定講習)の開催 安全講習会の開催 3 危険物事業所に対する防火防災に関する指導 育成事業 機関紙の発行  会員事業所施設の自主点検を実施させ、点</p>	該当なし	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	火災予防協力組織及び団体の育成指導	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務研修(工場、百貨店合同)</li> <li>・自衛消防隊員研修会(防災協、研究会合同)</li> <li>・自衛消防隊員消火競技会(防災協、研究会合同)</li> <li>・防火優良施設視察研修(防災協、研究会合同)</li> <li>・防災講演会(防災協、研究会合同)</li> <li>・新入社員消防研修会(防災協、研究会合同)</li> <li>・予防啓発物品の購入、配布</li> </ul>	<p style="margin: 0;">検状況の巡回確認を行う</p> <p style="margin: 0;">4 その他</p> <p style="margin: 0;">初期消火に使用した消火器の薬剤無料詰替事業</p> <p style="margin: 0;">(城山町)</p> <p style="margin: 0;">該当なし</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	危険物の取締指導及び規制	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法 危険物の規制に関する政令 危険物の規制に関する規則 総務省令及び総務省告示等 相模原市危険物審査基準	消防法 危険物の規制に関する政令 危険物の規制に関する規則 総務省令及び総務省告示等			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 危険物の取り締まり指導及び規制に関する事務</p> <p>【内容】 平成15年度件数</p> <p>1 許可、検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物製造所等の設置変更許可 166</li> <li>・危険物の仮貯蔵、仮取扱の承認 3</li> <li>・危険物製造所等の仮使用の承認 120</li> <li>・危険物製造所等の中間検査 59</li> <li>・危険物製造所等の完成検査前検査 121</li> <li>・危険物製造所等の完成検査 149</li> <li>・危険物製造所等の許可書・完成検査済証の交付</li> </ul> <p>2 届出等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡・引渡届 7</li> <li>・種類数量倍数変更届 14</li> <li>・保安監督者選任(解任)届 115</li> <li>・予防規程・変更認可申請 20</li> <li>・資料提出 225</li> <li>・危険物取扱者資料提出 61</li> <li>・防火相談 5</li> <li>・廃止届 84</li> <li>・事故発生届 2</li> </ul> <p>3 違反処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>・危険物取扱者の指導に関すること。</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の災害調査報告に関すること。</li> <li>・危険物許可施設の許可、検査、届出等をシステムで管理し、統計処理等を行う。</li> </ul>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 危険物の取り締まり指導及び規制に関する事務</p> <p>【内容】 平成15年度件数</p> <p>1 許可、検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物製造所等の設置変更許可 23</li> <li>・危険物の仮貯蔵、仮取扱の承認 3</li> <li>・危険物製造所等の仮使用の承認 3</li> <li>・危険物製造所等の中間検査 8</li> <li>・危険物製造所等の完成検査前検査 2</li> <li>・危険物製造所等の完成検査 18</li> <li>・危険物製造所等の許可書・完成検査済証の交付</li> </ul> <p>2 届出等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡・引渡届 4</li> <li>・種類数量倍数変更届 2</li> <li>・保安監督者選任(解任)届 12</li> <li>・予防規程・変更認可申請 1</li> <li>・資料提出 2</li> <li>・防火相談 5</li> <li>・廃止届 16</li> <li>・事故発生届 0</li> </ul> <p>3 違反処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>・危険物取扱者の指導に関すること。</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の災害調査報告に関すること。</li> </ul> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	液化石油ガス等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	予防課	環境防災課・（広域行政組合予防課）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律 平成9年4月1日消防本部告示第1号	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 液化石油ガスに関すること</p> <p>【内容】 ・液化石油ガスの意見書交付申請書の審査又は調査に関すること。</p> <p>交付件数 2件（平成15年度中）</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 液化石油ガスに関すること</p> <p>【内容】 ・液化石油ガスの意見書交付申請書の審査又は調査に関すること。</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会																					
事務事業番号 19	事務事業名 防火管理者資格取得講習	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
担当課名	予防課	環境防災課・（広域行政組合予防課）			総務課																		
根拠法令等	消防法施行令第3条第1項第1号及び同項第2号イ 相模原市火災予防事務取扱要綱 相模原市防火管理者普通講習事務取扱要領 防火管理特別講習実施要領	消防法施行令第3条第1項第1号及び同項第2号イ																					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	18千円																					
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市火災予防事務取扱要綱に基づき、普通講習及び特別講習を実施</p> <p>・普通講習は、政令第3条第1項の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習</p> <p>・特別講習は、防火管理者として選任されている者等に、実務的な知識及び技術等を修得させるための講習</p> <p>【内容】</p> <p>1 普通講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催月、担当署々             <ul style="list-style-type: none"> <li>5月、9月、1月 相模原消防署</li> <li>6月、10月、2月 南消防署</li> <li>7月、11月、3月 北消防署</li> </ul> </li> <li>・受講受付 相模原市防災協会、3署査察指導課</li> <li>・受講料 無料、ただし、テキスト代4,500円</li> <li>・修了証 火災予防システムに登録、データを基に印刷</li> </ul> <p>2 特別講習</p> <p>防火管理者上級講習、防火管理者等高度専門講習に区分されており、上級講習については、1年に1回以上、高度専門講習については、必要に応じて実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講受付 相模原市防災協会、3署査察指導課</li> <li>・受講料 無料</li> <li>・修了証 講習科目修了者に修了証を交付</li> </ul> <p>【平成15年度実施内容】</p> <p>平成15年度について、普通講習の甲種防火管理講習を9回実施し、乙種防火管理講習については、平成14年度から休止している。特別講習の上級講習については、1回実施している。受講者数については次のとおり。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th>講習会場</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第1回甲種</td> <td>消防指令センター</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>・第2回甲種</td> <td>南消防署</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>・第3回甲種</td> <td>北消防署</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>・第4回甲種</td> <td>消防指令センター</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>・第5回甲種</td> <td>南消防署</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	講習会場	修了者数	・第1回甲種	消防指令センター	114	・第2回甲種	南消防署	77	・第3回甲種	北消防署	63	・第4回甲種	消防指令センター	115	・第5回甲種	南消防署	78	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 ・政令第3条の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習</p> <p>【内容】</p> <p>1 普通講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催月、9月 （担当予防課）</li> <li>・受講受付 予防課</li> <li>・受講料 無料、ただしテキスト代 3,000円</li> <li>・修了証 防火管理者講習受講者名簿に登録し、修了証を交付</li> </ul> <p>【平成15年度実施内容】</p> <p>甲種防火管理者資格取得講習会を年1回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習種別 甲種</li> <li>・講習会場 津久井湖記念館</li> <li>・修了者数 42名</li> </ul> <p>【予算措置】</p> <p>使用料 18,000円（会場使用料）</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし
講習種別	講習会場	修了者数																					
・第1回甲種	消防指令センター	114																					
・第2回甲種	南消防署	77																					
・第3回甲種	北消防署	63																					
・第4回甲種	消防指令センター	115																					
・第5回甲種	南消防署	78																					

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	<b>防火管理者資格取得講習</b>	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6回甲種 北消防署 60</li> <li>・ 第7回甲種 消防指令センター 120</li> <li>・ 第8回甲種 南消防署 75</li> <li>・ 第9回甲種 北消防署 59</li> <li>・ 上級講習 消防指令センター 63</li> </ul> <p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火対象物、危険物、防火管理者の台帳管理や立入り検査等の統計書処理に使用している。</li> </ul>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	常備消防資機材等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法	消防組織法 消防法			
歳出予算額(平成16年度)	17,452千円	8,794千円			
歳入予算額(平成16年度)	1,900千円	3,853千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防、救助活動等に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】 消防、救助用資機材の整備 消火用ホース、テコ対応資機材等 消防水利用資機材の整備 消防水利用標識板、消火栓路面標示委託等 救助大会参加に関する事務費 旅費、消耗品等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) 消火用ホース</p> <p>【参考】 ・ 陽圧式化学防護服 約40万円 ・ 防毒マスク 約3万円 ・ 除染シャワー(人体等に付着した化学剤等を洗い流すもの) 約150万円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防、救助活動等に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】 消防、救助用の整備 (防火服、化学防護服、その他) 救助大会参加に関する事務費 旅費、消耗品等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) 防火服他</p> <p>【参考】 ・ 山林火災対応資機材 山林用小型動力ポンプ(ホース100m) 1式 87万円 ・ 背負式消火水のう 1基 3万円 ・ 山岳救助資機材 ザイル、靴、カラビナ、ハーネス、安全隊 ヘッドライト、ザック 1人当たり 9万円</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>		
7	消防車両維持管理・購入事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>担当課名</b>	警防課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課	総務課
<b>根拠法令等</b>	消防組織法 消防法 NOx・PM法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	消防組織法 自動車NOx法			
<b>歳出予算額(平成16年度)</b>	244,188千円	5,578千円			
<b>歳入予算額(平成16年度)</b>	183,933千円	0千円			
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 消防力の充実・強化を図るため、消防車両更新計画等に基づく消防自動車等の購入や燃料の備蓄及び車検点検等を実施し、消防車両を適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車等 2 1台 ・はしご消防自動車 4台 ・化学消防自動車 2台 ・救助工作車 3台 ・救急自動車(高規格) 1 4台 合計 1 0 6台 消防自動車等の購入 燃料の備蓄(ガソリン、軽油) 消防自動車等の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等 酸化触媒の購入</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 消防防災設備整備費補助金(国庫) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車等 低公害車普及等事業費補助金(国庫) ・酸化触媒 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車等 消防債(地方債) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車等</p> <p><b>【参考】</b> ・消防ポンプ自動車 約30,000(千円) ・水槽付消防ポンプ自動車 約39,000(千円) ・高規格救急自動車 約31,000(千円) ・はしご自動車(3.5m) 約165,000(千円) ・救助工作車 約78,000(千円)</p>	<p><b>【目的】</b> 消防力の充実・強化を図るため、消防車両更新計画等に基づく消防自動車等の購入や燃料の備蓄及び車検点検等を実施し、消防車両を適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車等 6台 ・はしご消防自動車 1台 ・化学消防自動車 1台 ・救助工作車 1台 ・救急自動車(高規格) 4台 ・ " (B型) 1台 ・二輪車 6台 ・その他 11台 合計 31台 消防自動車等の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・化学防護服</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
26	消防業務及び消防団の取扱い			消防部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
9	消防団車両維持管理・購入事業			A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 NO×PM法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法
歳出予算額（平成16年度）	36,553千円	1,844千円	10,226千円	0千円	2,944千円
歳入予算額（平成16年度）	28,250千円	0千円	2,730千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 10台 ・小型動力ポンプ付積載車 46台 消防団車両の購入 燃料の購入（ガソリン、軽油等） 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 消防防災設備整備費補助金（国庫） ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車 消防債（地方債） ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車</p> <p>【参考】 ・消防ポンプ車 15,000（千円） ・小型動力ポンプ付積載車 6,000（千円）</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・小型動力ポンプ付積載車 12台 消防団車両の購入 燃料の購入（ガソリン、軽油等） 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・小型動力ポンプ積載車 16年度購入予定なし 17年度以降小型動力ポンプ積載車の更新を予定</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 8台 ・小型動力ポンプ付積載車 21台 消防団車両の購入 燃料の購入（ガソリン、軽油等） 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・小型動力ポンプ積載車</p>	<p>【目的】 消防力の強化充実を図るため、更新計画に基づき消防団車両等を更新し、車両を適切に管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 4台 ・小型動力ポンプ付積載車 3台 消防車両等の備品購入費 損害保険料 自動車重量税 消耗品購入費 燃料費 物品等修繕費</p> <p>補助金の種類 神奈川県防災対策緊急支援事業費補助金</p> <p>購入予定車両 なし</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型動力ポンプ付積載車 17台 消防団車両の購入 燃料の購入（ガソリン、軽油等） 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両保険 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・小型動力ポンプ積載車 16年度購入予定なし 17年度以降小型動力ポンプ積載車の更新あり</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	消防水利維持管理整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法 水道法 消防水利の基準	水道法 消防水利の基準	水道法 消防水利の基準	水道法 消防水利の基準	水道法 消防水利の基準
歳出予算額（平成16年度）	81,383千円	8,850千円	16,275千円	1,860千円	5,068千円
歳入予算額（平成16年度）	10,918千円	244千円	2,652千円	160千円	3,881千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防水利の状況（平成16年4月1日現在） ・消火栓 6,624基（私設を含む。） ・防火水槽 1,424基（私設を含む。） 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料等</p> <p><b>【負担金の概要】</b> 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 消防防災施設整備費補助金（国庫） ・防火水槽（耐震性貯水槽） 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽（耐震性貯水槽） 消火栓設置実費負担金（開発行為において、既設の配水管に消火栓を設置する場合、開発者から直接水道局に申請できないため、市が代わって水道局に申請し、その経費を支払った分を開発者から徴収する実費弁償の負担金） ・消防債（地方債） ・防火水槽（耐震性貯水槽）</p> <p><b>【参考】</b> ・消火栓新増設負担金 1基 約30万円～70万円×39=13,000（千円） ・消火栓維持負担金 1基 約7,770円×5,878基 =45,672（千円） ・防火水槽 (40t) 1基 約700万円</p>	<p><b>【目的】</b> 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防水利の状況（平成16年4月1日現在） ・消火栓 368基（私設を含む。） ・防火水槽 212基（私設を含む。） 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料等</p> <p><b>【負担金の概要】</b> 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽（耐震性貯水槽）</p> <p><b>【参考】</b> ・消火栓新増設負担金 1基 約30万円～70万円 ・消火栓維持負担金 1基 約7,770円×351基 =2,728（千円） ・防火水槽 (40t) 1基 約700万円</p>	<p><b>【目的】</b> 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防水利の状況（平成16年4月1日現在） ・消火栓 476基（私設を含む。） ・防火水槽 331基（私設を含む。） 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料 等</p> <p><b>【負担金の概要】</b> 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽（耐震性貯水槽） 消火栓設置実費負担金 消防債（地方債） ・防火水槽（耐震性貯水槽）</p> <p><b>【参考】</b> ・消火栓新増設負担金 1基 約315千円×4=1,260（千円） ・消火栓維持負担金 1基 7,770円×474基 =3,683（千円） ・防火水槽 (40t) 1基 約840万円</p>	<p><b>【目的】</b> 消防水利の基準に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防水利の状況（平成16年4月1日現在） ・消火栓 237基（私設を含む。） ・防火水槽 111基（私設を含む。） 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理</p> <p><b>【負担金の概要】</b> 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消火栓新増設負担金</p> <p><b>【参考】</b> ・消火栓新増設負担金 1基 約320千円（千円） ・消火栓維持負担金 1基 7,770円×229基 =1,779,330（千円） ・防火水槽 (40t) 1基 約800万円</p>	<p><b>【目的】</b> 消防水利の基準に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p><b>【内容】</b> 消防水利の状況（平成16年4月1日現在） ・消火栓 220基（私設なし。） ・防火水槽 186基（私設なし。） 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理</p> <p><b>【負担金の概要】</b> 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金（神奈川県） ・消火栓新増設負担金</p> <p><b>【参考】</b> ・消火栓新増設負担金 1基 約400～700千円 ・消火栓維持負担金 1基 7,770円×218基=1,693,860（千円） ・防火水槽 (40t) 1基 約700万円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	水防活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課 水防法	環境防災課・(広域行政組合総務課) 水防法	防災課 水防法	総務課 水防法	総務課 水防法
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	58千円	50千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	25千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の水防活動を実施する。</p> <p>【内容】 水防活動の実施 水防倉庫及び水防資機材の状況 ・水防倉庫 7箇所 ・鉄くい、針金、ロープ及びびー輪車等45品目を備蓄 水防活動用資機材の整備 水防団員は、消防団員が兼務 水防倉庫敷地賃借料</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 水防活動に必要な資機材を整備する。</p> <p>【内容】 水防活動用消耗品の購入</p> <p>整備状況 備蓄状況 鉄くい、針金、ロープ、土嚢袋等9品目を備蓄</p> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 町内の水防活動を実施する。</p> <p>【内容】 水防活動の実施 水防倉庫及び水防資機材の状況 ・水防倉庫 2箇所 ・鉄くい、土嚢袋、スコップ等14品目を備蓄 水防倉庫は小倉・葉山島地区に設置しているが、この他にも防災倉庫を活用している。 水防活動用資機材の整備 水防団員は、消防団員が兼務</p> <p>【特定財源の概要】 神奈川県地震防災対策緊急支援事業費</p>	<p>【目的】 町内の水防活動を実施する。 水防団は消防団が兼ねている。</p> <p>【内容】 水防資機材は防災倉庫を活用している。</p>	<p>【目的】 町内の水防活動を実施する。 水防団は消防団が兼ねている。</p> <p>【内容】 水防資機材は防災倉庫を活用している。</p>	<p>【目的】 町内の水防活動を実施する。 水防団は消防団が兼ねている。</p> <p>【内容】 水防資機材は防災倉庫を活用している。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	消防力整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課・（広域行政組合警防課）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 消防力の基準	消防力の基準			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」での教訓や複雑多様化する災害に対応するため、「相模原市21世紀総合計画」に定める安全に暮らせる都市の実現をめざした、相模原市消防本部のビジョンが必要であることから、平成12年12月、平成22年度を目標とした「相模原市消防力整備計画」を策定した。</p> <p>【内容】 消防組織・施設の充実 ・消防署等の整備 平成13年田名分署を移転（仮称）新磯分署の新設等 ・消防車両の充実 ・消防水利の整備 ・消防団機能の充実 救急体制の強化・充実 （仮称）新磯分署の新設に伴い、救急隊を配備等 救助体制の強化・充実 平成13年田名分署の移転に併せ、特別救助隊を新たに配備 消防情報管理システムの整備・充実 大規模災害対策及び消防広域応援体制の充実 火災予防体制の充実</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 津久井郡消防本部の消防力の整備を計画的に進める。</p> <p>【内容】 消防施設の再編に伴い、津久井郡広域行政組合の施設検討部会で検討中である。</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	消防相互応援協定等		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課・（広域行政組合警防課）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	8,249千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として、消防相互応援協定を締結するとともに、国に消防隊等を緊急消防援助隊として登録する。</p> <p>【内容】 応援協定締結状況 ・神奈川県下消防相互応援協定（県下27市町） ・消防相互応援協定（対東京消防庁、対町田市消防団） ・消防相互援助協約（対在日米陸軍）</p> <p>応援協定による出動状況 ・相模原市から27件、41隊、212名が出場 ・相模原市へ6件、23隊、111名が出場</p> <p>緊急消防援助隊への登録 ・消防隊 3隊 ・救助隊 1隊 ・救急隊 1隊 ・特殊災害隊 2隊 ・特殊装備隊 2隊</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 神奈川県下消防相互応援協定（県下27市町と締結。） 消防相互応援協定（対東京消防庁、対清川村対上野原町、対都留市、中央高速道路「東京消防庁・富士吉田市・都留市・大月市・河口湖町西桂町・上野原町・富士五湖消防本部」と締結。）</p> <p>【特定財源の概要】 高速道路の消防活動に出動した場合、清川村への救急応援出場によるもの。 ・高速自動車国道業務支弁金 8,187千円（42件） ・清川村（救急出場1件31千円） 62千円（2件）</p> <p>出動状況 津久井郡広域行政組合消防本部から11件に出場、出場部隊20隊、人員71人 津久井郡広域行政組合消防本部へ7件の受援、受援部隊10隊、人員36人 緊急消防援助隊への登録 ・消防隊 1隊 ・救急隊 1隊</p> <p>（城山町で実施）</p> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 応援協定締結状況（対相模原市消防団、対八王子市消防団、対町田市消防団、対鋸川町消防団、対津久井町・相模湖町・藤野町消防団（津久井郡4町で締結） 応援協定による出動状況 ・なし</p>	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 消防相互応援協定（対八王子市消防団、対清川村消防団、対道志村消防団、対城山町・相模湖町・藤野町消防団（津久井郡4町で締結）</p> <p>出動状況（消防団） なし</p>	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 消防相互応援協定（八王子市、津久井郡4町） なし</p> <p>出動状況（消防団） なし</p>	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 消防相互応援協定（対八王子市消防団、対上野原町消防団、対秋山村消防団、対城山町・津久井町・相模湖町消防団（津久井郡4町で締結）</p> <p>出動状況（消防団） なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	国際消防救助隊	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	国際緊急援助隊の派遣に関する法律 国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱 相模原市消防本部国際消防救助隊出動計画				
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 海外で大規模災害が発生した場合に、被災国からの要請に応じて緊急援助活動を行う国際消防救助隊に、本市救助隊員8名を登録する。</p> <p>【内容】 登録 平成13年4月に救助隊員8名を登録</p> <p>本市の派遣実績 平成16年6月現在、派遣実績なし</p> <p>国際消防救助隊の主な活動 平成16年2月モロッコ地震16名派遣 平成15年5月アルジェリア地震17名派遣</p>	<p>(津久井郡広域行政組合) 登録していない。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	火災警報等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法 市火災予防条例 市火災警報規則	消防法 津久井郡広域行政組合火災予防条例 津久井郡消防本部消防計画			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市町村長は、都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険であると通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。 警報が発せられた後は、その区域内にあるものは、市町村条例で定める火の使用制限に従わなければならないことを条例、規則で規定する。</p> <p>【内容】 火災警報規則 火災警報の発令及び解除等について規定 (平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき等)</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 市町村長は、都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険であると通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。となっており、警報が発せられた後は、その区域内にあるものは、市町村条例で定める火の使用制限に従わなければならない。と定められています。</p> <p>【内容】 火災警報発令基準 (1)実効湿度60%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速が7メートル/秒を越える見込みのとき (2)平均風速10メートル/秒以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	消防団活動基準		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 消防力の基準	消防組織法 消防法 消防力の基準	消防組織法 消防法 消防力の基準	消防組織法 消防法 消防力の基準	消防組織法 消防法 消防力の基準
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 相模原市消防団活動基準 ○指令の伝達方法 部長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。 なお、副分団長以上にメールにて災害発生情報を配信している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 なし ○指令の伝達方法 津久井郡消防本部より防災箇所を分団長に携帯電話により出動を指令する。（受け持ち区域に出動）また、正副分団長には環境防災課より災害発生情報を電話連絡している。なお、昨年度から部長に無線受令機を貸与している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 火災出動基準（消防計画に掲載） ○指令の伝達方法 班長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。（受け持ち区域に出動）なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 なし ○指令の伝達方法 副分団長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。 なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 原則として、災害出場種別及び災害発生場所にかかわらず出動する。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 火災出動基準 ○指令の伝達方法 ・防災行政無線により、地域指定で出動を指令する。 ・班長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により集合場所等を指令する。 出動を指令する。なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	常備消防出場体制		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法 消防法 消防力の基準				
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災等の災害を防止するため、常備消防の出場体制等を定める。</p> <p>【内容】 要綱・規程等 ・相模原市警防規程 ・相模原市災害出場基準 等</p> <p>消防隊等の配置 ・指揮隊 3 隊 ・消防隊 1 5 隊 ・救助隊 3 隊 ・救急隊 1 1 隊 ・特車隊(はしご隊等) 5 隊</p> <p>消防隊等の災害出場 ・火災(一般建物) 1 0 隊以上 ・救助 5 隊以上 ・救急 1 隊以上 等</p> <p>消防隊等平均現場到着時間(平成15年中) ・火災 4分33秒 ・救急 5分06秒</p> <p>消防車等の搭乗人員 ・消防隊5名(最低確保人員4名) ・救急隊3名 ・救助隊6名(最低確保人員5名) 等</p> <p>当直勤務体制 3部制(職員が3部に分かれ、日勤、当番(24時間)、非番を組み合わせ勤務する制度)</p> <p>平成15年中の災害出場 ・火災 253件 ・救急 24,294件 ・救助 515件 ・各種災害(風水害を含む。) 1,871件</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災等の災害を防止するため、常備消防の出場体制等を定める。</p> <p>【内容】 要綱・規程等 ・津久井郡消防本部消防計画(出場基準)</p> <p>消防隊等の配置 ・指揮隊 1 隊 *平日(月-金)08:30-17:00まで 警防課及び署長・副署長で運用 *夜間・休祭日については、召集者及び署長副署長にて運用 ・消防隊 5 隊 ・救助隊 1 隊 ・救急隊 4 隊 ・特車隊(はしご隊等) 1 隊</p> <p>消防隊等の災害出場 ・火災(一般建物) 5 隊 *ポンプ車等3隊・救助隊1隊・救急隊1隊状況により順次付加する。 ・救助 3 隊 *ポンプ車等2隊・救急隊1隊以上 ・救急 1 隊以上 等</p> <p>中央高速道路 ・火災(車両) 1 隊 *化学車1隊・状況により救急隊1隊付加 ・救助 2 隊 *救助・救急各1隊 状況により救急隊1隊付加する。 ・救急 1 隊以上 *本線上の救急要請は、救急隊の後方支援にポンプ1隊を付加する。</p> <p>消防隊等平均現場到着時間(平成15年中) ・火災 10分23秒 ・救急 8分11秒</p> <p>消防車等の搭乗人員 ・消防隊3名(最低確保人員2名) ・救急隊3名</p>	該当なし	該当なし	該当なし



# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	消防出初式等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	防災交通班	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,872千円	20千円	98千円	206千円	47千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く市民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式を開催する。また、消防団員が平素鍛えた消防操法技術の成果を発表し、消防活動能力の強化を図ることを目的に、消防団消防技術競技大会が開催されている。</p> <p>【内容】 消防出初め式の開催（平成16年1月11日） ・参加部隊 消防署部隊（3消防署12分署） 245名 ・消防団部隊（1団9個分団） 544名 ・自衛消防部隊（14事業所） 60名 ・参観者（約6,300名）</p> <p>市消防団消防技術競技大会の開催（平成15年9月7日） ・小型ポンプ操法の部 17チーム 68人 ・ポンプ車操法の部 9チーム 45人</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（平成16年7月28日予定） ・隔年で開催する大会に1隊が出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署城山分署 13名 ・消防団部隊（1団4個分団） 140名 ・参観者（約100名） ・消防団操法演技1隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署部隊（1隊） 10名 ・消防団部隊（1団8個分団） 318名 ・参観者（約100名）</p> <p>消防団操法演技4隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署部隊（1隊） 11名 ・消防団部隊（1団4分団） 113名 ・参観者（約100名）</p> <p>消防団操法演技1隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署部隊（1隊） 10名 ・消防団部隊（1団7個分団） 282名 ・参観者（約100名）</p> <p>消防団操法演技1隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	救急活動事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	救急対策課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	14,965千円	4,316千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 救急活動に必要な業務用品等を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年中救急件数 24,294件</li> <li>・実動救急車数 11台 非常用救急車数 3台</li> <li>・現場到着までの平均時間 5分6秒</li> <li>・相模原市集団救急事故対応計画を定めている</li> <li>・ドクターカー出動要請要領を定めている</li> <li>・県ドクターヘリ運用に関する活動要領を定めている</li> </ul> <p>救急業務検討会医師委員謝礼 303千円 相模原市救急業務検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 本市の救急業務を円滑な推進にする。</li> <li>・開催数 年3回</li> <li>・構成員 病院関係者 9名 市衛生部 2名 市消防部 2名</li> </ul> <p>消耗品費 13,659千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務用品 救急安心カード(満75歳対象) 266千円</li> </ul> <p>消防職員災害時感染症検査手数料 40千円</p> <p>事務作業等委託 697千円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 救急活動に必要な業務用品等を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年中救急件数 2,919件</li> <li>・実動救急車数 4台 非常用救急車数 1台</li> <li>・現場到着までの平均時間 8分11秒</li> </ul> <p>救急研修会 10千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催数 年1回</li> <li>・消耗品費 3,276千円</li> <li>・救急酸素</li> <li>・救急活動用毛布等</li> <li>・救急隊員用感染防止衣</li> <li>・救急医療ジャーナル(1年分)</li> <li>・ブレホスピタル・ケア(1年分)</li> <li>・救急業務用品 薬品、三角巾、ガーゼ、グローブ、マスク 除細動用品、気道確保用品、輸液用品等</li> <li>・事務作業等委託 61千円</li> <li>・医療廃棄物処理委託</li> </ul> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	応急手当普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	救急対策課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,730千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 応急手当の普及啓発のために、救命講習及び救急フェア等を開催する。</p> <p>【内容】 「救急フェア」 134千円 ・救急医療週間の前後1週間程度内で実施 ・開催日時、場所、内容等は各署単位で計画</p> <p>蘇生訓練人形購入等 10体 798千円</p> <p>応急手当普及啓発事業委託 3,798千円 委託先 (社)相模原市防災協会 委託事務内容 ・救命講習会受講の受付け ・受付け名簿の作成送付 ・認定書、修了書の作成 ・必要資機材の調達、搬送 ・講習会場の設営、撤去 ・統計報告</p> <p>救命講習会予定回数 91回 予定人員 2,700人</p> <p>講習会内容 ・普通救命講習会 3時間講習 ・上級救命講習会 8時間講習 ・普及員講集会 24時間講習 ・普及員再講習 3時間講習</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 応急手当の普及啓発のために、救命講習を開催する。</p> <p>【内容】 ・救命講習会受講の受付け ・受付け名簿の作成送付 ・認定書、修了書の作成 ・必要資機材の調達、搬送 ・講習会場の設営、撤去 ・統計報告</p> <p>救命講習会随時受け付け</p> <p>講習会内容 ・普通救命講習会 3時間講習 ・上級救命講習会 8時間講習</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	救急高度化推進事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	救急対策課	環境防災課・（広域行政組合警防課）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	17,273千円	3,171千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 救急業務の高度化推進に基づいて、メディカルコントロール体制等所要の整備を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時指示体制の整備、事後検証体制の整備、再教育体制の整備</li> <li>・救急救命士の処置範囲の拡大対応</li> <li>・高度救急医療資機材の整備</li> </ul> <p>県北・県央地区MC協議会負担金 2,470千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示委託費</li> <li>・医師検証費</li> <li>・検証票印刷費（医師検証用）</li> </ul> <p>救急外傷セット等 384千円</p> <p>救急業務賠償責任保険 354千円</p> <p>検証票（署内検証票用） 2,400千円</p> <p>各種研修会負担金等 11,665千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格救急車台数 実動車 11台 非常用 3台</li> <li>・全隊に救急救命士を配置している</li> <li>・救急救命士数 67人（16・4・1現在）</li> <li>・平成16年度気管挿管認定救命士予定数 5人</li> </ul> <p>【負担金の概要】 県北・県央地区メディカルコントロール協議会の負担金である。</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 救急業務の高度化推進に基づいて、メディカルコントロール体制等所要の整備を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時指示体制の整備、事後検証体制の整備、再教育体制の整備</li> <li>・救急救命士の処置範囲の拡大対応</li> <li>・高度救急医療資機材の整備</li> </ul> <p>県北・県央地区MC協議会負担金 775千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示委託費</li> <li>・医師検証費</li> <li>・救急出場報告書・搬送証明書 103千円</li> </ul> <p>救急業務賠償責任保険 61千円</p> <p>各種研修会負担金 2,232千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格救急車台数 実動車 3台 非常用 1台</li> <li>・救急車（B型）1台</li> <li>・高規格救急車配備している所に救急救命士を配置している。</li> <li>・救急救命士数 12人（16年4月1日現在）</li> <li>・平成16年度気管挿管認定救命士予定数 1名</li> </ul> <p>【負担金の概要】 県北・県央地区メディカルコントロール協議会の負担金である。</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	通信施設維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指令課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法、電波法、気象業務法	消防組織法、電波法、気象業務法			
歳出予算額(平成16年度)	167,062千円	2,443千円			
歳入予算額(平成16年度)	1,700千円	537千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行い、災害情報の効率的な活用を図る。</p> <p>【内容】 ○消防情報管理システム及び消防通信施設が的確に運用するための保守管理。 ○システムに係る電子計算機器等の使用に係るリース料の支払い。</p> <p>【参考】 通信施設 基地局 1(消防本部) 前進基地局 1(南消防署) 移動局 110(各車両) 署活動系 76(各部隊) 無線通信 市内波 2(A波・B波) 県内共通波 1 全国波 3(1波・2波・3波) 救急波 1</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策事業補助金</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行い、災害情報の効率的な活用を図る。</p> <p>【内容】 ○消防情報管理システム及び消防通信施設が的確に運用するための保守管理。 ○システムに係る電子計算機器等の使用に係るリース料の支払い。</p> <p>【参考】 通信施設 基地局 1(消防本部) 前進基地局 5(城山分署) (藤野分署) (青根出張所) (小仏トンネル東) (小仏トンネル西) 移動局 23(各車両) 4(各町役場) 可搬式 1(消防本部) 署活動系 22(各部隊)</p> <p>無線通信 市内波 1 県内共通波 1 全国波 3(1波・2波・3波) 救急波 0</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策事業補助金</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	災害通報の受信及び指令		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指令課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防組織法	消防組織法			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防情報管理システムを活用し、災害情報の受信、部隊選別、出場指令を迅速・確実に行う。</p> <p>【内容】 ○災害情報受信時、発信地表示システム(NTT)を活用して災害地点を瞬時に把握し、車両動態管理により直近の部隊選別を行い、自動出場指令を発する。 ○携帯電話からの災害情報においても消防本部指令室において直接受信。</p> <p>【電算システム】【基礎数値】 指令システム 型 火災報知専用電話(119)回線数 18</p> <p>119番通報受信状況 合 計 40,951件 ・火災 533 (110) ・救急 23,597(5,025) ・その他の災害 805 (110) ・問い合わせ等 12,406(5,405) ・試験 1,732 ・他市への転送 637 ・他市から転送 1,241 ( )は携帯電話による通報数</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防情報管理システムを活用し、災害情報の受信、部隊選別、出場指令を迅速・確実に行う。</p> <p>【内容】 ○災害情報受信時、独自の検索システム(住民基本台帳)を活用して災害地点を瞬時に把握し、自動出場指令を発令する。</p> <p>【電算システム】【基礎数値】 指令システム 型 火災報知専用電話(119)回線数 12</p> <p>119番通報受信状況 合 計 7,353件 ・火災 70 (18) ・救急 1,947 (376) ・その他の災害 7 (5) ・問い合わせ等 422 ・試験 4,085 ・他市への転送 3 ・他市から転送 473 ・その他 346 (間違い・悪戯・応答無し・その他) ( )は携帯電話による通報数</p> <p>(城山町) (該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	<p>(該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	<p>(該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	<p>(該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	り災証明及び搬送証明		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防署警備課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市火災調査規程 相模原市救急業務規程	消防本部の組織に関する規則			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 発生した火災・救急搬送の事実を証明する。</p> <p>【内容】 証明状況(平成15年度) ・り災証明 163件 ・搬送証明 16件</p> <p>発行場所 全ての消防署、分署</p> <p>証明者 消防長</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 発生した火災・救急搬送の事実を証明する。</p> <p>【内容】 証明状況(平成15年度) ・り災証明 16件 ・搬送証明 6件</p> <p>発行場所 消防本部</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	各種催事に係る警備		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防署警備課	環境防災課・(広域行政組合消防署)	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法 消防組織法	消防法 消防組織法			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泳げ鯉のぼり</li> <li>・相模大風祭り</li> <li>・上溝夏祭り</li> <li>・相模原納涼花火大会</li> <li>・橋本七夕祭り</li> <li>・その他各地域のイベント及び歳末火災特別警備に伴う神社等の警備、警戒</li> </ul>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 津久井郡の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市納涼花火大会(応援)</li> <li>・相模湖湖上祭</li> <li>・ふじの産業祭</li> <li>・津久井湖駅伝</li> <li>・ふじのやまなみクロスカントリー</li> <li>・相模湖駅伝</li> <li>・相模湖レガッタ</li> <li>・交通安全フェスティバル</li> <li>・さくら祭(津久井湖)</li> </ul> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 本町及び近隣市町の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小倉橋灯ろう流し</li> <li>・相模原市納涼花火大会(応援)</li> </ul> <p>警戒部隊 消防団第4分団</p>	該当なし	<p>【目的】 町内の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模湖湖上祭</li> </ul> <p>警戒部隊 相模湖町消防団</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	防火相談等		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防署警備課	環境防災課・（広域行政組合消防署）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民から、火災予防に関することや救急に関すること、医療機関に関することなど、問合せや相談等を受ける。</p> <p>【内容】 ・防火相談 ・救急相談</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 郡民から、火災予防に関することや救急に関すること、医療機関に関することなど、問合せや相談等を受ける。</p> <p>【内容】 ・防火相談 ・救急相談</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	火災予防等の指導及び規制		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	消防署査察指導課	環境防災課・（広域行政組合予防課・消防署）	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	消防法、相模原市火災予防条例	消防法 津久井郡広域行政組合火災予防条例			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災予防のため立入検査等を実施し、火災予防上必要な措置を講じるもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1 防火対象物等への立入検査                      (1) 消防法第4条の規定に基づき、防火対象物に立ち入り、防火管理及び消防用設備等の設置・維持管理状況の検査をするもの。                      (2) 要綱・要領等                      ア 相模原市火災予防査察規程・事務処理要領                      イ 相模原市火災予防事務取扱要綱                      ウ 相模原市火災予防違反処理規程                      エ 防火対象物定期点検報告制度事務取扱要領                      オ 火災予防条例第25条運用指針等</p> <p>2 寝たきり高齢者家庭の防火診断                      (1) 秋季・春季全国火災予防運動期間中に寝たきり高齢者家庭を訪問し、住宅防火対策の推進を図るもの。</p> <p>3 防火相談                      (1) 消防法及び相模原市火災予防条例等の規定による火災の予防に危険である物件等の相談を市民から受けるもの。</p> <p>【基礎数値】</p> <p>1 防火対象物数（平成16年3月31日現在）                      (1) 防火対象物数 17,339棟                      (2) 危険物施設 1,063施設</p> <p>2 寝たきり高齢者家庭数 330世帯（平成15年度中）</p> <p>3 防火相談件数 92件（平成15年度中）</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 火災予防のため立入検査等を実施し、火災予防上必要な措置を講じるもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1 防火対象物等への立入検査                      (1) 消防法第4条の規定に基づき、防火対象物に立ち入り、防火管理及び消防用設備等の設置・維持管理状況の検査をするもの。                      (2) 要綱・要領等                      ア 火災予防査察に関する要綱                      イ 津久井郡広域行政組合火災予防違反処理規程                      ウ 暫定適マーク・特例認定等に係る事務処理要綱等</p> <p>2 寝たきり、高齢者家庭の防火診断実施していない。</p> <p>3 防火相談                      消防法及び津久井郡広域行政組合火災予防条例等の規定による火災の予防に危険である物件等の相談を郡民から受けるもの。</p> <p>【基礎数値】</p> <p>1 防火対象物数（平成16年3月31日現在）                      (1) 防火対象物数 1698 棟                      (2) 危険物施設 264 施設</p> <p>2 寝たきり、高齢者家庭の防火診断対象数の把握無し</p> <p>3 防火相談件数（H15年度中）                      無し</p> <p>（城山町）                      該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名												
26	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会												
事務事業番号	事務事業名		協議ランク												
15	屋外の火災予防の調査及び指導		A協議会    B幹事会    C専門部会												
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町										
担当課名	消防審査指導課 相模原市火災予防条例	環境防災課・（広域行政組合予防課・消防署） 津久井郡広域行政組合火災予防条例	防災課	総務課	総務課										
根拠法令等															
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円													
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円													
【事務事業の内容】	<p>【目的】 毎年9月1日から翌年3月31日までを枯草火災防止月間として、火災予防上危険な枯草処理の推進を図る。</p> <p>【内容】 火災予防上危険な枯草処理指導要綱に基づき警備課が現地調査を実施し、文書等により指導を行う。</p> <p>【指導内訳】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">所有者（人）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>385</td> </tr> <tr> <td>相模原署</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>南署</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>北署</td> <td>106</td> </tr> </table>	所有者（人）		合計	385	相模原署	142	南署	137	北署	106	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 構成町と合同で荒廃地調査を実施し、火災予防上危険な枯れ草処理の推進を図る。（住民からの通報による調査を含む）</p> <p>【内容】 現地調査を実施し、文書等により指導を行う。</p> <p>【指導状況】 年間10件程度</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし
所有者（人）															
合計	385														
相模原署	142														
南署	137														
北署	106														

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会																																																			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																			
16	事業所の消防訓練指導等	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																
担当課名	消防署査察指導課	環境防災課・(広域行政組合予防課・消防署)	防災課	総務課	総務課																																																
根拠法令等																																																					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災の発生防止と火災発生時の早期通報、早期通報、初期消火、安全避難などの一連の初期活動を円滑に行うために実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>訓練回数</th> <th>参加人員</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>554</td> <td>58,916</td> <td>2,413</td> </tr> <tr> <td>相模原署</td> <td>217</td> <td>22,559</td> <td>943</td> </tr> <tr> <td>南署</td> <td>216</td> <td>23,279</td> <td>968</td> </tr> <tr> <td>北署</td> <td>121</td> <td>13,078</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table>		訓練回数	参加人員	職員数	合計	554	58,916	2,413	相模原署	217	22,559	943	南署	216	23,279	968	北署	121	13,078	502	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災の発生防止と火災発生時の早期通報、早期通報、初期消火、安全避難などの一連の初期活動を円滑に行うために実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>訓練回数</th> <th>参加人員</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>82</td> <td>10,421</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>本署</td> <td>23</td> <td>3,187</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>城山分署</td> <td>22</td> <td>24,236</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>藤野分署</td> <td>22</td> <td>1,428</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>鳥屋出張所</td> <td>13</td> <td>1,521</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>青根出張所</td> <td>2</td> <td>49</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(城山町) 該当なし</p>		訓練回数	参加人員	職員数	合計	82	10,421	362	本署	23	3,187	120	城山分署	22	24,236	100	藤野分署	22	1,428	99	鳥屋出張所	13	1,521	39	青根出張所	2	49	4	該当なし	該当なし	該当なし
	訓練回数	参加人員	職員数																																																		
合計	554	58,916	2,413																																																		
相模原署	217	22,559	943																																																		
南署	216	23,279	968																																																		
北署	121	13,078	502																																																		
	訓練回数	参加人員	職員数																																																		
合計	82	10,421	362																																																		
本署	23	3,187	120																																																		
城山分署	22	24,236	100																																																		
藤野分署	22	1,428	99																																																		
鳥屋出張所	13	1,521	39																																																		
青根出張所	2	49	4																																																		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																													
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会																																													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																													
19	火災予防等に関する届け出、検査等	A協議会 B幹事会 C専門部会																																													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																										
担当課名	消防審査指導課	(広域行政組合予防課・消防署)																																													
根拠法令等	消防法及び相模原市火災予防条例	消防法 津久井郡広域行政組合火災予防条例																																													
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																													
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																													
【事務事業の内容】	<p>【消防法上の届出状況】</p> <p>各消防署で受理したもの 平成15年度中に相模原・南・北消防署に届出のあった主なもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>消防用設備等着工・設置・工事計画等</td><td style="text-align: right;">2196</td></tr> <tr><td>消防用設備等点検結果報告</td><td style="text-align: right;">4014</td></tr> <tr><td>消防計画・防火管理者選解任等其他届</td><td style="text-align: right;">2063</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">8,273件</td></tr> </table> <p>【相模原市火災予防条例上の届出状況】</p> <p>各消防署・分署で受理したもの 平成15年度中に相模原・南・北消防署に届出のあった主なもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>防火対象物使用開始届</td><td style="text-align: right;">506</td></tr> <tr><td>火気・電気設備等・ネオン管灯設置</td><td style="text-align: right;">125</td></tr> <tr><td>火煙・道路工事等</td><td style="text-align: right;">1443</td></tr> <tr><td>少量危険物・指定可燃物</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">188</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">2,356件</td></tr> </table> <p>【消防法上の検査状況】</p> <p>平成15年度中相模原・南・北消防署で実施した状況</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>消防法施行令別表第一の防火対象物の消防用設備等の設置検査</td><td style="text-align: right;">347件</td></tr> </table> <p>【相模原市火災予防条例上の検査】</p> <p>相模原・南・北消防署で実施している。</p>	消防用設備等着工・設置・工事計画等	2196	消防用設備等点検結果報告	4014	消防計画・防火管理者選解任等其他届	2063	合計	8,273件	防火対象物使用開始届	506	火気・電気設備等・ネオン管灯設置	125	火煙・道路工事等	1443	少量危険物・指定可燃物	94	その他	188	合計	2,356件	消防法施行令別表第一の防火対象物の消防用設備等の設置検査	347件	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【消防法上の届出状況】</p> <p>・全て消防本部予防課で受付 ・平成15年度中の届出</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>消防用設備等着工・設置・工事計画等</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td>消防用設備等点検結果報告</td><td style="text-align: right;">472</td></tr> <tr><td>消防計画・防火管理者選解任届 等</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">654件</td></tr> </table> <p>【津久井郡広域行政組合火災予防条例上の届出状況】</p> <p>・消防本部予防課・消防署及び分署等で受理したもの ・平成15年度中の主な届出</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>防火対象物使用開始届</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> <tr><td>火気・電気設備等・ネオン管灯設置</td><td style="text-align: right;">39</td></tr> <tr><td>火煙・道路工事等</td><td style="text-align: right;">426</td></tr> <tr><td>少量危険物・指定可燃物</td><td style="text-align: right;">23</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: right;">541件</td></tr> </table> <p>【消防法上の検査状況】</p> <p>・検査は全て消防本部予防課で実施している。</p> <p>(城山町)</p> <p>該当なし</p>	消防用設備等着工・設置・工事計画等	94	消防用設備等点検結果報告	472	消防計画・防火管理者選解任届 等	88	合計	654件	防火対象物使用開始届	42	火気・電気設備等・ネオン管灯設置	39	火煙・道路工事等	426	少量危険物・指定可燃物	23	その他	11	合計	541件	該当なし	該当なし	該当なし
消防用設備等着工・設置・工事計画等	2196																																														
消防用設備等点検結果報告	4014																																														
消防計画・防火管理者選解任等其他届	2063																																														
合計	8,273件																																														
防火対象物使用開始届	506																																														
火気・電気設備等・ネオン管灯設置	125																																														
火煙・道路工事等	1443																																														
少量危険物・指定可燃物	94																																														
その他	188																																														
合計	2,356件																																														
消防法施行令別表第一の防火対象物の消防用設備等の設置検査	347件																																														
消防用設備等着工・設置・工事計画等	94																																														
消防用設備等点検結果報告	472																																														
消防計画・防火管理者選解任届 等	88																																														
合計	654件																																														
防火対象物使用開始届	42																																														
火気・電気設備等・ネオン管灯設置	39																																														
火煙・道路工事等	426																																														
少量危険物・指定可燃物	23																																														
その他	11																																														
合計	541件																																														

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
26	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 3 6	消防支援隊の活動	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	警防課				総務課
根拠法令等					消防支援隊設置要綱（H17・4・1施行予定）
歳出予算額（平成16年度）					133千円
歳入予算額（平成16年度）					66千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 大規模災害発生時に町民の被害軽減に寄与するため、消防団が行う活動を後方から支援する組織「消防支援隊」を設置し地域防災活動の支援を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】 平成17年4月に発足予定で隊員募集及び詳細な活動体制・指令体制等を準備中。 大規模災害時及び被害が拡大されると予想される場合に所轄する消防分団の活動を後方より支援する。 火災等の支援活動は当該分団長の指揮のもとで後方より支援する。 資格は消防団退職者及び消防職退職者で年齢70歳までの者とする。 ボランティア活動のため費用弁償は行わず、活動中に発生した災害の補償は消防団公務災害補償条例に基き補償する。</p> <p>・支援活動を標示するヘルメット賞与費 133千円</p> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p>

# 協議第31号

## 防災事業の取扱いについて

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
27	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	防災会議の運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法・相模原市防災会議条例	災害対策基本法・城山町防災会議条例	災害対策基本法・津久井町防災会議条例	災害対策基本法・相模湖町防災会議条例	災害対策基本法・藤野町防災会議条例
歳出予算額（平成16年度）	646千円	40千円	47千円	41千円	20千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相模原市防災会議条例に基づき、市及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 48名</li> <li>・内訳 会長（市長） 1名 市職員 22名 防災関係機関 25名</li> <li>・開催回数 2回/年 定例会1回、大規模災害発生時1回（ただし、大規模災害発生時は複数回開催の可能性あり）</li> <li>・事業費内訳 報酬（非常勤特別職報酬） @12,600×25名×2回/年=630,000円 （報酬支払対象者25名中、各機関の都合により受領辞退あり）</li> <li>旅費（費用弁償） 3,000円×2回/年=6,000円 （費用弁償対象者8名中、各機関の都合により受領辞退あり）</li> <li>需要費（食料費：賄い） @100×48個×2回/年=9,600円</li> <li>・報酬支払対象者（25名） 陸上自衛隊第4施設群長、関東農政局神奈川農政事務所地域課長、相模原労働基準監督署長、関東地方整備局相武国道事務所長、県央地区行政センター所長、相模原土木事務所長、水道局相模原営業所長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原市消防団長、相模原市自治会連合会理事、相模原郵便局長、橋本郵便局長、座間郵便局長、東日本旅客鉄道(株)yokohama支社橋本駅長、(株)NTTサービス東京東京西支店ブロードバンド営業担当部長、日本通運(株)北神奈川支店長、東京電力(株)相模原支社長、東京瓦斯(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター所長、(社)相模原市医師会長、小田急電鉄(株)相模大野駅長、京王電鉄(株)相模原管区駅長、神奈川中央交通(株)相模原営業所長、(社)神奈川県トラック協会相模支部長、(社)相模原市建設業協会長</li> <li>・旅費支払対象者（8名） *上記「報酬支払対象者」のうち、下線表記の機関の長</li> </ul>	<p>城山町防災会議条例に基づき、地域防災計画の策定、発災時における災害に関する情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 15名</li> <li>・内訳 会長（町長） 1名 町職員 2名 関係機関委員 12名</li> <li>・開催回数 1回/年</li> <li>・事業費内訳 報酬（非常勤特別職報酬） @7,500×5名/1回=37,500円 （公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬）</li> <li>町職員以外の委員 城山郵便局長 津久井地区行政センター所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井土木事務所所長 津久井警察署長 消防団長 津久井広域消防本部消防長 ㈱NTTサービス東京東京西支店第1営業部長 医師会代表 東京電力㈱相模原営業所長 水道局津久井営業所長</li> </ul>	<p>津久井町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 20名</li> <li>・内訳 会長（町長） 1名 町職員 8名 防災関係機関 11名</li> <li>・開催回数 0回/年</li> <li>・事業費内訳報酬（非常勤特別職報酬） @7,700×6名×1回/年=46,200円 （公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬）</li> <li>旅費（費用弁償） なし</li> <li>需要費（食料費：賄い） なし</li> <li>・報酬支払対象者（11名） 津久井郵便局長 神奈川農政事務所地域課長 津久井地区行政センター所長 津久井土木事務所所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井警察署長 津久井消防団長 津久井郡医師会理事 N T T サービス東京東京西支店営業担当部長 津久井郡広域行政組合消防長 津久井町自治会連合会長</li> </ul>	<p>相模湖町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名</li> <li>・内訳 会長（町長） 1名 町職員 3名 防災関係機関 12名</li> <li>・開催回数 1回/年</li> <li>・事業費内訳報酬（非常勤特別職報酬） @4,100×10名×1回/年=41,000円 （公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬）</li> <li>旅費（費用弁償） なし</li> <li>需要費（食料費：賄い） なし</li> <li>・報酬支払対象者（10名） 津久井地区行政センター所長 津久井土木事務所所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井警察署長 津久井赤十字病院長 津久井医師会（相模湖地区役員） J R 相模湖駅長 N T T サービス東京東京西支店営業部長 東京電力（株）相模原営業所長 （株）津久井神奈交バス取締役所長</li> </ul>	<p>藤野町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 15名</li> <li>・内訳 会長（町長） 1名 町職員 2名 防災関係機関 12名</li> <li>・開催回数 1回/年</li> <li>・事業費内訳報酬（非常勤特別職報酬） @8,100×5名×0.5回/年=20,250円 （公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬）</li> <li>旅費（費用弁償） なし</li> <li>需要費（食料費：賄い） なし</li> <li>・町職員以外の委員</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	防災対策普及啓発推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画	藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	1,150千円	0千円	0千円	50千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災に対する市民等の意識高揚を図るため、防災ガイドブックの作成・配布及びホームページの作成を行い、普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 ・防災ガイドブックの作成、配布 平成13年8月作成版「わが家わがまちの防災」の増刷を予算範囲内で実施し、自治会、防災関係機関等に配布する。 ・ホームページ作成委託 相模原市ホームページに掲載している内容について、実用性のある防災情報を市民にわかりやすく提供するため、ホームページの作成について事務作業等を委託する。 （主な更新案） ・「暮らしのガイド」掲載内容の更新、追加 ・防災アセスメント調査（概要版）の掲載 ・地区別防災カルテの掲載 ・地域防災計画（概要版）の掲載 ・庁内各課及び防災関係機関等のホームページへのリンクを掲載 ・災害発生情報、避難所開設情報等、災害発生時における市からの情報の掲載 ・防災対策課の業務内容の更新 ・総合防災訓練、講演会等の情報を掲載 ・事業費内訳 印刷製本費 1,000,000円 事務作業等委託料 150,000円 ・毎年度、各要員の選任後に災害対策本部要員の研修を実施 災害対策本部連絡員研修、災害対策本部事務局員研修、避難所担当者研修、救護所担当者研修 ・職員に対する防災思想の普及・啓発のため、「防災ニュース」を定期的に発行し、時事に合わせ防災に関する様々な情報を提供する。 発行回数 4回/年</p>	<p>【目的】 防災に対する意識高揚、特に地震発生時の適切な行動を身に付けてもらうため町広報紙で啓発活動を行う。</p> <p>【概要】 ・町広報お知らせ版「ホットライン」で「わが家の防災メモ」と題して、4月から6月号で毎年、地震に対する備え、行動等の内容を掲載している。 ・町ホームページに防災情報掲載。</p>	<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、津久井町ホームページ等で普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 ・広報づくいに防災関係記事を掲載。 ・津久井町ホームページに防災情報掲載。</p>	<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、広報誌等により、防災の普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 町広報誌に防災に関する記事を掲載</p>	<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、広報誌等により、防災の普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 町広報誌に防災に関する記事を掲載</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	地域防災計画の推進		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法	災害対策基本法	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画の修正等により、市民、事業所及び市が一体となった本市の防災対策を推進する。</p> <p>【内容】 本市においては、平成14年度に上記目的のとおり全面修正済。修正にあたっては、平成12年度に実施した防災アセスメントの結果や国・県の防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による修正前の地域防災計画の検証結果等を踏まえたものとし、計画本体、概要版及び職員初動マニュアルを作成した。</p> <p>・修正に係る基礎資料 防災アセスメント調査（平成12年度実施） 事業費 8,536,500円</p> <p>調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査（地震活動調査、活断層調査、気象概況整理）、(4)災害素因調査（地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価）、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p> <p>*防災アセスメント調査結果に基づき、小学校区ごとに地区別防災カルテを平成13年度に作成し、自主防災組織等に配布 事業費 9,177,000円</p> <p>・事業費 20,895,000円 地域防災計画 1,000部 概要版 300部 相模原市職員初動マニュアル 4,300部</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条に基づき城山町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>【内容】 現計画は、平成9年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は決定していない。</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画の修正等により、町民、事業所及び町が一体となった本市の防災対策を推進する。</p> <p>【内容】 本町においては、平成8年度に上記目的のとおり全面修正済。</p> <p>防災アセスメント調査（平成7年度実施） 調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査（地震活動調査、活断層調査、気象概況整理）、(4)災害素因調査（地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価）、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、相模湖町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>【内容】 現計画は、平成8年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は未定である。</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、藤野町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>【内容】 現計画は、平成10年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は未定である。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
27	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	災害に係る関係機関等との連絡調整	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法・相模原市地域防災計画		災害対策基本法・津久井町地域防災計画	災害対策基本法・相模湖町地域防災計画	災害対策基本法・藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 地震、風水害及び特殊災害による災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合、市民の生命、身体及び財産の保護のため、迅速で的確な情報伝達により、災害派遣活動及び災害対応を円滑に実施する。</p> <p><b>【概要】</b> 相模原市災害対策連絡調整会議 自衛隊、警察署及び市の情報交換及び意見交換を実施し、災害に関する情報の共有、組織間相互の協力・連携体制の強化等を図る。 ・ 構成員...陸上自衛隊第4施設群、相模原警察署、相模原南警察署、相模原市 ・ 開催回数...2回/年 ・ 地域防災計画、地域防災計画に基づく細部計画（マニュアル含む）及び各応援協定等に基づき、各機関ごとの担当課・機関において、災害発生時及び発生のおそれがある場合の連絡体制の確立を図る。</p>	<p>該当なし (同様の連絡調整会議は設置していない。)</p>	<p><b>【目的】</b> 地震、風水害及び特殊災害による災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合、町民の生命身体及び財産の保護のため、迅速で的確な情報伝達により、災害派遣活動及び災害対応を円滑に実施する。</p> <p><b>【概要】</b> ・ 地域防災計画、地域防災計画に基づく細部計画（マニュアル含む）及び各応援協定等に基づき、各機関ごとの担当課・機関において、災害発生時及び発生のおそれがある場合の連絡体制の確立を図る。</p>	<p><b>【目的】</b> 災害時の発生及び発生するおそれのある場合、町民の安全等の確保のため、関係機関と緊密な連携のもと、災害対策を円滑に実施する。</p>	<p><b>【目的】</b> 災害時の発生及び発生するおそれのある場合、町民の安全等の確保のため、関係機関と緊密な連携のもと、災害対策を円滑に実施する。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	災害時における応援協定等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画	藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 相模原市地域防災計画に定める災害に対する基本方針及び役割分担の効果的な実施を図るため、実施主体となる各部・各課において具体的な実施主体、役割、手続き及び行動の内容を明らかにした細部計画（マニュアル）を策定するとともに、地域防災計画及びその細部計画の効果的な実施のため、関係機関との関係を緊密にし、大規模災害発生時に迅速に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を延べ102団体と締結 協定数 37（平成16年4月1日現在） ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p><b>【締結機関】</b> 相模原市電設協会・相模原市農業協同組合・（社）神奈川県トラック協会相模支部・北相米穀（株）・相模原米穀小売商組合・（社）相模原市医師会・相模原商工会議所商業部会大型店分科会・（社）相模原市建設業協会・（株）エフエムさがみ・相模原市生活協同組合運営協議会・相模原造園協同組合・相模原郵便局・橋本郵便局・座間郵便局・（社）神奈川県エルピーガス協会相模原支部・（社）相模原地区病院協会・（社）神奈川県看護協会相模原支部・相模原市管工事設備協同組合・東北管工事協同組合・（社）相模原市社会福祉協議会・さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会・（社）神奈川県柔道整復師会相模支部・（社）相模原市薬剤師会・神奈川県葬祭業協同組合・（社）全国霊柩自動車協会・（社）全日本冠婚葬祭互助協会・（社）神奈川県建物解体業協会・神奈川県中央地区廃棄物処理業協議会・（社）神奈川県産業廃棄物協会・（社）神奈川県石油商業組合北相支部・（社）相模原市建設業協会・相模原資源回収事業協会・県下市町村等（28）・東京消防長・町田市・在日米陸軍・銀河連邦共和国（4）・町田市・中核市（35）</p>	<p><b>【目的】</b> 城山町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> 関係機関との災害時の応援・協力協定7団体、井戸所有者 127名、事業者 2社と締結</p> <p><b>【締結機関】</b> 城山町建設業協会・城山郵便局・（社）津久井郡医師会・（社）神奈川県エルピーガス協会津久井支部・生活協同組合コープ神奈川・㈱エコープ神奈川平塚本部・町内井戸所有者・事業者2社</p>	<p><b>【目的】</b> 津久井町地域防災計画に定める災害に対する基本方針及び役割分担の効果的な実施を図るため、実施主体となる各課において具体的な実施主体、役割、手続き及び行動の内容を明らかにした細部計画（マニュアル）を策定するとともに、地域防災計画及びその細部計画の効果的な実施のため、関係機関との関係を緊密にし、大規模災害発生時に迅速に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p><b>【締結機関】</b> 生活協同組合コープかながわ 神奈川県エルピーガス協会 消防相互応援協定 津久井町アマチュア無線非常通信協会 津久井郡医師会 津久井町内郵便局</p>	<p><b>【目的】</b> 相模湖町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p><b>【締結機関】</b> 津久井郡農業協同組合 相模湖町内郵便局 相模湖町商工会 神奈川県エルピーガス協会津久井支部 相模湖町建設業協会 フランスベット株式会社 帝京大学 相模湖町アマチュア無線クラブ 生活協同組合コープかながわ 津久井郡医師会</p>	<p><b>【目的】</b> 藤野町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p><b>【締結機関】</b> 藤野町内郵便局 神奈川県エルピーガス協会津久井支部 社団法人全国警備業協会研修センター 生活協同組合コープかながわ ・防災相互応援協定（上野原町） ・給水業務協定（県企業庁水道局）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	城山町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	津久井町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	相模湖町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	藤野町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予測される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。</p> <p>また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在把握している、市内災害予防対象がけ及び神奈川県急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査業務において急傾斜地崩壊危険箇所とされた急傾斜地について、庁内関係各部とともに現況把握のため合同で巡回を行う。</li> <li>参加対象部、人員 保健福祉部、建築部、都市部、土木部、消防部、総務部（防災対策課）の職員 約30名</li> <li>実施回数 年1回（梅雨時期前に実施）</li> <li>巡回方法（平成16年度） 公用車（マイクロバス）にて、急傾斜地崩壊危険区域及び災害予防対象がけのうち、災害弱者関連施設に隣接するがけ地・災害予防対象がけ等については、管轄する警察署に対し情報提供を行う。（要望がある場合は、合同で現地調査を実施）</li> <li>各担当においても、各箇所の平常時からの現地確認及び大雨時などの警戒を実施している。</li> <li>巡回後、災害予防対象がけの見直し等、関係各課と協議を実施</li> <li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域については、県（相模原土木事務所）が実施する「土砂災害防止パトロール」の際に関係部の職員とともに現況把握等に努めている。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>町内の地形、地質及び市街地等の実態を把握し、関係機関と協力して、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時などの警戒を実施している。</li> <li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、県（津久井土木事務所）が実施する「土砂災害防止パトロール」の際に同行し現況把握等に努めている。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>町内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予測される箇所を把握するとともに、その情報を的確に町民に伝え、町民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。</p> <p>また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。</li> <li>現在把握している、町内災害予防対象がけ及び神奈川県急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査業務において急傾斜地崩壊危険箇所とされた急傾斜地について、庁内関係各課とともに現況把握のため合同で巡回を行う。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>町内の崖崩れの危険箇所を把握し、災害の未然防止等予防対策を講じる。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。</li> <li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、巡回するなどして現況把握に努めている。</li> </ul> <p>地すべり危険箇所 1 土石流危険渓流箇所数 9 0 急傾斜地崩壊危険箇所 3 0 9</p>	<p>【目的】</p> <p>町内の崖崩れの危険箇所を把握し、災害の未然防止等予防対策を講じる。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。</li> <li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、巡回するなどして現況把握に努めている。</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	総合防災訓練実施事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画	災害対策基本法、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	3,159千円	781千円	262千円	50千円	973千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	336千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市地域防災計画に定める総合防災訓練として、市民・防災関係機関及び市が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 市、県、防災関係機関の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携、広域応援体制の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、中央会場（主に淵野辺公園）及び地域会場（市内18地区の輪番制）2地区で実施する。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日（日）</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町、町民及び防災関係機関が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町、町民、防災関係機関の災害発生時の協力体制を確立するため、住民の実践型訓練を実施し、意識の高揚、防災行動力の向上、災害応急対策の問題点を把握する。</p> <p>町訓練会場（輪番制で各小中学校） 訓練は休日に行っているが、訓練校は登校日として生徒も訓練に参加する。</p> <p>自主防組織訓練会場 12の自治会全てで自主防災組織が防災訓練を行う。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年9月5日（日）</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金 金額：336千円</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町民・防災関係機関及び町が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町、県、防災関係機関の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日（日）</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町民・防災関係機関及び町が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町民、防災関係機関、町の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日（日）</p>	

事務事業現況調査書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	自主防災組織育成支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画、自主防災組織活動基本計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画、城山町自主防災組織育成指導等基本方針	災害対策基本法、津久井町地域防災計画、自主防災組織活動費助成金、自主防災資機材整備費補助金	相模湖町地域防災計画・相模湖町自主防災組織助成金、資器材支給及び補助金交付要綱	藤野町地域防災計画・
歳出予算額（平成16年度）	21,863千円	936千円	4,496千円	925千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	10,924千円	468千円	2,226千円	448千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>自主防災組織の防災訓練を促進するため、訓練機材の整備を行う。</p> <p>自主防災組織活動基本計画に基づき、防災行動力を持つ自主防災組織の編成、防災リーダーの育成、支援体制の整備等を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>自主防災組織が行う防災訓練指導用機材の購入及び整備等を行う。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織編成時助成物品</li> <li>新たに自主防災組織を編成した場合の助成金を現物配付する。</li> <li>自主防災組織災害活動用機材セット(発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セット)の整備</li> <li>自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する。</li> <li>自主防災組織活動助成金</li> <li>防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数に応じて限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <p>国庫補助金 名称：消防施設整備事業補助金 金額：2,824千円</p> <p>県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：8,100千円</p>	<p>【目的】</p> <p>自主防災組織の防災活動、防災体制の充実を図るため、防災活動に要する経費を助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織活動助成金</li> <li>助成対象</li> <li>防災訓練の実施、防災知識の普及、防災資機材の購入</li> <li>均等割 50千円</li> <li>世帯割 40円/世帯</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <p>県支出金 名称：市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金 金額：468千円</p>	<p>【目的】</p> <p>自主防災組織の防災訓練を促進するため、訓練機材の整備を行う。</p> <p>防災行動力を持つ自主防災組織の防災リーダーの育成、支援等を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>自主防災資機材整備費補助金交付要綱に基づき、購入費の3分の2の補助を行う。</p> <p>自主防災組織活動費助成金交付要綱に基づき、防災訓練に対し、均等割り10,000円×59自主防災組織、世帯割額50円×9,800世帯、メイン会場加算額15,000円×8箇所の助成を行う。</p> <p>防災リーダー(防災部長)研修 年1回</p> <p>【特定財源】</p> <p>県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：2,226千円</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時の初動機への対応、日頃の防災活動を行う自主防災組織の支援を行う自主防災組織の補助を行う。</p> <p>自主防災組織の災害時の円滑な活動、防災訓練時先導役として、組織内にリーダー的役割を担う方の養成を目的として実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>自主防災組織設立時助成(30,000円)</p> <p>既設自主防災組織への活動費助成均等割10,000円+世帯数(世帯数×100円)</p> <p>自主防災組織代表者に対し年1回の研修実施</p> <p>【特定財源】</p> <p>県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：448千円</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時の初動機への対応、日頃の防災活動を行う自主防災組織の支援を行う。</p> <p>組織数 11組織</p> <p>補助なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 防災事業の取扱い		専門部会名 総務部会		
事務事業番号 8	事務事業名 防災情報用施設維持管理事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町防災行政無線局管理運用規程・津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画	藤野町地域防災計画
歳出予算額(平成16年度)	42,705千円	5,424千円	4,005千円	4,673千円	2,413千円
歳入予算額(平成16年度)	10,500千円	1,557千円	0千円	946千円	1,206千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・遠隔制御装置 1 ・子局 296 ・戸別受信機 89 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1(統制台1 制御器 21) ・移動局 87(車載51、可搬21、携帯15) 防災気象情報の取得及び防災用携帯電話、テレホンサービスの運用 戸別受信機設置事業 89箇所 平成16年度整備 7箇所 平成17年度以降整備 7箇所 震度情報システム ・地震発生時の震度観測情報の迅速な把握のため、震度計を市内8箇所に設置(うち気象庁及び文部科学省が各1台設置) ・設置されている8箇所のうち、6箇所において計測した情報を、「神奈川県震度情報テレメータシステムと相模原市震度情報ネットワークシステムとの接続に関する協定書」に基づき、電話回線により観測情報を提供(提供した観測情報は県を経由し、気象庁へ提供され、消防本部及び大沢分署設置以外の6台の震度計観測情報のうちの最大震度が相模原市の震度として気象庁より発表される。) ・震度4以上を観測した場合、震度情報システム職員参集装置が作動し、防災主管課職員に対し音声テープにより、固定電話及び携帯電話に情報が発信される。なお、参集装置については、大雨警報発表時や東海地震注意情報発表時等、任意の条件において、作動させることが可能で、災害発生時及び発生のおそれがある場合に迅速に初動体制を整えるため活用している。 ・事業費…震度情報システム等修繕費、震度情報システム電話料、震度情報システム保守点検委託</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 47 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1(制御器 1) ・移動局 48(車載1、携帯47) 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：1,557千円</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・中継局 1 ・子局 65 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 ・中継局 1 ・移動局 33(車載12、集落可搬4、携帯17) 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムと電話回線により、観測情報を提供 ・事業費 震度情報システム電話料 衛星携帯電話 ・防災課 1 ・青根支所 1</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 28 ・戸別受信機 73 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 ・移動局 13(車載6、携帯7) 戸別受信機設置 整備済数 73箇所 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：946千円</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・中継局 1 ・子局 2 ・戸別受信機 3600 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1・中継局 1 ・移動局 41(車載13、携帯28) 戸別受信機設置 整備済数 3600箇所 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：1,206千円</p> <p>無線設備メーカー 東芝</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
27	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	防災情報用施設維持管理事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>緊急放送情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への防災関連情報を迅速に行うため、防災行政用同報無線の活用とともに、(株)エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定」に基づき、通常のエフエム放送中に緊急に割り込み、放送を行う。</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <p>県支出金            名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金            金額：4000千円</p> <p>起 債            名称：一般単独事業債            金額：6500万円</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 防災事業の取扱い		専門部会名 総務部会		
事務事業番号 10	事務事業名 防災用車両維持管理事業		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,633千円				
歳入予算額（平成16年度）	125千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 起震車及び業務車両の適正な維持管理。起震車は地震の揺れを模擬体験することにより、市民の災害対応力や防災意識の向上の一助とする。</p> <p>【内容】 起震車2台及び業務車両2台の適正な維持管理。（燃料、車検、保険等）</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 名称：低公害車普及等事業費補助金 金額：125千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
27	防災事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	飲料水兼用貯水槽設置事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画			相模湖町地域防災計画	
歳出予算額（平成16年度）	50,950千円				
歳入予算額（平成16年度）	48,305千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の飲料水対策の一環として、医療用の水、飲料水等を確保するため、飲料水兼用貯水槽を整備する。</p> <p>【内容】 整備済数 16基 平成16年度整備数 1基 平成17年度以降整備予定数 4基</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 名称：消防防災施設等整備費補助金 金額：21,405千円 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：6,800千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：20,100千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 災害時の飲料水対策の一環として、飲料水等を確保するため、飲料水兼用貯水槽を整備する。</p> <p>【内容】 整備済数 2基 ・地上式飲料水兼用防火水槽 北相中学校1基（40トン） 林間総合公園内1基（40トン）</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	防災資機材整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	23,836千円	877千円	1,652千円	384千円	2,679千円
歳入予算額（平成16年度）	5,400千円	211千円	826千円	141千円	1,339千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時における、市民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内82箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：5,400千円</p>	<p>【目的】 災害時における、食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 城山町地域防災計画での被害想定（避難所収容者数690人）を基に備蓄目標を設定し、町内12箇所の避難所倉庫、7箇所の広域避難場所対応倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：211千円</p>	<p>【目的】 災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 津久井町地域防災計画での被害想定及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に、備蓄目標を設定し、町内13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：862千円</p>	<p>【目的】災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模湖町地域防災計画での被害想定を基に備蓄目標を設定し、町内6箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：141千円</p>	<p>【目的】災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 藤野町地域防災計画での被害想定を基に備蓄目標を設定し、町内17箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：1,339千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	防災備蓄倉庫整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画	災害対策基本法、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	6,530千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	5,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫をその役割別に一般倉庫、広域避難場所対応倉庫、避難所倉庫に分類し計画的に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数（ ）内は計画数 ・ 一般倉庫 8箇所（10箇所） ・ 広域避難場所対応倉庫 21箇所（21箇所） ・ 避難所倉庫 80箇所（82箇所） 16年度予定 ・ 避難所倉庫 2箇所（小学校・中学校各1箇所） ・ 16年度で全避難所倉庫設置完了予定。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：3,100千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：1,900千円</p>	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫を広域避難場と各自治会に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数（ ）内は計画数 ・ 広域避難場所対応倉庫 7箇所（7箇所） ・ 自治会設置倉庫 14箇所（14箇所）  倉庫の設置は完了 倉庫の規模は7㎡～15㎡のアルミ製コンテナ型</p>	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫を計画的に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数 13箇所</p>	<p>【目的】 災害時における生活必需物資の備蓄品充実を図る。</p> <p>【内容】 平成15年度末現在箇所数 6箇所</p>	<p>【目的】 災害時における生活必需物資の備蓄品充実を図る。</p> <p>【内容】 平成15年度末現在箇所数 17箇所（避難場所）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	非常用発電設備整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市地域防災計画				
歳出予算額（平成16年度）	20,475千円				
歳入予算額（平成16年度）	19,400千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に避難所となる小・中学校の屋内運動場に、照明及び必要電源の確保を図るため、非常用発電設備を整備する。</p> <p>【内容】 15年度未整備状況 50校（軽油33校 ガソリン17校） 16年度整備予定 3校</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急事業補助金 金額：10,100千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：9,300千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
27	防災事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	避難場所に関すること		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、城山町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、相模湖町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、藤野町地域防災計画
歳出予算額（平成16年度）	3,117千円	1,032千円	105千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	354千円	52千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度未避難場所等箇所数 ・ 一時避難場所    491箇所 ・ 広域避難場所    21箇所 ・ 避難所            82箇所</p> <p>主な事業項目 ・ 水機等保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等の修繕、点検</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。 災害時の水の確保の補完的手段としての井戸を備え、その維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度未避難場所等箇所数 ・ 一時避難場所    40箇所 ・ 広域避難場所    7箇所 ・ 避難所            24箇所 ・ 防災備蓄倉庫    21箇所 ・ 町管理井戸        3箇所</p> <p style="text-align: center;">協定個人井戸    127箇所</p> <p>主な事業項目 ・ 水機等保守点検 ・ 井戸保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：354千円</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、指定避難所の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度未指定避難所箇所数    13箇所</p> <p>主な事業項目 ・ 水機保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：52千円</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、指定避難所の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度未指定避難所箇所数    5箇所</p> <p>主な事業項目 ・ 水機保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p>	<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度未避難場所等箇所数 ・ 一時避難場所    22箇所 ・ 広域避難場所    15箇所</p> <p>主な事業項目 ・ 備蓄品等点検等</p>

**各種事務事業の取扱いについて  
( B ランク )**

企 画 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	総合計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	1,904千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 時代の変化と課題に対応し、豊かな市民生活の実現と次世代に誇れるまちづくりを進めるため、新しい時代を見据えた計画として策定したものを。</p> <p>【内容】 1 名称 「相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン」 2 計画期間 平成11～22年度 3 構成及び概要 基本構想 21世紀初頭における本市の都市像と、その都市像を達成するための施策の基本的な方向を定める。 ・都市像 「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」 ・基本目標 「学びあい あたたかさのある福祉文化都市」をめざして 「ゆとりある みどり豊かな環境共生都市」をめざして 「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして 基本計画 平成11年度から平成22年度までに行う基本的な施策を定める。 ・施策体系別計画 ・地域別計画 実施計画 基本計画に示された施策を計画的に実施するため、4年ごとに策定する。 現在は、中期実施計画(平成15～18年度) 4 進行管理 ・中期実施計画に掲載された全事業に対し施策コードを付し、コード毎に台帳を作成する。 ・個別事業の進捗状況は、事業担当課が行い、企画政策課でとりまとめ、全体状況を把握する。 ・各年度の進捗状況につき、年度後半に調査を行う。(決算見込みで把握)</p>	<p>【目的】 行政や町民のほか、町に關係するさまざまな主体が協働し、町民が町政へ参画した町民自らの力で活力ある住み良いまちをつくるための指針として策定した。</p> <p>【内容】 1 名称 「城山町新総合計画」しるやま21プラン 2 計画期間 平成13～22年度 3 構成及び概要 基本構想 町の将来像を提示し、その達成のために必要な施策の大綱を明確にする。 ・将来像 「水と緑に町民の健やかさがこだまする憩いある生活都市・城山」 ・施策の大綱 魅力ある生活創造都市をめざして 安全で快適な生活創造都市をめざして 活力ある豊かな生活創造都市をめざして 健康でゆとりある生活創造都市をめざして 豊かな人間性を育む生活創造都市をめざして 計画の推進にあたって 基本計画 基本構想を具現化するための基本的な施策や目標を明らかにし、平成13年度から平成22年度までに要請される事業について方向付けをする。 ・施策体系別計画 実施計画 基本計画で明らかにされた基本的施策を具體的、かつ効果的に実施する計画であり、毎年度向こう5年間のローリングシステムにより策定する。 現実施計画(平成16～20年度) 4 進行管理 毎年度策定する実施計画により事業進捗状況を把握する。</p>	<p>【目的】 諸情勢の変化に適切に対応するとともに、水源地域としての社会的責務を十分に果たしつつ、21世紀に向かって本町の将来を展望し、まちづくりへの道筋を明らかにし、新津久井町総合計画を発展的に受け継ぎ策定したものを。</p> <p>【内容】 1 名称 「第二次新津久井町総合計画 ～ゆうとびあつくり21～」 2 計画期間 平成3～22年度 3 構成及び概要 基本構想 長期にわたるまちづくりの将来像とそれを実現するための施策の大綱を示す。 ・将来像 「水源文化都市・津久井」 ・基本目標 自然と調和した 都市基盤 の創造 いきいきと暮らせる 生活環境 の創造 すこやかで心ふれあう 健康・福祉 の創造 個性をのばす 教育・文化 の創造 新しい流れをつくる 産業 の創造 基本計画(後期) 平成13年度から平成17年度までに行う基本構想を実現するための施策の方向を示す。 ・分野別計画(第1章) ・計画を着実に推進するために(第2章) 実施計画 基本計画に示した施策の方向にそって具体的な施策を定めたもので、5年ごとに策定する。 現在は、後期実施計画(平成16～17年度) 4 進行管理 ・基本施策事業は、後期基本計画の各基本施策に付されている番号ごとに台帳を作成する。 ・実施計画事業は、実施計画書に位置付けされている事業に、事業番号を付し、番号ごとに台帳を作成する。</p>	<p>【目的】 時代は大きく変化しつつある中で、真に豊かさを実感できる社会に向けた転換期といえます。一方、身近な生活に対する関心が高まり、町域を越えた生活圏域の広がりなど、住民ニーズは多様化しており、少子・高齢化、行政改革など、緊急に対処すべき課題も多くなります。こうした状況を踏まえ、社会経済の変化に対応し、本町の特性を發揮し、真の豊かさを実感できる地域社会を目指して策定したものです。</p> <p>【内容】 1 名称 「第4次相模湖町総合計画」 ～ひとと自然をつなぐ活力ある林間都市～ 2 計画期間 平成10年～29年度 3 構成及び概要 基本構想 相模湖町のまちづくりの基本理念を明かに示し、その実現のための施策の方向を定める。 基本計画 基本構想を具現化するため、平成10年から平成19年度までの10年間における町の施策を中心とした基本方策を前期基本計画として、平成20年度から平成29年度までの10年間を後期基本計画としている。 基本計画は、基本構想で示される「施策の大綱」に従って施策を体系的に示すこととしています。 実施計画 基本計画に示された施策を具現化するための行政計画で、計画期間は5年間として、毎年5年間の計画の見直しをしローリング方式とする。 4 進行管理 実施計画に従い、事業毎に点検している。</p>	<p>町の行政運営の指針であると同時に、手づくりの地域振興や住民参加によるまちづくりの指針として、いわば町全体の社会的な計画として活用されることを願い、21世紀の新しい時代を拓き、すべての住民がこの町に生まれ育ったことに誇りと愛着を感じ、これからも住み続けたいと思えるような、生活者の視点に立ったまちづくりを進めるため策定した。</p> <p>【内容】 1 名称 藤野町第4次総合計画 2 計画期間 平成11年～20年 3 構成及び概要 基本構想 まちづくりの基本理念を明かにするとともに、平成20年度を展望して町の将来像を示し、その実現を図るための施策の方向を定めている。 ・将来像「人と自然をいかした豊かなふるさと文化のまち・藤野」 ・5つのまちづくりの目標 総合福祉の充実 ひとづくり まちづくり 環境との共生 快適な都市生活 参加と連携 基本計画(前期5年間・後期5年間) 基本構想に定められた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、必要な諸施策を体系的に明らかにしたものを。 実施計画(3年間) 実施計画に示された施策を具体化するための計画で、毎年度の予算編成の指針となるもの。毎年継続して見直しを図っていく。 4 進行管理 3年間の実施計画により毎年度見直しを行っている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	企画部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	総合計画策定事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の進捗状況は、事業担当課が行い、企画政策室でとりまとめ、全体状況を把握する。</li> <li>・基本施策事業は、年度終了後、庁議に報告する。</li> <li>・実施計画事業は、四半期ごとに庁議に報告する。</li> </ul>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
2	電算システムの取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、文書管理、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税、市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人健診、財務会計など 全52システム 主な個別システム L G W A N、さがみはらネットワークシステム、グループウェア、統合文書管理システム、職員総合情報システム、保健所業務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、I S O情報管理システム、道路情報管理システム、図書館システム、消防情報管理システムなど約100システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計など 全30システム 主な個別システム L G W A N、グループウェア、財務会計オンラインシステム、人事給与システム、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍総合システムなど13システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、文書管理、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食など 全25システム 主な個別システム L G W A N、グループウェア、文書管理システム、財務会計システム、人事給与システム、住民基本台帳ネットワークシステムなど14システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税などについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用方法により、一括処理を行う基幹システムと個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険資格、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与 全12システム 主な個別システム L G W A N、給与計算システム、印鑑登録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療事務システムなど13システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税などについて情報管理と事務処理に電算システムを利用している。 電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用方法により一括処理を行う基幹システムと個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険資格、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与など 全26システム 主な個別システム L G W A N、給与計算システム、印鑑登録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療事務システムなど13システム</p>

# 総務部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		総務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	職員厚生会・職員生協		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条	地方自治法第42条
歳出予算額(平成16年度)	130,018千円	2,330千円	3,240千円		792千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>相模原市職員厚生会の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員厚生会 (会長：総務部を担当する助役)</p> <p>【設置目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする (昭和39年10月2日設置)</p> <p>【会員の範囲】 市職員、職員厚生会及び職員生協の常勤職員、派遣職員、再任用職員</p> <p>【会員数】 3,986名(平成16年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 251,564千円(平成16年度)</p> <p>【会費】 給料月額×6/1000(給与から天引き)</p> <p>【市交付金】 130,018千円(平成16年度)</p> <p>【会の組織】 (1)議決機関 評議員会 40名 (2)執行機関 理事会 15名 (3)事務局 総務部職員厚生課</p> <p>【実施事業(平成16年度)】 ・文化事業 10事業 (職員文化祭、料理教室、文化鑑賞助成等) ・体育事業 13事業 (ハイキング、シーズンシート借上げ等) ・厚生事業 12事業 (宿泊施設利用助成、ぶどう狩り等) ・職員倶楽部事業 施設の維持管理 ・貸付事業 生活資金貸付、特別貸付、派遣職員特別貸付 ・その他事業 慶弔金給付、人間ドック助成、厚生会まつり等</p> <p>【基金】 ・事業運営基金 ・退会慰労金積立基金 ・生活資金貸付基金</p>	<p>城山町職員親睦会の概要</p> <p>【名称】 城山町職員親睦会 (会長：会員の互選、主に課長級)</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦を図る (昭和41年4月1日設置)</p> <p>【会員の範囲】 役場及び各種委員会等の職員で、本会の趣旨に賛同した者 前記に準ずる常勤の職員又は臨時の職員で委員会の承認を受けた者(交流職員、非常勤職員等)</p> <p>【会員数】 229名(平成16年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 6,838千円(平成16年度)</p> <p>【会費】 給料月額×4/1000+300円(給与から天引き)</p> <p>【町交付金】 2,000千円(平成16年度)</p> <p>【会の組織】 (1)議決機関 総会 全会員 (2)執行機関 委員会 24名</p> <p>【実施事業(平成16年度)】 ・体育事業 1事業 (スポーツ大会) ・厚生事業 4事業 (宿泊・スポーツ施設利用助成、芸能鑑賞等助成、会員研修費、図書配布) ・その他事業 (厚生貸付、クラブ活動奨励金交付、慶弔給付等)</p> <p>【基金】 ・運営基金 ・厚生貸付基金</p>	<p>津久井町職員厚生会の概要</p> <p>【名称】 津久井町職員厚生会 (会長：参事級職員の持ち回り)</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦と厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする (平成8年10月23日設置)</p> <p>【会員の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員で希望する者(交流職員、非常勤職員等)</p> <p>【会員数】 285名(平成16年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 9,159千円(平成16年度)</p> <p>【会費】 一律月額900円(給与から天引き)</p> <p>【町補助金】 3,078千円(平成16年度)</p> <p>【会の組織】 (1)議決機関 総会 全会員 (2)執行機関 代議員会 13名 (3)事務局 会員の中から任命(3人+総務課1人)</p> <p>【実施事業(平成16年度)】 ・厚生文化事業 5事業 (旅行、優待、大会参加補助、宿泊補助、同好会補助) ・体育事業 1事業 (ボウリング大会) ・その他事業 (慶弔見舞金等給付、職員通勤車両駐車場等)</p> <p>人間ドック補助(1,716千円)上記歳出予算には計上していない。 人間ドック受診職員の受診料負担を軽減するため、医療機関と町が委託契約を締結し、町が経費の一部を負担している。</p>	<p>相模湖町職員親睦会の概要</p> <p>【名称】 相模湖町職員親睦会 (会長：課長級職員の持ち回り)</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦と厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする (平成4年4月1日設置)</p> <p>【会員の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員(交流職員で希望する者)</p> <p>【会員数】 113名(平成16年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 698千円(平成16年度)</p> <p>【会費】 一律月額1,000円(給与から天引き)</p> <p>【町補助金】 565千円(平成16年度)</p> <p>【会の組織】 (1)議決機関 総会 全会員 (2)執行機関 代議員会 13名 (3)事務局 会員の中から任命(10名)</p> <p>【実施事業(平成16年度)】 ・厚生文化事業 2事業 (旅行) ・その他事業 (慶弔見舞金等給付、職員通勤車両駐車場等)</p>	<p>藤野町福利厚生委員会の概要</p> <p>【名称】 藤野町職員福利厚生委員会 (委員長：福利厚生主管課長)</p> <p>【設置目的】 職員の健康な身体と健全な精神を保持しつつ、職務に専念できる環境をつくることを目的とする (平成13年4月1日から施行)</p> <p>【対象者の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員(交流職員、非常勤職員等)</p> <p>【対象者の数】 町職員121名その他(平成16年4月1日現在)</p> <p>【予算額】 1874千円(平成16年度)</p> <p>【会費】 必要に応じて徴収</p> <p>【町補助金】 792千円</p> <p>【委員会の組織】 (1)委員会は各所属から1名の委員をもって構成する (2)事務局は福利厚生主管課が行なう</p> <p>【事業の実施】 ・団体補助事業 7、各種球技大会への補助事業 4、各種団体への補助事業 9、全体事業の実施 (ボウリング大会) ・個人補助事業 7、委託施設割引事業 4、個人自由選択補助事業 9、人間ドック受診費一部補助事業 ・保険事業 町村会で取り扱っている職員生協の保険事業及び、同じく町村会で取り扱う任意共済保険事業に関する事務 ・職員駐車場利用料金集金、管理、支払に関する事務</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	総務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	職員厚生会・職員生協	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>相模原市職員生活協同組合の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員生活協同組合</p> <p>【目的】 福利厚生事業の一層の充実を図るため、消費生活協同組合法に基づき設立したもので、販売供給部門の強化を図り、職員と家族の安心で豊かな暮らしづくりの向上を目指しています。</p> <p>【住所】 相模原市中央2-10-8（職員会館1階）</p> <p>【電話】 042-758-0165</p> <p>【組合員】 相模原市職員及び関係団体の職員</p> <p>【組合員数】 3,983人（平成15年度末現在）</p> <p>【出資金】 7,000円 （出資1口の金額 1,000円×7口）</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 供給事業 売店（254㎡＜事務所含む＞）の運営、物資の共同購入</p> <p>2 利用事業 テナントの出店、生命保険等の団体取扱い、指定店割引等</p> <p>3 教育・文化事業 生協まつり、講演会の開催、生協ニュースの発行等</p> <p>【事業開始日】 平成10年4月1日</p>				

# 財 務 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方税法・市税条例 (国税徴収法)・	地方税法・町税条例 (国税徴収法)	地方税法・町税条例 (国税徴収法)	地方税法・町税条例 (国税徴収法)・	地方税法・町税条例 (国税徴収法)・
歳出予算額(平成16年度)	409,472千円	13166(電算委託含む)	6,932千円	12,470千円	40,651千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 市税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p><b>【内容】</b>                      収納管理事務                      ・ 収納台帳管理                      ・ 口座振替処理(個人市県民税の特別徴収、法人市県民税、事業所税及び市たばこ税を除く)                      ・ 督促状の発行                      ・ 過誤納金還付処理                      滞納処分事務                      ・ 滞納整理台帳管理                      ・ 催告書の発行、差押調書等の作成                      県税徴収取扱委託金                      個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として市に交付している                      15年度交付金 929,484千円                      口座振替                      ・ 対象税目                      個人市県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税                      ・ 口座振替手数料                      銀行等の金融機関 1件 7.87円                      郵便局 1件 10円                      郵便振替納付取扱手数料                      郵便局での納付に伴う取扱手数料                      15年度 393,723件 17,356,179円</p> <p><b>【参考】</b> (15年度)                      市税調定件数 現年度分 493,361件                      滞納繰越分 75,413件                      口座振替加入者 納税義務者数 387,676人                      加入者数 88,856人                      督促状発行状況 発行件数 220,654件                      対調定発付率 13.2%                      過誤納還付金 発生件数 14,039件                      処理件数 10,220件                      督促文書発行状況 年4回 145,812件</p>	<p><b>【目的】</b> 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p><b>【内容】</b>                      収納管理事務                      ・ 収納台帳管理                      ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く)                      ・ 督促状の発行                      ・ 過誤納金還付処理                      滞納処分事務                      ・ 滞納整理台帳管理                      ・ 催告書の発行、差押調書等の作成                      県税徴収取扱委託金                      個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している                      15年度交付金 34,375千円                      口座振替                      ・ 対象税目                      個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税                      ・ 口座振替手数料                      銀行等の金融機関 1件 21円                      郵便局 1件 10円                      郵便振替納付取扱手数料                      郵便局での納付に伴う取扱手数料                      15年度 17,996件 704,451円                      (国民健康保険税外を含む)                      督促手数料                      1通 60円                      15年度 6,076件 364,560円</p> <p><b>【参考】</b> (15年度)                      町税調定件数 現年度分 29,075件                      滞納繰越分 3,775件                      口座振替加入者 納税義務者数 24,141人                      加入者数 9,420人                      督促状発行状況 発行件数 7,172件                      対調定発付率 27.0%                      過誤納還付金 発生件数 223件                      処理件数 223件                      督促文書発行状況 年4回 3,507件</p>	<p><b>【目的】</b> 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p><b>【内容】</b>                      収納管理事務                      ・ 収納台帳管理                      ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く)                      ・ 督促状の発行                      ・ 過誤納金還付処理                      滞納処分事務                      ・ 滞納整理台帳管理                      ・ 催告書の発行、差押調書等の作成                      県税徴収取扱委託金                      個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している                      15年度交付金 36,661千円                      口座振替                      ・ 対象税目                      個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税                      ・ 口座振替手数料                      銀行等の金融機関 1件 20円                      郵便局 1件 10円                      郵便振替納付取扱手数料                      郵便局での納付に伴う取扱手数料                      15年度 28,781件 777,304円                      (国民健康保険税外を含む)                      督促手数料                      1通 60円                      15年度 9,555件 573,300円</p> <p><b>【参考】</b> (15年度)                      町税調定件数 現年度分 32,871件                      滞納繰越分 4,300件                      口座振替加入者 納税義務者数 28,082人                      加入者数 7,881人                      督促状発行状況 発行件数 12,343件                      対調定発付率 11.7%                      過誤納還付金 発生件数 281件                      処理件数 278件                      督促文書発行状況 随時</p>	<p><b>【目的】</b> 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p><b>【内容】</b>                      収納管理事務                      ・ 収納台帳管理                      ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く)                      ・ 督促状の発行                      ・ 過誤納金還付処理                      滞納処分事務                      ・ 滞納整理台帳管理                      ・ 催告書の発行、差押調書等の作成                      県税徴収取扱委託金                      個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している                      15年度交付金 11,822千円                      口座振替                      ・ 対象税目                      個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税                      ・ 口座振替手数料                      銀行等の金融機関 1件 20円                      郵便局 1件 10円                      郵便振替納付取扱手数料                      郵便局での納付に伴う取扱手数料                      15年度 9,895件 323,074円                      (国民健康保険税外を含む)                      督促手数料                      1通 60円                      15年度 2,100件 126,000円</p> <p><b>【参考】</b> (15年度)                      町税調定件数 現年度分 13,481件                      滞納繰越分 1,525件                      口座振替加入者 納税義務者数 9,031人                      加入者数 3,731人                      督促状発行状況 発行件数 6,218件                      対調定発付率 11.3%                      過誤納還付金 発生件数 178件                      処理件数 178件                      催告文書発行状況 年2回 1,275件</p>	<p><b>【目的】</b> 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p><b>【内容】</b>                      収納管理事務                      ・ 収納台帳管理                      ・ 口座振替処理(個人町県民税の特別徴収、法人町県民税及び町たばこ税を除く)                      ・ 督促状の発行                      ・ 過誤納金還付処理                      滞納処分事務                      ・ 滞納整理台帳管理                      ・ 催告書の発行、差押調書等の作成                      県税徴収取扱委託金                      個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している                      15年度交付金 12,994千円                      口座振替                      ・ 対象税目                      個人町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税                      ・ 口座振替手数料                      銀行等の金融機関 1件 21円                      郵便局 1件 10円                      郵便振替納付取扱手数料                      郵便局での納付に伴う取扱手数料                      15年度 5,981件 248,511円                      (国民健康保険税外を含む)                      督促手数料                      1通 60円                      15年度 2,284件 137,020円</p> <p><b>【参考】</b> (15年度)                      市税調定件数 現年度分 15,008件                      滞納繰越分 1,952件                      口座振替加入者 納税義務者数 9,905人                      加入者数 2,890人                      督促状発行状況 発行件数 6,072件                      対調定発付率 10.5%                      過誤納還付金 発生件数 266件                      処理件数 266件                      督促文書発行状況 随時</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	財務部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	前納報奨金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等			地方税法・町税条例		地方税法・町税条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	10,771千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	平成15年度から廃止	平成11年度から廃止	<p>【目的】 全期前納報奨金の交付</p> <p>【内容】 最初の納期に後の全納期に係る納付額を併せて納付した場合に交付する。 交付税目 町県民税（普通徴収）・固定資産税 報奨金算出基礎 期別税額×1/100×前納月数/2 （期別税額30万円まで） 平成16年度より算定した報奨金について2分の1の交付とした。</p> <p>【参考】 15年度実績 町県民税（普通徴収） 1,494件 3,401千円 固定資産税 5,961件 18,340千円</p>	平成13年度から廃止	<p>【目的】 全期前納報奨金の交付</p> <p>【内容】 最初の納期に後の全納期に係る納付額を併せて納付した場合に交付する。 交付税目 町県民税（普通徴収）・固定資産税 報奨金算出基礎 期別税額×0.2/100×前納月数 （期別税額20万円まで）</p> <p>【参考】 15年度実績 町県民税（普通徴収） 562件 231千円 固定資産税 2,391件 1,317千円</p>

保 健 福 祉 部 会

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>																																																													
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																																																													
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>																																																													
9	小児医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																													
<b>担当課名</b>	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																											
<b>根拠法令等</b>	地域医療課 ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	福祉推進課 城山町小児の医療費助成に関する規則 城山町小児の医療費助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	児童福祉課 津久井町小児の医療費の助成に関する規則 津久井町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	こども課 相模湖町医療費の支給に関する条例 相模湖町小児の医療費の医療費に関する条例 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	健康福祉課 藤野町小児の医療費の助成に関する規則 藤野町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱																																																											
<b>歳出予算額(平成16年度)</b>	893,612千円	19,703千円	13,521千円	4,087千円	6,609千円																																																											
<b>歳入予算額(平成16年度)</b>	164,490千円	12,515千円	7,841千円	2,370千円																																																												
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 乳幼児(0~4歳)及び小児(5~15歳)の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p><b>【内容】</b> 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 乳幼児(0~4歳)の入院・通院 小児(5~15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p><b>【所得制限】</b> 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月~6月誕生日：前々年中の所得 ・7月~12月誕生日：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p><b>【参考】</b> 平成16年度予算の概要</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>280人</td><td>6,216千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>272人</td><td>5,876千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>267人</td><td>5,767千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>819人</td><td>17,859千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 10件 389千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 18,248千円</p> <p>県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> ・小児医療費補助金 12,515千円 ・うち支援補助 3,068千円)</p>	年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	280人	6,216千円	1歳	272人	5,876千円	2歳	267人	5,767千円	計	819人	17,859千円	<p><b>【目的】</b> 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 町内にお住まいで、 乳幼児(0~2歳)の入院・通院 小児(3~15歳)の入院 に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p><b>【所得制限】</b> 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月~6月誕生日：前々年中の所得 ・7月~12月誕生日：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p><b>【参考】</b> 平成16年度予算の概要</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>171人</td><td>3,951千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>158人</td><td>3,604千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>193人</td><td>4,402千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>522人</td><td>11,957千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 13件 520千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 12,477千円</p> <p>県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> ・小児医療費補助金 7,841千円 ・うち支援補助 1,800千円)</p>	年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	171人	3,951千円	1歳	158人	3,604千円	2歳	193人	4,402千円	計	522人	11,957千円	<p><b>【目的】</b> 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 町内にお住まいで、 乳幼児(0~2歳)の入院・通院 小児(3~15歳)の入院 に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p><b>【所得制限】</b> 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月~6月誕生日：前々年中の所得 ・7月~12月誕生日：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p><b>【参考】</b> 平成16年度予算の概要</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>46人</td><td>1,602千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>58人</td><td>1,170千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>48人</td><td>1,018千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>152人</td><td>3,790千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 1件 40千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 3,830千円</p> <p>県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> ・小児医療費補助金 2,370千円 ・うち支援補助 328千円)</p>	年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	46人	1,602千円	1歳	58人	1,170千円	2歳	48人	1,018千円	計	152人	3,790千円	<p><b>【目的】</b> 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 町内にお住まいで、 乳幼児(0~3歳)の入院・通院 小児(4~15歳)の入院 に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p><b>【所得制限】</b> 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 所得判定年 ・1月~6月誕生日：前々年中の所得 ・7月~12月誕生日：前年中の所得 所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p><b>【参考】</b> 平成16年度予算の概要</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>対象者数</th> <th>助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>54人</td><td>1,504千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>48人</td><td>1,387千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>54人</td><td>1,504千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>156人</td><td>4,395千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 3件 84千円</p> <p>助成金額(扶助費)合計 4,479千円</p> <p>県補助対象は0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院</p> <p>県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p><b>【特定財源の内訳】</b> ・小児医療費補助金 2,239千円 ・うち支援補助 0千円)</p>	年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)	0歳	54人	1,504千円	1歳	48人	1,387千円	2歳	54人	1,504千円	計	156人	4,395千円
年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)																																																														
0歳	280人	6,216千円																																																														
1歳	272人	5,876千円																																																														
2歳	267人	5,767千円																																																														
計	819人	17,859千円																																																														
年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)																																																														
0歳	171人	3,951千円																																																														
1歳	158人	3,604千円																																																														
2歳	193人	4,402千円																																																														
計	522人	11,957千円																																																														
年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)																																																														
0歳	46人	1,602千円																																																														
1歳	58人	1,170千円																																																														
2歳	48人	1,018千円																																																														
計	152人	3,790千円																																																														
年齢(月平均)	対象者数	助成金額(扶助費)																																																														
0歳	54人	1,504千円																																																														
1歳	48人	1,387千円																																																														
2歳	54人	1,504千円																																																														
計	156人	4,395千円																																																														

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	小児医療費助成事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療費補助金    141,990千円</li> <li>・高額療養費返還金    22,500千円</li> <li>合    計                    164,490千円</li> </ul> <p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種： NEC</li> <li>・保守： NEC</li> <li>・処理内容</li> <li>資格判定</li> <li>医療証発行</li> <li>医療証月次更新処理</li> <li>償還払い</li> <li>各種統計</li> </ul>	<p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種： NEC（福祉医療システム）</li> <li>・保守： NEC</li> <li>・処理内容</li> <li>資格判定</li> <li>医療証発行</li> <li>医療証月次更新処理</li> <li>償還払い</li> <li>各種統計</li> </ul>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	福祉タクシー利用料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱			
歳出予算額（平成16年度）	237,122千円	8,308千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が、タクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 (6,795人) ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 (1,259人) ・特定疾患に罹患している者 (2,498人) ・小児特定疾患に罹患している者 (1,673人) ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 (842人)</p> <p>助成内容 @500円×72枚=36,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 自動車燃料費助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・交付者数：9,047人 ・交付枚数：579,008枚 ・利用枚数：470,444枚</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2・3級 (383人) ・知的障害者A1・A2 (54人) ・特定疾患に罹患している者（16年6月現在把握者数） (22人) ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している者 (1人) ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 (165人)</p> <p>助成額 （タクシー券） @600円×72枚=43,200円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付（4、5月申請分に関しては満額を助成） （バス共通カード） @3,000円×12枚=36,000円/年 バス運賃割引対象者（身障手帳・療育手帳所持者）は@2,000円で交付。 @2,000円×12枚=24,000円 バス共通カードのみ4月と10月に分けて交付 タクシー券同様4、5月申請分に関しては前期分満額を助成、後期分に関しては10月申請分のみ満額を助成。</p> <p>現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。（ガソリン券は自動車燃料費助成事業内）</p> <p>【参考】 平成16年度予算 （タクシー券） ・交付者数：160人 ・利用枚数：11,520枚</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
28	福祉タクシー利用料助成事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		(バス共通カード) ・交付者数：55人(3,000円) : 30人(2,000円)  ・利用枚数：660枚(3,000円) : 720枚(2,000円) (2,000円)は1,000円カードの枚数で算出			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	市心身障害者福祉手当支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市重度心身障害者等福祉手当条例				
歳出予算額（平成16年度）	439,012千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の障害者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 対象者：市内に住所を有し、在宅で次の障害程度に該当する者。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当が支給されている者は対象外。</p> <p>重度障害者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下</p> <p>中度障害者 ・身体障害者手帳3級 ・知能指数40以下 ・身体障害者手帳4級で、かつ知能指数50以下</p> <p>支給額 重度障害者 月額5,000円（年額60,000円） 中度障害者 月額3,000円（年額36,000円）</p> <p>支給方法 3月（10～3月分）、9月（4～9月分）に、口座振替により支給 障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ・対象者数：8,083人（重度6,168人、中度1,915人）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																										
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会																										
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																										
35	地域型在宅介護支援センター運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会																										
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課																								
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業実施要綱（国要綱）</li> <li>・相模原市在宅介護支援センター運営事業実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業等実施要綱（国要綱）</li> <li>・城山町在宅介護支援センター事業実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業実施要綱（国要綱）</li> <li>・津久井町在宅介護支援センター事業実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業実施要綱（国要綱）</li> <li>・相模湖町在宅介護支援センター運営事業実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業実施要綱（国要綱）</li> <li>・藤野町在宅介護支援センター運営事業実施要綱</li> </ul>																								
歳出予算額（平成16年度）	172,760千円	7,278千円	5,416千円	1,616千円	2,790千円																								
歳入予算額（平成16年度）	45,630千円	3,051千円	3,259千円	1,212千円	2,081千円																								
【事務事業の内容】	<p><b>【事業目的】</b> 地域の在宅高齢者等の保健・福祉、介護等に関する相談窓口及び介護予防・生活支援サービス等の調整等、地域ケア体制の拠点として総合的に対応することを目的とする。</p> <p><b>【施設数】</b> 市内18か所</p> <p><b>【事業内容】</b> ・総合相談、高齢者の実態把握及び介護ニーズ等の評価 ・生活支援サービス等の利用調整（申請代行） ・福祉用具の展示、紹介 ・家族介護者教室の実施 ・その他</p> <p><b>【対象】</b> 市内に居住する概ね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となる恐れのある高齢者並びにその家族等</p> <p><b>【実施方法】</b> 社会福祉法人等へ委託</p> <p><b>【保健福祉総合相談システム】</b> 相談記録入力、介護予防プラン作成等で使用</p> <p><b>【平成16年度予算】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業委託料</td> <td style="text-align: right;">172,760千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">45,630千円</td> </tr> </table>	事業委託料	172,760千円	特定財源		国庫補助金	45,630千円	<p><b>【事業目的】</b> 在宅要介護者又は要介護となる恐れのある高齢者、若しくはその家族に対し在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要介護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが、総合的に受けられるよう市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要介護高齢者等その家族の福祉の向上を図る。</p> <p><b>【対象】</b> 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p><b>【実施施設】</b> 町内 1か所</p> <p><b>【実施方法】</b> 社会福祉法人ライフホーム城山へ委託</p> <p><b>【平成16年度予算】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委託料</td> <td style="text-align: right;">7278千円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td style="text-align: right;">3051千円</td> </tr> </table>	委託料	7278千円	補助金	3051千円	<p><b>【事業目的】</b> 地域の在宅高齢者等の保健・福祉、介護等に関する相談窓口及び介護予防・生活支援サービス等の調整等、地域ケア体制の拠点として総合的に対応することを目的とする。</p> <p><b>【施設数】</b> 町内1ヶ所</p> <p><b>【事業内容】</b> ・総合相談、高齢者の実態把握及び介護ニーズ等の評価 ・生活支援サービス等の利用調整（申請代行） ・福祉用具の展示、紹介 ・家族介護者教室の実施 ・その他</p> <p><b>【対象】</b> 町内に居住する概ね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となる恐れのある高齢者並びにその家族等</p> <p><b>【実施方法】</b> 社会福祉法人等へ委託（旭ヶ丘特別養護老人ホーム）</p> <p><b>【平成16年度予算】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業委託料</td> <td style="text-align: right;">5,416千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td style="text-align: right;">3,259千円</td> </tr> </table>	事業委託料	5,416千円	特定財源		県補助金	3,259千円	<p><b>【事業目的】</b> 在宅の要介護高齢者や要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して在宅介護等に関するニーズに対応した介護保険・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、事業所等との連絡調整を行う。</p> <p><b>【対象】</b> 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p><b>【実施施設】</b> 町内 地域型 1か所</p> <p><b>【実施方法】</b> 平成15年4月設置より相模湖町町社会福祉協議会に委託（基幹型と併せて委託） 兼任職員1名を配置。</p> <p><b>【平成16年度予算】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委託料</td> <td style="text-align: right;">1,616千円</td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td style="text-align: right;">1,212千円</td> </tr> </table>	委託料	1,616千円	県補助金	1,212千円	<p><b>【事業目的】</b> 在宅の要介護高齢者や要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して在宅介護等に関するニーズに対応した介護保険・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、事業所等との連絡調整を行う。</p> <p><b>【対象】</b> 概ね65歳以上の要介護高齢者等及びその家族</p> <p><b>【実施施設】</b> 町内 地域型 1か所</p> <p><b>【実施方法】</b> 社会福祉法人 銀の館へ委託</p> <p><b>【平成16年度予算】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委託料</td> <td style="text-align: right;">2,790千円</td> </tr> <tr> <td>県費補助金</td> <td style="text-align: right;">2,081千円</td> </tr> </table>	委託料	2,790千円	県費補助金	2,081千円
事業委託料	172,760千円																												
特定財源																													
国庫補助金	45,630千円																												
委託料	7278千円																												
補助金	3051千円																												
事業委託料	5,416千円																												
特定財源																													
県補助金	3,259千円																												
委託料	1,616千円																												
県補助金	1,212千円																												
委託料	2,790千円																												
県費補助金	2,081千円																												

市 民 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	地域振興		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	市民生活課 相模原市行政組織及び事務分掌規則	町民課 城山町事務分掌等に関する規則	企画政策室・町民課・4支所・出張所 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則・ 地域振興特例事業補助金交付要綱	企画財政課	企画課
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	33,762千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	32,542千円		
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進するため、本庁6地区と12出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を市職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市自治会連合会連合会及び地区自治会連合会</li> <li>・地区社会福祉協議会</li> <li>・地区民生委員児童委員協議会</li> <li>・交通安全都市推進協議会支部</li> <li>・地区防犯協会</li> <li>・ふるさとまつり</li> <li>・地区交通安全母の会</li> <li>・ふれあい広場管理運営委員会</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活課</li> <li>・各出張所</li> </ul>	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進することや、自治会間の連絡調整を図るため、町自治会連合会事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町自治会連合会</li> </ul> <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民課</li> </ul>	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の推進を図るため、本庁と4支所及び出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産区管理会</li> <li>・町自治会連合会及び地区自治会連絡協議会</li> <li>・地区地域振興協議会</li> <li>・町消防団分団</li> <li>・町交通安全対策協議会支部</li> <li>・地区体育振興会</li> <li>・地区まちづくり委員会</li> <li>・地区文化祭実行委員会</li> <li>・地区環境美化推進協議会</li> <li>・地域センター運営委員会</li> <li>・地区防災総合訓練会議</li> </ul> <p>【担当する機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画政策室</li> <li>・町民課</li> <li>・各支所</li> <li>・出張所</li> </ul> <p>・地域住民の福祉向上及び地域振興を図るため、また、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを推進するため、各地域振興協議会、各種団体等へ補助金を交付している。</p> <p>【名称】 各地区地域振興協議会補助金</p> <p>【金額】 各協議会へ均等割及び人口割により配分（H16は900千円を配分）</p> <p>【名称】 各地区各委員会運営費補助金</p> <p>【金額】 各地区地域振興協議会との調整による（H16は総額11,320千円を交付）</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財（財産区負担等）</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	地域振興	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<p>【名称】 地域振興特例事業補助金</p> <p>【内容等】 自治会集会所整備事業、まちづくり推進事業、地域福祉推進事業等に補助するもの。</p> <p>【金額等】 自治会(串川及び鳥屋地区)ごとに割り当て 50万円未満は対象外 (H16は総額21,222千円を交付)</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財(財産区負担)</p> <p>【名称】 地域まちづくり委員会補助金</p> <p>【金額等】 4地区委員会×80,000円 (H16は総額320千円を交付)</p>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	火葬費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	環境課	町民課	町民課
根拠法令等		城山町火葬費助成金交付要綱			
歳出予算額（平成16年度）		6,030千円			
歳入予算額（平成16年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし  【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 3,384件 ・15年度 3,413件 市内住民の死亡者数 ・14年度 3,190件 ・15年度 3,286件 市内住民に係る火葬件数 ・14年度 2,898件 ・15年度 3,035件 - ・14年度 292件 ・15年度 251件	【目的】 火葬場を使用する場合に要する経費を助成することにより、住民負担の軽減を図るとともに良好な居住環境の保全を図る。  【助成の対象者】 本町の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録原票にされている者が死亡した場合において、火葬場使用料を負担した額  【助成金の額】 火葬場使用料とする。 ただし、50,000円を限度とする。  【実績】 140件 6,627,600円	該当なし  【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 200件 ・15年度 222件	該当なし  【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 72件 ・15年度 97件	該当なし  【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 99件 ・15年度 89件

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	市民部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
36	戸籍情報システム維持管理事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	戸籍法	戸籍法	戸籍法	戸籍法	戸籍法
歳出予算額（平成16年度）	26,819千円	6,530千円	0千円	0千円	7,233千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍情報システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍情報システム機器賃貸借</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】 ・人口            620,599人 ・本籍数        160,221戸籍 ・改製原戸籍数 148,558戸籍 ・年間届出数   28,587件 ・サーバ        1台 ・端末           10台 ・FAXサーバ    1台 ・スキャナ      1台 ・入力委託人数 3名                   (委託料9677千円)</p>	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍総合システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍総合システム機器賃貸借 戸籍総合システム機器保守 戸籍総合システムレプロSNサポート業務</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】 ・人口            23,428人 ・本籍数        6,757戸籍 ・本籍人        18,708人 ・除籍・改製原戸籍数 10,986戸籍 ・年間届出数   1,174件 ・サーバ        1台 ・端末           3台 ・スキャナ      1台</p>	<p>【参考】 (平成16年4月30日現在) ・人口            29,743人 ・本籍数        10,158戸籍 ・本籍人        27,441人 ・除籍・改製原戸籍数 13,310戸籍 ・年間届出数   1,505件                   セットアップに係る費用                   121,643千円</p>	<p>【参考】 (平成16年3月31日現在) ・人口            9,734人 ・本籍数        3,784戸籍 ・本籍人        9,937人 ・除籍・改製原戸籍数 5,659戸籍 ・年間届出数   424件                   セットアップに係る費用                   47,985千円</p>	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、一元化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍総合システム・ブックレス保守管理 戸籍総合システム機器賃貸借 戸籍総合システム機器保守 戸籍総合システムマルチサポート(戸籍事務処理・システム活用等)</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務及び統計までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】 ・人口            10,530人 ・本籍数        4,484戸籍 ・本籍人        11,966人 ・除籍・改製原戸籍数 12,956戸籍 ・年間届出数   534件 ・サーバ        1台 ・端末           4台 ・スキャナ      1台 ・戸籍専用プリンター    3台</p>

経 済 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	(社)相模原市畜産振興協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	77,728千円	881千円	1,214千円	754千円	302千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模原市における総合的な都市畜産を展開するため、事業推進の拠点として畜産振興協会が行う事業に助成する。</p> <p><b>【内容】</b> 市畜産振興協会運営管理費補助金37,604千円 ・内容 事務費、人件費(派遣職員3名、臨時職員1名) ・事業費 661千円 ・補助率 郡町村会査定による (会費280、市補助金37,604、農協助成400、受取利息10、雑入384) 市畜産振興協会事業費補助金 40,124千円 家畜防疫対策事業 4,780千円 ・内容 予防接種(牛、豚)、ワクチン導入(鶏)、家畜防疫作業員賃金、作業用消毒剤 ・事業費 18,880千円 ・補助率 1/3以内(賃金、消毒剤は定額) 飼料作物種子導入事業 200千円 ・事業費 825千円 ・補助率 1/3以内 近代化設備推進事業 6,813千円 ・内容 堆肥運搬車2件、天日乾燥機1件、焼却炉1件、ホイルローダー3件 ・事業費 20,447千円 ・補助率 1/3以内 畜産環境衛生事業 13,428千円 ・施設整備事業補助 内容 堆肥化施設整備3件 事業費 22,337千円 補助率 1/2以内 ・環境対策衛生巡回指導 1,320千円 畜舎消毒事業、普及啓発活動、美化推進事業 ・配布用薬剤 26千円 ・薬剤散布委託 914千円 酪農振興対策事業 12,451千円 ・主体 市酪農連絡協議会 ・内容 乳牛等資質改善対策事業(優良精液導入:乳牛、和牛)、乳用素牛預託事業、受精卵委嘱普及事業</p>	<p><b>【目的】</b> 都市の中での畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、城山町における総合的な都市畜産を展開するための事業に助成する。</p> <p><b>【内容】</b> 郡畜産振興協議会負担金 42千円 ・主体 郡畜産振興協議会 ・内容 協議会の事務費等の一部負担 ・事業費 661千円 ・補助率 郡町村会査定による 家畜防疫環境衛生対策事業補助金 158千円 ・主体 川尻三畜産(郡農協の下部団体) 内容 予防接種(牛、豚)、ワクチン導入(鶏) ・事業費 600千円 ・補助率 1/3、1/4以内 受精卵移植技術定着事業補助金 75千円 ・主体 川尻酪農部(郡農協の下部団体) ・内容 受精卵委嘱普及事業 ・事業費 225千円 ・補助率 1/3以内 畜産施設等整備事業補助金 606千円 ・主体 町内農家 ・内容 養豚浄化槽施設整備1件、養鶏施設整備1件 ・事業費 2,421千円 ・補助率 1/4以内</p> <p><b>【公共的団体の概要】</b> 畜産農家等で組織する団体。</p> <p><b>【参考】</b> 畜産農家数(H15.4.1現在) ・乳牛 2戸 39頭 ・豚 2戸 765頭 ・採卵鶏 3戸 10,200羽</p>	<p><b>【目的】</b> 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、津久井町における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p><b>【内容】</b> 郡畜産振興協議会負担金 49千円 内容 協議会の事務費等の一部負担 事業費 661千円 補助率 郡町村会査定による 町酪農振興協議会補助金 1,165千円 ・内容 家畜防疫対策、畜産環境保全対策事業等を円滑に推進するため補助する。 家畜防疫対策事業(H15) 予防注射、バーネット投与 ・事業費 323千円 ・補助率 1/3以内 家畜農家環境衛生 アルナックス、サナバキーム ・事業費 909千円 ・補助率 1/3以内 乳牛品質改善 優良精液利用により高性能乳牛へ改善する。 ・事業費 641千円 ・補助率 1/3以内 家畜受精卵移植技術定着 ・事業費 1,462千円 ・補助率 1/3以内 環境美化 サイロビニール等廃棄物処理 ・事業費 203千円 ・補助率 1/3以内</p> <p><b>【公共的団体の概要】</b> 畜産農家等で組織する団体。</p> <p><b>【参考】</b> 畜産農家数 H15.10現在 ・乳牛 9戸 309頭 ・採卵鶏 1戸 4,000羽 ・肉牛 5戸 62頭</p>	<p><b>【目的】</b> 畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、相模湖町における畜産を展開するため、事業の推進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 家畜防疫事業費 51千円 アカバネ病予防接種、IBRワクチン接種 ・補助率 1/3以内 津久井郡畜産振興協議会負担金 30千円 郡畜産まつり等の開催 酪農経営改善事業費補助金 528千円 受精卵移植事業は高度な技術を必要とするが、これからの酪農経営に欠かせない事業であり、北海道から(受精卵目的)スーパー牛を導入。受精卵による高性能率牛の早期増殖を図っていく。 ・補助率 1/3×1/2 畜産共進会出品補助 30千円 郡・県で開催する畜産共進会に参加する出品牛に対する助成。 ・1頭当たり 6千円 家畜排泄物処理施設設置費奨励金 115千円 畜産公害防止奨励事業施設設置の固定資産税を畜産公害防止施設設置費奨励金として交付する。 ・固定資産税の補助 土地 1/2、家屋 2/5</p> <p><b>【公共的団体の概要】</b> 畜産農家等で組織する団体。</p> <p><b>【参考】</b> 畜産農家数 ・乳牛 4戸 62頭</p>	<p><b>【目的】</b> 農村における畜産の助長育成を図り、近代化施設の推進、畜産環境保全対策、家畜防疫対策等、津久井町における円滑な畜産施策を展開するため、補助する。</p> <p><b>【内容】</b> 郡畜産振興協議会負担金 31千円 内容 協議会の事務費等の一部負担 事業費 661千円 補助率 郡町村会査定による 家畜防疫対策事業補助金 35千円 IBRワクチン接種、アカバネ病予防接種 ・事業費 106千円 ・補助率 1/3以内 家畜舎衛生対策事業補助金 18千円 ヤシマゾール、コートーメイド ・事業費 57千円 ・補助率 1/3以内 北海道産優良乳用牛購入補助事業 30千円 北海道産の優良乳用牛を購入し品質向上に努めようとする酪農家に補助 ・事業費 550千円 ・補助率 1/3以内 受精卵移植技術定着事業 188千円 ・事業費 3,013千円 ・補助率 1/3以内</p> <p><b>【公共的団体の概要】</b> 畜産農家等で組織する団体</p> <p><b>【参考】</b> 畜産農家数 H15.10現在 ・乳牛 2戸 37頭</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	経済部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	(社)相模原市畜産振興協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費 12,501千円</li> <li>・補助率 1/3以内 (乳用素牛預託事業は定額)</li> <li>養豚振興対策事業 333千円</li> <li>・主 体 市養豚組合</li> <li>・内 容 優良種豚導入、組織育成対策</li> <li>・事業費 373千円</li> <li>・補助率 1/3以内 (組織育成対策は定額)</li> <li>養鶏振興対策事業 1,930千円</li> <li>・主 体 市養鶏連絡協議会、麻溝台養鶏組合</li> <li>・内 容 直売用化粧箱、組織育成対策</li> <li>・事業費 1,970千円</li> <li>・補助率 1/3以内 (組織育成対策は定額)</li> <li>畜産啓発推進事業 189千円</li> <li>・内 容 県共進会諸謝金、農業まつり</li> </ul> <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)相模原市畜産振興協会 市と農協が出資し、畜産農家の経営安定化等を目的に支援事業等を行う団体</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家数 (H15.4.1現在)</li> <li>・乳 牛 25戸 1,044頭</li> <li>・豚 9戸 7,426頭</li> <li>・採卵鶏 16戸 293,885羽</li> <li>・肉 牛 8戸 91頭</li> <li>・農家数 58戸</li> </ul>				

環境保全部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法・ 相模原市開発指導要綱	都市計画法・ 城山町開発指導要綱	都市計画法・ 津久井町住環境整備条例	都市計画法・ 相模湖町まちづくり条例	
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為</li> <li>・ 1,000㎡以上の敷地で行う建築</li> </ul> <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発事業区域の面積の10%以上の緑地確保を指導</li> <li>・ 市街化調整区域内は20%以上</li> <li>・ 首都圏近郊緑地保全区域内は30%以上</li> </ul>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 500㎡以上の敷地で行う開発行為</li> </ul> <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居・第二種低層住居専用地域 11%</li> <li>・ 第一種中高層住居・第二種中高層住居専用地域 9%</li> <li>・ 第一種住居・第二種住居地域 9%</li> <li>・ 近隣商業地域 6%</li> <li>・ 工業専用地域 13%</li> </ul>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為</li> </ul> <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10%</li> <li>・ 3,000㎡以上10,000㎡未満 用途地域内10%、用途地域外20%</li> <li>・ 10,000㎡以上 用途地域内10% 用途地域外神奈川県自然環境保全条例第22条に基づくみどりの協定を準用</li> </ul>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡以上の敷地で行う開発行為</li> </ul> <p>【緑化の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10%</li> <li>・ 3,000㎡以上 用途地域内10%、用途地域外20%</li> </ul>	<p>該当なし 開発指導要綱では、住居系の中高層建築物で計画戸数20戸以上、および開発区域の面積が3,000㎡以上の開発に公園を設置するものとしている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法・ 市開発指導要綱	都市計画法・ 城山町開発指導要綱	都市計画法・ 津久井町住環境整備条例	都市計画法・ 相模湖町まちづくり条例	都市計画法・ 藤野町開発指導要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 開発指導要綱に基づき一定規模以上の開発事業（開発行為（都市計画法第4条第12項）及び建築事業（建築基準法第2条第1号）が対象）について次のア、イいずれか多い面積を公園として提供。</p> <p>ア 開発事業の計画人口から60人を控除した人口に1人当たり3㎡を乗じ算出した面積（ただし、開発事業区域の6%を超えないときは6%の面積）</p> <p>イ 3,000㎡以上の開発事業については、開発区域の3%の面積</p> <p>双方とも0.3ha未満のものは、公園を自主管理広場とすることができる。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 帰属公園9公園、寄付公園3公園</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課市街地開発課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、施設管理課公園緑地班で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。</p> <p>・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域に、計画人口に応じ、面積が3～6%の公園を要す。</p> <p>必要書類を取りまとめ、都市整備課へ登記依頼を行う。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市計画法課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、環境課で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。</p> <p>・宅地、戸建住宅 開発区域面積が0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域に、面積が3%以上の公園を要す。</p> <p>・中高層住宅 15戸以上を対象（1戸が30㎡以下のワンルーム等は対象外）。</p> <p>公園面積は、（5.0㎡/一住宅）×住戸数（開発区域面積の6%を超えない範囲内）</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 2件</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては公園設置の指導を行う。</p> <p>・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域に、面積が3%の公園を要す。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、まちづくり課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては事業面積に応じ公園設置の指導を行う。</p> <p>・公園面積の割合 事業面積0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域に、面積が3%の公園。</p> <p>・一箇所あたりの公園面積 0.3ha以上1ha未満の開発・・・90㎡ 1ha以上5ha未満の開発・・・150㎡ 5ha以上20ha未満の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が1箇所以上必要) 20ha以上の開発・・・300㎡ (1,000㎡以上が2箇所以上必要)</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>

都 市 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	地理情報システム開発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,934千円	1,657千円			
歳入予算額（平成16年度）	3,000千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画情報提供システムその他のシステムについて、情報の更新、データの維持・管理をする。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画業務支援システム（都市計画基礎調査で得られたデータを元に、統計・分析を行うもの） 都市計画情報提供システム（庁内イントラネットを利用し、指定された土地の都市計画に係る情報を検索・表示するもの） 都市計画情報提供タッチパネルシステム（直上のシステムを市民用にタッチパネルにしたもの）</p> <p>【主なデータ内容】 都市計画基礎調査データ 区域区分 用途地域 都市計画施設等</p> <p>【平成15年度実績】 委託費（保守料）：672千円 リース料：6,138千円</p> <p>【特定財源の概要】 都市計画複写費用@0.3千円×10千枚＝3,000千円</p> <p>【参考】 市面積：9,041ha 用途地域指定面積：6,254ha 都市計画道路延長：151,810m</p>	<p>【目的】 都市計画業務支援システムの、情報の更新、機器の貸借を行う。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画策定支援システム（都市計画基礎調査の解析を目的としたシステム） 都市計画窓口支援システム（庁内イントラネットを利用し、都市計画情報及び建築形態制限の内容が住居表示から検索が可能）</p> <p>【主なデータ内容】 区域区分 用途地域 都市計画施設 等</p> <p>【平成15年度実績】 委託費（保守料）：210千円（H15のみ） リース料：1,657千円</p> <p>【参考】 町面積：1,990ha 用途地域指定面積：270ha 都市計画道路延長：12,140m （相原城山線 950m 相模原市分に含まれる）</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：12,204ha 用途地域指定面積：295ha 都市計画道路延長：1,690m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：3,159ha 用途地域指定面積：223ha 都市計画道路延長：2,190m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積：6,491ha 用途地域指定面積：215ha 都市計画道路延長：0m</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	都市計画基本図作成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額(平成16年度)	2,540千円	15,000千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版起こしデータの作成。</li> <li>相模原市都市計画基本図(デジタルマップ=いわゆる電子地図)の修正</li> </ul> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタルマップ) 平成11年度新規作成 平成15年度更新(17,115千円) 航空写真撮影を除く</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000: 1図郭(全図) 1/10000: 4図郭 1/2500: 46図郭</p> <p>市面積9,041ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画基本図及び販売用都市計画図の作成。</li> <li>城山町都市計画基本図(デジタルマップ)の修正</li> </ul> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタルマップ) 平成11年度新規作成 平成15年度空中写真測量(2,615千円)</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000: 1図郭(全図) 1/10000: 1図郭(全図) 1/2500: 14図郭</p> <p>町面積 1,990ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。</li> </ul> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタル化はしていない) 平成2年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/50000: 1図郭(全図) 1/25000: 1図郭(全図) 1/10000: 5図郭 1/2500: 34図郭</p> <p>町面積12,204ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。</li> </ul> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタル化はしていない) 昭和58年度新規作成 平成7年度更新</p> <p>【参考】</p> <p>1/25000: 1図郭(全図) 1/10000: 1図郭(全図) 1/2500: 17図郭</p> <p>町面積3,159ha</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。</li> </ul> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタルマップ) 平成11年度作成</p> <p>【参考】</p> <p>1/15000: 1図郭(全図) 1/10000: 3図郭(全図) 1/2500: 36図郭</p> <p>町面積6,491ha</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	バス対策事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	都市交通計画課 相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	都市計画課 バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱 城山町公共交通検討委員会設置要綱	都市計画課 バス運行対策費補助金交付要綱(国土交通省) 神奈川県広域的幹線的路線バス運行対策費補助金交付要綱 津久井町広域的幹線的路線バス運行対策費補助金交付要綱	企画財政課	まちづくり課 道路運送法(80条) 藤野町営バス設置条例 藤野町営バス管理規則 藤野町営バス運行管理規程
歳出予算額(平成16年度)	4,074千円	16,145千円	24,943千円		55,295千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	10,100千円		1,923千円
【事務事業の内容】	<p>1. バス交通対策推進事業</p> <p>【目的】 バス交通対策基本計画の推進を図り、効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図る。</p> <p>【内容】 バス路線計画の推進及びバス路線の確保市内9箇所をターミナルと位置付けると共に、バス路線を幹線バス、支線バスに機能分類し、生活交通として確保すべき路線を指定している。</p> <p>この確保すべき路線について、バス事業者による運行が困難となった場合には、公的助成かつ地域負担により市民との協同による路線維持を図るもの。ただし、相模原市においては、現状バス事業者からの路線廃止の申出がないことから、具体的な仕組みについては、今後検討を行う。</p> <p>2. バス活性化事業</p> <p>【目的】 バス交通対策基本計画の推進及び、道路混雑の抑制、環境保全の観点からバス利用促進に向けた事業を展開する。</p> <p>【内容】 バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う。</p> <p>*補助対象事業 バス総合案内システム設置事業 バス停留所上屋設置事業 乗り場案内板設置事業 照明式バス停留所標識設置事業 ノンステップバス導入事業 バス利用促進等の啓発事業 バス運行実験事業 バス待合所設置事業 公共車両優先システム車載器設置事業</p> <p>3. コミュニティバス導入の検討</p> <p>【目的】 市街化区域において、鉄道駅から1km以上、バス停から300m以上離れた地域を交通不便地区と捉え、主として高齢者等の移動制約者の生活交通を確保することを目的に導入の検討を進める。</p> <p>【内容】 市職員で構成する「マイタウンバス検討ワーキング」において検討を行っている。</p>	<p>1. 公共交通促進事業</p> <p>【目的】 (1)バス交通に関すること 公共交通検討委員会を設置し、町内の公共交通のあり方や、コミュニティバスの検討を行う。 (2)バス折り返し場用地に関すること</p> <p>【内容】 町内のバス折り返し場用地を地権者から借り受け、バス路線を確保し生活交通として町民の生活路線を維持する。 ・バス折り返し場(原宿五丁目・上中沢) ・バス停留所用地(久保沢)</p> <p>2. 生活交通路線維持負担金</p> <p>【目的】 退出意向が出された路線について助成し町民の生活路線を確保する。</p> <p>【内容】 ・原宿五丁目～小沢(単独) 距離:10.3km 運行便数:平日2便 土休日1便 負担額:4,192千円 15年度実績額 6,021千円 ・橋本駅南口～小沢(国庫補助) 距離:12.7km 運行便数:平日5便 土休日3.5便 負担額:2,000千円 15年度実績額 761千円 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離:18.4km 運行便数:平日10便 土休日10便 運行開始:平成16年9月下旬 ・上中沢～城山(単独) 距離:1.6km 運行便数:平日9便 土休日9便 運行開始:平成16年9月下旬</p> <p>3. バス停留所上屋設置事業補助金</p> <p>【目的】 バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者に対して、整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【内容】 場所 久保沢停留所【15年度実績額 861千円】</p> <p>4. 城山町公共交通検討委員会</p> <p>【目的】 城山町における公共交通のあり方及び交通諸問題の検討を行う。</p> <p>【委員】 8名:自治会連合会・町校長会・町PTA連絡協議会・町老人クラブ連合会・町商工会・町観光協会・町社会福祉協議会・町助役</p>	<p>1. 乗合バス対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会での確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 既存路線網の再編成を行い、国庫補助及び町が小型バスを購入しバス事業者に貸付、運行委託。 確保策に基づく路線維持 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離:18.4km 回数:平日10回、土休日10回 運行開始:平成16年9月下旬 ・三ヶ木～半原(県補助) 距離:8.4km 回数:平日10回、土休日10回 運行開始:平成16年9月下旬 負担額:17年度予算から ・三ヶ木～東野・月夜野(県補助) 距離:16.05km 回数:平日6.5、土休日2回 運行開始:平成16年4月1日 負担額:約3,600千円</p> <p>町が小型バスを購入しバス事業者に運行委託 ・三井～太井～土沢～根小屋～太井～三井 距離:14.1km 回数:平日13回、土休日13回 運行方法:乗合バス事業者に委託し運行 運行開始:平成16年9月下旬 運行費用:約10,000千円(9/下旬～3/31)</p> <p>津久井町広域的幹線的路線バス運行対策費補助金 県補助に伴う路線維持の町負担(1/2) ・路線維持費補助 補助対象経常費用と経常収益の差額の1/2 限度額:補助対象経常費用の9/20 補助対象期間を10/1～翌年9/30としているため、補助金の支出は来年度から(4/1から運行中の三ヶ木～東野・月夜野は今年度から) 町営バスの購入 小型バス定員25名(乗合バスに架装) 座席13名+立席12名・車椅子用リフト付き バス折返場の整備(2ヶ所) ・三井折返場、鳥居原ふれあいの館 バス利用促進のためのバスカード交付事業 路線維持を行っている路線の乗率向上対策として申請によりバスカード交付を試行する 実施予定時期:未定 対象者:三ヶ木～東野・月夜野沿線の70歳以上(約550名)</p>	該当なし	<p>1. 生活交通対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会での確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 藤野町営バス3路線4系統の単独運行。 ・やまなみ温泉～東野 距離:7.7km 回数:平日3.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～奥相模湖 距離:6.0km 回数:平日7.5回、土休日2回 ・やまなみ温泉～篠原 距離:4.9km 回数:平日9.5回、土休日2.5回 ・篠原～赤沢 距離:4.4km 回数:平日1.5回、土休日0.5回 運行費用:</p> <p>2. 藤野町営バス運営協議会</p> <p>【目的】 町営バスの運営に関し、調査、審議する。</p> <p>【委員】 6名:町議会委員、受益者、学識経験者ほか</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	総合交通計画関連事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	560千円	5,429千円			0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市総合都市交通計画について (平成14年3月策定)</p> <p>【目的】 平成11年度に東京都市圏で行われたPT調査結果を踏まえ、新たな相模原市の交通体系が抱える問題、課題、将来方向などに関する検討を行い、将来の交通需要に対応した各交通機関相互の適正な役割を明確にし、今後の交通体系整備の指針となる新しい総合都市交通計画を策定</p> <p>【内容】 (1) 目標年次 平成32年 (2) 計画の位置付け 本計画は本市の総合計画、それを受けた都市計画マスタープランの中で「交通」に関する部門別の計画 (3) 部門別計画 道路計画 ・道路網の基本計画 ・自転車走行環境改善の基本計画 ・歩行者通行環境改善の基本計画 公共交通計画 ・バス交通改善の基本計画 ・新しい交通システムの整備 ・鉄道の改善 ・公共交通のバリアフリー化 交通需用マネジメント(TDM)基本計画 ・市内全域で進めるTDM施策 ・地区を特定して取り組むTDM施策 (4) 推進体制 ・計画の実施状況や達成状況の評価を定期的(概ね5年ごと)に行う。</p> <p>2. 相模原市総合都市交通計画推進事業</p> <p>【目的】 今後増えつつける自動車交通を円滑に処理していくためには、ハード整備(道路整備)だけでは困難であることが「相模原市総合都市交通計画」により明確となった。このようなことから、部門別計画の一つであるTDM(交通需要マネジメント)基本計画に基づき本市の交通特性を把握し、より効果的な施策を抽出し、TDM施策を推進していくものとする。</p>	<p>生活交通確保対策業務</p> <p>【目的】 道路整備などに伴う新たな開発、高齢化社会の到来等を考慮し、道路、公共交通、自転車、徒歩それぞれが安全で快適に移動できる交通体系の確保に向けた交通計画の策定。</p> <p>【内容】 1. 城山町の現況調査及び課題の整理 (1) 交通特性の整理 (2) 生活交通確保に関する課題の把握 2. 交通体系基本計画の検討 (1) 道路網整備計画の検討 (2) 新たな公共交通計画の検討 (3) 歩行者、自転車交通計画の検討 3. 交通施策実施計画の検討 (1) 事業手法の検討 (2) 整備効果の検討</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 町内の小学校統廃合計画の実施や高齢化社会の到来を考慮し、交通弱者が快適に移動できる交通体系の確立を図る。</p> <p>【内容】 藤野町生活交通体系計画の検討 既設路線バス・町営バス運行の見直し作業 交通弱者に対する助成制度の検討</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	総合交通計画関連事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【内容】 部門別計画の一つであるTDM基本計画に基づき、通勤時間帯の渋滞が著しい県道54号（相模原・愛川）において、市民参加によるワークショップにより、交通特性の把握や問題点を整理し、より効果的な施策の抽出及び絞込みを行う。</p> <p>3. 公共交通計画関連事業 (1) 相模原市公共交通整備促進協議会 【目的】市域の鉄道、バス交通等（以下「公共交通」という。）の整備の促進及び新交通の調査検討を行うことにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 構成 87名（市5、市議会46、自治会18、その他団体18名） 主な活動 鉄道路線の新設・輸送力増強等の促進運動の展開</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				都市部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
6	開発行為等指導事務				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	開発指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市開発行為等指導要綱	城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発指導要綱
歳出予算額（平成16年度）	756千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	104千円	1千円	0千円	170千円	200千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市開発行為等指導要綱に基づき、一定の開発行為又は建築行為を行う者に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議、建築行為にあっては同法施行規則第60条証明に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 1 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部 2 建築行為（許可不要な開発行為を含む。） ・区域面積1,000㎡以上（自己用専用住宅を除く。）又は住戸数21以上</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明責任、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑地（緑化の推進）並びに公園、排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、集会所、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 過半を120㎡以上、残りを100㎡以上（緑地の確保） ・専用住宅を除く住宅施設 20戸以下 区域面積の10%以上 21戸以上 区域面積の20%以上 ・住宅施設以外 市街化区域 区域面積の10%以上 市街化調整区域 区域面積の20%以上 指定事業所 区域面積の20%以上 首都圏近郊緑地保全区域内 区域面積の30%以上 （ごみ置場）住宅施設のみ ・10戸未満 2㎡以上 ・10戸以上20戸未満 3㎡以上 ・20戸以上25戸未満 4㎡以上 ・25以上50戸未満 計画戸数×0.16㎡以上</p>	<p>【目的】 城山町開発指導要綱に基づき、一定の開発行為に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、文教施設、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） 市街化区域の場合 ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 120㎡を標準（道路の幅員等）交通上支障がない場合 道路延長3.5m以下やむを得ない事情 4.0m以上 道路延長7.0m以下 4.5m以上 道路延長10.0m以下又は10.0m以上 でやむを得ない事情 5.0m以上 （雨水の処理） 原則、開発区域内で浸透処理 （緑地の設置）宅地開発は除く 各用途に応じ 6～13%の緑被率の確保 （消防施設）既水利が半径100m以内でない場合 専用住宅、共同住宅の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽401基又は、消火栓100mm1基</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形状を変更する</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、公園緑地の設置、排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場、駐輪場、防犯灯集会所等の設置</p> <p>【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 ・平均敷地面積120㎡以上 道路の幅員 ・1,000㎡未満 4.5m以上 ・1,000㎡以上 都市計画法の許可基準に準拠 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 緑地の設置 宅地開発は除く 各用途に応じ 5～20%の緑地率の確保 消防施設（消防水利基準を満たす場合は別） 住宅の用に供する場合 10戸以上20戸未満 消火栓及び格納箱 1以上 20戸以上40戸未満 防火水槽 1以上 40戸以上 消火栓及び格納箱 防火水槽 1以上 ごみ集積所の設置（宅地、中高層、共同住宅） 計画戸数10戸につき 1箇所（3.0㎡以上） 駐車場（標準寸法L=5.0m x W=2.5m） 宅地、中高層、共同住宅 各戸に1台 駐輪場（標準寸法L=1.5m x W=0.7m） 共同住宅 各戸数の30%を開発区域内に設置 他の詳細事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p>	<p>【目的】 相模湖町まちづくり条例で開発事業として位置づけする次の各行為について、同条例の規定に基づく指導を行い、条例の目的である「生活環境の向上を図り安全で住みよいまちづくり」に資するよう指導する。</p> <p>【対象行為】 1. 開発区域500㎡以上の開発行為 2. 高さ10m以上の建築物の建築 3. 延床面積300㎡以上の事業所等の建築 4. 事業所等の部分の延床面積300㎡以上の併用住宅の建築 5. 計画戸数4戸以上かつ延床面積200㎡以上の共同住宅、長屋の建築 6. 開発区域500㎡以上の第1種特定工作物の設置 7. 開発区域1ha以上の第2種特定工作物の設置 但し、自己専用住宅の建築は除く。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民との調整、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場及び防犯灯の設置 文化財等の保全、農業用施設等との調整</p> <p>【主な指導の具体例】 ・道路の最低敷地面積 140㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長3.5m未満 4.5m以上 3.5m以上7.0m未満 5.0m以上 7.0m以上10.0m未満 5.5m以上 10.0m以上 6.0m以上 ・雨水の処理 原則開発敷地内で浸透処理 ・汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外 合併浄化槽を設置し適切な管理をするよう指導する。 ・緑地の設置 用途開発面積に応じ5～20%の緑地を確保 ・公園整備 宅地分譲若しくは共同住宅（1戸当たり40㎡以上）を目的とする開発行為で開発区域の面積が3,000㎡以上の場合開発区域面積の3パーセントを公園として整備 ・消防施設（既存消防水利が半径120m以内でない場合）</p>	<p>【目的】 藤野町における開発行為について、本町の基本理念である「豊かな自然と調和した住みよい町づくり」の実現を図るため、無秩序な開発を防止し、良好な町民の生活環境を保全するため、開発事業を行うものに理解と協力を求め、必要な指導を行うことを目的とする。</p> <p>【対象行為】 1. 開発区域の面積が500㎡以上又は住宅建設計画戸数4戸以上。ただし、アパート、貸家、マンションは、開発区域の面積が500㎡以上。 2. 開発行為又は建築に着手した者（同一系列事業者を含む）が、当該着手の日から3年以内に隣接の土地（同一区域内も含む）において新たに行方をい、合算して全号に該当するに至る場合。 3. 前各号のほか町長が特に必要と認められた場合。</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一定地の最低敷地面積、道路の幅員等、環境保全及び緑化の推進並びに雨水、家庭雑排水施設、消防施設、ごみ置場、教育施設、駐車場、街灯、農林施設、文化財の保護、</p> <p>【主な指導の具体例】 ・一宅地の最低敷地面積 120㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長 35m未満 4.0m以上 36～70m未満 4.5m 71～100m未満 5.0m 101m以上 6.0m ・公園緑地 開発区域内の面積が、0.3ha以上の場合 は、公園規模により開発者の負担において整備し、その敷地及び施設は町に無償提供し、登記完了後のうえ引き渡すこと。 0.3ha以上1ha：90㎡以上、1ha以上5ha未満150㎡以上、5ha以上20ha300㎡以上（1,000㎡以上が1ヶ所以上必要） 20ha以上300㎡以上（1,000㎡以上が2ヶ所以上必要）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	都市部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	開発行為等指導事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p><b>【事務事業の内容】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50戸以上100戸未満 8 + (計画戸数 - 50) × 0.14㎡以上</li> <li>・ 100戸以上150戸未満 15 + (計画戸数 - 100) × 0.12㎡以上</li> <li>・ 150戸以上200戸未満 21 + (計画戸数 - 150) × 0.10㎡以上</li> <li>・ 200戸以上300戸未満 26 + (計画戸数 - 200) × 0.18㎡以上</li> <li>・ 300戸以上 34 + (計画戸数 - 300) × 0.06㎡以上</li> </ul> <p>(駐車場) 相模原市建築物における駐車施設の付置に関する条例又は相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の適用対象外の建築物にあっても両条例の規定に準じた指導を行う。</p> <p>他の指導事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p> <p><b>【平成15年度件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可を要する開発行為 117件</li> <li>・ 建築行為 51件</li> <li>計 168件</li> </ul> <p><b>【特定財源の概要】</b> 相模原市開発行為等技術基準の販売収入</p>	<p>20戸以上 防火水槽40t1基又は、消火栓150mm1基</p> <p>(防犯灯の設置) 50m間隔に照明40wを標準とする。</p> <p>(ごみ集積所の設置) 宅地開発、集合住宅 計画戸数10戸まで 2.73㎡ 計画戸数15戸まで 2.86㎡ 計画戸数20戸まで 3.38㎡</p> <p>(駐車場) 標準寸法L=5.0m × W=2.3m 住宅、共同住宅、集合住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積20㎡につき1台</p> <p>(駐輪場) 標準寸法L=1.9m × W=0.6m 共同住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積40㎡につき1台</p> <p>他の詳細事項は、それぞれの関係各課の事務事業を参照</p> <p><b>【開発寄付金】</b> 要綱第24条(接続道路の整備) やむを得ない状況により開発行為により整備が行えない場合は開発寄付金をもって道路整備に代えることができる。 算定式 負担金額 = 道路工事費 × 1/2</p> <p>要綱第45条(防犯灯の整備) 開発行為により整備することが困難と町長が認めた場合は、金銭等をもって整備に代えることができる。 単独式のもの 60000円/基 共架式のもの 30000円/基</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 開発寄付金</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発指導件数 平成15年度 17件</li> <li>・ 開発寄付金件数 平成15年度 共架式1基 = 1件</li> </ul>	<p><b>【参考】</b> 平成15年度事前協議書届出件数 11件</p>	<p>専用住宅又は共同住宅等の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基100mm以上 20戸以上 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基150mm以上</p> <p>・ ごみ集積場の設置(住宅用建築物) 10戸に1箇所の割合で設置 面積は3.0㎡(間口2.0m × 奥行1.5m)以上</p> <p>・ 駐車場 宅地、戸建住宅、共同住宅、長屋各戸に1台</p> <p>・ 防犯灯 町道、国道、県道、その他公共道に設置の場合 50mに1箇所 宅地等に設置の場合 30mに1箇所</p> <p>・ 義務教育負担金 宅地造成、宅地分譲又は1戸当たりの延べ床面積が、40㎡以上の共同住宅若しくは長屋の建築を目的とする開発事業を行なう場合 義務教育負担金 = (計画戸数 - 3) × 相模湖町の基準年度の(固定資産評価額(宅地の平均))</p> <p><b>【参考】</b> 平成15年度事前協議書届出件数 7件</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 義務教育負担金</p>	<p>中高層建築物(住宅用に限る)で、計画と戸数20戸以上の場合は、1戸当たり5㎡以上の公園等を設け、開発者において整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理</li> <li>・ 汚水の処理 公共下水道の処理区域汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外合併浄化槽の設置補助し適切な管理指導を行う。</li> <li>・ 消防施設 開発面積500㎡以上もしくは、計画戸数4戸以上においては、原則として消火栓の設置を行うものとするが、町と協議の上決定する。開発面積2,500㎡未満の場合は、原則として消火栓又は防火水槽の設置を行う。なお、2,500㎡以上の場合は、原則として防火水槽及び消火栓の併設を行う。</li> <li>・ ごみ収集所 宅地が概ね10戸に1箇所収集所を設ける。面積は3.0㎡(1.5m × 2.0m)</li> <li>・ 街灯 町が必要と認めたときは、街灯の設置を行うものとする。</li> <li>・ 集会施設等 町が必要と認めたとき開発者は、集会施設等の施設の建設を行う。</li> <li>・ 駐車場の確保 中高層建築物等を建設する開発行為のあつては、駐車場を確保し、その管理者を定めるものとする。</li> </ul> <p><b>【参考】</b> 平成15年度事前協議書届出件数 3件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	放置自転車対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	産業環境課	総務課
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全に関する条例施行規則		相模湖町放置車両の措置に関する要綱	
歳出予算額（平成16年度）	90,588千円	163千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車対策を講じることにより、安全で快適な都市環境を保持するとともに、公共の福祉の増進に寄与するもの。</p> <p>【内容】 自転車法・市条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>報酬 - 非常勤特別職員報酬 共済費 - 社会保険料 需要費 - 消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱費・物品等修繕費・施設修繕費 役務費 - 電話料・手数料・自動車損害保険料・その他保険料 委託料 - 施設等管理運営委託料・事務作業等委託料 使用料及び賃借料 - その他使用料及び賃借料</p> <p>工事請負費 - 建設工事費 原材料費 - 工用原材料費 公課費 - 国公課費</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p> <p>【負担金の概要】 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 全国自転車問題自治体連絡協議会研修負担金</p>	<p>【目的】 放置車両対策を講じることにより、良好な環境を確保するもの</p> <p>【内容】 自転車法・町条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>放置車両移動手数料（自転車）放置場所から保管場所 放置車両移動手数料（自転車）保管場所から処分場 放置車両移動手数料（二輪車）放置場所から保管場所 放置車両移動手数料（二輪車）保管場所から処分場 放置車両処分手数料（原付）広域行政組合へ搬入 クレーン作業代（主に二輪車） 放置車両草刈手数料（2回分）</p>	該当なし	要綱に基づき放置車両の移動、処分等を行なう。	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		都市部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 1 7	藤野町やまなみ温泉バスターミナル維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					897千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし 関連事務事業：バス対策事業				1. やまなみ温泉バスターミナル維持管理事業 【目的】 藤野町営バス及び路線バス利用者の安全と利便性の向上、利用促進、運行の円滑化を図り地域活性化を目的とする。 【事業内容】 ターミナル敷地内及び施設の清掃等。

管 理 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	幼稚園就園奨励補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・相模原市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金要綱・（国庫）：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・（町単）：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・津久井町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・相模湖町公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・藤野町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	652,702千円	28,040千円	20,475千円	3,121千円	418千円
歳入予算額（平成16年度）	171,709千円	4,544千円	5,795千円	551千円	111千円
【事務事業の内容】	<p>【対象】</p> <p>満3歳児から5歳児で6月1日（途中入園は10月1日）現在、幼稚園に在園し、市内に居住する者</p> <p>【補助金額】</p> <p>〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり</p> <p>〔市単独補助分〕 6月1日現在在園者のみ一律12,000円/年</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施</li> <li>補助事務謝礼を幼稚園に交付 270円/1件</li> <li>市内園のみ30,000円加算</li> </ul> <p>【16年度予算内訳】</p> <p>国庫補助分 7,242人 515,128千円</p> <p>市単独補助分 11,100人 133,200千円</p> <p>事務謝礼 4,374千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】</p> <p>私立幼稚園 111園 10,827人</p> <p>3歳児 1,999人</p> <p>4歳児 4,437人</p> <p>5歳児 4,391人</p> <p>【相模原市内私立幼稚園】（市外からの通園者含）</p> <p>私立幼稚園 45園 10,651人</p> <p>3歳児 1,937人</p> <p>4歳児 4,412人</p> <p>5歳児 4,302人</p>	<p>【対象】</p> <p>〔国庫補助分〕 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>〔町単独補助分〕 ・4歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し町内に居住する者</p> <p>【補助金額】</p> <p>〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり</p> <p>〔町単独補助分〕 各月16日（3月は1日）在園（居住）者一律4,000円/月</p> <p>【実施方法】</p> <p>〔国庫補助分〕 申請及び各保護者への交付について幼稚園を通して実施</p> <p>〔町単独補助分〕 申請は幼稚園を通し、交付は保護者口座に直接振込</p> <p>【16年度予算内訳】</p> <p>〔国庫補助分〕 217人 16,040千円</p> <p>〔町単独補助分〕 250人 12,000千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】</p> <p>私立幼稚園 10園 282人</p> <p>3歳児 59人</p> <p>4歳児 101人</p> <p>5歳児 122人</p> <p>【城山町内私立幼稚園】（町外からの通園者含）</p> <p>太陽の子幼稚園 3歳児 38人 4歳児 133人 5歳児 98人 合 計 269人</p> <p>わかば幼稚園 3歳児 29人 4歳児 69人 5歳児 73人 合 計 171人</p> <p>【城山町内公立幼稚園】</p> <p>城山幼稚園 3歳児 0人 4歳児 37人 5歳児 39人 合 計 76人</p>	<p>【対象】</p> <p>満3歳児から5歳児で幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】</p> <p>〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり</p> <p>〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施</li> </ul> <p>【16年度予算内訳】</p> <p>国庫補助分 275人</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】</p> <p>私立幼稚園 12園 366人</p> <p>3歳児 43人</p> <p>4歳児 170人</p> <p>5歳児 153人</p> <p>【津久井町内私立幼稚園】（町外からの通園者含）</p> <p>ばらの花幼稚園 3歳児 16人 4歳児 56人 5歳児 40人 合 計 112人</p> <p>津久井ヶ丘幼稚園 3歳児 25人 4歳児 71人 5歳児 74人 合 計 170人</p>	<p>【対象】</p> <p>満3歳児から5歳児 現在、幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】</p> <p>〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり</p> <p>〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【16年度予算内訳】</p> <p>国庫補助分 27人 1,980千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】</p> <p>私立幼稚園 4園 39人</p> <p>3歳児 6人</p> <p>4歳児 11人</p> <p>5歳児 22人</p> <p>公立幼稚園 1園 74人</p> <p>3歳児 0人</p> <p>4歳児 33人</p> <p>5歳児 41人</p> <p>【相模湖町内私立幼稚園】（町外からの通園者含）</p> <p>内郷花幼稚園 3歳児 6人 4歳児 18人 5歳児 18人 合 計 42人</p> <p>【相模湖町内公立幼稚園】</p> <p>相模湖幼稚園 3歳児 0人 4歳児 31人 5歳児 33人 合 計 64人</p>	<p>【対象】</p> <p>満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】</p> <p>〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり</p> <p>〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【16年度予算内訳】</p> <p>国庫補助分 5人 418千円</p> <p>【平成15年度就園奨励費補助金対象者】</p> <p>私立幼稚園 2園 4人</p> <p>3歳児 2人</p> <p>4歳児 0人</p> <p>5歳児 2人</p> <p>【藤野町内私立幼稚園】 なし</p> <p>【藤野町内公立幼稚園】</p> <p>ふじの幼稚園 3歳児 40人 4歳児 44人 5歳児 51人 合 計 135人</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	公立幼稚園に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等		城山町立幼稚園の管理運営に関する規則・ 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例・ 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則		相模湖町立幼稚園の管理運営に関する規則・ 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例・ 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則	藤野町立幼稚園の管理運営に関する規則 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 藤野町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則
歳出予算額（平成16年度）		13,558千円		4,933千円	27,229千円
歳入予算額（平成16年度）		13,220千円		5,853千円	22,960千円
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 城山町内に居住している4・5歳児 4歳児 40名（うち障害児5名） 5歳児 39名（うち障害児1名） 合計79名（H16.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1人 主任1人 教諭3人 臨時教諭1人 臨時運転手兼用務員1人 非常勤障害児介助員4人 合計11人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 9,480千円 月額10,000円×12月×79人 特別保育料 759千円 園バス利用者約30人×11月分 月額2,300～3,000円 施設等使用料 60千円 入園料 100千円 2,500円×40人 督促手数料 1千円 緊急地域雇用創出特別対策事業補助金 2,820千円 （歳入合計 13,220千円） 歳出 幼稚園運営管理経費 5,106千円 保健事業費 418千円 幼稚園維持管理経費 4,081千円 教育振興管理経費 533千円 車両維持管理経費 600千円 緊急雇用障害児介助員配置事業費 2,820千円 （歳出合計 13,558千円）</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス1台 ・臨時運転手兼用務員1人</p> <p>【給食】 ・完全給食（給食センターで調理、運搬する） ・給食費 225円 / 1食（特別会計に歳入計上）</p>	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 相模湖町内に居住している4・5歳児 4歳児 31名（うち障害児1名） 5歳児 33名（うち障害児0名） 合計64名（H16.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1人 園長補佐1人 主任教諭2人 臨時事務員1人 非常勤障害児介助員1人 合計6人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 5,760千円 月額7,500円×12月×64人 入園料 96千円 3,000円×32人 （歳入合計 5,856千円） 歳出 幼稚園維持管理費 4,482千円 幼稚園保育運営費 391千円 幼稚園各種負担金 60千円 （歳出合計 4,933千円）</p> <p>【送迎バス】 制度なし</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・給食費 45円 / 1食</p>	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 3・4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 藤野町内に居住している3・4・5歳児 3歳児 40名（うち障害児0名） 4歳児 44名（うち障害児0名） 5歳児 51名（うち障害児1名） 合計135名（H16.5.1現在）</p> <p>【職員数】 園長1名 主任教諭7名 養護教諭1名 非常勤教諭3名 臨時用務員1名 合計12人</p> <p>【予算】 歳入 現年幼稚園保育料 19,872千円 月額12,000円×12月×138名 過年度幼稚園保育料 140千円 入園料 138千円 1人3,000円×46名 緊急地域雇用創出特別対策事業補助金 2,810千円 （歳入合計 22,960千円） 歳出 幼稚園維持管理費 2,599千円 幼稚園運営管理費 2,699千円 保健事業費 566千円 車輛維持管理費 198千円 臨時職員賃金等 6,892千円 各種負担金 278千円 （歳出合計 22,960千円）</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス3台 ・主管課はまちづくり課</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・1食 45/1食</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
30	公立幼稚園に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】					<p>【3年教育の実施】</p> <p>《目的》 藤野町総合計画に基づき、町立幼稚園での3年教育を実施し、教育環境のさらなる充実を図ります。</p> <p>《内容》 これまでの4歳児、5歳児の2年保育に加え、平成14年度より3歳児保育を開始している。</p> <p>《事業の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15.5.1現在園児数</li> <li>3歳児 40名</li> <li>4歳児 52名</li> <li>5歳児 46名</li> <li>計 138名</li> <li>・平成16.5.1現在園児数</li> <li>3歳児 40名</li> <li>4歳児 44名</li> <li>5歳児 51名</li> <li>計 135名</li> </ul> <p>【チャイルドバス運行事業】</p> <p>《目的》 町立幼稚園の園児を安全に通園させることを目的とする。</p> <p>《事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町立ふじの幼稚園の通学に係る運行</li> <li>(2) 町立ふじの幼稚園及び町立日連保育所の園外行事に係る運行</li> </ul> <p>《事業費》 4,269千円</p> <p>【幼稚園教諭研修】</p> <p>《目的》 幼稚園教育について見識を深めるとともに指導力の向上を図る。</p> <p>《内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 園児夏季休暇中の職員研修参加費負担(町費)</li> <li>2. 幼児・児童・生徒指導担当者研修会(町費)</li> <li>3. 神奈川県公立幼稚園協会研修</li> <li>4. 津久井清川地区連絡協議会</li> <li>5. 神奈川県所管の研修</li> </ol>



生涯學習部會

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	文化財保護管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例 消防法	文化財保護法 城山町文化財保護条例 城山町指定重要文化財等保存管理奨励金交付要綱 津久井郡郷土資料館規則	文化財保護法 津久井町文化財保護条例 津久井町補助金等の予算の執行に関する規則	文化財保護法 相模湖町文化財保護条例 相模湖町小原の郷の設置及び管理に関する条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成16年度）	9,510千円	788千円	1,342千円	5,538千円	708千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	56千円	59（財務課管財係で収入）	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の貴重な文化財や関連施設を管理するとともに文化財保護団体等の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 ○ 古民家園の管理 県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築・復原した古民家園の公開・管理を行う。 開園日数 359日 来園者数 33,957人 ○ 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、新たに指定・登録した文化財等の案内板を設置。 15年度設置数 6基 ○ 防災訓練の実施 文化財防火デーにあわせ、文化財管理者、地域消防団団員、消防署の協力のもと古民家園等をはじめとして、市内の社寺等15か所で防災訓練を行う。 ○ 消火器の設置・設備等の点検 文化財に設置した消火器の点検や消防設備の点検を行う。 ○ 史跡等の除草・清掃 史跡田名原及び勝坂遺跡を始めたした史跡の除草管理を行う。 国指定史跡 2か所 市指定史跡他3か所</p> <p>【補助金・交付金】 ○ 指定・登録文化財保存管理の奨励 「名称」 指定・登録文化財奨励金 「目的及び内容等」 指定・登録文化財の管理奨励金 「金額」1,665千円 「名称」 市民俗芸能保存協会補助金 「目的及び内容」 民俗芸能の保存・活用・継承に係る補助 「金額」162千円</p>	<p>【目的】 町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るための奨励金の交付や貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 遺跡等清掃管理 国指定史跡川尻石器時代遺跡の除草及び伝説「下馬梅」の剪定等の管理を地元老人会又は近隣居住者に依頼している。 15年度設置数 0基 16年度設置予定数 1基 謝礼額 2件 35千円（16年度）</p> <p>町指定重要文化財等の保存管理奨励金 奨励金の交付 1件</p> <p>&lt;参考&gt; 文化財案内板等の設置（既設分） 国指定史跡及び町指定重要文化財を広く案内するため、案内板を設置。 設置数 5基 町内の史跡、伝説の地等に案内板を設置。 設置数 3基 歴史的地名標柱等の設置 失われつつある古い地名を後世に伝えるため 標柱及び道標の設置 設置数 19基（標柱18基、道標1基）</p> <p>津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p> <p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理するとともに文化財保護団体の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【事業の内容】 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、指定文化財等に案内板を設置する。 15年度設置数 0基 16年度設置予定数 1基</p> <p>津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p> <p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>【運営委員会助成金】 877千円（16年度） 4町総額2,700千円</p> <p>【庁舎施設等使用料】 59千円（16年度） 財務課管財係で収入</p> <p>指定・登録文化財保存管理の奨励 鳥屋獅子舞保存会助成金の交付 90千円 鳥屋の獅子舞：県指定無形民俗文化財</p> <p>【参考】 国登録有形文化財 2件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 1件 町指定文化財 4件</p>	<p>【目的】 国、県及び町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るため、指定文化財所有者等に管理委託をし、貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 国及び町指定文化財の管理 指定文化財の保護、保存を良好な状態に維持するため委託をする。 ・寸沢嵐石器時代遺跡（国指定文化財） ・善勝寺の高野墳（町指定天然記念物）</p> <p>小原宿本陣施設管理 平成16年2月13日に県の重要文化財として指定される。県内に唯一現存する本陣であり、貴重な文化財として保存し、後世に継承していく。</p> <p>開館日数 302日 来館者数 5,505人</p> <p>相模湖町小原の郷維持管理 平成16年4月27日に開館。相模湖町の歴史文化に関する資料の展示を行い、町民の意識及び教養の向上を図るとともに、都市住民との交流に寄与する。</p> <p>開館時間 午前10時～午後4時30分 休館日 月曜日（月曜日が休日の場合は、以後の直近の休日でない日）年末年始（12月28日～翌年1月4日まで）</p> <p>津久井郡郷土資料館</p> <p>【目的】 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。</p> <p>【所在地、規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建325㎡（内、資料館部分約194㎡）</p> <p>【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等）</p> <p>【開館日】 水・金・土曜日</p>	<p>【目的】 町内の貴重な文化財を管理し、活用を図り、文化財保護の普及啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○町指定文化財保護管理に係る報償費 9件 90千円 ○専門委員謝礼 町内の古民家調査に係る専門委員への謝礼 60千円 ○津久井郡郷土資料館 郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集・保管・展示などを行い 郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地・規模等】 津久井町中野1681 木造平屋建 325㎡（内資料館内部約194㎡） 【運営】 津久井郡郷土資料館運営委員会（構成：城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等） 【開館日】 水・金・土曜日 ○運営委員会助成金 558千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																															
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																															
7	文化財保護管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																												
【事務事業の内容】	<p>「名称」 市文化財研究協議会補助金</p> <p>「目的及び内容等」 市民による文化財研究の補助と文化財普及</p> <p>「金額」 138千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td style="text-align: right;">2件</td> <td>国重要文化財</td><td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>国特別天然記念物</td><td style="text-align: right;">1件</td> <td>国天然記念物</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">1件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>県指定無形民俗文化財</td><td style="text-align: right;">2件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>市指定文化財</td><td style="text-align: right;">24件</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>市登録文化財</td><td style="text-align: right;">39件</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">496</td> </tr> <tr> <td>役務費</td><td style="text-align: right;">87</td> </tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">6,813</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">149</td> </tr> <tr> <td>負担金補助・交付金</td><td style="text-align: right;">1,965</td> </tr> </table>	国指定史跡	2件	国重要文化財	2件	国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件	県指定重要文化財	1件			県指定無形民俗文化財	2件			市指定文化財	24件			市登録文化財	39件			需用費	496	役務費	87	委託料	6,813	使用料及び賃借料	149	負担金補助・交付金	1,965	<p>【運営委員会助成金】 743千円（16年度） 4町総額2,700千円</p> <p>【特定財源】 庁舎施設等使用料 56千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>町指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table>	国指定史跡	1件	県指定重要文化財	1件	町指定重要文化財	3件		<p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>【運営委員会助成金】 524千円（16年度） 4町総額2,700千円</p> <p>【参考】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>国指定史跡</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>県指定重要文化財</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>町指定天然記念物</td><td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>共済費</td><td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>賃金</td><td style="text-align: right;">2,791</td> </tr> <tr> <td>需用費</td><td style="text-align: right;">568</td> </tr> <tr> <td>役務費</td><td style="text-align: right;">233</td> </tr> <tr> <td>委託料</td><td style="text-align: right;">1,297</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">108</td> </tr> <tr> <td>負担金補助・交付金</td><td style="text-align: right;">524</td> </tr> </table>	国指定史跡	1件	県指定重要文化財	1件	町指定天然記念物	1件	共済費	17	賃金	2,791	需用費	568	役務費	233	委託料	1,297	使用料及び賃借料	108	負担金補助・交付金	524	
国指定史跡	2件	国重要文化財	2件																																																														
国特別天然記念物	1件	国天然記念物	1件																																																														
県指定重要文化財	1件																																																																
県指定無形民俗文化財	2件																																																																
市指定文化財	24件																																																																
市登録文化財	39件																																																																
需用費	496																																																																
役務費	87																																																																
委託料	6,813																																																																
使用料及び賃借料	149																																																																
負担金補助・交付金	1,965																																																																
国指定史跡	1件																																																																
県指定重要文化財	1件																																																																
町指定重要文化財	3件																																																																
国指定史跡	1件																																																																
県指定重要文化財	1件																																																																
町指定天然記念物	1件																																																																
共済費	17																																																																
賃金	2,791																																																																
需用費	568																																																																
役務費	233																																																																
委託料	1,297																																																																
使用料及び賃借料	108																																																																
負担金補助・交付金	524																																																																

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	文化財調査事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法 相模湖町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成16年度）	11,717千円	13千円	100千円	46千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定・登録文化財の調査 文化財の指定・登録及び現状変更等にあたり、文化財保護審議会委員が調査を行う。 調査回数 4回 調査委員 延べ12人 調査文化財 9件</li> <li>○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財調査員（非常勤特別職） 4名 埋蔵文化財調査の専門的経験と実績のある者を調査員として採用し、埋蔵文化財の発掘調査等を行う。（最長5年の任期）</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数 窓口事前照会数 3,712件 開発事業事前協議回議件数 166件 発掘調査 6件 試掘調査 42件 工事立会 58件 史跡整備に伴う発掘調査 1件</p> <p>【予算内訳】単位千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬（非常勤特別職） 9,860</li> <li>共済費（非常勤特別職） 1,247</li> <li>報償費 54</li> <li>旅費（非常勤特別職） 221</li> <li>需用費 335</li> </ul>	<p>【目的】 町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財事務処理件数 窓口事前照会数 136件 開発事業事前協議回議件数 2件 発掘調査 0件 試掘調査 5件 工事立会 41件 史跡整備に伴う発掘調査 1件</p>	<p>【目的】 町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財事務処理件数 窓口事前照会数 28件 開発事業事前協議回議件数 9件 発掘調査 0件 試掘調査 3件 工事立会 6件 史跡整備に伴う発掘調査 0件</p>	<p>【目的】 町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財事務処理件数 窓口事前照会数 23件 開発事業事前協議回議件数 3件 発掘調査 0件 試掘調査 0件 工事立会 1件 史跡整備に伴う発掘調査 0件</p>	<p>【目的】 町内の文化財の調整 埋蔵文化財発掘調査などを行う</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件 埋蔵文化財の調査</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為などの土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>【埋蔵文化財事務処理件数】 窓口事前照会数 20件 開発事業事前協議件数 0件 発掘調査 1件 試掘調査 2件 工事立会 2件 史跡整備に伴う発掘調査 0件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名									
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク									
10	遺跡保存整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課						
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法 城山町文化財保護条例 国指定史跡川尻石器時代遺跡整備委員会設置要綱 史跡等土地先行取得取扱要領 都市公園法	文化財保護法、津久井町文化財保護条例								
歳出予算額（平成16年度）	27,858千円	267,033千円	3,887千円								
歳入予算額（平成16年度）	3,620千円	258,986千円	0千円								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 史跡田名向原遺跡の保存整備のため設計等の作成や史跡勝坂遺跡の保存整備のための発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 史跡田名向原遺跡の保存整備事業  史跡整備のため土木工事に伴う発掘調査及び測量調査を実施。 整備・活用に向け、田名向原遺跡で行われていた黒曜石の尖頭器作り講習会の開催や植栽事業の実施。 会場 田名向原遺跡 田名向原遺跡研究会の開催（2回） 田名向原遺跡整備委員会の開催（3回） 田名向原遺跡調査報告書の作成</li> <li>○ 史跡勝坂遺跡の保存整備事業  史跡整備のため、縄文時代の住居復元に必要な発掘調査を実施。 整備活用に向け、勝坂遺跡の魅力アピールするとともに市民の意見を整備内容に反映するため、シンポジウムとプレ・イベントを開催。 「勝坂遺跡公園整備検討会」の開催。 プレ・イベント 『遺跡見学会と縄文の集い～太古の音が聞こえますか？』 会場 勝坂遺跡 内容 遺跡見学会 縄文コンサート（出演：天地楽団106） 土器の野焼き実演 市民によるキノコノカミソリの植栽</li> <li>勝坂遺跡シンポジウム 『勝坂遺跡のある風景～遺跡をイキイキさせるには？』 会場 ソレイユさがみ セミナールーム 内容 基調講演 「縄文の香りがする公園」 パネルディスカッション 「遺跡が私たちに残してくれたもの」</li> </ul>	<p>【目的】 国指定史跡川尻石器時代遺跡の保存と活用を図るため、歴史公園として整備することを目的として、整備委員会の開催や発掘調査等を行う。 また、史跡の公有化を行い、国民共有の財産として適切に保存・管理していく。</p> <p>【内容】</p> <p>平成16年度歴史公園整備事業 史跡の現況を把握し、これまでの発掘調査に基づく遺構の分布状況を確認するため、測量調査を実施。 整備委員会の開催（3回） 川尻石器時代遺跡に関する講演等（3回） 平成14・15年度発掘調査の出土品整理作業及び発掘調査報告書の刊行（500部）。</p> <p>特定財源 国庫補助 2分の1補助 埋蔵文化財緊急調査費補助金 3,302千円 県補助金 6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金 884千円</p> <p>平成16年度史跡指定地購入事業 史跡指定地及び追加指定地の先行取得（補助事業）。 先行取得予定面積 6,219.91㎡ 既指定地 21,841.84㎡ (追加指定予定地含む) 公有化面積 4,024.92㎡(公有化率18%) 追加指定すべき面積 2,960.09㎡ 要公有化面積 20,777.01㎡(飛び地含む) 不動産鑑定 物件補償調査 地権者説明会 特定財源 地方債 公共用地先行取得等事業債 254,800千円 充当率 100%</p>	<p>【目的】 津久井城跡遺跡の整備についての検討、研究等、遺跡整備を進めるための発掘調査を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>津久井城跡遺跡学術調査 学術調査のために発掘調査及び測量調査を実施 津久井城跡遺跡調査 報告書の作成 津久井城跡遺跡調査見学会の開催（2回） 津久井城跡遺跡調査調査会の開催（1回）</p> <p>【事業費の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>報償費</td> <td style="text-align: right;">176,000円</td> </tr> <tr> <td>需用費（消耗品費、食糧費）</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">3,700,000円</td> </tr> </table>	報償費	176,000円	需用費（消耗品費、食糧費）	11,000円	委託料	3,700,000円	該当なし	該当なし
報償費	176,000円										
需用費（消耗品費、食糧費）	11,000円										
委託料	3,700,000円										

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	遺跡保存整備事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>勝坂遺跡公園整備検討会 平成元年に策定された「(仮称)勝坂遺跡公園基本設計」に今日的視点から検討を加え、保存活用型の公園整備に資するため「勝坂遺跡公園整備検討会」を2回開催。</p> <p>【参考】 保存整備を要する国指定史跡等 勝坂遺跡 田名向原遺跡</p> <p>【特定財源】単位千円 国補助金 2分の1補助 史跡等整備費補助金 3,100 県補助金 6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金 520</p> <p>【予算内訳】単位千円 報償費 649 旅費 95 需用費 200 委託料 26,852 使用料賃借料 62</p>				

# 事務事業現況調査

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																																																																																									
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																																																																																																																									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																																																																																									
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																						
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課																																																																																																																																																																						
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法 相模湖町文化財保護条例	文化財保護法 藤野町文化財保護条例																																																																																																																																																																						
歳出予算額（平成16年度）	5,850千円	108千円	0千円	0千円	0円																																																																																																																																																																						
歳入予算額（平成16年度）	3,600千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>  窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">3,712件</td></tr> <tr><td>  開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">166件</td></tr> <tr><td>  土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">39件</td></tr> <tr><td>    ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">44件</td></tr> <tr><td>  発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>    ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>  ・公共事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>  ・民間事業</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>  試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">35件</td></tr> <tr><td>  工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">29件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">29件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>  ・史跡勝坂遺跡</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	3,712件	開発事前協議回議件数	166件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	39件	・法57条の3	44件	発掘調査届出・報告数		・法57条	5件	・法58条の2	2件	本発掘調査		・公共事業	1件	・民間事業	5件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	35件	工事立会		・公共事業	29件	・民間事業	29件	・史跡勝坂遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>  窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">136件</td></tr> <tr><td>  開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>  土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">39件</td></tr> <tr><td>    ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>  発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>    ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>  ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>  工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">39件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>  ・史跡川尻石器時代遺跡</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	136件	開発事前協議回議件数	2件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	39件	・法57条の3	2件	発掘調査届出・報告数		・法57条	3件	・法58条の2	1件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	5件	工事立会		・公共事業	2件	・民間事業	39件	・史跡川尻石器時代遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>  窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">28件</td></tr> <tr><td>  開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">9件</td></tr> <tr><td>  土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td>    ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>  発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>  ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>  ・津久井城跡遺跡</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	28件	開発事前協議回議件数	9件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	6件	・法57条の3	3件	発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	1件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	工事立会		・公共事業	1件	・民間事業	2件	・津久井城跡遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>  窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td>  開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>  土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>    ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・法58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>  ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>    ・公共事業</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>    ・民間事業</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	23件	開発事前協議回議件数	3件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	1件	・法57条の3	0件	発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	0件	本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	工事立会		・公共事業	0件	・民間事業	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。</p> <p>土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>埋蔵文化財事務処理件数</td><td></td></tr> <tr><td>  窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">20件</td></tr> <tr><td>  開発事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条の2</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>    ・法57条の3</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>  発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>    ・法57条・法58条の2</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	埋蔵文化財事務処理件数		窓口事前照会数	20件	開発事前協議回議件数	0件	土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	2件	・法57条の3	0件	発掘調査届出・報告数		・法57条・法58条の2	0件
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																											
窓口事前照会数	3,712件																																																																																																																																																																										
開発事前協議回議件数	166件																																																																																																																																																																										
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																											
・法57条の2	39件																																																																																																																																																																										
・法57条の3	44件																																																																																																																																																																										
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																											
・法57条	5件																																																																																																																																																																										
・法58条の2	2件																																																																																																																																																																										
本発掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	1件																																																																																																																																																																										
・民間事業	5件																																																																																																																																																																										
試掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	35件																																																																																																																																																																										
工事立会																																																																																																																																																																											
・公共事業	29件																																																																																																																																																																										
・民間事業	29件																																																																																																																																																																										
・史跡勝坂遺跡	1件																																																																																																																																																																										
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																											
窓口事前照会数	136件																																																																																																																																																																										
開発事前協議回議件数	2件																																																																																																																																																																										
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																											
・法57条の2	39件																																																																																																																																																																										
・法57条の3	2件																																																																																																																																																																										
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																											
・法57条	3件																																																																																																																																																																										
・法58条の2	1件																																																																																																																																																																										
本発掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	0件																																																																																																																																																																										
試掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	5件																																																																																																																																																																										
工事立会																																																																																																																																																																											
・公共事業	2件																																																																																																																																																																										
・民間事業	39件																																																																																																																																																																										
・史跡川尻石器時代遺跡	1件																																																																																																																																																																										
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																											
窓口事前照会数	28件																																																																																																																																																																										
開発事前協議回議件数	9件																																																																																																																																																																										
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																											
・法57条の2	6件																																																																																																																																																																										
・法57条の3	3件																																																																																																																																																																										
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																											
・法57条	0件																																																																																																																																																																										
・法58条の2	1件																																																																																																																																																																										
本発掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	0件																																																																																																																																																																										
試掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	0件																																																																																																																																																																										
工事立会																																																																																																																																																																											
・公共事業	1件																																																																																																																																																																										
・民間事業	2件																																																																																																																																																																										
・津久井城跡遺跡	1件																																																																																																																																																																										
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																											
窓口事前照会数	23件																																																																																																																																																																										
開発事前協議回議件数	3件																																																																																																																																																																										
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																											
・法57条の2	1件																																																																																																																																																																										
・法57条の3	0件																																																																																																																																																																										
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																											
・法57条	0件																																																																																																																																																																										
・法58条の2	0件																																																																																																																																																																										
本発掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	0件																																																																																																																																																																										
試掘調査																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	0件																																																																																																																																																																										
工事立会																																																																																																																																																																											
・公共事業	0件																																																																																																																																																																										
・民間事業	1件																																																																																																																																																																										
埋蔵文化財事務処理件数																																																																																																																																																																											
窓口事前照会数	20件																																																																																																																																																																										
開発事前協議回議件数	0件																																																																																																																																																																										
土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																																											
・法57条の2	2件																																																																																																																																																																										
・法57条の3	0件																																																																																																																																																																										
発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																																											
・法57条・法58条の2	0件																																																																																																																																																																										

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	埋蔵文化財の保護と開発事業との調整	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>埋蔵物の鑑査・文化財認定件数 (中核市事務)</p> <p>本発掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間調査組織によるもの    5件</li> <li>・市教育委員会によるもの    2件</li> </ul> <p>試掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間調査組織によるもの    0件</li> <li>・市教育委員会によるもの    1件</li> </ul> <p>調査概要    ( 7 件 )</p> <p>○ 上矢部和組遺跡第 3 地点(相模原市 61)</p> <p>遺跡の種類    集落跡 調査期間    平成15年5月12日～15年5月16日 所在地    上矢部5丁目35番2 他 6 件</p> <p>○ 試掘調査(国庫補助対象分)    ( 38件 )</p> <p>...</p> <p>調査原因    宅地造成 調査地    上鶴間579番3 遺跡の名称    相模原市遺 21遺跡 時代・種類    縄文・古墳・奈良～平安・散布地</p> <p>ほか 3 7 件</p> <p>【特定財源】    単位千円</p> <p>国補助金    2分の1補助 埋蔵文化財緊急調査費補助金    2,700 県補助金    6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金    900</p> <p>【予算内訳】</p> <p>委託料(埋蔵文化財発掘調査委託) 5,850</p>	<p>調査概要</p> <p>○ 試掘調査(5件)</p> <p>調査原因    宅地造成 調査地    川尻字風間5375・1他 遺跡の名称    城山町遺 9遺跡 時代・種類    旧石器・縄文・平安・中世・近世・散布地</p> <p>ほか4件</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	はたちのつどい開催事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市はたちのつどい開催要項				
歳出予算額（平成16年度）	4,292千円	950千円	512千円	399千円	300千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 居住する地区に応じて3部に分けて実施</p> <p>【会場】 グリーンホール相模大野</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 7,637人 (2) H14年度 7,514人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 4,940人 (2) H14年度 4,300人</p> <p>【内容】 (1) 大ホール ア 開場（30分） イ 式典（10分） ウ アトラクション【記念映画上映】（15分） 一部につき概ね60分で終了</p> <p>(2) 多目的ホール ア 青年団体への運営委託により次の催しを実施 ・青年団体運営による記念撮影セット ・喫茶コーナー ・着崩れ直し等 イ その他 成人式ボランティア団体による協力（H15年度） ・成人式ニュースレターの作成（H15年度） ・式典開始前VTRの制作（H15年度） ・司会、舞台看板企画等（H15年度）</p> <p>【事前準備内容】 (1) 意見提案会の開催 参加対象の新成人より出席者を募り、意見を聴取し、開催内容検討時の参考とする。 (2) 記念映画作成 委託により、市内新成人が出演する記念映画を作成する。</p> <p>【予算内訳】（千円） 需用費430（案内状等、消耗品）、役務費80（看板筆耕料）、委託料3,113（記念映画作成2,090、青年コーナー350、警備委託567、案内状等封緘106）</p>	<p>【目的】 成人に達したことを自覚し、青年の新しい門出を祝い、良き社会人になることを祈念し新行する</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 午前9時30分から午前11時30分</p> <p>【式典会場】 町立川尻小学校体育館</p> <p>【成人用駐車場】 町立川尻小学校校庭</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 316人 (2) H14年度 348人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 209人 (2) H14年度 230人</p> <p>【内容】 受付：午前9時30分 式典：午前10時00分～10時30分 ・開式のことば（教育委員長） ・町民の歌斉唱 ・式辞（町長） ・お祝いのことば（町議会議長、県議会議員） ・成人のことば（成人者代表1名） ・閉式のことば（教育委員長職務代理者）</p> <p>アトラクション：午前10時30分～10時50分 町内中学校（2校）吹奏楽部合同演奏 記念撮影：午前11時00分～11時30分 参加者を3班に分け撮影し、3枚1組で出席者全員に後日 送付する 謝礼：30千円（式典用盆栽借用、アトラクション） 消耗品：84千円（床養生シート等） 印刷製本費：586千円（プログラム、記念写真） 委託料：250千円（体育館暖房設備設置委託料）</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「津久井」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 参加対象者全員により1回実施 午前10：00～12：00</p> <p>【会場】 津久井町文化福祉会館ホール（定員415名）</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 440人 (2) H14年度 436人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 353人 (2) H14年度 334人</p> <p>【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会で決定。平成14、15年度はスライドショーを実施） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（60分）</p> <p>【事前準備等】 実行委員会の開催 参加対象の新成人から希望者を募り、15人程度で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。 終了後は反省会を行う。</p> <p>【その他】 記念写真は、人数を調整し3回に分けて撮影する。参加者を対象に、2月中旬から町施設窓口で無料で配布する。</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し、成人としての意識を育てる。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 13：30～15：30</p> <p>【会場】 相模湖交流センター（定員456名）</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 138人 (2) H14年度 119人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 103人 (2) H14年度 86人</p> <p>【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会で決定。） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（30分）</p> <p>【事前準備等】 実行委員会の開催 参加対象の新成人〔7人〕社会教育委員〔3人〕で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し成人としての意識を育てる。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日、月曜日）</p> <p>実施期間（11:00～15:00）</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 138名 (2) H14年度 171名</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 114名 (2) H14年度 145名</p> <p>【内容】 ア 式典 30分 イ 記念写真の撮影 10分 ウ 懇親パーティー 約2時間 エ アトラクション</p> <p>（実行委員会で決定） オ 実行委員会への補助金 【予算内訳】 需要費 100千円 印刷製本費 40千円 成人式写真代 19千円 郵送料 70千円</p>